



毎月2回10日・25日発行
 発行所
 川崎市役所
 (総務企画局総務部法制課)
 川崎市川崎区宮本町1
 電 話 044-200-2062
 F A X 044-200-3748

目 次

条 例

◇川崎市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例(第1号) 1660

◇川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例(第2号) 1661

◇川崎市職員定数条例の一部を改正する条例(第3号) 1662

◇川崎市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例(第4号) 1662

◇川崎市報酬及び費用弁償額並びにその支給条例の一部を改正する条例(第5号) 1662

◇川崎市基金条例の一部を改正する条例(第6号) 1662

◇川崎市手数料条例の一部を改正する条例(第7号) 1663

◇川崎市印鑑条例の一部を改正する条例(第8号) 1665

◇川崎市特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例(第9号) 1665

◇川崎市中央卸売市場業務条例及び川崎市地方卸売市場業務条例の一部を改正する条例(第10号) 1665

◇川崎市自転車競走実施条例の一部を改正する条例(第11号) 1678

◇川崎市小規模水道及び小規模受水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例の一部を改正する条例(第12号) 1678

◇川崎市食品衛生法に基づく営業に係る公衆衛生上講ずべき措置の基準に関する条例の廃止等に関する条例

(第13号) 1679

◇川崎市葬祭条例の一部を改正する条例(第14号) 1679

◇川崎市動物の愛護及び管理に関する条例及び川崎市動物愛護センター条例の一部を改正する条例(第15号) 1679

◇川崎市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例(第16号) 1680

◇川崎市地区計画の区域内における建築物等の形態意匠の制限に関する条例の一部を改正する条例(第17号) 1680

◇川崎市建築基準条例の一部を改正する条例(第18号) 1680

◇川崎市地区計画の区域内における建築物に係る制限に関する条例の一部を改正する条例(第19号) 1680

◇川崎市都市公園条例の一部を改正する条例(第20号) 1681

◇川崎市水道事業、工業用水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例(第21号) 1682

◇川崎市消防手数料条例の一部を改正する条例(第22号) 1682

◇川崎市消防団の設置及び定員等に関する条例等の一部を改正する条例(第23号) 1682

◇川崎市消防団給与条例の一部を改正する条例(第24号) 1683

◇川崎市学校給食費の管理に関する条例(第25号) 1683

◇川崎市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(第26号) 1684

規 則

◇地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整備に関する規則(第10号) 1684

◇川崎市事務分掌規則等の一部を改正する規則(第11号) 1684

◇川崎市区役所等事務分掌規則の一部を改正する規則(第12号) ……………	1689	則の一部を改正する規則(第31号) ……………	1713
◇川崎市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則(第13号) ……………	1690	◇川崎市児童相談所長委任規則の一部を改正する規則(第32号) ……………	1715
◇川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例施行規則の一部を改正する規則(第14号) ……………	1691	◇川崎市保育園条例施行規則の一部を改正する規則(第33号) ……………	1715
◇川崎市職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則(第15号) ……………	1692	◇川崎市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則(第34号) ……………	1715
◇川崎市職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則(第16号) ……………	1692	◇川崎市自転車等の放置防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則(第35号) ……………	1716
◇川崎市職員被服貸与規則の一部を改正する規則(第17号) ……………	1692	◇川崎市金銭会計規則の一部を改正する規則(第36号) ……………	1716
◇川崎市債権管理規則の一部を改正する規則(第18号) ……………	1693	◇川崎市物品会計規則の一部を改正する規則(第37号) ……………	1719
◇川崎市予算及び決算規則の一部を改正する規則(第19号) ……………	1693	◇川崎市消防団員の服制等に関する規則の一部を改正する規則(第38号) ……………	1719
◇川崎市賠償責任職員の指定等に関する規則の一部を改正する規則(第20号) ……………	1693	◇川崎市消防団員手帳規則の一部を改正する規則(第39号) ……………	1720
◇川崎市特定非営利活動促進法施行細則の一部を改正する規則(第21号) ……………	1693	◇川崎市学校給食費の管理に関する条例施行規則(第40号) ……………	1720
◇川崎市自転車競走実施規則の一部を改正する規則(第22号) ……………	1694	告 示	
◇川崎市自転車競走競技規則の一部を改正する規則(第23号) ……………	1694	◇土壌汚染対策法に基づく形質変更時 要届出区域の指定(第120号) ……………	1721
◇川崎市環境基本条例施行規則の一部を改正する規則(第24号) ……………	1695	◇自転車等の撤去と保管(第121号) ……………	1723
◇川崎市興行場法施行細則の一部を改正する規則(第25号) ……………	1695	◇道路区域の変更(第122号) ……………	1723
◇川崎市小規模水道及び小規模受水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例施行規則の一部を改正する規則(第26号) ……………	1696	◇道路の供用開始(第123号) ……………	1723
◇川崎市医療法施行細則の一部を改正する規則(第27号) ……………	1696	◇港湾施設の名称、位置、規模等(第124号) ……………	1723
◇川崎市立看護短期大学学則の一部を改正する規則(第28号) ……………	1700	◇道路区域の変更(第125号) ……………	1725
◇川崎市身体障害者更生資金貸付条例施行規則の一部を改正する規則(第29号) ……………	1700	◇道路の供用開始(第126号) ……………	1725
◇川崎市母子保健法施行細則の一部を改正する規則(第30号) ……………	1712	◇道路区域の変更(第127号) ……………	1725
◇川崎市結核児童療育給付事務取扱細則の一部を改正する規則(第31号) ……………	1713	◇道路の供用開始(第128号) ……………	1725
		◇土壌汚染対策法に基づく形質変更時 要届出区域の指定の一部解除(第129号) ……………	1725
		◇土壌汚染対策法に基づく形質変更時 要届出区域の指定の一部解除(第130号) ……………	1727
		◇介護保険法によるサービス事業者等の指定等(第131号) ……………	1729
		◇介護保険法等によるサービス事業所等の廃止等(第132号) ……………	1729
		◇自転車等の撤去と保管(第133号) ……………	1730
		◇議決された予算の公表(第134号) ……………	1730
		◇道路区域の変更(第135号) ……………	1760
		◇道路の供用開始(第136号) ……………	1760
		◇道路区域の変更(第137号) ……………	1761
		◇道路の供用開始(第138号) ……………	1761

◇道路区域の変更(第139号).....	1761	辞退による廃止(第175号).....	1787
◇道路の供用開始(第140号).....	1761	◇生活保護法等による指定医療機関の	
◇道路区域の変更(第141号).....	1761	廃止(第176号).....	1787
◇道路の供用開始(第142号).....	1762	◇生活保護法等による指定施術機関の	
◇道路区域の変更(第143号).....	1762	廃止(第177号).....	1787
◇道路の供用開始(第144号).....	1762	◇景観計画の変更(第178号).....	1787
◇道路区域の変更(第145号).....	1762	◇都市計画法の規定による変更認可	
◇道路の供用開始(第146号).....	1762	(第179号).....	1787
◇生活保護法等による指定介護機関の		◇都市計画法の規定による都市計画事	
変更(第147号).....	1763	業の図書の写しの縦覧(第180号).....	1788
◇生活保護法等による指定介護機関の		◇都市計画法の規定による変更認可	
廃止(第148号).....	1763	(第181号).....	1788
◇市道路線の認定(第149号).....	1763	◇都市計画法の規定による都市計画事	
◇道路区域の決定(第150号).....	1763	業の図書の写しの縦覧(第182号).....	1788
◇道路の供用開始(第151号).....	1764	公 告	
◇市道路線の廃止(第152号).....	1764	◇一般競争入札の執行(第297号).....	1788
◇道路区域の変更(第153号).....	1765	◇道路位置の廃止(第298号).....	1792
◇道路の供用開始(第154号).....	1765	◇開発行為に関する工事の完了(第299	
◇個人情報保護条例の規定による個人		号).....	1792
情報ファイルの届出(第155号).....	1765	◇農用地利用集積計画の制定(第300	
◇個人情報保護条例の規定による目的		号).....	1792
外利用等の届出(第156号).....	1765	◇一般競争入札の執行(第301号).....	1795
◇行旅死亡人の告示(第157号).....	1765	◇一般競争入札の執行(第302号).....	1796
◇川崎市一般廃棄物処理実施計画(第		◇公募型プロポーザルの実施(第303	
158号).....	1766	号).....	1804
◇予防接種の業務を行う医師等(第159		◇一団地の総合的設計制度の認定(第	
号).....	1775	304号).....	1805
◇定期予防接種の実施(第160号).....	1781	◇一般競争入札の執行(第305号).....	1805
◇定期予防接種の実施(第161号).....	1782	◇都市公園の供用開始(第306号).....	1808
◇定期予防接種の実施(第162号).....	1782	◇一般競争入札の執行(第307号).....	1808
◇定期予防接種の実施(第163号).....	1782	◇一般競争入札の執行(第308号).....	1810
◇定期予防接種の実施(第164号).....	1783	◇一般競争入札の執行(第309号).....	1812
◇定期予防接種の実施(第165号).....	1783	◇一般競争入札の執行(第310号).....	1814
◇定期予防接種の実施(第166号).....	1783	◇一般競争入札の執行(第311号).....	1816
◇定期予防接種の実施(第167号).....	1784	◇一般競争入札の執行(第312号).....	1817
◇定期予防接種の実施(第168号).....	1784	◇一般競争入札の執行(第313号).....	1819
◇定期予防接種の実施(第169号).....	1784	◇一般競争入札の執行(第314号).....	1820
◇自転車等の撤去と保管(第170号).....	1785	◇一般競争入札の執行(第315号).....	1822
◇情報通信の技術を利用する方法によ		◇開発行為に関する工事の完了(第316	
り行う行政手続等の一部改正(第171		号).....	1823
号).....	1785	◇一般競争入札の執行(第317号).....	1823
◇生活保護法等による指定施術機関の		◇環境影響評価に関する条例による条	
指定(第172号).....	1786	例方法審査書の公告(第318号).....	1828
◇生活保護法等による指定医療機関の		◇公募型プロポーザルの実施(第319	
指定(第173号).....	1786	号).....	1830
◇生活保護法等による指定施術機関の		◇開発行為に関する工事の完了(第320	
指定(第174号).....	1787	号).....	1831
◇生活保護法等による指定医療機関の		◇一般競争入札の執行(第321号).....	1831

◇開発行為に関する工事の完了(第322号).....	1832	56号).....	1860
◇公募型プロポーザルの実施(第323号).....	1833	◇差押調書(謄本)の公示送達(第57号).....	1860
◇公募型プロポーザルの実施(第324号).....	1834	◇差押調書(謄本)の公示送達(第58号).....	1860
◇一般競争入札の執行(第325号).....	1835	◇差押調書(謄本)の公示送達(第59号).....	1860
◇一般競争入札の執行(第326号).....	1836	◇差押解除通知書の公示送達(第60号).....	1860
◇開発行為に関する工事の完了(第327号).....	1837	◇配当計算書(謄本)の公示送達(第61号).....	1860
◇道路位置の廃止(第328号).....	1837	◇差押調書(謄本)の公示送達(第62号).....	1860
◇特定非営利活動法人の定款の変更認証申請(第329号).....	1837	◇配当計算書(謄本)の公示送達(第63号).....	1861
◇都市公園の廃止(第330号).....	1838	訓 令	
◇都市公園の区域の変更(第331号).....	1838	◇川崎市事務決裁規程の一部を改正する訓令(第2号).....	1861
公 告 (調 達)		◇川崎市会計管理者事務の専決等に関する規程及び川崎市事業所等事務決裁規程の一部を改正する訓令(第3号).....	1861
◇落札者等の公示(第227号).....	1838	◇川崎市職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令(第4号).....	1861
◇落札者等の公示(第228号).....	1838	◇川崎市職員出勤記録整理規程の一部を改正する訓令(第5号).....	1863
◇一般競争入札の執行(第229号).....	1839	◇川崎市職員服務規程の一部を改正する訓令(第6号).....	1863
◇一般競争入札の執行(第230号).....	1840	◇川崎市職員の人事評価に関する規程の一部を改正する訓令(第7号).....	1864
◇一般競争入札の執行(第231号).....	1842	◇川崎市職員の条件付採用期間における勤務評定に関する規程の一部を改正する訓令(第8号).....	1864
◇一般競争入札の執行(第232号).....	1843	上 下 水 道 局 規 程	
◇落札者等の公示(第233号).....	1845	◇川崎市水道条例施行規程の一部を改正する規程(第8号).....	1864
◇落札者等の公示(第234号).....	1845	◇川崎市上下水道局財務規程の一部を改正する規程(第9号).....	1866
◇落札者等の公示(第235号).....	1846	◇川崎市上下水道局賠償責任職員の指定等に関する規程の一部を改正する規程(第10号).....	1866
◇一般競争入札の執行(第236号).....	1846	◇川崎市上下水道局企業職員の初任給、昇格、昇給等に関する規程の一部を改正する規程(第11号).....	1866
◇落札者等の公示(第237号).....	1848	◇川崎市上下水道局事務分掌規程の一部を改正する規程(第12号).....	1866
◇落札者等の公示(第238号).....	1848	◇川崎市上下水道局事務決裁規程の一部を改正する規程(第13号).....	1867
◇落札者等の公示(第239号).....	1848	◇川崎市上下水道局企業職員出勤記録	
◇落札者等の公示(第240号).....	1849		
◇落札者等の公示(第241号).....	1849		
◇落札者等の公示(第242号).....	1850		
◇一般競争入札の公告(第243号).....	1850		
◇一般競争入札の執行(第244号).....	1852		
◇一般競争入札の執行(第245号).....	1853		
◇一般競争入札の公告(第246号).....	1855		
◇一般競争入札の公告(第247号).....	1857		
税 公 告			
◇納税通知書の公示送達(第51号).....	1859		
◇市税条例に基づく災害等による申告の期限の延長(第52号).....	1859		
◇差押調書(謄本)の公示送達(第53号).....	1859		
◇差押調書(謄本)の公示送達(第54号).....	1859		
◇配当計算書(謄本)の公示送達(第55号).....	1860		
◇配当計算書(謄本)の公示送達(第			

整理規程の一部を改正する規程(第14号) ……………	1868	交通局規程	
◇川崎市上下水道局企業職員の給料等の額及び支給方法等に関する規程の一部を改正する規程(第15号) ……………	1868	◇川崎市交通局企業職員のうち特別の勤務に従事する職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程の一部を改正する規程(第2号) ……………	1908
◇川崎市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規程の一部を改正する規程(第16号) ……………	1868	◇川崎市交通局モバイルP A S M O取扱規程(第3号) ……………	1909
◇川崎市上下水道局契約規程の一部を改正する規程(第17号) ……………	1869	◇川崎市交通局I Cカード取扱規程の一部を改正する規程(第4号) ……………	1913
◇川崎市上下水道局企業職員被服貸与規程の一部を改正する規程(第18号) ……………	1888	◇川崎市交通局企業職員の育児休業等に関する規程の一部を改正する規程(第5号) ……………	1913
◇川崎市上下水道局企業職員の特殊勤務手当支給規程の一部を改正する規程(第19号) ……………	1890	◇川崎市交通局賠償責任職員の指定等に関する規程の一部を改正する規程(第6号) ……………	1913
◇川崎市上下水道局企業職員の人事評価に関する規程の一部を改正する規程(第20号) ……………	1890	◇川崎市交通局事務決裁規程の一部を改正する規程(第7号) ……………	1913
◇川崎市上下水道局企業職員服務規程の一部を改正する規程(第21号) ……………	1891	◇川崎市交通局契約規程の一部を改正する規程(第8号) ……………	1914
◇川崎市上下水道局債権管理規程の一部を改正する規程(第22号) ……………	1891	◇川崎市交通局企業職員の特殊勤務手当支給規程の一部を改正する規程(第9号) ……………	1914
◇川崎市上下水道局企業職員の条件付採用期間における勤務評定に関する規程の一部を改正する規程(第23号) ……………	1891	◇川崎市交通局広告取扱規程の一部を改正する規程(第10号) ……………	1914
◇川崎市上下水道局企業職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規程の一部を改正する規程(第24号) ……………	1892	◇川崎市乗合自動車乗車料条例施行規程の一部を改正する規程(第11号) ……………	1916
上下水道局告示		◇川崎市交通局会計規程の一部を改正する規程(第12号) ……………	1918
◇川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定更新(第13号) ……………	1892	◇川崎市交通局企業職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規程の一部を改正する規程(第13号) ……………	1918
◇川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定(第14号) ……………	1895	◇川崎市交通局企業職員の給料等の額及び支給方法等に関する規程の一部を改正する規程(第14号) ……………	1919
◇川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定事項の変更(第15号) ……………	1896	◇川崎市交通局会計年度任用職員の給与等に関する規程(第15号) ……………	1919
◇川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者の廃止(第16号) ……………	1896	◇川崎市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規程の一部を改正する規程(第16号) ……………	1924
上下水道局公告		◇川崎市交通局債権管理規程の一部を改正する規程(第17号) ……………	1925
◇一般競争入札の執行(第21号) ……………	1897	◇川崎市交通局企業職員のうち特別の勤務に従事する職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程の一部を改正する規程(第18号) ……………	1925
◇一般競争入札の執行(第22号) ……………	1897	◇川崎市交通局企業職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程の一部を改正する規程(第19号) ……………	1926
◇一般競争入札の執行(第23号) ……………	1900		
◇都市計画法の規定による変更認可(第24号) ……………	1902		
◇都市計画法の規定による都市計画事業の図書の写しの縦覧(第25号) ……………	1903		
上下水道局公告(調達)			
◇一般競争入札の公告(第11号) ……………	1903		
◇一般競争入札の公告(第12号) ……………	1905		

◇川崎市交通局会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程（第20号）	1926	病院局公告	
◇川崎市交通局会計年度任用職員のうち特別の勤務に従事する会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程（第21号）	1931	◇一般競争入札の執行（第16号）	1954
◇川崎市交通局分課分掌規程の一部を改正する規程（第22号）	1933	消防局公告	
◇川崎市交通局企業職員の人事評価に関する規程の一部を改正する規程（第23号）	1935	◇消防法第17条の4第1項の規定による措置命令（第4号）	1956
◇川崎市交通局企業職員の職名等に関する規程の一部を改正する規程（第24号）	1935	消防局訓令	
◇川崎市交通局企業職員出勤記録整理規程の一部を改正する規程（第25号）	1935	◇川崎市救急業務実施規程の一部を改正する訓令（第4号）	1956
◇川崎市交通局企業職員の条件付採用期間における勤務評定に関する規程の一部を改正する規程（第26号）	1935	◇川崎市消防局警防規程の一部を改正する訓令（第5号）	1957
交通局告示		◇川崎市消防局事務決裁規程の一部を改正する訓令（第6号）	1961
◇公金徴収業務の委託（第1号）	1936	◇川崎市高圧ガス保安法事務処理要綱の一部を改正する訓令（第7号）	1961
◇公金徴収業務の委託（第2号）	1936	◇消防職員及び主要機械の配置基準（第8号）	1970
◇公金徴収業務の委託（第3号）	1936	◇川崎市救急業務実施規程の一部を改正する訓令（第9号）	1984
◇公金徴収業務の委託（第4号）	1936	◇川崎市消防団機能別団員の種類、職務、階級等に関する規程（第10号）	1992
◇公金徴収業務の委託（第5号）	1936	◇川崎市消防職員の安全衛生等に関する規程の一部を改正する訓令（第11号）	1992
交通局訓令		◇川崎市消防局航空隊運航管理規程（第12号）	1997
◇川崎市交通局職員安全衛生委員会規程の一部を改正する訓令（第1号）	1937	◇川崎市消防職員服務規程の一部を改正する訓令（第13号）	2001
◇川崎市交通局企業職員服務規程の一部を改正する訓令（第2号）	1937	◇川崎市消防職員の条件付採用期間における勤務評定に関する規程の一部を改正する訓令（第14号）	2001
病院局規程		◇川崎市消防職員出勤記録整理規程の一部を改正する訓令（第15号）	2001
◇川崎市病院局賠償責任職員の指定等に関する規程の一部を改正する規程（第3号）	1937	◇川崎市消防職員の人事評価に関する規程の一部を改正する訓令（第16号）	2002
◇川崎市病院局会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程（第4号）	1938	◇川崎市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規程の一部を改正する訓令（第17号）	2002
◇川崎市病院局会計年度任用職員の給与等に関する規程（第5号）	1943	教育委員会規則	
◇地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係規程の整備等に関する規程（第6号）	1950	◇川崎市教育委員会会計年度任用職員に関する規則（第1号）	2003
◇川崎市病院局企業職員給与支給規程等の一部を改正する規程（第7号）	1953	◇川崎市教育委員会事務局事務分掌規則の一部を改正する規則（第2号）	2005
◇川崎市病院局債権管理規程の一部を改正する規程（第8号）	1954	◇川崎市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則の一部を改正する規則（第3号）	2005
		◇川崎市教育委員会安全衛生管理規則の一部を改正する規則（第4号）	2006
		◇川崎市学校運営協議会規則の一部を	

改正する規則(第5号) ……………	2006	職員共済組合告示	
◇川崎市教育委員会事務局事務分掌規則等の一部を改正する規則(第6号) ……………	2006	◇川崎市職員共済組合法定款の一部変更(第1号) ……………	2032
◇川崎市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則(第7号) ……………	2008	職員共済組合公告	
教育委員会告示		◇令和2年度事業計画及び予算(第6号) ……………	2032
◇教育委員会臨時会の招集(第7号) ……………	2009	◇川崎市職員共済組合組合会の監事の補欠選挙の当選人(第7号) ……………	2078
教育委員会訓令		◇任意継続組合員の平均標準報酬月額(第8号) ……………	2078
◇川崎市教育委員会職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令(第2号) ……………	2009	区公告	
◇川崎市教育委員会職員服務規程等の一部を改正する訓令(第3号) ……………	2011	◇国民健康保険料に係る過誤納還付充当通知書の公示送達(川崎区第29号) ……………	2078
◇川崎市教育委員会職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令(第4号) ……………	2020	◇国民健康保険料に係る督促状の公示送達(川崎区第30号) ……………	2078
教育長訓令		◇後期高齢者医療保険料に係る督促状の公示送達(川崎区第31号) ……………	2078
◇川崎市教員宿舎管理規程の一部を改正する訓令(第1号) ……………	2020	◇介護保険料に係る督促状の公示送達(川崎区第32号) ……………	2079
◇川崎市教育委員会事務局等事務決裁規程の一部を改正する訓令(第2号) ……………	2020	◇後期高齢者医療保険料に係る督促状の公示送達(川崎区第33号) ……………	2079
監査公表		◇介護保険料に係る督促状の公示送達(川崎区第34号) ……………	2079
◇監査の結果の報告に基づく措置について(第7号) ……………	2021	◇国民健康保険料に係る督促状の公示送達(川崎区第35号) ……………	2080
人事委員会規則		◇国民健康保険料に係る督促状の公示送達(川崎区第36号) ……………	2080
◇川崎市職員の給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則(第1号) ……………	2028	◇国民健康保険料に係る差押調書(臈本)の公示送達(川崎区第37号) ……………	2080
◇川崎市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則(第2号) ……………	2028	◇国民健康保険料に係る差押調書(臈本)の公示送達(川崎区第38号) ……………	2080
◇管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則(第3号) ……………	2028	◇住民票の職権消除(川崎区第39号) ……………	2081
◇川崎市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則(第4号) ……………	2028	◇印鑑登録の抹消(川崎区第40号) ……………	2081
◇川崎市公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則(第5号) ……………	2030	◇国民健康保険料に係る督促状の公示送達(幸区第13号) ……………	2081
◇川崎市職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則(第6号) ……………	2030	◇介護保険料に係る督促状の公示送達(幸区第14号) ……………	2081
人事委員会訓令		◇後期高齢者医療保険料に係る督促状の公示送達(幸区第15号) ……………	2082
◇川崎市人事委員会委員長及び事務局長等専決規程の一部を改正する訓令(第1号) ……………	2031	◇介護保険料に係る督促状の公示送達(高津区第15号) ……………	2082
職員共済組合規則		◇国民健康保険料に係る督促状の公示送達(高津区第16号) ……………	2082
◇川崎市職員共済組合貸付規則の一部を改正する規則(第1号) ……………	2031	◇介護保険料に係る納入通知書の公示送達(高津区第17号) ……………	2082
		◇介護保険料に係る督促状の公示送達(宮前区第14号) ……………	2083
		◇国民健康保険料に係る督促状の公示	

送達(宮前区第15号)	2083
◇後期高齢者医療保険料に係る督促状 の公示送達(宮前区第16号)	2084
◇住民票の職権消除(宮前区第17号)	2084
◇印鑑登録の抹消(宮前区第18号)	2084
◇住民票の職権消除(宮前区第19号)	2084
◇印鑑登録の抹消(宮前区第20号)	2084
◇国民健康保険料に係る差押調書(膳 本)の公示送達(多摩区第22号)	2085
◇介護保険料に係る督促状の公示送達 (多摩区第23号)	2085
◇後期高齢者医療保険料に係る督促状 の公示送達(多摩区第24号)	2085
◇国民健康保険料に係る督促状の公示 送達(多摩区第25号)	2085
◇印鑑登録の抹消(多摩区第26号)	2085
◇住民票の職権消除(多摩区第27号)	2086

条 例

川崎市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月23日

川崎市長 福田紀彦

川崎市条例第1号

川崎市行政手続等における情報通信の技術
の利用に関する条例の一部を改正する条例

川崎市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例(平成18年川崎市条例第4号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

川崎市情報通信技術を活用した行政の推進
に関する条例

第1条を次のように改める。

(目的)

第1条 この条例は、情報通信技術を活用した行政の推進について、情報通信技術を利用する方法により手続等を行うために必要となる事項を定めることにより、手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図り、もって市民生活の向上に寄与することを目的とする。

第2条第3号中「図形等」を「図形その他の」に改める。

第3条第1項中「規定により」を「規定において」に、「としている」を「その他のその方法が規定されている」に改め、「により、」の次に「規則等で定める」を加え、「申請等をする者」を「その手続等の相手方」に、「」を使用して」を「以下同じ。」を使用する方法により」に改め、

同条第2項中「規定により」を「電子情報処理組織を使用する方法により」に、「を書面等により行うものとして規定した申請等に関する」を「に関する他の」に、「規定する書面等」を「規定する方法」に改め、「みなして、」の次に「当該条例等その他の」を加え、同条第3項中「規定」を「電子情報処理組織を使用する方法」に、「同項の」を「当該申請等を受ける」に改め、同条第4項を次のように改める。

4 市の機関等は、申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において署名等を行うことが規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行わせる場合には、当該署名等については、当該条例等の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用した個人番号カード(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。第7条において同じ。)の利用その他の氏名又は名称を明らかにする措置であって規則等で定めるものをもって代えさせることができる。

第3条に次の2項を加える。

5 市の機関等は、申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において手数料の納付の方法が規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行わせる場合には、当該手数料の納付については、当該条例等の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法であって規則等で定めるものをもって行わせることができる。

6 申請等をする者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要があるものがある場合その他の当該申請等のうちに第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行わせることが困難又は著しく不適当と認められる部分がある場合として規則等で定める場合には、規則等で定めるところにより、当該申請等のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第2項中「行われた申請等」とあるのは、「行われた申請等(第6項の規定により前項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第5項までにおいて同じ。)」とする。

第4条第1項を次のように改める。

市の機関等は、処分通知等のうち当該処分通知等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことその他のその方法が規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則等で定めるところにより、規則等で定める電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。ただし、当該処分通知等を受ける者が当該電子情報処理組織を使用す

る方法により受ける旨の規則等で定める方式による表示をする場合に限る。

第4条第2項中「規定により」を「電子情報処理組織を使用する方法により」に、「を書面等により行うものとして規定した処分通知等に関する」を「に関する他の」に、「規定する書面等」を「規定する方法」に改め、「みなして、」の次に「当該条例等その他の」を加え、同条第3項中「規定」を「電子情報処理組織を使用する方法」に、「同項の」を「当該」に改め、同条第4項中「第1項の場合において、市の機関等は、」を「市の機関等は、処分通知等のうち」に、「より」を「おいて」に、「としているもの」を「が規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等」に改め、「当該署名等に」を削り、同条に次の1項を加える。

5 処分通知等を受ける者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、処分通知等に係る書面等のうちにその原本を交付する必要があるものがある場合その他の当該処分通知等のうちに第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適当と認められる部分がある場合として規則等で定める場合には、規則等で定めるところにより、当該処分通知等のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第2項中「行われた処分通知等」とあるのは、「行われた処分通知等（第5項の規定により前項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第4項までにおいて同じ。）」とする。

第5条第1項中「規定により」を「規定において」に、「としている」を「が規定されている」に改め、「書面等の縦覧等に代えて」を削り、「の縦覧等を」を「により」に改め、同条第2項中「規定により」を「電磁的記録に記録されている事項又は書類により」に、「を書面等により行うものとして規定した縦覧等に関する」を「に関する他の」に、「規定する」を「より」に改め、「みなして、」の次に「当該条例等その他の」を加える。

第6条第1項中「規定により」を「規定において」に、「としている」を「が規定されている」に改め、「書面等の作成等に代えて」を削り、「の作成等を」を「により」に改め、同条第2項中「規定により」を「電磁的記録により」に、「を書面等により行うものとして規定した作成等に関する」を「に関する他の」に、「規定する」を「より」に改め、「みなして、」の次に「当該条例等その他の」を加え、同条第3項中「第1項の場合において、市の機関等は、」を「市の機関等は、作成等のうち」に、「より」を「おいて」に、「としているもの」を「が規定されているものを第1項の電磁的記録により行う場合には、当該署名等」に改め、「当該署名等に」を削る。

第8条を第9条とする。

第7条の見出しを「(情報通信技術を活用した行政の推進に関する状況の公表)」に改め、同条中「、少なくとも毎年度1回」を削り、「使用して」を「使用する方法により」に、「情報通信の技術の利用」を「情報通信技術を活用した行政の推進」に改め、「により」の次に「随時」を加え、同条を第8条とし、第6条の次に次の1条を加える。

(添付書面等の省略)

第7条 市の機関等は、申請等をする者に係る住民票の写しその他の規則等で定める書面等であって当該申請等に関する他の条例等の規定において当該申請等に際し添付することが規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、市の機関等が、当該申請等をする者が行う電子情報処理組織を使用した個人番号カードの利用その他の措置であって当該書面等の区分に応じ規則等で定めるものにより、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、当該書面等により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合には、添付を要しないこととすることができる。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月23日

川崎市長 福田 紀彦

川崎市条例第2号

川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例

川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例（平成27年川崎市条例第67号）の一部を次のように改正する。

別表第1の1の項中「による」の次に「市営準公営住宅及び」を加える。

別表第2の7の項中「川崎市営住宅条例による」の次に「市営準公営住宅及び」を加え、同表の10の項中「情報又は」を「情報、」に、「情報であって」を「情報又は外国人生活保護関係情報であって」に改め、同表の30の項中「、医療保険の給付に関する情報」を削り、同表の32の項及び36の項中「川崎市営住宅条例による」の次に「市営準公営住宅及び」を加える。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、別表第2の10の項及び30の項の改正規定は、公布の日か

ら施行する。

川崎市職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月23日

川崎市長 福田 紀 彦

川崎市条例第3号

川崎市職員定数条例の一部を改正する条例

川崎市職員定数条例(昭和26年川崎市条例第30号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「7,239人」を「7,267人」に改め、同条第5号ア中「395人」を「409人」に改め、同号イ中「7,090人」を「7,127人」に改め、同条第8号中「1,417人」を「1,424人」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

川崎市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月23日

川崎市長 福田 紀 彦

川崎市条例第4号

川崎市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例

川崎市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(昭和42年川崎市条例第35号)の一部を次のように改正する。

第5条第3号中「職員」の次に「(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項第1号に掲げる会計年度任用職員を除く。)」を加え、同条第4号中「定められている職員」の次に「(地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる会計年度任用職員を除く。)」を加え、同条に次の1号を加える。

(5) 地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員 法第2条第4項に規定する平均給与額の算定方法により算定した額を基準として実施機関が市長と協議して定める額

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の条例第5条の規定は、この条例の施行の日以後に発生した事故に起因する公務上の災害又は通勤による災害に係る補償について適用し、同日前に発生した事故に起因する公務上の災害又は通勤による災害に係る補償については、なお従前の例による。

川崎市報酬及び費用弁償額並びにその支給条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月23日

川崎市長 福田 紀 彦

川崎市条例第5号

川崎市報酬及び費用弁償額並びにその支給条例の一部を改正する条例

川崎市報酬及び費用弁償額並びにその支給条例(昭和22年川崎市条例第12号)の一部を次のように改正する。

第1条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、同条第2項中「前項第14号」を「第1項第14号」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項第12号、第15号、第18号及び第19号の職員が、投票日の当日に開票を開始した場合で、開票を開始した日から当該日の翌日まで引き続いて職務に従事したときは、当該翌日の職務を開票を開始した日の職務とみなして報酬を支給する。

第2条第1項ただし書を次のように改める。

ただし、任命権者が必要と認めるときは、月の初日からその月の末日までの間における出務の数により計算した額をその月又はその翌月に属する日のうち任命権者が定める日に支給することができる。

第2条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の報酬は、職員の申出により、口座振替の方法により支払うことができる。

第5条第1項中「第4項」を「第5項」に改め、同条第2項中「第1条第3項」を「第1条第4項」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

川崎市基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月23日

川崎市長 福田 紀 彦

川崎市条例第6号

川崎市基金条例の一部を改正する条例

川崎市基金条例(昭和46年川崎市条例第2号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項第1号の表公共下水道事業基金の項、庁舎整備基金の項、地球環境保全基金の項及び学校施設整備基金の項を削る。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

川崎市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月23日

川崎市長 福田紀彦

川崎市条例第7号

川崎市手数料条例の一部を改正する条例

川崎市手数料条例(昭和25年川崎市条例第6号)の一部を次のように改正する。

第2条第190号中「第4条第4項」を「第4条第3項」に改め、同条第197号イ(ア)中「以下この号、第268号及び第270号」を「第268号、第270号及び第274号」に改め、同条第264号イ(イ)を次のように改める。

(イ) (ア)以外の建築物 1件につき 次に掲げる当該認定申請に係る建築物の部分の区分に応じ次に規定する額

a 住宅部分 次に掲げる住戸の総数の区分に応じ次に規定する額

(a) 1戸	8,800円
(b) 2戸以上5戸以下	23,000円
(c) 6戸以上10戸以下	30,000円
(d) 11戸以上25戸以下	43,000円
(e) 26戸以上50戸以下	64,000円
(f) 51戸以上100戸以下	100,000円
(g) 101戸以上200戸以下	150,000円
(h) 201戸以上300戸以下	190,000円
(i) 301戸以上	200,000円

b 共用部分 次に掲げる場合の区分に応じ次に規定する額

(a) 建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき基準(平成24年経済産業省・国土交通省・環境省告示第119号)で定める方法により共用部分の設計一次エネルギー消費量が計算されている場合

次に掲げる建築物の区分に応じ次に規定する額

- i 共用部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 110,000円
- ii 共用部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 180,000円
- iii 共用部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 280,000円
- iv 共用部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 360,000円
- v 共用部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 430,000円
- vi 共用部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 500,000円

(b) (a)以外の場合 ア(イ) bに掲げる建築

物の区分に応じア(イ) bに規定する額
c 非住宅部分 次に掲げる場合の区分に応じ次に規定する額

(a) 建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき基準で定める基準が適用される場合又は特別な調査若しくは研究の結果に基づき当該基準と同等以上の基準であるとして市長が認めるものが適用される場合 次に掲げる建築物の区分に応じ次に規定する額

- i 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 240,000円
- ii 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 380,000円
- iii 非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 550,000円
- iv 非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 670,000円
- v 非住宅部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 790,000円
- vi 非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 900,000円

(b) (a)以外の場合 次に掲げる建築物の区分に応じ次に規定する額

- i 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 97,000円
- ii 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 160,000円
- iii 非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 260,000円
- iv 非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 330,000円
- v 非住宅部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 390,000円
- vi 非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 470,000円

第2条第264号ウ(イ) b及びcを次のように改める。

b 共用部分 イ(イ) bに掲げる場合の区分に応じイ(イ) bに規定する額

c 非住宅部分 イ(イ) cに掲げる場合の区分に応じイ(イ) cに規定する額

第2条第266号イ(イ)中「の建築物の住宅部分」を「の建築物」に改め、同号イ(イ) a及びb中「住宅部分」を「部分」に改め、同条第268号ア(ア)中「場

合」の次に「((イ)に掲げる場合を除く。)」を加え、同号ア(イ)中「(ア)」の次に「又は(イ)」を加え、同号ア(イ)を同号ア(ウ)とし、同号ア(ア)の次に次のように加える。

(イ) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則(平成28年国土交通省令第5号。以下「建築物省エネ法施行規則」という。)第25条第2項に規定する通知書が添付されている場合 1件につき次に掲げる建築物の区分に応じ次に規定する額

- a 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 9,600円
- b 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 27,000円
- c 非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 81,000円
- d 非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 130,000円
- e 非住宅部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 160,000円
- f 非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 200,000円

第2条第268号イ(ア) a中「場合」の次に「(bに掲げる場合を除く。)」を加え、同号イ(ア) b中「a」の次に「又はb」を加え、同号イ(ア) bを同号イ(ア) cとし、同号イ(ア) aの次に次のように加える。

b 建築物省エネ法施行規則第25条第2項に規定する通知書が添付されている場合 1件につき次に掲げる建築物の区分に応じ次に規定する額

- (a) 増築又は改築に係る非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 9,600円
- (b) 増築又は改築に係る非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 27,000円
- (c) 増築又は改築に係る非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 81,000円
- (d) 増築又は改築に係る非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 130,000円
- (e) 増築又は改築に係る非住宅部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 160,000円
- (f) 増築又は改築に係る非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 200,000円

第2条第270号ア(イ) a中「、第272号」を削り、同号イ(イ)を次のように改める。

(イ)(ア)以外の建築物 1件につき 次に掲げる当

該建築物エネルギー消費性能向上計画に係る建築物の部分の区分に応じ次に規定する額

a 住宅部分 ア(イ) aに掲げる住戸の総数の区分に応じア(イ) aに規定する額

b 共用部分 次に掲げる場合の区分に応じ次に規定する額

(a) 基準省令第4条第3項第1号に規定する共用部分の設計一次エネルギー消費量が計算されている場合 次に掲げる建築物の区分に応じ次に規定する額

- i 共用部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 110,000円
- ii 共用部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 180,000円
- iii 共用部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 280,000円
- iv 共用部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 360,000円
- v 共用部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 430,000円
- vi 共用部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 500,000円

(b)(a)以外の場合 ア(イ) bに掲げる建築物の区分に応じア(イ) bに規定する額

c 非住宅部分 次に掲げる場合の区分に応じ次に規定する額

(a) 基準省令第1条第1項第1号イに規定する非住宅部分の設計一次エネルギー消費量が計算されている場合 次に掲げる建築物の区分に応じ次に規定する額

- i 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 230,000円
- ii 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 370,000円
- iii 非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの530,000円
- iv 非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 650,000円
- v 非住宅部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 770,000円
- vi 非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 870,000円

(b)(a)以外の場合 次に掲げる建築物の区分に応じ次に規定する額

- i 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 87,000円

- ii 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 150,000円
 - iii 非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 240,000円
 - iv 非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 310,000円
 - v 非住宅部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 370,000円
 - vi 非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 440,000円
- 第2条第270号ウ(イ) b及びcを次のように改める。

b 共用部分 イ(イ) bに掲げる場合の区分に応じイ(イ) bに規定する額

c 非住宅部分 イ(イ) cに掲げる場合の区分に応じイ(イ) cに規定する額

第2条第272号イ(イ)中「の建築物の住宅部分」を「の建築物」に改め、同号イ(イ) a及びb中「住宅部分」を「部分」に改め、同条第274号ア中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則(平成28年国土交通省令第5号。以下「建築物省エネ法施行規則」という。)」を「建築物省エネ法施行規則」に改め、同号ウ(ア) a中「建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令」を「基準省令」に改め、「(以下この号において「設計一次エネルギー消費量」という。)」を削り、同号ウ(イ) a(a)中「設計一次エネルギー消費量」を「基準省令第1条第1項第2号ロ(1)に規定する住宅部分の設計一次エネルギー消費量」に改め、同号ウ(イ) b中「に掲げる建築物の区分に応じ同号ウ(イ) b」を削り、同号ウ(イ) c中「に掲げる場合の区分に応じ同号ウ(イ) c」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条第190号の改正規定は、令和2年4月1日から施行する。

川崎市印鑑条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月23日

川崎市長 福田紀彦

川崎市条例第8号

川崎市印鑑条例の一部を改正する条例

川崎市印鑑条例(昭和51年川崎市条例第8号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項第2号を次のように改める。

- (2) 意思能力を有しない者(前号に掲げる者を除く。)

第13条第2項中「川崎市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例」を「川崎市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第13条第2項の改正規定は、令和2年4月1日から施行する。

川崎市特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月23日

川崎市長 福田紀彦

川崎市条例第9号

川崎市特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例

川崎市特定非営利活動促進法施行条例(平成23年川崎市条例第34号)の一部を次のように改正する。

第17条の見出しを「(情報通信技術活用法の適用)」に改め、同条第1項中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」に、「情報通信技術活用法」を「情報通信技術活用法」に、「第3条第1項」を「第6条第1項」に、「使用して行わせる」を「使用する方法により行う」に、「第2条第6号」を「第3条第8号」に改め、同条第2項中「により、」の次に「規則で定める電子情報処理組織を使用する方法により」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第17条第2項の改正規定は、令和2年4月1日から施行する。

川崎市中央卸売市場業務条例及び川崎市地方卸売市場業務条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月23日

川崎市長 福田紀彦

川崎市条例第10号

川崎市中央卸売市場業務条例及び川崎市地方卸売市場業務条例の一部を改正する条例
(川崎市中央卸売市場業務条例の一部改正)

第1条 川崎市中央卸売市場業務条例(昭和47年川崎市条例第1号)の一部を次のように改正する。

目次中「第17条」を「第21条」に、「第18条～第26条」を「第22条～第30条」に、「第27条～第29条」を「第31条」に、「第30条～第36条」を「第32条～第38条」に、「第37条～第65条」を「第39条～第59条」に、「第3章の2」を「第4章」に、「第65条の2」を「第60条」に、「第4章」を「第5章」に、「第66条～第73条」を「第61条～第68条」に、「第5章」を「第6章」に、「第74条～第76条」を「第69条～第71条」に、「第6章」を「第7章」に、「第77条～第80条」を「第72条～第75条」に、

「第7章」を「第8章」に、「第81条～第87条」を「第76条～第82条」に改める。

第1条中「第9条第2項」を「第4条第4項」に改め、「規定する事項」の次に「、市場関係事業者に関する事項」を加える。

第5条第2項中「法第15条第1項の規定により農林水産大臣の許可を受けて市場において卸売の業務を行う者」を「第7条第1項の規定により市長の許可を受けた法第2条第4項に規定する卸売業者」に改める。

第12条から第14条までを削り、第11条を第14条とする。

第10条第2項中「第7条第1項」を「第10条第1項」に改め、同条を第13条とする。

第9条第2項中「行なう」を「行う」に改め、同条第3項中「前条第2項、第3項及び第4項」を「前条第2項から第4項まで」に改め、同条を第12条とする。

第8条を第11条とする。

第7条第1項中「農林水産大臣」を「市長」に改め、同条を第10条とする。

第6条の次に次の3条を加える。

(卸売の業務の許可等)

第7条 市場において卸売の業務を行おうとする者は、市長の許可を受けなければならない。

2 前項の許可は、第3条第1項各号の取扱品目の部類ごとに行う。

3 第1項の許可を受けようとする者は、規則で定める許可申請書を市長に提出しなければならない。

4 市長は、第1項の許可の申請が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の許可をしてはならない。

(1) 申請者が法人でないとき。

(2) 申請者が第15条第1項若しくは第2項又は第71条第1項の規定による許可の取消しを受けた日から起算して3年を経過しない者であるとき。

(3) 申請者の業務を執行する役員のうち次のいずれかに該当する者がいるとき。

ア 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

イ 禁錮以上の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しないもの

ウ 第15条第1項若しくは第2項又は第71条第1項の規定による許可の取消しを受けた法人のその処分を受ける原因となった事項が発生した当時現にその法人の業務を執行する役員として在任した者(当該事項の発生を防止するため相当の努力をした者でその旨を疎明したものを除く。)で、その処分の日から起算して3年を経過しないもの

(4) 申請者が卸売の業務を適確に遂行するために必要な知識及び経験を有しない者であるとき。

(5) 申請者の純資産額がその申請に係る取扱品目の部

類につき次条第1項の規定により定められた純資産基準額(その者が他の取扱品目の部類について第1項の許可を受けているか又はその申請をしている場合にあっては、当該取扱品目の部類及び当該他の取扱品目の部類について次条第1項の規定により定められた純資産基準額を合算した額)を下回っているとき。

(6) その許可をすることによって卸売業者の数が前条各号に定める数の最高限度を超えることとなるとき。

5 前項第5号の純資産額は、資産の合計金額から負債の合計金額を控除して得た額とし、規則で定めるところにより計算するものとする。

6 第1項の許可を受けた者は、卸売の業務の適正かつ健全な運営を阻害するおそれがないときは、あらかじめ市長の承認を受けて、当該許可に係る取扱品目の部類以外の部類に属する物品を取り扱うことができる。

(純資産額)

第8条 卸売業者の純資産基準額は、取扱品目の部類ごとに、業務の規模その他の事情を考慮して、市長が定める。

2 市長は、卸売業者の純資産額が、その者が卸売の業務を行う取扱品目の部類について前項の規定により定められた純資産基準額(その者が卸売の業務を行う取扱品目の部類が2以上ある場合にあっては、その各取扱品目の部類について同項の規定により定められた純資産基準額を合算した額)を下回っていることが明らかとなったときは、当該卸売業者に対し、卸売の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

3 市長は、前項の規定による処分の日から起算して6月以内に、当該処分を受けた者から規則で定めるところによりその純資産額が同項に規定する純資産基準額以上の額となった旨の申出があった場合において、その申出を相当と認めるときは、遅滞なく、その処分を取り消さなければならない。

4 市長は、第2項の規定による処分をした場合において、その処分を受けた者から前項の期間内に同項の申出がないとき、又は当該期間内に当該申出があっても市長がこれを相当と認めることができないとき(当該期間内に2以上の申出があったときは、その申出の全てについて市長が相当と認めることができないとき)は、当該期間経過後遅滞なく、その者に係る前条第1項の許可を取り消さなければならない。

5 前条第5項の規定は、第2項及び第3項の純資産額について準用する。

(純資産額の報告等)

第9条 卸売業者は、規則で定めるところにより、毎年2回、その純資産額を市長に報告しなければならない。

2 卸売業者は、その純資産額が前条第2項に規定する

純資産基準額を下回った場合又は第70条第2項各号のいずれかに該当することとなった場合で市長が必要と認めるときは、規則で定める残高試算表を提出しなければならない。

3 第7条第5項の規定は、前2項の純資産額について準用する。

第15条を次のように改める。

(卸売の業務の許可の取消し)

第15条 市長は、卸売業者が第7条第4項第3号に該当することとなったときは、その許可を取り消すものとする。

2 市長は、卸売業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消すことができる。

(1) 正当な理由がなく第7条第1項の許可の通知を受けた日から起算して1月以内に、第11条第1項の保証金を預託しないとき。

(2) 正当な理由がなく第7条第1項の許可の通知を受けた日から起算して3月以内に、その業務を開始しないとき。

(3) 正当な理由がなく引き続き1月以上その業務を休止したとき。

(4) 正当な理由がなくその業務を遂行しないとき。

第37条及び第38条を削る。

第36条中「第23条」を「第27条」に、「第26条」を「第30条」に、「第56条第3項」を「第51条第3項」に改め、第2章第4節中同条を第38条とする。

第35条を第37条とする。

第34条第1項中「第31条第1項第1号」を「第33条第1項第1号」に、「一」を「いずれか」に、「の」を「ために」に改め、同条第2項中「第31条第2項第1号」を「第33条第2項第1号」に、「一」を「いずれか」に、「の」を「ために」に改め、同条第3項中「一」を「いずれか」に改め、同項第1号中「第30条第1項」を「第32条第1項」に、「第32条第1項」を「第34条第1項」に改め、同項第2号中「第30条第1項」を「第32条第1項」に、「1月」を「3月」に改め、同条を第36条とする。

第33条第1項中「第72条第1項」を「第67条第1項」に改め、同条第2項中「第8条第2項」を「第11条第2項」に、「第9条、第10条第1項及び第11条」を「第12条、第13条第1項及び第14条」に改め、同条を第35条とする。

第32条第1項中「第30条第1項」を「第32条第1項」に改め、同条を第34条とする。

第31条第1項中「各号の一」を「各号のいずれか」に改め、同項第1号中「破産者で復権を得ないもの」を「破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者」に改め、同項第2号中「禁錮(こ)」を「禁錮」に改め、「又は法の規定に違反して罰金の刑に処せられた者」を削り、同項第3号中「第34条第1項」を「第36条第1項」に、「第

76条第4項」を「第71条第4項」に改め、同項第4号中「の」を「ために」に改め、同項第5号中「第1号、第2号及び第3号の一」を「第1号から第3号までのいずれか」に改め、同条第2項中「各号の一」を「各号のいずれか」に改め、同項第1号中「破産者で復権を得ないもの」を「破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者」に改め、同項第2号中「第34条第2項」を「第36条第2項」に、「第76条第4項」を「第71条第4項」に改め、同項第3号中「の」を「ために」に改め、同項第4号中「一」を「いずれか」に改め、同条を第33条とする。

第30条を第32条とする。

第2章第3節を次のように改める。

第3節 売買参加者

(売買参加者の届出)

第31条 卸売業者から卸売を受けようとする者(仲卸業者を除く。)は、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。

2 売買参加者(前項の規定による届出をした者をいう。以下同じ。)は、同項の規定による届出の記載事項を変更し、又は卸売業者から卸売を受けることを廃止したときは、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。

第2章第2節中第26条を第30条とする。

第25条第1項第2号中「又は」を「若しくは」に、「及び」を「又は」に改め、同項第4号中「又は」を「若しくは」に、「及び」を「又は」に改め、同条を第29条とする。

第24条の見出し中「仲卸」を「仲卸し」に改め、同条第1項中「仲卸の」を「仲卸しの」に、「行なつて」を「行つて」に改め、同条第3項中「第19条第1項」を「第23条第1項」に改め、同条第5項中「第19条第4項の」を「第23条第4項の」に、「第19条第4項中」を「同条第4項中」に、「第24条第1項」を「第28条第1項」に改め、同条第7項中「使用指定」を「使用の指定」に改め、同条を第28条とする。

第23条第1項及び第2項中「仲卸の」を「仲卸しの」に改め、同条第4項中「第19条第4項の」を「第23条第4項の」に、「第19条第4項中」を「同条第4項中」に、「第23条第1項」を「第27条第1項」に改め、「認可の申請」との次に、「同項の許可」とあるのは「同項の認可」とを加え、「仲卸」を「仲卸し」に改め、同条第5項中「使用指定」を「使用の指定」に改め、同条を第27条とする。

第22条の見出し中「仲卸業務」を「仲卸しの業務」に改め、同条第1項中「第19条第4項第1号」を「第23条第4項第1号」に、「一」を「いずれか」に改め、同条第2項中「一」を「いずれか」に改め、同項第1号中「第19条第1項」を「第23条第1項」に、「第20条第1項」を「第24条第1項」に改め、同項第2号中「第19条第1

項」を「第23条第1項」に、「1月」を「3月」に改め、同条を第26条とする。

第21条第1項中「第72条第1項」を「第67条第1項」に改め、同条第2項中「第8条第2項」を「第11条第2項」に、「第9条、第10条第1項及び第11条」を「第12条、第13条第1項及び第14条」に改め、同条を第25条とする。

第20条第1項中「前条第1項の許可の通知」を「仲卸しの業務の許可」に改め、同条第2項中「その」を「仲卸しの」に改め、同条を第24条とする。

第19条の見出しを「(仲卸しの業務の許可等)」に改め、同条第1項中「仲卸し」を「市場において仲卸し」に改め、同条第4項第1号中「破産者で復権を得ないもの」を「破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者」に改め、同項第2号中「禁錮(こ)」を「禁錮」に改め、「又は法の規定に違反して罰金の刑に処せられた者」を削り、同項第3号中「第22条第1項」を「第26条第1項」に、「第76条第2項」を「第71条第2項」に改め、同項第4号中「的確に遂行するのに」を「適確に遂行するために」に改め、同条に次の1項を加え、同条を第23条とする。

5 第1項の許可を受けた者は、仲卸しの業務の適正かつ健全な運営を阻害するおそれがないときは、あらかじめ市長の承認を受けて、当該許可に係る取扱品目の部類以外の部類に属する物品を取り扱うことができる。

第18条中「受けて仲卸しの業務(市長が市場内に設置する店舗において卸売業者から卸売を受けた取扱品目の部類に属する物品を仕分し、又は調製して販売する業務をいう。以下同じ。)を行う者」を「受けた法第2条第5項に規定する仲卸業者」に改め、同条を第22条とする。

第17条の見出し中「行なう」を「行う」に改め、第2章第1節中同条を第21条とする。

第16条の見出しを「(せり人章の着用)」に改め、同条中「登録証を携帯するとともに」を削り、同条を第20条とする。

第15条の次に次の4条を加える。

(卸売業者の事業の譲渡し及び譲受け並びに合併及び分割)

第16条 卸売業者が事業(市場における卸売の業務に係るものに限る。)の譲渡しをする場合において、譲渡人及び譲受人が譲渡し及び譲受けについて市長の認可を受けたときは、譲受人は、卸売業者の地位を承継する。

2 卸売業者たる法人の合併の場合(卸売業者たる法人と卸売業者でない法人が合併して卸売業者たる法人が存続する場合を除く。)又は分割の場合(市場における卸売の業務を承継させる場合に限る。)において、当該合併又は分割について市長の認可を受けたときは、合併後存続する法人若しくは合併により設立され

た法人又は分割により当該業務を承継した法人は、卸売業者の地位を承継する。

3 前2項の認可を受けようとする者は、規則で定める認可申請書を市長に提出しなければならない。

4 第7条第4項の規定は、第1項又は第2項の認可について準用する。この場合において、同条第4項中「第1項の許可の申請」とあるのは「第16条第1項又は第2項の認可の申請」と、「同項の許可」とあるのは「同項の認可」と、「申請者」とあるのは「その申請に係る譲受人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人若しくは分割により市場における卸売の業務を承継する法人」と読み替えるものとする。

5 第1項又は第2項の規定による卸売業者の事業の譲渡し及び譲受け並びに合併及び分割による地位の承継については、譲渡人又は合併若しくは分割以前の法人が使用の指定を受けていた施設の使用を認められたものであると解してはならない。

(名称変更等の届出)

第17条 卸売業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

(1) 卸売の業務を開始し、休止し、再開し、又は廃止しようとするとき。

(2) 名称又は住所を変更したとき。

(3) 商号を変更したとき。

(4) 資本金若しくは出資の額又は役員を変更したとき。

(事業報告書の提出等)

第18条 卸売業者は、卸売市場法施行規則(昭和46年農林省令第52号。以下「省令」という。)第7条第1項の規定により事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。

2 卸売業者は、前項の事業報告書(出荷者が安定的な決済を確保するために必要な財務に関する情報として省令第7条第3項に定めるものが記載された部分に限る。)について閲覧の申出があった場合には、同条第4項に規定する正当な理由がある場合を除き、これを閲覧させなければならない。

(せり人の名簿の提出等)

第19条 卸売業者は、規則で定めるところにより、せり人の名簿を作成し、市長に提出しなければならない。当該名簿に記載した事項に変更が生じた場合も同様とする。

2 市長は、前項の規定によりせり人の名簿の提出があったときは、必要に応じ、当該卸売業者に対して、規則で定めるせり人章を交付し、又はその返還を求めものとする。

第39条から第43条までを次のように改める。

(売買取引の原則)

第39条 卸売業者、仲卸業者その他の市場において売買取引を行う者（以下「取引参加者」という。）は、公正かつ効率的に売買取引を行わなければならない。

(差別的取扱いの禁止)

第40条 市長は、市場の業務の運営に関し、取引参加者に対して、不当に差別的な取扱いをしてはならない。

2 卸売業者は、市場における卸売の業務に関し、出荷者又は仲卸業者若しくは売買参加者に対して不当に差別的な取扱いをしてはならない。

(売買取引の方法)

第41条 卸売業者は、市場において行う卸売については、せり売若しくは入札の方法又は相対取引（一の卸売業者と一の卸売の相手方が個別に売買取引を行うことをいう。以下同じ。）の方法によらなければならない。

(売買取引の条件の公表)

第42条 卸売業者は、省令第5条各号に掲げる取扱品目その他売買取引の条件をインターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。

(受託拒否の禁止)

第43条 卸売業者は、その許可に係る取扱品目の部類に属する物品について、市場における卸売のための販売の委託の申込みがあった場合には、省令第6条に規定する正当な理由がある場合を除き、その引受けを拒んではならない。

第44条から第47条までを削る。

第48条第1項中「市長の承認を受けなければ」を「遅滞なく市長に届け出なければ」に改め、同項に後段として次のように加える。

当該受託契約約款を変更した場合も同様とする。

第48条第2項を削り、同条第3項中「第1項の」を「前項の」に改め、同項第12号中「第42条第1項ただし書、第51条第3項又は第81条」を「第48条第3項又は第76条」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項を削り、同条を第44条とする。

第48条の2中「承認を受けた」を「届け出た」に改め、同条を第45条とする。

第49条第1項中「第45条第1項第3号の規定により卸売をする物品のうち、」及び「(以下この条において「電子商取引に係る受託物品」という。)」を削り、「除く。」の次に「以下この項において同じ。」を加え、「等階級」を「等級」に、「規則で定めるところにより、市長の指定する検査員の確認を受け、その結果」を「その旨」に改め、同条第2項中「電子商取引に係る」を「市場外で引渡しをする」に、「等階級」を「等級」に、「規則で定めるところにより、市長の指定する検査員の確認を受け、その結果」を「その旨」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、受託物品の受領について委託者又はその代理人の立会いの下にその了承を得られたときは、この限りでない。

第49条第3項を削り、同条を第46条とする。

第50条第1項中「を卸売した」を「の卸売をした」に改め、同条を第47条とする。

第51条を第48条とし、第52条及び第53条を削る。

第54条中「一」を「いずれか」に改め、同条を第49条とする。

第55条を第50条とする。

第56条第1項中「次に掲げる」を「当日卸売をする」に、「当該物品」を「売買取引の方法」に改め、各号を削り、同条第2項中「次に掲げる」を「当日卸売をした」に改め、「ついで」の次に「、売買取引の方法ごとに」を加え、各号を削り、同条を第51条とする。

第57条第1項中「、規則で定めるところにより」を削り、「次に掲げる」を「当日卸売をする」に、「当該物品」を「売買取引の方法」に、「卸売場の見やすい場所に掲示」を「インターネットの利用その他の適切な方法により公表」に改め、各号を削り、同条第2項中「、規則で定めるところにより」を削り、「次に掲げる」を「当日卸売をした」に改め、「ついで」の次に「、売買取引の方法ごとに」を、「卸売価格を」の次に「インターネットの利用その他の適切な方法により」を加え、各号を削り、同条に次の1項を加え、同条を第52条とする。

3 卸売業者は、毎月25日までに、その月の前月の委託手数料の種類ごとの受領額及び奨励金その他の販売代金以外の金銭（以下「奨励金等」という。）の種類ごとの交付額（第42条の規定によりその条件を公表した委託手数料及び奨励金等に係るものに限る。）をインターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。

第58条第1項中「第56条第1項」を「第51条第1項」に改め、「ときは」の次に「、売買取引の方法ごとに」を加え、「市場内の見やすい場所に掲示する」を「インターネットの利用その他の適切な方法により公表する」に改め、同条第2項中「第56条第2項」を「第51条第2項」に改め、「規則で定めるところにより」を削り、「卸売価格を」の次に「インターネットの利用その他の適切な方法により」を加え、同条を第53条とし、同条の次に次の2条を加える。

(仲卸業者による販売の委託の引受け)

第54条 第46条、第56条、第57条及び第59条の規定は、仲卸業者が、生鮮食料品等について販売の委託の引受けを行う場合について準用する。この場合において、第56条第1項中「卸売をしたとき」とあるのは「販売をしたとき」と、「当該卸売」とあるのは「当該販売」と、「せり売若しくは入札」とあるのは「入札」と、

「第59条第1項ただし書」とあるのは「第54条において読み替えて準用する第59条第1項ただし書」と、「卸売代金」とあるのは「販売代金」と、第59条第1項中「卸売をした」とあるのは「販売をした」と、同項及び同条第2項中「卸売代金」とあるのは「販売代金」と読み替えるものとする。

(仲卸業者による卸売業者以外の者からの買入れ等に係る販売の届出)

第55条 仲卸業者は、生鮮食料品等について、卸売業者以外の者から買入れて、又は販売の委託を引き受けて販売を行ったときは、規則で定めるところにより、毎月、当該販売を行った品目の前月の販売数量及び金額を市長に届け出なければならない。

第59条第1項中「その卸売をした日の翌日」を「規則で定める期日」に、「第64条第1項ただし書」を「第59条第1項ただし書」に改め、「第60条第1項に規定する」を削り、同条に次の1項を加え、同条を第56条とする。

3 卸売業者は、規則で定める方法により、売買仕切金の支払を行わなければならない。ただし、売買仕切金の支払方法について特約がある場合は、この限りでない。

第59条の2を第57条とし、第60条から第62条までを削る。

第63条の見出し中「即時支払義務」を「支払」に改め、同条第1項中「仲卸業者及び売買参加者は、卸売業者から買い受けた物品の引渡しを受けると同時に（卸売業者があらかじめ仲卸業者及び売買参加者と支払猶予の特約をしたときは、その特約において定められた期日までに）」を「取引参加者は、規則で定める期日までに、売買取引の相手方から」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、買受代金の支払期日について特約がある場合は、この限りでない。

第63条第2項を次のように改め、同条を第58条とする。

2 取引参加者は、規則で定める方法により、買受代金の支払を行わなければならない。ただし、買受代金の支払方法について特約がある場合は、この限りでない。

第64条を第59条とし、第65条を削る。

第3章の2を削る。

第4章から第7章までを次のように改める。

第4章 卸売の業務に関する物品の品質管理の方法
第60条 市長は、卸売の業務に係る物品の品質管理の方法として、取扱品目の部類及び当該卸売の業務に係る施設ごとに、次に掲げる事項を規則で定めるものとする。

(1) 施設の取扱品目

(2) 施設の設定温度及び温度管理に関する事項

(3) 品質管理の責任者の設置及び責務に関する事項

(4) その他卸売の業務に係る物品の品質管理の高度化を図るために必要な事項

2 卸売業者、仲卸業者その他の市場関係事業者は、規則で定める物品の品質管理の方法に従わなければならない。

第5章 市場施設の使用

(市場施設の指定等)

第61条 卸売業者、仲卸業者及び関連事業者が使用する市場施設（市場内の用地及び建物その他の施設をいう。以下同じ。）の位置、面積、使用期間その他の使用条件は、市長が指定する。

2 市長は、市場の業務の適正かつ健全な運営を確保するため特に必要があると認めるときは、売買参加者の団体その他前項に規定する者以外のものに対しても市場施設の使用を許可することができる。

3 前項の許可を受けようとする者は、規則で定める許可申請書を市長に提出しなければならない。

(転貸等の禁止)

第62条 前条第1項の指定又は同条第2項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、当該施設の全部又は一部を転貸し、若しくは他人に使用させてはならない。

2 使用者は、市場施設をその本来の用途以外の用途に使用してはならない。ただし、特別の理由により市長の承認を受けた場合は、この限りでない。

(原状変更の禁止)

第63条 使用者は、市場施設に建築、造作若しくは模様替えを加え、又は市場施設の原状に変更を加えてはならない。ただし、特に市長が許可した場合は、この限りでない。

2 使用者が前項ただし書の規定により市場施設に建築、造作若しくは模様替えを加え、又は市場施設の原状に変更を加えたときは、市長は、使用者に対し返還の際、原状回復を命じ、又はこれに代わる費用の弁償を命ずることができる。

(返還)

第64条 使用者の死亡、解散若しくは廃業又は業務許可の取消しその他の理由により市場施設の使用資格が消滅したときは、相続人、清算人、代理人又は本人は、市長の指定する期間内に自己の費用で当該施設を原状に復して返還しなければならない。ただし、市長の承認を受けた場合は、この限りでない。

(許可の取消し等)

第65条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用者に対し、その指定又は許可の全部若しくは一部を取り消し、又は使用の制限若しくは停止その他の必要な措置を命ずることができる。

(1) 業務の監督、災害の予防、衛生の確保その他市場秩序の保持又は公共の利益の保全のため特に必要があると認めるとき。

(2) 市場施設の指定又は許可の当時と著しく事情が変更し、その使用が不必要又は不相当と認められるとき。

(3) その他市場の管理上必要があると認めるとき。

(補修命令)

第66条 市長は、故意又は過失により市場施設を滅失又は毀損した者に対しその補修を命じ、又はその費用の弁償を命ずることができる。

(使用料等)

第67条 市場使用料は、月単位で納入するものとし、その額は、別表の金額に100分の110を乗じて得た額(土地使用料のうち1月以上の使用に係る使用料にあっては、同表の金額)の範囲内において規則で定める。この場合において、1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

2 市場において使用する電力、電話、ガス、水道、暖房、冷房等の費用及びこれらの設備の維持等に要する費用で市長の指定するものは、使用者の負担とする。

3 第62条第2項ただし書の規定により市場施設を本来の用途以外の用途に使用するとき、市長は、使用者に本来の用途の施設使用料に相当する額を納付させることができる。

4 使用料については、使用期間が1月に満たない場合は、日割計算による。

5 使用者は、指定又は許可を受けた施設を使用しない場合であっても使用料を納付しなければならない。

6 使用料の納入の方法は、規則で定める。

(使用料の減免)

第68条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用料を減免することができる。

(1) 使用者の責めに帰すことができない理由によって市場施設を使用できないことが3日以上にわたったとき。

(2) 第65条の規定により使用停止3日以上にわたったとき。

(3) 使用者が国又は公共団体であるとき、又は市長が特別の理由があると認めるとき。

第6章 監督

(報告及び検査)

第69条 市長は、市場の業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、卸売業者、仲卸業者又は関連事業者に対し、その業務若しくは財産に関し報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、卸売業者、仲卸業者又は関連事業者の事務所その他の業務を行う場所に立ち入り、その業務若しくは財

産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 市長は、市場施設の適正な使用を確保するため必要があると認めるときは、使用者に対し、指定又は許可を受けた市場施設の使用に関し報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に使用者の市場施設に立ち入り、その使用状況を検査させることができる。

3 前2項の規定により立入検査をする職員は、規則で定める身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

4 第1項及び第2項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(改善措置命令)

第70条 市長は、市場における卸売の業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、卸売業者に対し、当該卸売業者の業務又は会計に関し必要な改善措置をとるべき旨を命ずることができる。

2 市長は、卸売業者の財産の状況が、次の各号のいずれかに該当する場合において、市場における卸売の業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、卸売業者に対し、当該卸売業者の財産に関し必要な改善措置をとるべき旨を命ずることができる。

(1) 流動資産の合計金額の流動負債の合計金額に対する比率が規則で定める率を下回ったとき。

(2) 資本の合計金額の資本及び負債の合計金額に対する比率が規則で定める率を下回ったとき。

(3) 前2号に規定するもののほか、卸売業者の財産の状況が規則で定める場合に該当することとなったとき。

3 前2項の規定は、仲卸業者について準用する。この場合において、「卸売の」とあるのは「仲卸しの」と読み替えるものとする。

4 第1項の規定は、関連事業者について準用する。この場合において、「市場における卸売の業務」とあるのは「市場の関連事業者の業務」と読み替えるものとする。

(監督処分)

第71条 市長は、卸売業者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該行為の中止、変更その他違反を是正するため必要な措置を命じ、50,000円以下の過料を科し、第7条第1項の許可を取り消し、又は6月以内の期間を定めて、その卸売の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

(1) 偽りその他不正な手段で許可又は承認を受ける等により業務に関し不正の行為があったとき。

(2) 暴力を用いる等により市場の業務又は市場内において他人の業務を妨害したとき。

- (3) 使用料その他この条例又はこの条例に基づく規則による本市に対する納付金を納付しないとき。
- (4) 前各号のほか、この条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく処分に違反したとき。
- 2 市長は、仲卸業者が前項各号のいずれかに該当するときは、当該行為の中止、変更その他違反を是正するため必要な措置を命じ、50,000円以下の過料を科し、第23条第1項の許可を取り消し、又は6月以内の期間を定めて、その仲卸しの業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。
- 3 市長は、売買参加者が第1項第2号から第4号までのいずれかに該当するときは、当該行為の中止、変更その他違反を是正するため必要な措置を命じ、50,000円以下の過料を科し、又は1年以内の期間を定めて、市場への入場の停止を命ずることができる。
- 4 市長は、関連事業者が第1項各号のいずれかに該当するときは、当該行為の中止、変更その他違反を是正するため必要な措置を命じ、第32条第1項の許可を取り消し、又は6月以内の期間を定めて、その許可に係る業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。
- 5 市長は、買出人又は出荷者が第1項第2号又は第4号に該当するときは、市場への入場を停止することができる。
- 6 市長は、せり人が次の各号のいずれかに該当するときは、1年以内の期間を定めて、その業務の停止を命ずることができる。
- (1) この条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく処分に違反したとき。
- (2) せり人がせり売に関して委託者又は仲卸業者若しくは売買参加者と気脈を通じて不当な処置をなし、又はこれらの者をして談合その他の不正行為をさせたとき。
- (3) せり人がその職務に関して委託者又は仲卸業者若しくは売買参加者から金品その他の利益を収受したとき。
- (4) その他市場においてせり人として職務に公正を欠く行為があったと認めるとき。
- 7 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、10,000円以下の過料を科し、第61条第1項の指定又は同条第2項の許可の全部若しくは一部を取り消し、又は6月以内の期間を定めて、市場施設の使用の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。
- (1) 市場の秩序若しくは公共の利益を害し、又は害するおそれがあると認められるとき。
- (2) 市場施設の使用につき指定又は許可をした目的若しくは条件に違反し、又はその指定若しくは許可をした目的の達成が著しく困難と認められるに至った

とき。

- (3) 故意又は重大な過失によって市場施設を滅失又は毀損したとき。
- (4) 使用料その他この条例又はこの条例に基づく規則による本市に対する納付金を納付しないとき。
- (5) 前各号のほか、この条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく処分に違反したとき。
- 8 卸売業者、仲卸業者、売買参加者又は関連事業者について、法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関し、この条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく処分に違反する行為をしたときは、その行為者に対して6月以内の期間を定めて、入場を停止するほか、その卸売業者、仲卸業者、売買参加者又は関連事業者に対しても第1項から第4項までの規定を適用する。

第7章 市場開設運営協議会

(協議会の設置)

第72条 市長は、市場の開設並びに円滑な管理及び運営を図るため、川崎市中央卸売市場開設運営協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第73条 協議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 市場の開設に関すること。
- (2) 市場施設の整備に関すること。
- (3) 市場の業務の運営に関すること。
- (4) その他必要な事項に関すること。

(組織及び委員の任期)

第74条 協議会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、生鮮食料品等の生産、流通及び消費について学識経験を有する者のうちから、市長が委嘱する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

5 市長は、協議会に特別の事項を調査審議させるため必要があると認めるときは、臨時委員を置くことができる。

6 臨時委員は、特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

7 協議会は、必要に応じ部会を置くことができる。

(委任)

第75条 前3条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

本則に次の1章を加える。

第8章 雑則

(卸売の業務の代行)

第76条 市長は、卸売業者が許可の取消しその他の行政

処分を受け、又はその他の理由で卸売の業務の全部又は一部を行うことができなくなった場合には、当該卸売業者に対し販売の委託があり、又は販売の委託の申込みのあった物品について他の卸売業者にその卸売の業務を行わせるものとする。

- 2 市長は、前項の卸売の業務を行わせる卸売業者がいなか、又は他の卸売業者に行わせることが不適当と認めるときは、自らその卸売の業務を行うものとする。
- 3 前2項の規定は、市場に出荷された物品について委託の引受けをする卸売業者がいな場合又は不明な場合について準用する。

(無許可営業の禁止)

第77条 卸売業者、仲卸業者又は関連事業者がそれぞれの許可を受けた業務を行う場合及び市長が必要と認める者が営業行為を行う場合を除くほか、市場内においては、物品の販売その他の営業行為をしてはならない。

- 2 市長は、前項の規定に違反した者に対しては、市場外に退去を命ずることができる。

(市場への出入等に対する指示)

第78条 市場への出入、市場施設の使用又は物品の搬入、搬出及び場内の運搬については、市長の指示に従わなければならない。

- 2 市長は、前項の指示に従わない者に対しては、市場への出入、市場施設の使用又は物品の搬入、搬出及び場内の運搬を禁止することができる。

(市場秩序の保持等)

第79条 市場へ入場する者は、市場の秩序を乱し、又は公共の利益を害する行為を行ってはならない。

- 2 市長は、市場秩序の保持又は公共の利益の保全を図るため必要があると認めるときは、市場入場者に対し、入場の制限その他必要な措置をとることができる。

(災害時における生鮮食料品等の確保)

第80条 市長は、災害が発生した際、生鮮食料品等を確保するため特に必要があると認めるときは、卸売業者、仲卸業者又は関連事業者に対し、生鮮食料品等の確保について必要な指示をすることができる。

(許可等の制限又は条件)

第81条 この条例の規定による許可、認可、承認又は指定には、制限又は条件を付することができる。

- 2 前項の制限又は条件は、許可、認可、承認又は指定に係る事項の確実な実施を図るため必要最小限度のものに限り、かつ、許可、認可、承認又は指定を受けた者に不当な義務を課することとならないものでなければならない。

(委任)

第82条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

別表第1から別表第4までを削る。

別表第5中「(第72条関係)」を「(第67条関係)」に改め、同表仲卸業者市場使用料の項中「第52条第2項第1号の許可を受けた場合、同項第2号の要件を満たしている場合及び同項第3号の承認を受けた」を「第55条の規定により届け出た」に改め、「買入物品」の次に「及び受託物品」を加え、同表を別表とする。

(川崎市地方卸売市場業務条例の一部改正)

第2条 川崎市地方卸売市場業務条例(平成18年川崎市条例第70号)の一部を次のように改正する。

目次中「第5条」を「第8条」に、「第6条～第13条」を「第9条～第22条」に、「第14条～第22条」を「第23条～第31条」に、「第23条～第25条」を「第32条」に、「第26条～第32条」を「第33条～第39条」に、「第33条～第56条」を「第40条～第60条」に、「第57条」を「第61条」に、「第58条～第65条」を「第62条～第69条」に、「第66条～第68条」を「第70条～第72条」に、「第69条～第72条」を「第73条～第76条」に、「第73条～第78条」を「第77条～第82条」に改める。

第1条中「神奈川県地方卸売市場条例(昭和46年神奈川県条例第65号。以下「県条例」という。)第4条第1項」を「卸売市場法(昭和46年法律第35号。以下「法」という。)第13条第4項」に改め、「規定する事項」の次に「、市場関係事業者に関する事項」を加える。

第8章中第78条を第82条とし、第73条から第77条までを4条ずつ繰り下げる。

第7章中第72条を第76条とする。

第71条第2項に次の1号を加え、同条を第75条とする。

(8) その他の利害関係者

第70条を第74条とし、第69条を第73条とする。

第68条第1項中「処し」の次に「、第10条第1項の許可を取り消し」を加え、同条第2項中「第15条第1項」を「第24条第1項」に改め、同条第3項中「第1項各号のいずれか」を「第1項第2号又は第3号」に、「第23条第1項の承認を取り消し、又は6月」を「又は1年」に改め、同条第4項中「第26条第1項」を「第33条第1項」に改め、同条第5項中「買出人」の次に「又は出荷者」を加え、「第1項各号のいずれか」を「第1項第2号又は第3号」に改め、同条第7項中「第58条第1項」を「第62条第1項」に改め、第6章中同条を第72条とする。

第67条を第71条とし、第66条を第70条とする。

第5章中第65条を第69条とする。

第64条第2項中「別表第5」を「別表」に改め、同条第4項中「第59条第2項ただし書」を「第63条第2項ただし書」に改め、同条を第68条とする。

第63条を第67条とし、第58条から第62条までを4条ずつ繰り下げる。

第57条第1項中「第3条第1項各号」を「第6条第1

項各号」に改め、第4章中同条を第61条とする。

第3章中第56条を第60条とする。

第55条を次のように改め、同条を第59条とする。

(買受代金の支払)

第55条 取引参加者は、規則で定める期日までに、売買取引の相手方から買い受けた物品の代金(買い受けた額に100分の110(軽減対象資産にあっては、100分の108)を乗じて得た額とする。)を支払わなければならない。ただし、買受代金の支払期日について特約がある場合は、この限りでない。

2 取引参加者は、規則で定める方法により、買受代金の支払を行わなければならない。ただし、買受代金の支払方法について特約がある場合は、この限りでない。
第54条を削り、第53条を第58条とする。

第52条中「その卸売をした日の翌日」を「規則で定める期日」に、「第56条第1項ただし書」を「第60条第1項ただし書」に改め、「第54条の規定により届け出た」を削り、同条に次の1項を加え、同条を第57条とする。

2 卸売業者は、規則で定める方法により、売買仕切金の支払を行わなければならない。ただし、売買仕切金の支払方法について特約がある場合は、この限りでない。

第51条の見出しを「(指定管理者による卸売予定数量等の公表)」に改め、同条第1項中「前条第1項」を「第52条第1項」に改め、「ときは」の次に「、売買取引の方法ごとに」を加え、「市場内の見やすい場所に掲示する」を「インターネットの利用その他の適切な方法により公表する」に改め、同条第2項中「前条第2項」を「第52条第2項」に改め、「規則で定めるところにより」を削り、「卸売価格を」の次に「インターネットの利用その他の適切な方法により」を加え、同条を第54条とし、同条の次に次の2条を加える。

(仲卸業者による販売の委託の引受け)

第55条 第47条、第57条、第58条及び第60条の規定は、仲卸業者が、生鮮食料品等について販売の委託の引受けを行う場合について準用する。この場合において、第57条第1項中「卸売をしたとき」とあるのは「販売をしたとき」と、「当該卸売」とあるのは「当該販売」と、「せり売若しくは入札」とあるのは「入札」と、「第60条第1項ただし書」とあるのは「第55条において読み替えて準用する第60条第1項ただし書」と、「卸売代金」とあるのは「販売代金」と、第60条第1項中「卸売をした」とあるのは「販売をした」と、同項及び同条第2項中「卸売代金」とあるのは「販売代金」と読み替えるものとする。

(仲卸業者による卸売業者以外の者からの買入れ等に係る販売の届出)

第56条 仲卸業者は、生鮮食料品等について、卸売業者

以外の者から買入れて、又は販売の委託を引き受けて販売を行ったときは、規則で定めるところにより、毎月、当該販売を行った品目の前月の販売数量及び金額を市長に届け出なければならない。

第50条第1項中「ついて」の次に「、売買取引の方法ごとに」を加え、同条を第52条とし、同条の次に次の1条を加える。

(卸売業者による卸売予定数量等の公表)

第53条 卸売業者は、毎開場日、当日卸売をする物品について、売買取引の方法ごとに規則で定める時刻までに、主要な品目の数量及び主要な産地をインターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。

2 卸売業者は、毎開場日、卸売が終了した後速やかに、当日卸売をした物品について、売買取引の方法ごとに、主要な品目の卸売の数量及び主要な産地並びに高値、中値及び安値に区分した卸売価格をインターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。

3 卸売業者は、毎月25日までに、その月の前月の委託手数料の種類ごとの受領額及び奨励金その他の販売代金以外の金銭(以下「奨励金等」という。)の種類ごとの交付額(第43条の規定によりその条件を公表した委託手数料及び奨励金等に係るものに限る。)をインターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。

第49条を第51条とし、第48条を第50条とし、第47条を削り、第46条を第49条とし、第45条を第48条とする。

第44条第1項中「電子商取引に係る」を「市場外で引渡しをする」に、「等階級」を「等級」に、「その結果」を「その旨」に改め、同条第2項中「電子商取引に係る」を「市場外で引渡しをする」に、「等階級」を「等級」に、「その結果」を「その旨」に改め、同項に次のただし書を加え、同条を第47条とする。

ただし、受託物品の受領について委託者又はその代理人の立会いの下にその了承を得られたときは、この限りでない。

第43条を第46条とする。

第42条第1項中「速やかに」を「遅滞なく」に改め、同条第2項第11号中「第38条第1項ただし書又は第46条第3項」を「第49条第3項」に改め、同条を第45条とする。

第34条から第41条までを削る。

第33条を次のように改め、同条を第40条とする。

(売買取引の原則)

第33条 卸売業者、仲卸業者その他の市場において売買取引を行う者(以下「取引参加者」という。)は、公正かつ効率的に売買取引を行わなければならない。

第40条の次に次の4条を加える。

(差別的取扱いの禁止)

第41条 市長は、市場の業務の運営に関し、取引参加者に対して、不当に差別的な取扱いをしてはならない。

2 卸売業者は、市場における卸売の業務に関し、出荷者又は仲卸業者若しくは売買参加者に対して不当に差別的な取扱いをしてはならない。

(売買取引の方法)

第42条 卸売業者は、市場において行う卸売については、せり売若しくは入札の方法又は相対取引（一の卸売業者と一の卸売の相手方が個別に売買取引を行うことをいう。以下同じ。）の方法によらなければならない。

(売買取引の条件の公表)

第43条 卸売業者は、省令第20条各号に掲げる取扱品目その他売買取引の条件をインターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。

(受託拒否の禁止)

第44条 卸売業者は、その許可に係る取扱品目の部類に属する物品について、市場における卸売のための販売の委託の申込みがあった場合には、規則で定める正当な理由がある場合を除き、その引受けを拒んではならない。

第32条中「第19条から第22条」を「第28条から第31条」に改め、第2章第4節中同条を第39条とする。

第31条を第38条とする。

第30条第1項中「第27条第1項第1号」を「第34条第1項第1号」に、「的確に遂行するのに」を「適確に遂行するために」に改め、同条第2項中「第27条第2項第1号」を「第34条第2項第1号」に、「的確に遂行するのに」を「適確に遂行するために」に改め、同条第3項第1号中「第26条第1項」を「第33条第1項」に、「第28条第1項」を「第35条第1項」に改め、同項第2号中「第26条第1項」を「第33条第1項」に改め、同条を第37条とする。

第29条第1項中「第64条第2項」を「第68条第2項」に改め、同条第2項中「第8条第2項」を「第12条第2項」に、「第9条第1項」を「第13条第1項」に、「第10条第1項」を「第14条第1項」に、「第11条」を「第15条」に改め、同条を第36条とする。

第28条を第35条とする。

第27条第1項第1号中「破産者で復権を得ないもの」を「破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者」に改め、同項第2号中「禁錮（こ）」を「禁錮」に改め、「又は法の規定に違反して罰金の刑に処せられた者」を削り、同項第3号中「第30条第1項」を「第37条第1項」に、「第68条第4項」を「第72条第4項」に改め、同項第4号中「的確に遂行するのに」を「適確に遂行するために」に改め、同条第2項第1号中「破産者で復権を得ないもの」を「破産手続開始の決定を受けて復権を得な

い者」に改め、同項第2号中「第30条第2項」を「第37条第2項」に、「第68条第4項」を「第72条第4項」に改め、同項第3号中「的確に遂行するのに」を「適確に遂行するために」に改め、同条を第34条とする。

第26条第1項第1号中「第3条第1項各号」を「第6条第1項各号」に改め、同条を第33条とする。

第24条及び第25条を削る。

第23条を次のように改め、第2章第3節中同条を第32条とする。

(売買参加者の届出)

第23条 卸売業者から卸売を受けようとする者（仲卸業者を除く。）は、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。

2 売買参加者（前項の規定による届出をした者をいう。以下同じ。）は、同項の規定による届出の記載事項を変更し、又は卸売業者から卸売を受けることを廃止したときは、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。

第2章第2節中第22条を第31条とする。

第21条第1項第2号中「又は」を「若しくは」に、「及び」を「又は」に改め、同項第4号中「又は」を「若しくは」に、「及び」を「又は」に改め、同条を第30条とする。

第20条第3項中「第15条第1項」を「第24条第1項」に改め、同条第5項中「第15条第4項」を「第24条第4項」に、「第20条第1項」を「第29条第1項」に改め、同条を第29条とする。

第19条第4項中「第15条第4項」を「第24条第4項」に、「第19条第1項」を「第28条第1項」に改め、「認可の申請」との次に「同項の許可」とあるのは「同項の認可」とを加え、同条を第28条とする。

第18条の見出し中「仲卸業務」を「仲卸しの業務」に改め、同条第1項中「第15条第4項第1号」を「第24条第4項第1号」に、「的確」を「適確」に改め、同条第2項第1号中「第15条第1項」を「第24条第1項」に、「第16条第1項」を「第25条第1項」に改め、同項第2号中「第15条第1項」を「第24条第1項」に、「1月」を「3月」に改め、同条を第27条とする。

第17条第1項中「第3条第1項各号」を「第6条第1項各号」に、「第64条第2項」を「第68条第2項」に改め、同条第2項中「第8条第2項」を「第12条第2項」に、「第9条第1項」を「第13条第1項」に、「第10条第1項」を「第14条第1項」に、「第11条」を「第15条」に改め、同条を第26条とする。

第16条第1項中「前条第1項」を「仲卸しの業務」に改め、同条第2項中「その」を「仲卸しの」に改め、同条を第25条とする。

第15条の見出しを「(仲卸しの業務の許可等)」に改め、同条第1項中「仲卸し」を「市場において仲卸し」に改

め、同条第2項中「第3条第1項各号」を「第6条第1項各号」に改め、同条第4項第1号中「破産者で復権を得ないもの」を「破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者」に改め、同項第2号中「禁錮(こ)」を「禁錮」に改め、「又は卸売市場法(昭和46年法律第35号。以下「法」という。)の規定に違反して罰金の刑に処せられた者」を削り、同項第3号中「第18条第1項」を「第27条第1項」に、「第68条第2項」を「第72条第2項」に改め、同項第4号中「的確に遂行するのに」を「適確に遂行するために」に改め、同条に次の1項を加え、同条を第24条とする。

5 第1項の許可を受けた者は、仲卸しの業務の適正かつ健全な運営を阻害するおそれがないときは、あらかじめ市長の承認を受けて、当該許可に係る取扱品目の部類以外の部類に属する物品を取り扱うことができる。

第14条中「受けて仲卸しの業務(市長が市場内に設置する店舗において卸売業者から卸売を受けた取扱品目の部類に属する物品を仕分し、又は調製して販売する業務をいう。以下同じ。)を行う者」を「受けた法第2条第5項に規定する仲卸業者」に改め、同条を第23条とする。

第2章第1節中第13条を第22条とする。

第12条の2の見出し中「せり人名簿の写し」を「せり人の名簿」に改め、同条第1項を次のように改める。

卸売業者は、規則で定めるところにより、せり人の名簿を作成し、市長に提出しなければならない。当該名簿に記載した事項に変更が生じた場合も同様とする。

第12条の2第2項中「せり人名簿の写し」を「せり人の名簿」に、「前条の」を「規則で定める」に改め、同条を第20条とし、同条の次に次の1条を加える。

(せり人章の着用)

第21条 せり人は、卸売のせりに従事するときは、せり人章を着用しなければならない。

第12条を削る。

第11条中「第7条第1項」を「第11条第1項」に改め、同条を第15条とし、同条の次に次の4条を加える。

(卸売の業務の許可の取消し)

第16条 市長は、卸売業者が第10条第4項第3号に該当することとなったとき、又はその業務を適確に遂行することができる資力信用を有しなくなったと認めるときは、その許可を取り消すものとする。

2 市長は、卸売業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消すことができる。

(1) 正当な理由がなく第10条第1項の許可の通知を受けた日から起算して1月以内に、第12条第1項の保証金を預託しないとき。

(2) 正当な理由がなく第10条第1項の許可の通知を受けた日から起算して3月以内に、その業務を開始しないとき。

(3) 正当な理由がなく引き続き1月以上その業務を休止したとき。

(4) 正当な理由がなくその業務を遂行しないとき。
(卸売業者の事業の譲渡し及び譲受け並びに合併及び分割)

第17条 卸売業者が事業(市場における卸売の業務に係るものに限る。)の譲渡しをする場合において、譲渡人及び譲受人が譲渡し及び譲受けについて市長の認可を受けたときは、譲受人は、卸売業者の地位を承継する。

2 卸売業者たる法人の合併の場合(卸売業者たる法人と卸売業者でない法人が合併して卸売業者たる法人が存続する場合を除く。)又は分割の場合(市場における卸売の業務を承継させる場合に限る。)において、当該合併又は分割について市長の認可を受けたときは、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該業務を承継した法人は、卸売業者の地位を承継する。

3 前2項の認可を受けようとする者は、規則で定める認可申請書を市長に提出しなければならない。

4 第10条第4項の規定は、第1項又は第2項の認可について準用する。この場合において、同条第4項中「第1項の許可の申請」とあるのは「第17条第1項又は第2項の認可の申請」と、「同項の許可」とあるのは「同項の認可」と、「申請者」とあるのは「その申請に係る譲受人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人若しくは分割により市場における卸売の業務を承継する法人」と読み替えるものとする。

5 第1項又は第2項の規定による卸売業者の事業の譲渡し及び譲受け並びに合併及び分割による地位の承継については、譲渡人又は合併若しくは分割以前の法人が利用の指定を受けていた施設の利用を認められたものであると解してはならない。

(名称変更等の届出)

第18条 卸売業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

(1) 卸売の業務を開始し、休止し、再開し、又は廃止しようとするとき。

(2) 名称又は住所を変更したとき。

(3) 商号を変更したとき。

(4) 資本金若しくは出資の額又は役員を変更したとき。

(事業報告書の提出等)

第19条 卸売業者は、卸売市場法施行規則(昭和46年農林省令第52号。以下「省令」という。)第21条第1項の規定により事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。

2 卸売業者は、前項の事業報告書（出荷者が安定的な決済を確保するために必要な財務に関する情報として省令第21条第3項に定めるものが記載された部分に限る。）について閲覧の申出があった場合には、同条第4項に規定する正当な理由がある場合を除き、これを閲覧させなければならない。

第10条第1項及び第2項中「第7条第1項」を「第11条第1項」に改め、同条を第14条とする。

第9条第1項中「第7条第1項」を「第11条第1項」に改め、同条を第13条とする。

第8条第1項中「第3条第1項各号」を「第6条第1項各号」に改め、同条を第12条とする。

第7条第1項中「県知事」を「市長」に改め、同条第2項中「その」を「卸売の」に改め、同条を第11条とする。

第6条を第9条とし、同条の次に次の1条を加える。

（卸売の業務の許可等）

第10条 市場において卸売の業務を行おうとする者は、市長の許可を受けなければならない。

2 前項の許可は、第6条第1項各号の取扱品目の部類ごとに行う。

3 第1項の許可を受けようとする者は、規則で定める許可申請書を市長に提出しなければならない。

4 市長は、第1項の許可の申請が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の許可をしてはならない。

(1) 申請者が法人でないとき。

(2) 申請者が第16条第1項若しくは第2項又は第72条第1項の規定による許可の取消しを受けた日から起算して3年を経過しない者であるとき。

(3) 申請者の業務を執行する役員のうち次のいずれかに該当する者があるとき。

ア 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

イ 禁錮以上の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しないもの

ウ 第16条第1項若しくは第2項又は第72条第1項の規定による許可の取消しを受けた法人のその処分を受ける原因となった事項が発生した当時現にその法人の業務を執行する役員として在任した者（当該事項の発生を防止するため相当の努力をした者でその旨を疎明したものを除く。）で、その処分の日から起算して3年を経過しないもの

(4) 申請者が卸売の業務を適確に遂行するために必要な知識、経験又は資力信用を有しない者であるとき。

(5) その許可をすることによって卸売業者の数が前条各号に定める数を超えることとなるとき。

5 第1項の許可を受けた者は、卸売の業務の適正かつ健全な運営を阻害するおそれがないときは、あらかじめ市長の承認を受けて、当該許可に係る取扱品目の部

類以外の部類に属する物品を取り扱うことができる。

第5条第2項中「県条例第5条の規定により神奈川県知事（以下「県知事」という。）の許可を受けて市場において卸売の業務を行う者」を「第10条第1項の規定により市長の許可を受けた法第2条第4項に規定する卸売業者」に改め、第1章中同条を第8条とする。

第4条を第7条とし、第3条を第6条とし、第2条の4を第5条とし、第2条の3を第4条とし、第2条の2を第3条とする。

別表第1から別表第4までを削る。

別表第5中「(第64条関係)」を「(第68条関係)」に改め、同表仲卸業者市場利用料金の項中「第47条第2項」を「第56条の規定」に改め、「買入物品」の次に「及び受託物品」を加え、同表を別表とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和2年6月21日から施行する。

（川崎市中央卸売市場業務条例の一部改正に伴う経過措置）

2 この条例の施行の際現に卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律（平成30年法律第62号）第1条の規定による改正前の卸売市場法（昭和46年法律第35号。以下「旧卸売市場法」という。）第15条第1項の規定による許可を受けて川崎市中央卸売市場の卸売業者となっている者は、第1条の規定による改正後の川崎市中央卸売市場業務条例（以下「新中央卸売市場業務条例」という。）第7条第1項の規定による許可を受けたものとみなす。

3 市長は、新中央卸売市場業務条例第7条第1項の規定による許可の申請があった場合において、申請者又は申請者の業務を執行する役員がこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に旧卸売市場法の規定により罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、若しくはその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しないものであるとき、又は申請者の業務を執行する役員が施行日前に旧卸売市場法の規定により解任の命令を受けた法人の当該命令により解任されるべきものとされた者で、その処分の日から起算して3年を経過しないものであるときは、新中央卸売市場業務条例第7条第4項の規定にかかわらず、当該許可をしてはならない。

4 市長は、新中央卸売市場業務条例第23条第1項又は第32条第1項の規定による許可（同項の規定による許可にあっては、同項第1号に係るものに限る。）の申請があった場合において、申請者（申請者が法人である場合にあつては、申請者の業務を執行する役員を含む。）が施行日前に旧卸売市場法の規定により罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はそ

の刑の執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しないものであるときは、新中央卸売市場業務条例第23条第4項又は第33条第1項の規定にかかわらず、当該許可をしてはならない。

- 5 この条例の施行の際現に第1条の規定による改正前の川崎市中央卸売市場業務条例第27条第1項の規定による承認を受けて川崎市中央卸売市場の売買参加者となっている者は、新中央卸売市場業務条例第31条の規定による届出をしたものとみなす。

(川崎市地方卸売市場業務条例の一部改正に伴う経過措置)

- 6 この条例の施行の際現に旧卸売市場法第58条第1項の規定による許可を受けて川崎市地方卸売市場の卸売業者となっている者は、第2条の規定による改正後の川崎市地方卸売市場業務条例(以下「新地方卸売市場業務条例」という。)第10条第1項の規定による許可を受けたものとみなす。

- 7 市長は、新地方卸売市場業務条例第10条第1項の規定による許可の申請があった場合において、申請者又は申請者の業務を執行する役員が施行日前に旧卸売市場法の規定により罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、若しくはその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しないものであるとき、又は申請者の業務を執行する役員が施行日前に旧卸売市場法の規定により解任の命令を受けた法人の当該命令により解任されるべきものとされた者で、その処分の日から起算して3年を経過しないものであるときは、新地方卸売市場業務条例第10条第4項の規定にかかわらず、当該許可をしてはならない。

- 8 市長は、新地方卸売市場業務条例第24条第1項又は第33条第1項の規定による許可(同項の規定による許可にあっては、同項第1号に係るものに限る。)の申請があった場合において、申請者(申請者が法人である場合にあつては、申請者の業務を執行する役員を含む。)が施行日前に旧卸売市場法の規定により罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しないものであるときは、新地方卸売市場業務条例第24条第4項又は第34条第1項の規定にかかわらず、当該許可をしてはならない。

- 9 この条例の施行の際現に第2条の規定による改正前の川崎市地方卸売市場業務条例第23条第1項の規定による承認を受けて川崎市地方卸売市場の売買参加者となっている者は、新地方卸売市場業務条例第32条の規定による届出をしたものとみなす。

(川崎市中央卸売市場業務条例の一部を改正する条例の一部改正)

- 10 川崎市中央卸売市場業務条例の一部を改正する条例

(平成31年川崎市条例第6号)の一部を次のように改める。

- 第1条のうち第51条第4項の改正規定中「第51条第4項」を「第48条第4項」に改める。

(川崎市地方卸売市場業務条例の一部を改正する条例の一部改正)

- 11 川崎市地方卸売市場業務条例の一部を改正する条例(平成31年川崎市条例第7号)の一部を次のように改める。

第2条のうち第46条第4項の改正規定中「第46条第4項」を「第49条第4項」に改める。

川崎市自転車競走実施条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月23日

川崎市長 福田紀彦

川崎市条例第11号

川崎市自転車競走実施条例の一部を改正する条例

川崎市自転車競走実施条例(昭和37年川崎市条例第36号)の一部を次のように改正する。

第4条中「20円以上において」を削る。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

川崎市小規模水道及び小規模受水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月23日

川崎市長 福田紀彦

川崎市条例第12号

川崎市小規模水道及び小規模受水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例の一部を改正する条例

川崎市小規模水道及び小規模受水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例(平成7年川崎市条例第8号)の一部を次のように改正する。

第16条第1項中「1年以内ごとに1回」を「毎年1回以上定期的に」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

川崎市食品衛生法に基づく営業に係る公衆衛生上講ずべき措置の基準に関する条例の廃止等に関する条例をここに公布する。

令和2年3月23日

川崎市長 福田紀彦

川崎市条例第13号

川崎市食品衛生法に基づく営業に係る公衆衛生上講ずべき措置の基準に関する条例の廃止等に関する条例
(川崎市食品衛生法に基づく営業に係る公衆衛生上講ずべき措置の基準に関する条例の廃止)

第1条 川崎市食品衛生法に基づく営業に係る公衆衛生上講ずべき措置の基準に関する条例(平成12年川崎市条例第17号)は、廃止する。

(川崎市食品衛生法に基づく営業に係る公衆衛生上講ずべき措置の基準に関する条例の一部改正)

第2条 川崎市食品衛生法に基づく営業に係る公衆衛生上講ずべき措置の基準に関する条例の一部を次のように改正する。

第1条中「食品衛生法」を「食品衛生法等の一部を改正する法律(平成30年法律第46号)第1条の規定による改正前の食品衛生法」に改める。

附 則

この条例は、令和3年6月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和2年6月1日から施行する。

川崎市葬祭条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月23日

川崎市長 福田 紀彦

川崎市条例第14号

川崎市葬祭条例の一部を改正する条例

川崎市葬祭条例(昭和27年川崎市条例第33号)の一部を次のように改正する。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表(第6条関係)

種 別	金 額		付 記		
	市内 居住者	市外 居住者			
火葬料1体	6,750円	60,000円	12歳以上		
	4,500円	30,000円	12歳未満		
	2,250円	15,000円	死産児		
遺体保管料 1体1日	1,500円	4,500円			
休憩室 使用料1回	かわさき 南部斎苑	6,000円	18,000円	50人用	
	かわさき 北部斎苑	A	6,000円	18,000円	50人用
		B	3,000円	9,000円	25人用

斎場 使用料1回	かわさき 南部斎苑	A	区画 しない 場合	90,000円	270,000円	200人用	(1) 通夜 及び告 別式を もって 1回と する。 (2) 通夜 又は告 別式の みに使 用する 場合の 使用料 につい ては、 それぞ れの額 の2分 の1の 額とす る。
			区画す る場合	45,000円	135,000円	100人用	
		B	区画 しない 場合	45,000円	135,000円	100人用	
		区画す る場合	22,500円	67,500円	50人用		
		C		22,500円	67,500円	50人用	
	かわさき 北部斎苑		A		90,000円	270,000円	
		B		45,000円	135,000円	100人用	
C		区画 しない 場合	22,500円	67,500円	50人用		
			区画す る場合	11,250円	33,750円	25人用	

附 則

(施行期日)

- この条例は、規則で定める日から施行する。
(経過措置)
- この条例の施行の際現に使用許可を受けている者の当該使用許可に係る使用料については、なお従前の例による。

川崎市動物の愛護及び管理に関する条例及び川崎市動物愛護センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月23日

川崎市長 福田 紀彦

川崎市条例第15号

川崎市動物の愛護及び管理に関する条例及び川崎市動物愛護センター条例の一部を改正する条例

(川崎市動物の愛護及び管理に関する条例の一部改正)

第1条 川崎市動物の愛護及び管理に関する条例(平成12年川崎市条例第21号)の一部を次のように改正する。

第3条第6号中「第26条第1項」を「第25条の2」に改める。

第17条第1項中「法第24条第1項(法第24条の4において読み替えて準用する場合を含む。)及び第33条第1項並びに前条第1項の規定による立入検査その他の」を削る。

附則に次の1項を加える。

(法の一部改正に伴う経過措置)

- 動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律(令和元年法律第39号。以下「改正法」という。)附則第4条第1項の規定により改正法第1条による改

正前の法（以下「旧法」という。）第26条第1項の許可（同条第2項第3号の目的が改正法第1条による改正後の法第26条第1項に規定する目的であるものを除く。）を受けて、引き続き旧法第26条第1項に規定する特定動物を飼養又は保管することができる者が同項の規定に基づく特定動物の飼養若しくは保管に係る許可又は旧法第28条第1項の規定に基づく特定動物の飼養若しくは保管の許可に係る事項の変更の許可の申請をした場合は、第19条の規定の例により、手数料を徴収する。

（川崎市動物愛護センター条例の一部改正）

第2条 川崎市動物愛護センター条例（昭和49年川崎市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第3条第12号中「第26条第1項」を「第25条の2」に改める。

附 則

この条例は、令和2年6月1日から施行する。

川崎市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月23日

川崎市長 福田 紀彦

川崎市条例第16号

川崎市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

川崎市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例（平成26年川崎市条例第34号）の一部を次のように改正する。

附則第4項中「5年間」を「10年間」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

川崎市地区計画の区域内における建築物等の形態意匠の制限に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月23日

川崎市長 福田 紀彦

川崎市条例第17号

川崎市地区計画の区域内における建築物等の形態意匠の制限に関する条例の一部を改正する条例

川崎市地区計画の区域内における建築物等の形態意匠の制限に関する条例（平成21年川崎市条例第12号）の一部を次のように改正する。

別表5の項を次のように改める。

5	登戸・向ヶ丘遊園駅 周辺地区整備計画区 域	都市計画法第20条第 1項の規定により告 示された登戸・向ヶ 丘遊園駅周辺地区地 区計画において地区 整備計画が定められ た区域	登戸駅前地区 C-1 登戸駅前地区 C-2 登戸駅・向ヶ 丘遊園駅連携 地区A 登戸駅・向ヶ 丘遊園駅連携 地区B 登戸駅・向ヶ 丘遊園駅連携 地区C 向ヶ丘遊園駅 前地区 わい 界隈商業地区 界隈共存地区
---	-----------------------------	--	--

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

川崎市建築基準条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月23日

川崎市長 福田 紀彦

川崎市条例第18号

川崎市建築基準条例の一部を改正する条例

川崎市建築基準条例（昭和35年川崎市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第30条第3項中「第112条第12項から第14項まで」を「第112条第13項から第15項まで」に改め、同条第6項中「第112条第17項」を「第112条第18項」に改める。

第57条第4号中「第112条第18項」を「第112条第19項」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

川崎市地区計画の区域内における建築物に係る制限に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月23日

川崎市長 福田 紀彦

川崎市条例第19号

川崎市地区計画の区域内における建築物に

係る制限に関する条例の一部を改正する条例

川崎市地区計画の区域内における建築物に係る制限に関する条例（昭和62年川崎市条例第40号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項第2号中「第13条」を「第14条」に改める。

別表第2の33登戸・向ヶ丘遊園駅周辺地区整備計画区域の表登戸駅前地区C-2の区域の項の次に次のように加える。

登戸駅・向ヶ丘遊園駅連携地区Aの区域	建築物の用途の制限	マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するものは、建築してはならない。
登戸駅・向ヶ丘遊園駅連携地区Bの区域	建築物の用途の制限	次に掲げる建築物は、建築してはならない。 (1) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの (2) キャバレー、料理店その他これらに類するもの (3) 個室付浴場業に係る公衆浴場その他これに類するもの
登戸駅・向ヶ丘遊園駅連携地区Cの区域	建築物の用途の制限	マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するものは、建築してはならない。

別表第2の33登戸・向ヶ丘遊園駅周辺地区整備計画区域の表登戸駅・向ヶ丘遊園駅連携地区の区域の項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

川崎市都市公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月23日

川崎市長 福田 紀彦

川崎市条例第20号

川崎市都市公園条例の一部を改正する条例

川崎市都市公園条例（昭和32年川崎市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項の表中

「	等々力緑地	野球場ロッカー室	」
を	「	野球場ロッカー室 野球場関係者室	」

に改め、同条第2項の表中

野球場 野球場会議室 野球場シャワー室 野球場ロッカー室 サッカー場	4月1日から 10月31日まで	午前6時から午後6時まで（ただし、照明施設を有する施設については、午前6時から午後8時30分まで）	12月29日から 翌年の1月4日 までの日	市長は、必要に応じ左欄の供用期間、供用時間及び休場日を変更することができる。ただし、第18条の2第1項に規定する指定管理者が管理を行う有料施設にあっては、当該指定管理者は、必要に応じ、あらかじめ市長の承認を得て、同欄の供用期間、供用時間及び休場日を変更することができる。
	11月1日から 翌年の3月31日まで	午前8時から午後4時まで（ただし、照明施設を有するサッカー場については午前8時から午後8時30分まで、照明施設を有する野球場の11月1日から11月30日までの期間及び3月1日から3月31日までの期間については午前8時から午後8時30分まで）		

を

野球場 野球場会議室 野球場シャワー室 野球場ロッカー室 野球場関係者室 サッカー場	4月1日から 10月31日まで	午前6時から午後6時まで（ただし、照明施設を有する施設については、午前6時から午後8時30分まで）	12月29日から 翌年の1月4日 までの日	市長は、必要に応じ左欄の供用期間、供用時間及び休場日を変更することができる。ただし、第18条の2第1項に規定する指定管理者が管理を行う有料施設にあっては、当該指定管理者は、必要に応じ、あらかじめ市長の承認を得て、同欄の供用期間、供用時間及び休場日を変更することができる。
	11月1日から 翌年の3月31日まで	午前8時から午後4時まで（ただし、照明施設を有するサッカー場については午前8時から午後8時30分まで、照明施設を有する野球場の11月1日から11月30日までの期間及び3月1日から3月31日までの期間については午前8時から午後8時30分まで）		

に改める。

第8条第1項の表中

野球場 (富士見公園に設けるものを除く。)	1箇所 1回 (2時間以内)	2,500円		
野球場照明施設	同 (1時間以内)	6,000円		
野球場会議室	同 (4時間以内)	1,000円		
野球場 シャワー室	1箇所 1回	3,000円		
野球場ロッカー室	同	1,000円		
屋内野球練習場	1回 (1時間以内)	650円		

を

野球場 (等々力緑地に設けるものに限る。)	1箇所 1回 (2時間以内)	11,500円		
野球場(富士見公園及び等々力緑地に設けるものを除く。)	同(同)	2,500円		
野球場照明施設	同 (1時間以内)	6,000円		
野球場会議室	同 (4時間以内)	8,200円		
野球場 シャワー室	1箇所 1回	2,400円		
野球場ロッカー室	同	2,800円		
野球場関係者室	1箇所 1回 (4時間以内)	4,300円		
屋内野球練習場	同 (1時間以内)	1,000円		

に改める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

川崎市水道事業、工業用水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月23日

川崎市長 福田紀彦

川崎市条例第21号

川崎市水道事業、工業用水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例

(川崎市水道事業、工業用水道事業及び下

水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第1条 川崎市水道事業、工業用水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例(昭和41年川崎市条例第45号)の一部を次のように改正する。

第7条中「第243条の2第8項」を「第243条の2の2第8項」に改める。

(川崎市交通事業の設置等に関する条例の一部改正)

第2条 川崎市交通事業の設置等に関する条例(昭和41年川崎市条例第46号)の一部を次のように改正する。

第7条中「第243条の2第8項」を「第243条の2の2第8項」に改める。

(川崎市病院事業の設置等に関する条例の一部改正)

第3条 川崎市病院事業の設置等に関する条例(昭和41年川崎市条例第42号)の一部を次のように改正する。

第10条中「第243条の2第8項」を「第243条の2の2第8項」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

川崎市消防手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月23日

川崎市長 福田紀彦

川崎市条例第22号

川崎市消防手数料条例の一部を改正する条例

川崎市消防手数料条例(平成12年川崎市条例第34号)の一部を次のように改正する。

別表29の項中「又は圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器」を「、圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器又は圧縮水素自動車燃料装置用容器」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

川崎市消防団の設置及び定員等に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月23日

川崎市長 福田紀彦

川崎市条例第23号

川崎市消防団の設置及び定員等に関する条例等の一部を改正する条例

(川崎市消防団の設置及び定員等に関する条例の一部改正)

第1条 川崎市消防団の設置及び定員等に関する条例(昭和38年川崎市条例第31号)の一部を次のように改正する。

第4条に次の1項を加える。

2 消防団員の種類は、次に掲げるとおりとする。

(1) 基本団員(次号に掲げる機能別団員以外の消防団

員をいう。以下同じ。)

- (2) 機能別団員 (市長が定める特定の消防事務に従事する消防団員をいう。以下同じ。)

第5条に次の1項を加える。

- 2 消防団員の種類ごとの定員は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 基本団員 1,210人以内
(2) 機能別団員 135人以内

(川崎市消防団員任免条例の一部改正)

- 第2条 川崎市消防団員任免条例(昭和23年川崎市条例第62号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「者」の次に「(川崎市消防団の設置及び定員等に関する条例(昭和38年川崎市条例第31号)第4条第2項第2号に規定する機能別団員(以下「機能別団員」という。)にあつては、当該消防団の区域に通学する18歳以上の者を含む。)」を加える。

第3条第1項中「団員」の次に「(機能別団員を除く。)」を加え、同条第3項中「行なう」を「行う」に改める。

(川崎市消防団員退職報償金支給条例の一部改正)

- 第3条 川崎市消防団員退職報償金支給条例(昭和39年川崎市条例第32号)の一部を次のように改正する。

第2条中「消防団員」の次に「(川崎市消防団の設置及び定員等に関する条例(昭和38年川崎市条例第31号)第4条第2項第2号に規定する機能別団員を除く。以下同じ。)」を加える。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

川崎市消防団給与条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月23日

川崎市長 福田 紀彦

川崎市条例第24号

川崎市消防団給与条例の一部を改正する条例
川崎市消防団給与条例(昭和23年川崎市条例第1号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項を次のように改める。

消防団員(川崎市消防団の設置及び定員等に関する条例(昭和38年川崎市条例第31号)第4条第2項第2号に規定する機能別団員を除く。以下この条において同じ。)には、年額36,500円の報酬を支給する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の条例第4条第1項の規定は、この条例の施

行の日以後の分として支給される報酬について適用し、同日の前日までの分として支給される報酬については、なお従前の例による。

川崎市学校給食費の管理に関する条例をここに公布する。

令和2年3月23日

川崎市長 福田 紀彦

川崎市条例第25号

川崎市学校給食費の管理に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、川崎市立学校において、学校給食法(昭和29年法律第160号。以下「法」という。)第4条及び特別支援学校の幼稚部及び高等部における学校給食に関する法律(昭和32年法律第118号。以下「特別支援学校給食法」という。)第3条の規定に基づき実施する学校給食に係る学校給食費の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 学校給食 法第3条第1項に規定する学校給食及び特別支援学校給食法第2条に規定する学校給食をいう。
(2) 学校給食費 法第11条第2項に規定する学校給食費及び特別支援学校給食法第5条第1項に規定する経費以外の特別支援学校給食法第2条に規定する学校給食に要する経費のうち規則で定めるものをいう。
(3) 学校給食費負担者 学校給食を受ける幼児、児童又は生徒の保護者等(幼児、児童又は未成年の生徒については学校教育法(昭和22年法律第26号)第16条に規定する保護者、成年に達した生徒についてはその者の就学に要する経費を負担する者をいう。)をいう。

(学校給食費の徴収等)

第3条 市長は、学校給食費負担者から学校給食費を徴収する。

- 2 学校給食費負担者が負担すべき学校給食費の額並びに納付の方法及び期限は、規則で定める。

(学校給食費の減免)

第4条 市長は、特別の理由があると認めるときは、学校給食費負担者が負担すべき学校給食費を減額し、又は免除することができる。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

川崎市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月23日

川崎市長 福田紀彦

川崎市条例第26号

川崎市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

川崎市職員の給与に関する条例(昭和32年川崎市条例第29号)の一部を次のように改正する。

第4条第4項中「により職員」の次に「(次項に規定する職員を除く。以下この項において同じ。)」を加え、「同項」を「前項」に改め、同条第5項中「に関する前項の規定の適用については、同項中「4号給」とあるのは、「2号給」を「の第3項の規定による昇給は、同項に規定する期間におけるその者の勤務成績が極めて良好である場合又は特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて人事委員会規則で定める基準に従い決定するもの」に改める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

規 則

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整備に関する規則をここに公布する。

令和2年3月31日

川崎市長 福田紀彦

川崎市規則第10号

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整備に関する規則

(川崎市表彰規程の一部改正)

第1条 川崎市表彰規程(昭和12年川崎市規則第11号)の一部を次のように改正する。

第1条第4号中「市職員」の次に「(任期を定めて任用される職員を除く。)」を加える。

(川崎市職員の職名等に関する規則の一部改正)

第2条 川崎市職員の職名等に関する規則(昭和39年川崎市規則第62号)の一部を次のように改正する。

第4条中「職員」の次に「(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員(以下「会計年度任用職員」という。)を除く。)」を加える。

第6条(見出しを含む。)中「臨時職員」を「会計年度任用職員」に改める。

(労働者災害補償保険法の適用を受ける川崎市職員の

公務災害等に伴う休業補償等に関する規則の一部改正) 第3条 労働者災害補償保険法の適用を受ける川崎市職員の公務災害等に伴う休業補償等に関する規則(平成7年川崎市規則第63号)の一部を次のように改正する。

第1条中「及び臨時の職員」を削る。

(川崎市市税条例施行規則の一部改正)

第4条 川崎市市税条例施行規則(昭和25年川崎市規則第28号)の一部を次のように改正する。

第1条の4第1項中「職員」を「職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。)」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。(経過措置)
2 第3条の規定による改正後の労働者災害補償保険法の適用を受ける川崎市職員の公務災害等に伴う休業補償等に関する規則第1条の規定は、この規則の施行の日以後に発生した公務上の災害又は通勤による災害について適用し、同日前に発生した公務上の災害又は通勤による災害については、なお従前の例による。

川崎市事務分掌規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月31日

川崎市長 福田紀彦

川崎市規則第11号

川崎市事務分掌規則等の一部を改正する規則(川崎市事務分掌規則の一部改正)

第1条 川崎市事務分掌規則(昭和47年川崎市規則第19号)の一部を次のように改正する。

第1条総務企画局の表中

Table with 2 columns: 企画調整課, []

を

Table with 2 columns: 企画調整課, 公共施設総合調整室

に、

Table with 2 columns: 庁舎管理課, []

を

「

庁舎管理課	
コンプライアンス推進室	

」

に改め、同条財政局の表中「資金係」を削り、同条市民文化局の表中

「

戸籍住民サービス課	戸籍・住民記録係 住居表示係

」

を

「

戸籍住民サービス課	戸籍・住民記録係 住居表示係
多文化共生推進課	

」

に改め、同条健康福祉局の表中

「

企画課	
-----	--

」

を

「

企画課	
保健福祉システム課	

」

に、

「

保険年金課	管理係 資格賦課係 給付係 国民年金係
長寿・福祉医療課	

」

を

「

医療保険課	管理係 資格賦課係 給付係
国民年金・福祉医療課	

」

に改め、同表子ども未来局の表中

「

保育課	調整第1係 調整第2係 調整第3係 保育支援係 保育料利用調整係
運営管理課	
保育所整備課	

」

を

「

保育対策課	
保育所整備課	
保育事業部	
保育第1課	
保育第2課	
運営管理課	

」

に改める。

第2条の表中

- 「 (1) 服務監察に関すること。
 (2) 行政不服審査法に基づく審査庁が行う手続に関すること。
 (3) 内部統制体制の整備に関すること。
 秘書部 」

を

「 秘書部 」

に改め、同表都市政策部の部企画調整課の項中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号から第13号までを1号ずつ繰り上げ、同部の次に次の1部を加える。

公共施設総合調整室

- (1)公共施設の整備、管理及び利活用に係る施策の企画及び総合調整に関すること。
 (2)公共施設等総合管理計画に関すること。

第2条の表総務部の部庶務課の項中第9号を削り、第10号を第9号とし、第11号を第10号とし、同部法制課の項第7号を削り、同部の次に次の1部を加える。

コンプライアンス推進室

- (1) 服務監察に関すること。
 (2) 内部統制に関すること。
 (3) 行政手続法に基づく手続の総括に関すること。
 (4) 行政不服審査に関すること。
 (5) 行政不服審査会に関すること。
 (6) 監査委員との連絡調整に関すること。

第2条の表人事部の部人事課の項第3号中「任免」の次に「(総務事務センターの所管に属するものを除く。)」を加え、同項中第6号及び第7号を削り、第8号を第6号とし、第9号から第12号までを2号ずつ繰り上げ、同部職員厚生課の項第1号中「こと」の次に「(総務事務センターの所管に属するものを除く。)」を加え、同部総務事務センターの項中第4号を第6号とし、第3号の次に次の2号を加える。

- (4) 会計年度任用職員及び特別職非常勤職員の任免に係る書類の審査等に関すること。
 (5) 職員の人事及び福利厚生に係る証明書の交付等に関すること。

第2条の表行政改革マネジメント推進室の部第16号を

削る。

第3条の表資産管理部の部資産運用課の項第1号中「こと(」の次に「総務企画局公共施設総合調整室及び」を加え、同表税務部の部税制課の項第11号中「並びに利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、分離課税所得割交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、自動車取得税交付金」を削り、「軽油引取税交付金」を「県税交付金」に改める。

第4条の表中

「 市民生活部

- (1) 国内友好都市との交流に関する事。
- (2) 公益財団法人川崎市国際交流協会に関する事。
- (3) 国際交流センターに関する事。 」

を

「 市民生活部 」

に改め、同表市民生活部の部企画課の項第2号中「施設」の次に「(区政推進課の所管に属するものを除く。)」を加え、同項第4号及び第5号を次のように改める。

- (4) 局指定管理者選定評価委員会に関する事。
- (5) 川崎市民プラザに関する事。

第4条の表市民生活部の部戸籍住民サービス課の項の次に次の1項を加える。

多文化共生推進課

- (1) 多文化共生施策の推進及び総合調整に関する事。
- (2) 国内友好都市との交流に関する事。
- (3) 多文化共生社会推進協議会に関する事。
- (4) 外国人市民代表者会議に関する事。
- (5) 国際交流センターに関する事。
- (6) 公益財団法人川崎市国際交流協会に関する事。

第4条の表コミュニティ推進部の部区政推進課の項中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

- (4) 区役所、支所等の庁舎の整備に関する事。

第4条の表人権・男女共同参画部の部を次のように改める。

人権・男女共同参画室

- (1) 人権に係る施策の総合調整に関する事。
- (2) 同和対策事業の推進に関する事。
- (3) 平和施策の総合調整に関する事。
- (4) 不当な差別のない人権尊重のまちづくりの推進に関する事。
- (5) 男女共同参画社会の形成の促進に係る施策の調査研究、企画及び総合調整に関する事。
- (6) 人権尊重のまちづくり推進協議会に関する事。
- (7) 差別防止対策等審査会に関する事。
- (8) 男女平等推進審議会に関する事。
- (9) 平和館との連絡調整に関する事。
- (10) 男女共同参画センターに関する事。

第7条の表総務部の部企画課の項の次に次の1項を加える。

保健福祉システム課

- (1) 局の情報化施策の推進に関する事。
- (2) 福祉総合情報システムに関する事。

第7条の表地域包括ケア推進部の部第15号から第23号までを次のように改める。

(15) 社会福祉法人川崎市社会福祉協議会との連絡調整に関する事。

(16) 民生委員法の施行に関する事。

(17) 民間社会福祉事業の振興及び育成に関する事。

(18) 災害救助その他援護事業に関する事。

(19) 戦没者遺族、旧軍人等の援護に関する事。

(20) 日本赤十字社に関する事。

(21) 社会福祉審議会に関する事。

(22) 民生委員推薦会に関する事。

(23) 災害弔慰金等支給審査委員会に関する事。

第7条の表地域包括ケア推進部の部に次の1号を加える。

(24) 総合福祉センターに関する事。

第7条の表中

「 障害保健福祉部 」

を

「 障害保健福祉部

- (1) 総合リハビリテーションセンターの設置の準備に関する事。」

に改め、同表障害保健福祉部の部精神保健課の項第2号中「長寿・福祉医療課」を「国民年金・福祉医療課」に改め、同表保健所の部健康増進課の項第5号中「推進」を「企画、推進」に改め、同項第13号中「保険年金課」を「医療保険課」に改め、同表医療保険部の部保険年金課の項を次のように改める。

医療保険課

- (1) 国民健康保険の企画、調査、統計及び運営に関する事(他の所管に属するものを除く。)
- (2) 後期高齢者医療に関する事(他の所管に属するものを除く。)
- (3) 国民健康保険運営協議会に関する事。

第7条の表医療保険部の部長寿・福祉医療課の項中

「 長寿・福祉医療課

- (1) 後期高齢者医療に関する事(他の所管に属するものを除く。)

を

「 国民年金・福祉医療課

- (1) 国民年金の企画、調査、統計及び運営に関する事。 」

に改め、同部収納管理課の項に次の1号を加える。

- (2) 国民健康保険における被保険者及び第三者に係

る損害賠償請求等の収納対策の企画及び推進に関すること。

第8条の表子育て推進部の部を次のように改める。

子育て推進部

(1) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律及び子ども・子育て支援法（幼稚園及び認定こども園に係るものに限る。）の施行に関すること。

(2) 幼児教育の支援に関すること。

保育対策課

- (1) 待機児童対策の推進に関すること。
- (2) 保育所等の利用調整に関すること。
- (3) 保育所等の利用者負担額に関すること。

保育所整備課

- (1) 保育所等の整備に関すること。
- (2) 保育所等の認可（新規整備に限る。）に関すること。
- (3) 市立保育所の民営化（他の所管に属するものを除く。）に関すること。
- (4) 市立保育所の再整備に関すること。
- (5) 保育所等整備事業者選定委員会に関すること。

第8条の表子育て推進部の部の次に次の1部を加える。

保育事業部

- (1) 地域の保育所等に関する総合的支援に関すること。
- (2) 市立保育所の民営化（保育所運営の引継ぎに関する事務に限る。）に関すること。

保育第1課

(1) 児童福祉法及び子ども・子育て支援法の施行（私立保育所に係るものに限る。）に関すること。

保育第2課

- (1) 児童福祉法及び子ども・子育て支援法の施行（家庭的保育事業等に係るものに限る。）に関すること。
- (2) 保育所等の認可（保育所整備課の所管に属するものを除く。）に関すること。
- (3) 認可外保育施設に関すること。

運営管理課

- (1) 市立保育所に関すること。
- (2) 保育所等職員の研修に関すること。
- (3) 保育所入所児童等健康管理委員会に関すること。
- (4) 保育・子育て総合支援センターとの連絡調整に関すること。

第9条の表総務部の部企画課の項第4号及び第5号を削り、同表市街地整備部の部地域整備推進課の項第3号中「指導部」を「防災まちづくり推進課及び建築指導課」に改め、同表指導部の部建築管理課の項中第13号を第14号とし、第12号を第13号とし、同項第11号中「及び完了検査」を「、完了検査及び環境整備」に改め、同号を同項第12号とし、同項第10号の次に次の1号を加える。

(1) バリアフリー基本構想に関すること。

第10条の表緑政部の部みどりの協働推進課の項中第6号を第7号とし、第3号から第5号までを1号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 全国都市緑化フェアの開催の準備に関すること。

第10条の表等々力緑地再編整備室の部中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 等々力緑地再編整備計画推進委員会に関すること。

（川崎市事業所事務分掌規則の一部改正）

第2条 川崎市事業所事務分掌規則（昭和51年川崎市規則第39号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中

「操作第1係

操作第2係

操作第3係

操作第4係（王禅寺処理センターを除く。）

操作第5係（王禅寺処理センターを除く。）」

を

「整備係（浮島処理センターに限る。）

操作第1係

操作第2係

操作第3係（浮島処理センターを除く。）

操作第4係（堤根処理センターに限る。）

操作第5係（堤根処理センターに限る。）」

に改める。

第3条の表環境総合研究所の部都市環境課の項中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 気候変動影響及び気候変動適応に関する情報の収集、整理、分析、提供及び助言に関すること。

第3条の表精神保健福祉センターの項第4号を削り、同項第5号中「長寿・福祉医療課」を「国民年金・福祉医療課」に改め、同号を同項第4号とし、同項第6号から第11号までを1号ずつ繰り上げ、同項に次の1号を加える。

(1) 精神医療審査会に関すること。

別表第1 農業振興センター（経済労働局産業振興部）の項中「農業振興センター」を「都市農業振興センター」に改め、同表こども未来局子育て推進部運営管理課の項中「こども未来局子育て推進部運営管理課」を「こども未来局保育事業部運営管理課」に、

「

川崎市河原町保育園

川崎市南加瀬保育園

川崎市南河原保育園

」

を

「
川崎市河原町保育園
」
に、
「
川崎市生田保育園
川崎市生田乳児保育園
」
を
「
川崎市生田保育園
」
に、
「
川崎市高石保育園
川崎市虹ヶ丘保育園
」
を
「
川崎市高石保育園
」

に改め、同表こども未来局子育て推進部の項中「こども未来局子育て推進部」を「こども未来局保育事業部」に改める。

(川崎市市税事務所事務分掌規則の一部改正)

第3条 川崎市市税事務所事務分掌規則(平成23年川崎市規則第69号)の一部を次のように改正する。

第2条の表中

「収納第5係(かわさき市税事務所に限る。)」

を

「収納第5係(かわさき市税事務所に限る。)

収納第6係(かわさき市税事務所に限る。)」

に改める。

(川崎市保健所事務分掌規則の一部改正)

第4条 川崎市保健所事務分掌規則(昭和51年川崎市規則第41号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項の表地域支援課の項中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号から第8号までを1号ずつ繰り上げる。

(川崎市福祉事務所事務分掌規則の一部改正)

第5条 川崎市福祉事務所事務分掌規則(昭和51年川崎市規則第42号)の一部を次のように改正する。

第2条の表中「、幸福社事務所及び多摩福祉事務所」を「及び幸福社事務所」に改める。

(川崎市児童相談所事務分掌規則の一部改正)

第6条 川崎市児童相談所事務分掌規則(昭和51年川崎市規則第43号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項の表中

「心理支援係」

を

「心理支援第1係

心理支援第2係」

に改める。

(川崎市立看護短期大学事務分掌規則の一部改正)

第7条 川崎市立看護短期大学事務分掌規則(平成7年川崎市規則第34号)の一部を次のように改正する。

第3条第4項中「事務局に」の次に「担当部長、」を加える。

第4条第5項及び第7条第1項中「担当課長」を「担当部長、担当課長」に改める。

(川崎市公印規則の一部改正)

第8条 川崎市公印規則(昭和39年川崎市規則第6号)の一部を次のように改正する。

別表第1一般公印の表中

「	35	川崎市 保育園 長印	てん書	方21	保育園 長名で 発する 公文書	こども未 来局子育 て推進部 運営管理 課長	こども未 来局子育 て推進部 運営管理 課	」
---	----	------------------	-----	-----	--------------------------	------------------------------------	-----------------------------------	---

を

「	35	川崎市 保育園 長印	てん書	方21	保育園 長名で 発する 公文書	こども未 来局保育 事業部運 営管理課 長	こども未 来局保育 事業部運 営管理課	」
---	----	------------------	-----	-----	--------------------------	-----------------------------------	------------------------------	---

に改める。

別表第1専用公印の表中

「	39	医療証 専用市 長印	てん書	方15	ひとり親家 庭等医療費 助成、小児 医療費助 成、重度障 害者医療費 助成及び成 人ぜん息患 者医療費助 成に係る医 療証、小児 ぜん息患者 医療費助成 に係る医療 費受給証並 びにこれら に準ずる証 書	健康福 祉局保 健所環 境保健 課長、 健康福 祉局医 療保険 部・福 祉医療 及びこ ども未 来局こ ども支 援部こ ども家 庭課長	健康福 祉局保 健所環 境保 健課、 健康福 祉局医 療保険 部長・福 祉医療 課及び こども 未来局 こども 支援部 こども 家庭課	」
---	----	------------------	-----	-----	---	---	---	---

」
を
「

39	医療証 専用市長印	てん書	方15	ひとり親家庭等医療費助成、小児医療費助成、重度障害者医療費助成及び成人ぜん息患者医療費助成に係る医療証、小児ぜん息患者医療費助成に係る医療費受給証並びにこれらに準ずる証書	健康福祉局保健環境保健課長、健康福祉局医療保険部国民年金・福祉医療課長及び子ども未来局子ども支援部子ども家庭課長	健康福祉局保健環境保健課、健康福祉局医療保険部国民年金・福祉医療課及び子ども未来局子ども支援部子ども家庭課
----	--------------	-----	-----	---	--	---

に、

65	国民健康保険 専用区長印	てん書	方18	保険料に関する通知書、督促状及び保険給付に関する認証書	健康福祉局医療保険部年金課長	健康福祉局医療保険部年金課
----	-----------------	-----	-----	-----------------------------	----------------	---------------

を

65	国民健康保険 専用区長印	てん書	方18	保険料に関する通知書、督促状及び保険給付に関する認証書	健康福祉局医療保険部医療保険課長	健康福祉局医療保険部医療保険課
----	-----------------	-----	-----	-----------------------------	------------------	-----------------

に改める。

(川崎市職員に対する児童手当等の認定及び支給に関する事務の取扱いに関する規則の一部改正)

第9条 川崎市職員に対する児童手当等の認定及び支給に関する事務の取扱いに関する規則(昭和47年川崎市規則第10号)の一部を次のように改正する。

別表第2 交通局の職員の項中「交通局企画管理部担当課長(労務担当)」を「交通局企画管理部庶務課担当課長(労務担当)」に改める。

(地方公営企業法第39条第2項の規定に基づき市長が定める職に関する規則の一部改正)

第10条 地方公営企業法第39条第2項の規定に基づき市

長が定める職に関する規則(昭和42年川崎市規則第2号)の一部を次のように改める。

別表第2中

「	庶務課の庶務係長及び職員係長 経営企画課の企画担当の担当係長 経理課の財務係長 企画管理部の担当係長(労務担当)	」
---	---	---

を

「	庶務課の庶務係長、職員係長及び担当係長 (労務担当) 経営企画課の企画担当の担当係長 経理課の財務係長	」
---	--	---

に改める。

(川崎市消防局の組織に関する規則の一部改正)

第11条 川崎市消防局の組織に関する規則(昭和38年川崎市規則第47号)の一部を次のように改める。

第7条の表総務部の部人事課の項中第13号を削る。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

川崎市市区役所等事務分掌規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月31日

川崎市長 福田紀彦

川崎市規則第12号

川崎市市区役所等事務分掌規則の一部を改正する規則

川崎市市区役所等事務分掌規則(昭和47年川崎市規則第20号)の一部を次のように改正する。

第1条第1項の表中「幸区役所及び多摩区役所」を「及び幸区役所」に改める。

第2条第1項の表地域みまもり支援センター(福祉事務所・保健所支所)の部地域支援課の項中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号から第15号までを1号ずつ繰り上げる。

第3条第9項を削る。

第5条第2項中「区会計管理者、」を削る。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

川崎市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月31日

川崎市長 福田紀彦

川崎市規則第13号

川崎市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則

川崎市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則（平成18年川崎市規則第85号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

川崎市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行規則

第1条中「川崎市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例」を「川崎市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例」に、「第3条から第6条までの規定に基づき市長等に係る手続等を」を「に基づき、」に、「情報通信の技術を」を「情報通信技術を」に改め、同条に次の1項を加える。

2 市長等に係る手続等（条例第3条から第6条までの規定の適用を受けるものを除く。）を、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行う場合については、他の条例等に特別の定めのある場合を除き、条例及びこの規則の規定の例による。

第3条中「情報通信の技術」を「情報通信技術」に改める。

第8条中「情報通信の技術」を「情報通信技術」に改め、同条を第15条とする。

第7条中「書面等の作成等に代えて当該書面等に係る」を削り、「の作成等を行うとき」を「により作成等を行う場合において」に、「当該書面等に記載すべき」を「当該作成等に係る」に改め、同条を第13条とし、同条の次に次の1条を加える。

（条例第7条の規則等で定める書面等及び措置）

第14条 条例第7条の規則等で定める書面等は、次の表の左欄に掲げるとおりとし、同条の規則等で定める措置は、同表の左欄に掲げる書面等ごとにそれぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

書面等	措 置
1 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第12条第1項に規定する住民票の写し又は住民票記載事項証明書	次のいずれかに掲げる措置 (1) 電子情報処理組織を使用する方法により行う、個人番号カードに記録された電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第3条第1項に規定する署名用電子証明書及び当該署名用電子証明書により確認される同法第2条第1項に規定する電子署名が行われた情報の市長等への提供 (2) 電子情報処理組織を使用する方法その他の方法により行う、氏名、出生の年月日、男女の別及び住所の市長等への提供 (3) 個人番号カードの市長等への提示
2 区長が作成する印鑑に関する証明書	1の項右欄(1)に掲げる措置

第6条を第12条とする。

第5条第1項中「使用して」を「使用する方法により」に改め、同条を第9条とし、同条の次に次の2条を加える。

（処分通知等を受ける旨の表示の方式）

第10条 条例第4条第1項ただし書に規定する規則等で定める方式は、次の各号に掲げるいずれかの方式とする。

- (1) 第8条の電子情報処理組織を使用して行う識別番号及び暗証番号の入力
- (2) 電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を受けることを希望する旨の市長が別に定めるところにより行う届出
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が別に定める方式

（処分通知等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合）

第11条 条例第4条第5項に規定する規則等で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 処分通知等を受ける者について対面により本人確認をするべき事情があると市長等が認める場合
- (2) 処分通知等に係る書面等のうちにその原本を交付する必要があるものがあると市長等が認める場合

第4条第1項中「使用して」を「使用する方法により」に、「同項に規定する申請等を行う者」を「前条の申請等をする者」に改め、同条第5項中「条例第3条第1項に規定する」を「前条の」に改め、同条を第5条とし、

同条の次に次の3条を加える。

(情報通信技術による手数料の納付)

第6条 条例第3条第5項に規定する規則等で定めるものは、前条第1項の規定により行われた申請等により得られた納付情報により納付する方法とする。

(申請等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行わせることが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合)

第7条 条例第3条第6項に規定する規則等で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 申請等をする者について対面により本人確認をするべき事情があると市長等が認める場合
- (2) 申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要があるものと市長等が認める場合
(処分通知等に係る電子情報処理組織)

第8条 条例第4条第1項に規定する規則等で定める電子情報処理組織は、市長等の使用に係る電子計算機と処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機であつて市長が別に定める技術的基準に適合するものと電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。

第3条の次に次の1条を加える。

(申請等に係る電子情報処理組織)

第4条 条例第3条第1項に規定する規則等で定める電子情報処理組織は、市長等の使用に係る電子計算機と申請等をする者の使用に係る電子計算機であつて市長が別に定める技術的基準に適合するものと電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月31日

川崎市長 福田 紀 彦

川崎市規則第14号

川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例施行規則(平成27年川崎市規則第79号)の一部を次のように改正する。

第3条第3項第3号中「支給認定」を「教育・保育給付認定」に改め、同条第7項第1号ケ中「又は」を「、」に改め、「関する情報」の次に「(以下「外国人就労自立給付金関係情報」という。)又は生活に困窮する外国人に対する同法第55条の5第1項の進学準備給付金の支給に準じて行われる措置に関する情報(以下「外国人進学

準備給付金関係情報」という。))」を加え、同条第8項第5号中「地方税法」を「地方税法第463条の23の種別割の減免に関する事務及び地方税法等の一部を改正する等の法律(平成28年法律第13号)附則第20条第3項の規定によりなお従前の例によることとされた同法第2条の規定による改正前の地方税法」に改め、同条第9項中「生活に困窮する外国人に対する生活保護法第55条の4第1項の就労自立給付金の支給に準じて行われる措置に関する情報」を「外国人就労自立給付金関係情報」に改め、同条第10項第4号中「国民年金法による年金の被保険者の資格に関する」を「次に掲げる」に改め、同号に次のように加える。

ア 国民年金法による年金の被保険者の資格に関する情報

イ 外国人生活保護実施関係情報

第3条第13項中「生活に困窮する外国人に対する生活保護法第55条の4第1項の就労自立給付金の支給に準じて行われる措置に関する情報」を「外国人就労自立給付金関係情報」に改め、同条第20項第1号中「保健指導を受けることの」を削り、「同法第6条第2項の乳児又は同条第3項の」を「当該保健指導に係る乳児又は」に改め、同項第2号中「又は同法第13条の健康診査の実施若しくは健康診査を受けることの勸奨」を削り、「同法第6条第2項の乳児又は同条第3項の」を「当該健康診査に係る」に改め、同項に次の1号を加える。

- (3) 母子保健法第13条第1項の健康診査の実施又は勸奨に関する事務 当該健康診査の実施又は勸奨に係る乳児又は幼児に係る予防接種法第5条第1項の予防接種の実施に関する情報

第3条第24項第1号中「又は生活に困窮する外国人に対する生活保護法第55条の4第1項の就労自立給付金の支給に準じて行われる措置に関する情報」を「、外国人就労自立給付金関係情報又は外国人進学準備給付金関係情報」に改め、同条第27項第1号カ及び第2号カ中「予防給付又は」を「予防給付若しくは」に改め、「支給」の次に「又は同法第115条の45の地域支援事業の実施」を加え、同条第29項中「支給認定」を「教育・保育給付認定」に改め、同条第30項第1号イを削り、同号ウを同号イとし、同項第2号イを削り、同号ウを同号イとし、同条第32項第1号ウ中「関する情報」の次に「(以下「就労自立給付金関係情報」という。))」を加え、同号オ中「生活に困窮する外国人に対する生活保護法第55条の4第1項の就労自立給付金の支給に準じて行われる措置に関する情報」を「外国人就労自立給付金関係情報」に改め、同項第2号中「第3条第3号」を「第3条第2号の市営準公営住宅(以下この項において「市営準公営住宅」という。)又は第4号」に改め、同項第3号から第10号までの規定中「市営従前居住者用住宅」を「市営準公営住

宅又は市営従前居住者用住宅」に改め、同条第36項第1号カ中「又は生活保護法第55条の4第1項の就労自立給付金」を「、就労自立給付金関係情報又は生活保護法第55条の5第1項の進学準備給付金」に改め、同号テ中「又は」を「若しくは」に改め、「の支給」の次に「又は同法第115条の45の地域支援事業の実施」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第3条第32項第2号から第10号までの改正規定は、令和2年4月1日から施行する。

川崎市職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月31日

川崎市長 福田紀彦

川崎市規則第15号

川崎市職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

川崎市職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則（平成20年川崎市規則第21号）の一部を次のように改正する。

別表福祉業務等手当の部(3)の項エ中「障害者更生相談所南部地域支援室」を「障害者更生相談所」に改める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

川崎市職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月31日

川崎市長 福田紀彦

川崎市規則第16号

川崎市職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

川崎市職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則（昭和38年川崎市規則第66号）の一部を次のように改正する。

第2条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「(支給対象者)」を付し、同条第2項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 退職した日から次の基準日までの間に新たに次に掲げる職員となった職員

ア 条例の適用を受ける職員

イ 川崎市公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和32年川崎市条例第32号。以下「公営企業職員給与条例」という。）の適用を受ける職員（非常勤職員（公営企業職員給与条例第2条第1項に規定する短時間勤務職員（以下「短時間勤務職員」という。）を除く。）を除く。）

ウ 本市の特別職の職員のうち期末手当の支給の対

象となる者

第2条の2第2号中「前条第1項第3号」を「第2条第1項第3号」に改め、同条を第2条の3とし、第2条の次に次の1号を加える。

第2条の2 基準日前1箇月以内において条例の適用を受ける職員としての退職が2回以上ある者について前条の規定を適用する場合には、基準日に最も近い日の退職のみをもって、当該退職とする。

第3条第2項第6号中「第2号」を「第4号」に改める。

第4条中「次の」を「基準日以前6箇月以内の期間に次の」に改め、同条第1号中「法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員」を「短時間勤務職員」に改め、「引き続き」を削り、同条の次に次の1号を加える。

第4条の2 基準日以前6箇月以内の期間に次の各号に掲げる法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）として在職した期間（1週当たりの通常の勤務時間が15時間30分以上である会計年度任用職員として在職した期間に限る。）は、期末手当に係る在職期間に通算する。

(1) 川崎市会計年度任用職員の給与等に関する条例（令和元年川崎市条例第1号）の適用を受ける会計年度任用職員として在職した期間（基準日前1箇月以内に退職し、同条例第14条において準用する給与条例第14条第1項後段の規定により期末手当の支給を受ける場合における当該期末手当の支給に係る会計年度任用職員として在職した期間を除く。）

(2) 公営企業職員給与条例の適用を受ける会計年度任用職員として在職した期間（基準日前1箇月以内に退職し、公営企業職員給与条例第15条において準用する公営企業職員給与条例第10条の規定により期末手当の支給を受ける場合における当該期末手当の支給に係る会計年度任用職員として在職した期間を除く。）

2 前項の期間の算定については、第3条第2項の規定を準用する。

第8条の3第1項第1号中「100分の111」を「100分の108.5」に、「100分の195」を「100分の190」に改め、同項第2号中「100分の103.5」を「100分の101」に、「100分の111」を「100分の108.5」に改め、同項第3号及び第4号中「100分の96」を「100分の93.5」に改める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

川崎市職員被服貸与規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月31日

川崎市長 福田紀彦

川崎市規則第17号

川崎市職員被服貸与規則の一部を改正する規則

川崎市職員被服貸与規則（昭和29年川崎市規則第15号）の一部を次のように改正する。

別表第1 経済労働局の部中央卸売市場北部市場の項中「

作業服上衣	1	24月	課長職については、作
作業服ズボン	1	24月	業服上衣1-36、作業服
作業服シャツ	1	18月	ズボン1-36及び作業服
			シャツ1-24とする。

を
「

作業服上衣	1	24月	課長職については、作
作業服ズボン	1	24月	業服上衣1-36、作業服
作業服シャツ	1	18月	ズボン1-36、作業服シ
夏作業帽	1	48月	ャツ1-24、夏作業帽1
冬作業帽	1	48月	-60及び冬作業帽1-60
			とする。

に改める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

川崎市債権管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月31日

川崎市長 福田紀彦

川崎市規則第18号

川崎市債権管理規則の一部を改正する規則

川崎市債権管理規則（平成26年川崎市規則第18号）の一部を次のように改正する。

第16条中「年5パーセント」を「各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。）」に改める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

川崎市予算及び決算規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月31日

川崎市長 福田紀彦

川崎市規則第19号

川崎市予算及び決算規則の一部を改正する規則

規則

川崎市予算及び決算規則（平成7年川崎市規則第10

号）の一部を次のように改正する。

第19条第2項第4号中「（賃金に係るものを除く。）」を削る。

別表第1の4の項中「、給料及び賃金」を「及び給料」に改め、同表の7の項を削り、同表の8の項を同表の7の項とし、同表の9の項から12の項までを1項ずつ繰り上げ、同表の13の項中「12役務費(1)」を「11役務費(1)」に改め、同項を同表の12の項とし、同表の14の項から28の項までを1項ずつ繰り上げる。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

川崎市賠償責任職員の指定等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月31日

川崎市長 福田紀彦

川崎市規則第20号

川崎市賠償責任職員の指定等に関する規則の一部を改正する規則

川崎市賠償責任職員の指定等に関する規則（昭和39年川崎市規則第36号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第243条の2第1項」を「第243条の2の2第1項」に改める。

第2条中「第243条の2第1項後段」を「第243条の2の2第1項後段」に改め、同条第5号中「行なう」を「行う」に改める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

川崎市特定非営利活動促進法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月31日

川崎市長 福田紀彦

川崎市規則第21号

川崎市特定非営利活動促進法施行細則の一部を改正する規則

川崎市特定非営利活動促進法施行細則（平成22年川崎市規則第4号）の一部を次のように改正する。

第39条第2項中「川崎市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則」を「川崎市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行規則」に、「」第4条を「。以下「施行規則」という。）第5条」に改め、同条に次の1項を加える。

3 条例第17条第2項の規則で定める電子情報処理組織は、施行規則第4条に規定する電子情報処理組織とする。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

川崎市自転車競走実施規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月31日

川崎市長 福田紀彦

川崎市規則第22号

川崎市自転車競走実施規則の一部を改正する規則

川崎市自転車競走実施規則(昭和37年川崎市規則第75号)の一部を次のように改正する。

第31条第1項第1号中「先頭固定競走」の次に「(インターナショナル)」を加え、同項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 先頭固定競走(オリジナル)

第58条第3号中「各号」の次に「(第2号にあつては、競技規則第26条において準用する場合を含む。)」を、「同条第2項」の次に「(競技規則第26条において準用する場合を含む。)」を加え、同条第4号中「競技規則」の次に「第23条、第25条、」を、「第56条」の次に「(競技規則第26条において読み替えて準用する場合を含む。)」を、「第57条」の次に「(競技規則第26条において準用する場合を含む。)」を加え、同条第5号中「第55条の2」の次に「(競技規則第26条において準用する場合を含む。)」を加える。

第64条第1項第2号中

「
S席 1席につき 800円
A席 1席につき 300円
」

を

「
S席 1席につき 800円
」

に改め、同条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、市が法第3条の規定に基づき同条第2号に掲げる事務の委託を受けて、同号に掲げる事務を行う日(市が自転車競技法施行規則第6条第1項の規定に基づき経済産業大臣に届け出て競輪を行う日を除く。)の入場料は、次のとおりとする。

- (1) 普通入場料 無料
- (2) 指定席入場料

R席	1席につき	1,500円
SS席	1席につき	1,000円
SA席	1席につき	500円
S席	1席につき	400円

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

川崎市自転車競走競技規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月31日

川崎市長 福田紀彦

川崎市規則第23号

川崎市自転車競走競技規則の一部を改正する規則

川崎市自転車競走競技規則(昭和37年川崎市規則第76号)の一部を次のように改正する。

目次中

「第3章 普通競走(第6条~第52条)」を

「第3章 普通競走(第6条~第21条)」

第4章 先頭固定競走(インターナショナル)(第22条~第52条)」

に、「第4章」を「第5章」に改め、「先頭固定競走」の次に「(オリジナル)」を加え、「第5章」を「第6章」に、「第6章」を「第7章」に、「第7章」を「第8章」に、「第8章」を「第9章」に改める。

第9条の見出しを「(不正発走者等)」に改める。

第12条中「行なう」を「行う」に改める。

第19条第1項中「曳行」を「えい行」に改める。

第8章を第9章とする。

第73条第1項第6号中「先頭固定競走」の次に「(インターナショナル)及び先頭固定競走(オリジナル)」を加える。

第7章を第8章とする。

第70条第1項第2号中「又は」を「、」に改め、「まで」の次に「又は第58条」を加え、同条第2項中「、第58条」を削る。

第6章を第7章とし、第5章を第6章とする。

第53条を次のように改める。

(定義)

第53条 先頭固定競走(オリジナル)は、先頭員を競走選手と同時に発走させ、先頭員に競走選手を第55条第1項に規定する標識線まで誘導させる競走とする。

第55条の2中「一」を「いずれか」に、「いたった」を「至った」に、「先導員」を「先頭員」に改め、同条第1号中「後に、適正な走行により再び競走選手の先頭に出ることが困難と認められる」を削り、「等」を「おそれその他の」に改める。

第58条の見出し中「追い抜き」を「早期追抜きの禁止」に改め、同条中「の標識線」を「に入るホーム・ストレッチ・ライン」に改める。

第64条中「先頭固定競走」の次に「(オリジナル)」を加える。

第4章を第5章とする。

第21条の次に次の章名を付する。

第4章 先頭固定競走(インターナショナル)

第22条から第52条までを次のように改める。

(定義)

第22条 先頭固定競走(インターナショナル)は、先頭誘導選手(以下「先頭員」という。)を助走させた後に競走選手(先頭員以外の出走選手をいう。以下同じ。)を発走させ、先頭員に競走選手を第25条に規定する区間まで誘導させる競走とする。

(先頭員の助走開始)

第23条 先頭員は、発走線から自転車の前輪の前端までの距離が100メートル以上後方の位置につき、審判委員の指示に従い、助走を開始しなければならない。

(発走の合図)

第24条 審判委員は、発走位置についた競走選手に対し、呼笛により注意を喚起した後「用意」を発声し、次いで先頭員が発走線に到達すると同時に号砲により発走の合図をしなければならない。

(誘導の方法)

第25条 先頭員は、最終周回前回の第2コーナーから第3コーナーまでのバック・ストレッチの間(以下「回避区間」という。)に到達するまで、原則として外帯線と内圏線の間を走行して、審判委員があらかじめ指示する走行方法により、競走選手を誘導しなければならない。ただし、誘導中に落車し、又は身体若しくは自転車の故障その他のやむを得ない理由により誘導することができなくなったときは、誘導を中止しなければならない。

(準用)

第26条 第6条、第8条から第21条まで、第54条、第55条の2から第57条まで、第59条から第61条まで、第64条の2第1項第2号及び第2項の規定並びに第11条から第19条まで及び第59条の規定に係る第70条の規定は、先頭固定競走(インターナショナル)に準用する。この場合において、第56条第1号中「第55条第1項」とあるのは「第25条」と、「標識線」とあるのは「回避区間」と、同条2号中「第55条第1項ただし書」とあるのは「第25条ただし書」と、同条第3号中「前条」とあるのは「第26条において準用する第55条の2」と、第60条第1号中「第55条第1項ただし書」とあるのは「第25条ただし書」と、同条第2号中「第55条の2」とあるのは「第26条において準用する第55条の2」と、第64条の2第1項中「改めて発走」とあるのは「改めて先頭員を助走させた後に競走選手を発走」と、同条第2項中「前項」とあるのは「第26条において準用する前項第2号」と、「第8条第2項」とあるのは「第26条において準用する第8条第2項」と読み替えるものとする。

第27条から第52条まで 削除

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

川崎市環境基本条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月31日

川崎市長 福田紀彦

川崎市規則第24号

川崎市環境基本条例施行規則の一部を改正する規則

川崎市環境基本条例施行規則(平成4年川崎市規則第54号)の一部を次のように改正する。

第14条の2第1項を削り、同条第2項中「前項各号に掲げる部会以外の」及び「(次項に規定するものを除く。)」を削り、同項を同条第1項とし、同条第3項を削り、同条第4項を第2項とし、第5項を第3項とする。

第14条の3第1項中「から第3項まで」及び「のいずれか」を削る。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

川崎市興行場法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月31日

川崎市長 福田紀彦

川崎市規則第25号

川崎市興行場法施行細則の一部を改正する規則

川崎市興行場法施行細則(昭和47年川崎市規則第39号)の一部を次のように改正する。

第7条第2号中「前号の壁、仕切り等に常時開放された開口部がある場合は、当該開口部を「出入口」に改める。

第1号様式(裏)中

「

喫煙所	有()階・無	
	壁、仕切り等の構造	
	常時開放された開口部	有・無
	気流を生じさせる設備	
	煙排出設備	

」

を

「

喫煙所	有()階・無	
	壁、仕切り等の構造	
	気流を生じさせる設備	
	煙排出設備	

」

に改める。

第8号様式中

喫煙所	有()階)・無	
	壁、仕切り等の構造	
	常時開放された開口部	有・無
	気流を生じさせる設備	
	煙排出設備	

を

喫煙所	有()階)・無	
	壁、仕切り等の構造	
	常時開放された開口部	有・無
	気流を生じさせる設備	
	煙排出設備	

に改める。

附 則

(施行期日)

- この規則は、令和2年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 改正前の規則の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

川崎市小規模水道及び小規模受水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月31日

川崎市長 福田紀彦

川崎市規則第26号

川崎市小規模水道及び小規模受水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例施行規則の一部を改正する規則

川崎市小規模水道及び小規模受水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例施行規則(平成7年川崎市規則第60号)の一部を次のように改正する。

第8条第1項、第9条第4号及び第13条第1号中「1年以内ごとに1回」を「毎年1回以上」に改める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

川崎市医療法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月31日

川崎市長 福田紀彦

川崎市規則第27号

川崎市医療法施行細則の一部を改正する規則

川崎市医療法施行細則(平成9年川崎市規則第26号)の一部を次のように改正する。

第12条の見出しを「(医師の宿直免除)」に改め、同条第1項中「宿直免除の許可」を「宿直の免除」に、「医師宿直免除許可申請書」を「医師宿直免除申請書」に改め、同条第2項中「宿直免除を許可した」を「宿直の免除を認めた」に、「医師宿直免除許可書」を「医師宿直免除書」に、「許可しない」を「認めない」に、「医師宿直免除不許可通知書」を「医師宿直免除審査結果通知書」に改める。

第16条の見出し中「診療用高エネルギー放射線発生装置」の次に「等の」を加え、同条第1項中「(以下同じ。)」の次に「又は診療用粒子線照射装置(省令第24条第2号に規定する診療用粒子線照射装置をいう。以下同じ。)」を加え、「診療用高エネルギー放射線発生装置設置届」を「診療用高エネルギー放射線発生装置(診療用粒子線照射装置)設置届」に改め、「診療用高エネルギー放射線発生装置使用室」の次に「又は診療用粒子線照射装置使用室」を加え、同条第2項中「この場合において、」の次に「診療用高エネルギー放射線発生装置使用室の平面図及び側面図について準用する」を、「読み替えるもの」の次に「とし、診療用粒子線照射装置使用室の平面図及び側面図について準用する同条第2項第1号中「エックス線診療室」とあるのは「診療用粒子線照射装置使用室」と、同項第2号中「エックス線装置」とあるのは「診療用粒子線照射装置」と、同項第3号中「エックス線管」とあるのは「照射管」と読み替えるもの」を加える。

第17条第1項中「第24条第2号」を「第24条第3号」に改める。

第18条第1項中「第24条第3号」を「第24条第4号」に改める。

第19条中「第24条第4号」を「第24条第5号」に改める。

第20条中「第24条第6号」を「第24条第7号」に改める。

第21条第1項中「により、診療用放射性同位元素」の次に「(省令第24条第8号の2に規定する診療用放射性同位元素をいう。以下同じ。)」を加え、「第24条第7号に規定する診療用放射性同位元素又は」を「第24条第8号に規定する」に改める。

第23条及び第24条中「診療用高エネルギー放射線発生装置」の次に「、診療用粒子線照射装置」を加える。

様式目次中

医師宿直免除許可申請書	
医師宿直免除許可書	
医師宿直免除不許可通知書	

を

「
 医師宿直免除申請書
 医師宿直免除書
 医師宿直免除審査結果通知書
 」

「
 診療用高エネルギー放射線発生装置設置届
 」

を

「
 診療用高エネルギー放射線発生装置
 (診療用粒子線照射装置) 設置届
 」

に、

「
 エックス線装置(診療用高エネルギー放射線発生装置、診療用放射線照射装置、診療用放射線照射器具、放射性同位元素装備診療機器、診療用放射性同位元素、陽電子断層撮影診療用)設置届出事項変更届エックス線装置(診療用高エネルギー放射線発生装置、診療用放射線照射装置、放射性同位元素装備診療機器)廃止届
 」

を

「
 エックス線装置(診療用高エネルギー放射線発生装置、診療用粒子線照射装置、診療用放射線照射装置、診療用放射線照射器具、放射性同位元素装備診療機器、診療用放射性同位元素、陽電子断層撮影診療用放射性同位元素)設置届出事項変更届エックス線装置(診療用高エネルギー放射線発生装置、診療用粒子線照射装置、診療用放射線照射装置、放射性同位元素装備診療機器)廃止届
 」

に改める。

第2号様式中「あて先」を「宛先」に、「(医師法第16条の4第2項)」を「(医師法第16条の6第2項)」に改める。

第30号様式を次のように改める。

第30号様式

医師宿直免除申請書

年 月 日

(宛先) 川崎市長

所在地

名称

管理者氏名

印

電話番号

次の施設に関する医師の宿直の免除を受けたいので申請します。

診療科名	
病院に医師を宿直させない理由	
医師が速やかに診療を行える体制の確保状況	連絡体制
	連絡を受ける医師の場所
	医師が適切な診療を行える状態の確保の有無 有 ・ 無

- 添付書類 1 病院の所在地及び連絡を受ける医師の場所を示した図面
2 「医師が適切な診療を行える状態の確保の有無」が「有」の場合には、当該事項が確認できる書類

第31号様式中「医師宿直免除許可書」を「医師宿直免除書」に、「許可します」を「認めます」に、「宿直業務を行う医師の居住場所」を「連絡を受ける医師の場所」に改める。

宿直免除審査結果通知書」に、「許可しません」を「認めません」に改める。

第40号様式を次のように改める。

第32号様式中「医師宿直免除不許可通知書」を「医師

第40号様式

診療用高エネルギー放射線発生装置（診療用粒子線照射装置）設置届

年 月 日

(宛先) 川崎市長

管理者 住所

氏名

電話番号

次のとおり診療用高エネルギー放射線発生装置（診療用粒子線照射装置）を設置するので届け出ます。

区 分		新規・更新・移設・その他()			
病 院 ・ 診 療 所	名 称		病 床	有(床)・無	
	所 在 地		電 話		
（診療用高エネルギー放射線照射装置）	製 作 者 名				
	型 式				
	台 数				
	定 格 出 力	電 子 線			
		エックス線			
陽 子 線					
重 粒 子 線					
診療用高エネルギー放射線発生装置（診療用粒子線照射装置）及び診療用高エネルギー放射線発生装置（診療用粒子線照射装置）使用室の放射線障害の防止に関する構造設備及び予防措置の概要					
師、歯科医師又は診療放射線技師 （診療用粒子線照射装置）を使用する医師	氏 名	資 格	登録年月日	放射線診療に関する経歴及び登録番号	
予 定 使 用 開 始 時 期			年 月 日		

第47号様式中「診療用高エネルギー放射線発生装置」の次に「、診療用粒子線照射装置」を加え、「あて先」を「宛先」に改める。

第48号様式中「(診療用高エネルギー放射線発生装置)の次に「、診療用粒子線照射装置」を加え、「あて先」を「宛先」に改め、「・診療用高エネルギー放射線発生装置」の次に「・診療用粒子線照射装置」を加え、「(診療用放射線照射装置)」を「(診療用粒子線照射装置、診療用放射線照射装置)」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の規則の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

川崎市立看護短期大学学則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月31日

川崎市長 福田紀彦

川崎市規則第28号

川崎市立看護短期大学学則の一部を改正する規則

川崎市立看護短期大学学則（平成7年川崎市規則第30号）の一部を次のように改正する。

第42条第1項中「者」の次に「その他の学長が定める者」を、「又は授業料」の次に「及び入学金」を加え、同条第2項中「授業料」を「前項に定めるもののほか、授業料」に改める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

川崎市身体障害者更生資金貸付条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月31日

川崎市長 福田紀彦

川崎市規則第29号

川崎市身体障害者更生資金貸付条例施行規則の一部を改正する規則

川崎市身体障害者更生資金貸付条例施行規則（昭和29年川崎市規則第18号）の一部を次のように改正する。

第1号様式から第6号様式までを次のように改める。

第1号様式

※決定	金 額	円	用 途	
	条 件		決定年月日	年 月 日
<p>川崎市身体障害者更生資金借入申込書</p> <p>(宛先) 川崎市長</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">申込者氏名</p> <p style="text-align: right;">印</p> <p>次のとおり更生資金を借り受けたいので申し込みます。</p>				
住 所	区			
電 話	()	生年月日	年 月 日	生 歳
手帳等番号		市 内 居 住 期 間	年 月	
障 害 名	級 (項 症 款 症)			
借入希望金額	円	借入期間	年 月 ~ 年 月	
必 資 要 金 と す る 借 入 理 由				
資 金 の 使 途	内 訳	金 額	摘 要	
		円		
		円		
	計	円		
資 産 状 況	資 産	負 債		
	内 訳	金 額	内 訳	金 額
	土地・家屋	円		円
	預金・証券	円		円
	その他	円		円
	計	円	計	円

償還の計画	償還方法	1 月賦	2 半年賦	3 年賦
	償還回数		回	償還期間
	償還金額	初回	円	2回目以降
事業の内容				事業の種類
				事業の経験年数
				事業に必要な総資金
				事業の開始時期
事業の場所				
資金計画	内 訳	金 額	調 達 方 法	
	更生資金	円		
	自己資金	円		
		円		
		円		
	計	円		
収入	収入の種類	現在の収入	借入後の収入	摘 要
		円	円	
		円	円	
		円	円	
		円	円	
	計	円	円	
支出	支出の種類	現在の支出	借入後の支出	摘 要
		円	円	
		円	円	
		円	円	
		円	円	
	計	円	円	
事業等収支		円	円	

世帯状況	続柄	氏名	年齢	健康状況	勤務先	年収
	世帯主		歳			円
			歳			円
			歳			円
			歳			円
住宅状況	自家、借家、借間、社宅、 その他 (坪)				住宅費	
					家賃	円
				ローン	円	
保証人に関する事項						
氏名	印	生年月日	年 月 日生 歳			
住所					電話	()
家族の数	人	申込者との関係				
職	勤務先又は商号				年収	円
	所在地					
業	地位			営業又は勤続年数	年	
資産状況	資 産			負 債		
	内 訳	金 額		内 訳	金 額	
	土地・家屋	円			円	
	預金・証券	円			円	
	その他	円			円	
	計	円		計	円	
備考						

備考 ※印欄は、記入しないでください。

第2号様式

借 入 申 込 調 査 書					
氏 名		生 年 月 日		年 月 日 生 歳	
住 所		区			
市 内 居 住 期 間		年 月		電 話 ()	
障 害 名 等	障 害 名 歴				
	番 号	障 害 名	級 (項 症 款 症)		
職 歴					
事 業 の 内 容				事 業 の 種 類	
				事 業 の 経 験 年 数	年 月
				事 業 に 必 要 な 総 資 金	円
				事 業 の 開 始 時 期	年 月
事 業 の 場 所					
資 金 計 画	内 訳	金 額	調 達 方 法		
	更 生 資 金	円			
	自 己 資 金	円			
		円			
		円			
	計	円			

収 入	収 入 の 種 類	現 在 の 収 入	借 入 後 の 収 入	摘 要
		円	円	
		円	円	
		円	円	
	計	円	円	
支 出	支 出 の 種 類	現 在 の 支 出	借 入 後 の 支 出	摘 要
		円	円	
		円	円	
		円	円	
	計	円	円	
事 業 等 収 支		円	円	

事 業 等 内 容 所 見	計 画	1 十分な計画である。 2 可能な計画である。 3 改善の余地がある。	理 由	
	経 験	1 十分な経験がある。 2 経験がある。 3 未経験である。	理 由	
	資 金	1 更生資金と自己資金で足りる。 2 不足分は他から借りる。 3 不足分の調達は難しい。	理 由	
	償 還	1 償還が確実である。 2 償還は難しい。	理 由	
	保 証 人	1 確実な保証人である。 2 保証するのは難しい。	理 由	

調 査 年 月 日	年 月 日	調 査 員 氏 名	印
-----------	-------	-----------	---

福 祉 事 務 所 長 意 見	
	年 月 日 福祉事務所長 印

第3号様式

(表)

川 崎 市 身 体 障 害 者 更 生 資 金
貸 付 調 査 員 証

所 属 _____

職 氏 名 _____

_____ 年 月 日 生

上記の者は、川崎市身体障害者更生
資金貸付条例第8条又は第12条の規
定により、調査を行う者であることを
証明する。

_____ 年 月 日 発行

川 崎 市 長 _____ 印

(裏)

川 崎 市 身 体 障 害 者 更 生
資 金 貸 付 条 例 (抜 粋)

(貸付の決定)

第8条 市長は、前条の申込みについ
て必要な調査を行ない、別に定める
川崎市身体障害者更生資金貸付審査
会に諮り、貸付の可否及び貸付金額
を決定する。

(実施調査)

第12条 市長は、必要に応じ随時貸
付けを受けた事業に対し、実地調査
をなし、若しくは報告を求め、又は
指示をすることができる。

第4号様式

川崎市身体障害者更生資金貸付決定通知書

年 月 日

様

川崎市長

印

先に申込みのありました川崎市身体障害者更生資金については、次のとおり貸付けを決定しましたので通知します。

貸付決定番号	第	号
借 受 人		
借受人の住所		
保 証 人		
保証人の住所		
貸付決定金額	円	
資金使用目的		
貸 付 期 間	年 月から	年 月まで
据 置 期 間	年 月から	年 月まで
償 還 期 間	年 月から	年 月まで
償 還 方 法		
償 還 金 額	初回	円、2回目以降 円

第5号様式

(表)



川 崎 市 身 体 障 害 者 更 生 資 金 借 用 証 書

(宛先) 川崎市長

年 月 日

借受人 住 所
氏 名 印

保証人 住 所
氏 名 印

次のとおり借用しました。
つきましては、裏面記載の条項を固く守り必ず返済します。
なお、保証人は、借受人と連帯して債務を負担します。

借 用 金 額	円
借 用 期 間	年 月 から 年 月 まで
償 還 方 法	初 回 円 年 月 から 2回目以降 円 償還回数 回

(裏)

- 1 借受人が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに、市長に届け出なければなりません。
 - (1) 本人又は保証人が住所を変更したとき。
 - (2) 事業所又は事業計画を変更するとき。
 - (3) この貸付金により得た財産を担保に供するとき。
 - (4) 本人又は保証人が火災その他非常災害を受けたとき。
 - (5) 仮差押え若しくは仮処分執行、強制執行、競売の申立て等を受け、又は破産手続開始の申立てをし、若しくは受けたとき。
 - (6) 保証人を変更するとき。
 - (7) 保証人が死亡したとき。
- 2 本人が死亡し、又は失そうしたときは、その者の親族（成年者に限る。）又は保証人は、直ちに、市長に届け出なければなりません。
- 3 保証人が第1項第5号に該当し、債務を保証することができなくなったときは、借受人は、直ちに、これに代わるものを市長に届け出なければなりません。
- 4 借受人が次の各号のいずれかに該当するときは、貸付金の全部又は一部償還を命ずることがあります。
 - (1) 貸付金を目的以外に使用したとき。
 - (2) 偽りの申込みによって貸付金を借り受けたとき。
 - (3) 償還金の支払いを怠ったとき。
 - (4) 事業を中止したとき。
 - (5) 住所を市外に移転したとき。
 - (6) 川崎市身体障害者更生資金貸付条例及び同条例施行規則に違反し、又は市長の指示に従わないとき。

第6号様式

川崎市身体障害者更生資金

償還方法の変更
償還額の減免 申請書

(宛先) 川崎市長

年 月 日

住 所

氏 名

印

次のとおり 償還方法の変更
償還額の減免 について申請します。

貸付決定 番号	第 号	貸付金額	
借入期間			
現在までの 償還額	円	償還残額	円
現在までの 償還方法又 は減免額	月 日	まで 減免額	回払 円
償還 方法 の 減免 理由			

償還方法の変更 償還金の減免 申請意見書				
申請者氏名		住 所		
貸付決定額	円	償還方法及び期間		
収支実績	収 入	支 出	摘 要	
	申 込 時	円	円	
	現 在	円	円	
	差引収支超過額	円	円	
事業後における経過				
保 証 人	職 業	収 入	摘 要	
	申 込 時			
	現 在			
福祉事務所長意見	年 月 日 福祉事務所長 印			

附 則
この規則は、令和2年4月1日から施行する。

川崎市母子保健法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月31日

川崎市長 福田紀彦

川崎市規則第30号

川崎市母子保健法施行細則の一部を改正する規則

川崎市母子保健法施行細則(昭和62年川崎市規則第36号)の一部を次のように改正する。

第24条中「、課税証明書」を削る。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表(第32条関係)

徴収金額表

税額等による世帯階層区分		基本額(月額)	加算額(月額)
A	生活保護法による被保護世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付受給世帯	0円	0円
B	A階層を除き当該年度分の市町村民税非課税世帯	2,600円	260円
C	A階層を除き当該年度分の市町村民税均等割の額のみの課税世帯	5,400円	540円
D1	A階層及びC階層を除き当該年度分の市町村民税の課税世帯であって、その市町村民税所得割の額の年額が次の額である世帯	15,000円以下	790円
D2		15,001円から21,000円まで	1,080円
D3		21,001円から51,000円まで	1,620円
D4		51,001円から87,000円まで	2,240円
D5		87,001円から171,300円まで	3,480円
D6		171,301円から252,100円まで	4,940円
D7		252,101円から342,100円まで	6,500円
D8		342,101円から450,100円まで	8,240円
D9		450,101円から579,000円まで	10,200円
D10		579,001円から700,900円まで	12,340円
D11		700,901円から849,000円まで	14,700円
D12		849,001円から1,041,000円まで	17,250円
D13		1,041,001円から1,222,500円まで	19,990円
D14		1,222,501円から1,423,500円まで	22,940円
D15		1,423,501円以上	全額

別表備考第1項中「C1階層」を「C階層」に、「C1及びC2階層」を「D1～D15階層」に改め、同表備考第2項を次のように改める。

2 この表における階層区分は、措置を受けた乳児及びその乳児の属する世帯の扶養義務者が指定都市（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市をいう。以下同じ。）の区域内に住所を有する者であるときは、これらの者を指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなして算定した市町村民税の所得割の額によるものとする。

別表備考第3項中「前年分の所得税又は」及び「前々年分の所得税又は」を削り、同表備考第10項中「D14階層」を「D15階層」に改め、同表備考第11項中「同法第313条第1項」を「同項第13号」に、「第295条」を「第295条第1項第2号」に改め、同項第1号中「所得税法」の次に「（昭和40年法律第33号）」を加え、同表備考第12項を次のように改める。

12 前項の規定により寡婦又は寡夫とみなした者であつて、市町村民税が課されないものとなる者以外の者に係るこの表における世帯の階層区分は、前項第1号に掲げる者を地方税法第292条第1項第11号イに規定する寡婦と、前項第2号に掲げる者を同条第1項第12号に規定する寡夫とみなして算定した市町村民税の額によるものとして取り扱う。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和2年7月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の規則の規定は、令和2年7月分の徴収金から適用し、同年6月分までの徴収金については、なお従前の例による。

川崎市結核児童療育給付事務取扱細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月31日

川崎市長 福田 紀彦

川崎市規則第31号

川崎市結核児童療育給付事務取扱細則の
一部を改正する規則

川崎市結核児童療育給付事務取扱細則（昭和47年川崎市規則第46号）の一部を次のように改正する。

第2条中「、課税証明書」を削る。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表 (第8条関係)

徴 収 金 額 表

税額等による世帯階層区分		基本額 (月額)	加算額 (月額)
A	生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付受給世帯	0円	0円
B	A階層を除き当該年度分の市町村民税非課税世帯	2,200円	220円
C	A階層を除き当該年度分の市町村民税均等割の額のみの課税世帯	4,500円	450円
D ₁	A階層及びC階層を除き当該年度分の市町村民税の課税世帯であつて、その市町村民税所得割の額の年額が次の額である世帯	3,000円以下	580円
D ₂		3,001円から 5,800円まで	690円
D ₃		5,801円から 8,700円まで	760円
D ₄		8,701円から 13,000円まで	850円
D ₅		13,001円から 17,400円まで	940円
D ₆		17,401円から 22,400円まで	1,100円
D ₇		22,401円から 28,200円まで	1,250円
D ₈		28,201円から 58,400円まで	1,620円
D ₉		58,401円から 75,000円まで	1,870円
D ₁₀		75,001円から 96,600円まで	2,310円
D ₁₁		96,601円から 121,800円まで	2,750円
D ₁₂		121,801円から 175,500円まで	3,570円
D ₁₃		175,501円から 221,100円まで	4,400円
D ₁₄		221,101円から 380,800円まで	5,230円
D ₁₅		380,801円から 549,000円まで	8,070円
D ₁₆		549,001円から 579,000円まで	8,500円
D ₁₇		579,001円から 700,900円まで	10,290円
D ₁₈		700,901円から 849,000円まで	12,250円
D ₁₉		849,001円から 1,041,000円まで	14,380円
D ₂₀		1,041,001円以上	全 額

別表備考第1項中「C1階層」を「C階層」に、「C1及びC2階層」を「D1～D20階層」に改め、同表備考第2項を次のように改める。

2 この表における階層区分は、措置を受けた児童及びその児童の属する世帯の扶養義務者が指定都市（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市をいう。以下同じ。）の区域内に住所を有する者であるときは、これらの者を指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなして算定した市町村民税の所得割の額によるものとする。

別表備考第3項中「前年分の所得税又は」及び「前々年分の所得税又は」を削り、同表備考第10項中「D19階層」を「D20階層」に改め、同表備考第11項中「同法第313条第1項」を「同項第13号」に、「第295条」を「第295条第1項第2号」に改め、同項第1号中「所得税法」の次に「（昭和40年法律第33号）」を加え、同表備考第12項を次のように改める。

12 前項の規定により寡婦又は寡夫とみなした者であつて、市町村民税が課されないものとなる者以外の者に係るこの表における世帯の階層区分は、前項第1号に掲げる者を地方税法第292条第1項第11号イに規定する寡婦と、前項第2号に掲げる者を同条第1項第12号に規定する寡夫とみなして算定した市町村民税の額によるものとして取り扱う。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和2年7月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の規則の規定は、令和2年7月分の徴収金から適用し、同年6月分までの徴収金については、なお従前の例による。

川崎市児童相談所長委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月31日

川崎市長 福田紀彦

川崎市規則第32号

川崎市児童相談所長委任規則の一部を改正する規則

川崎市児童相談所長委任規則（昭和47年川崎市規則第25号）の一部を次のように改正する。

本則第7号中「第21条の5の20第1項」を「第21条の5の21第1項」に改め、本則第41号中「第11条第3項」を「第11条第4項」に改め、本則第42号中「第11条第4項」を「第11条第5項」に改める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

川崎市保育園条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月31日

川崎市長 福田紀彦

川崎市規則第33号

川崎市保育園条例施行規則の一部を改正する規則
川崎市保育園条例施行規則（昭和62年川崎市規則第43号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中

「

川崎市古川保育園	120名
----------	------

」

を

「

川崎市古川保育園	130名
----------	------

」

に、

「

川崎市河原町保育園	210名
川崎市南加瀬保育園	95名
川崎市南河原保育園	120名

」

を

「

川崎市河原町保育園	210名
-----------	------

」

に、

「

川崎市高石保育園	90名
川崎市虹ヶ丘保育園	120名

」

を

「

川崎市高石保育園	90名
----------	-----

」

に改める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

川崎市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月31日

川崎市長 福田紀彦

川崎市規則第34号

川崎市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

川崎市営住宅条例施行規則（昭和37年川崎市規則第57号）の一部を次のように改正する。

第24条の見出し並びに同条第1項及び第4項中「市営従前居住者用住宅」を「市営準公営住宅及び市営従前居住者用住宅」に改める。

第31条第2項中「同条第5号」を「同条第6号」に改める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

川崎市自転車等の放置防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月31日

川崎市長 福田紀彦

川崎市規則第35号

川崎市自転車等の放置防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則

川崎市自転車等の放置防止に関する条例施行規則（昭和62年川崎市規則第77号）の一部を次のように改正する。

別表川崎駅東口周辺自転車等駐車場の項中

第11施設	川崎市川崎区日進町28番1
-------	---------------

を

第11施設	川崎市川崎区日進町28番1
第12施設	川崎市川崎区日進町1番41

に改め、同表元住吉駅周辺自転車等駐車場の項中

第6施設	川崎市中原区木月3丁目643番7
------	------------------

を

第6施設	川崎市中原区木月3丁目643番7
第7施設	川崎市中原区木月4丁目770番7

に改める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

川崎市金銭会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月31日

川崎市長 福田紀彦

川崎市規則第36号

川崎市金銭会計規則の一部を改正する規則

川崎市金銭会計規則（昭和39年川崎市規則第31号）の一部を次のように改正する。

目次中「出納職員」を「区会計管理者及び出納職員」に、「第14条」を「第13条の2」に改める。

第2章第1節の節名を次のように改める。

第1節 区会計管理者及び出納職員

第2章第1節中第14条の前に次の1条を加える。

（区会計管理者）

第13条の2 区会計管理者は、区役所まちづくり推進部総務課長をもって充てる。

第14条第3項及び第4項中「につき市長が命ずる」を「をもって充てる」に改める。

第15条第5項中「のうちから市長が命ずる」を「をもって充てる」に改め、同条第6項中「命ずる」を「充てる」に改める。

第92条中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号から第19号までを1号ずつ繰り上げる。

第163条の次に次の1条を加える。

（市長の検査）

第163条の2 市長は、必要があると認めるときは、会計管理者をして前渡金の出納保管その他所管に係る会計事務について、検査させることができる。

別表第1 子ども未来局の項中

児童相談所	所長
-------	----

を

児童相談所	所長（子ども家庭センターにおいては副所長）
-------	-----------------------

に改め、同表教育委員会事務局の項中

課	課長
---	----

を

課	課長
教育政策室	庶務を担当する担当課長

に改める。

別表第2 総務企画局の項中

「

総務部	庶務課	課長	審査請求に係る提出書類の写し等の交付に要する費用その他課の事務事業に附帯する諸収入の収納
	法制課	課長	審査請求に係る提出書類の写し等の交付に要する費用その他課の事務事業に附帯する諸収入の収納
	庁舎管理課	課長	私用電話料その他課の事務事業に附帯する諸収入の収納

」

を

「

総務部	庶務課	課長	課の事務事業に附帯する諸収入の収納
	庁舎管理課	課長	私用電話料その他課の事務事業に附帯する諸収入の収納
コンプライアンス推進室	庶務を担当する担当課長		審査請求に係る提出書類の写し等の交付に要する費用その他室の事務事業に附帯する諸収入の収納

」

」に改め、同表健康福祉局の項中「長寿・福祉医療課」を「国民年金・福祉医療課」に改め、同表子ども未来局の項中

「

子育て推進部	保育課	課長	保育所利用者負担額収入その他課の事務事業に附帯する諸収入の収納
	保育・子育て総合支援センター	所長	一時預かり事業使用料その他所の事務事業に附帯する諸収入の収納

」

を

「

子育て推進部	保育対策課	課長	保育所利用者負担額収入その他課の事務事業に附帯する諸収入の収納
保育事業部	保育・子育て総合支援センター	所長	一時預かり事業使用料その他所の事務事業に附帯する諸収入の収納

」

に、

「

児童家庭支援・虐待対策室	児童相談所	所長	児童措置費負担金収入、障害児措置費負担金収入その他所の事務事業に附帯する諸収入の収納
--------------	-------	----	--

」

を

「

児童家庭支援・虐待対策室	児童相談所	所長（子ども家庭センターにおいては副所長）	児童措置費負担金収入、障害児措置費負担金収入その他所の事務事業に附帯する諸収入の収納
--------------	-------	-----------------------	--

」

」に改め、同表区役所の項中

「

地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）	地域支援課	課長	歯科に係る薬物塗布使用料その他課の事務事業に附帯する諸収入の収納
	高齢・障害課	課長	老人措置費負担金収入その他課の事務事業に附帯する諸収入の収納
	保護課（川崎区役所、幸区役所及び多摩区役所においては、保護第1課及び保護第2課）	課長	生活保護費返還金その他課の事務事業に附帯する諸収入の収納

」

を

「

子育て推進部	保育対策課	課長	保育所利用者負担額収入その他課の事務事業に附帯する諸収入の収納
保育事業部	保育・子育て総合支援センター	所長	一時預かり事業使用料その他所の事務事業に附帯する諸収入の収納

」

地域みまもり 支援センター (福祉事務所・保健所支所)	高齢・障害課	課長	老人措置費負担 金収入その他課 の事務事業に附 帯する諸収入の 収納
	保護課(川崎区 役所及び幸区役 所においては、 保護第1課及び 保護第2課)	課長	生活保護費返還 金その他課の事 務事業に附帯す る諸収入の収納

に改め、同表教育委員会事務局の項中「委託公衆電話料
その他館」を「委託公衆電話料その他室」に改める。
第8号様式(5)を次のように改める。

第8号様式(5)

年度 国民健康保険料納入通知書

被保険者番号	次のとおり決定しましたので、通知します。		
納付義務者(世帯主)氏名	通知書番号		
保険料額の決定又は変更の理由		増額・減額の保険料額(円)	

特別徴収	特別徴収義務者		特別徴収対象年金						特別徴収対象 年金給付額
納付月	4月	6月	8月	10月	12月	2月		円	
期別	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期		円	
	円	円	円	円	円	円		円	
	円	円	円	円	円	円		円	

普通徴収							
期別							
	円	円	円	円	円	円	円
	円	円	円	円	円	円	円
納期限	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
期別							
	円	円	円	円	円	円	
	円	円	円	円	円	円	
納期限	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年間保険料額(円)

国民健康保険料率等											
医療分	所得割	均等割	最高限度額	支援分	所得割	均等割	最高限度額	介護分	所得割	均等割	最高限度額
	%	円	円		%	円	円		%	円	円

納付額算定内訳											
	医療分 支援分 介護分 合計	所得割		人数	均等割		算定額(円)				
		賦課基準額(円)	所得割額(円)		均等割額(円)						
		減額		限度超過額(円)	減免額(円)	年間保険料額内訳(円) (10円未満切捨て)					
所得割の減額(円)	均等割の減額										
		率(割)	額(円)								

問い合わせ先

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正後の規則第92条の規定は、令和2年度の歳出予算の資金前渡に係る会計手続から適用し、令和元年度の歳出予算の資金前渡に係る会計手続については、なお従前の例による。

川崎市物品会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月31日

川崎市長 福田 紀彦

川崎市規則第37号

川崎市物品会計規則の一部を改正する規則

川崎市物品会計規則(昭和39年川崎市規則第32号)の一部を次のように改正する。

第14条第2項中「ものとする」を削る。

第16条第2項中「につき市長が命ずる」を「をもって充てる」に改める。

第18条第2項及び第19条中「のうちから市長が命ずる」を「をもって充てる」に改める。

別表第2 子ども未来局の項中

「

児童相談所	所長
-------	----

」

を

「

児童相談所	所長(子ども家庭センターにあっては、副所長)
-------	------------------------

」

に改め、同表教育委員会の項中

「

事務局の課	課長
-------	----

」

を

「

事務局の課	課長
教育政策室	庶務を担当する担当課長

」

に改める。

別表第3 教育委員会の項中

「

事務局の課	
-------	--

」

を

「

事務局の課	
教育政策室	

」

に改める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

川崎市消防団員の服制等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月31日

川崎市長 福田 紀彦

川崎市規則第38号

川崎市消防団員の服制等に関する規則の一部を改正する規則

川崎市消防団員の服制等に関する規則(平成4年川崎市規則第22号)の一部を次のように改正する。

第8条中「(別記様式)」を削る。

別表を次のように改める。

冬帽	男性
	女性
盛夏帽	男性
	女性
作業略帽	
安全帽	
防火帽	
冬服	男性
	女性
盛夏服	男性
	女性
冬作業服	男性
	女性
夏作業服	男性
	女性
防寒衣	
雨衣	
防火衣	
機能別団員用ベスト	
短靴	男性
	女性
作業靴	
編上靴	
ネクタイ	
手袋	
作業バンド	
襟章	
階級章	
消防団長章	
エンブレム	
肩章	
飾緒	

別記様式を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則の施行の際現に改正前の規則の規定により貸与されている貸与品(盛夏略帽、夏作業略帽、ブラウス、夏作業バンド、盛夏バンド及びかばんを除く。)は、改正後の規則の相当規定により貸与されたものとみなす。

川崎市消防団員手帳規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月31日

川崎市長 福田紀彦

川崎市規則第39号

川崎市消防団員手帳規則の一部を改正する規則

川崎市消防団員手帳規則(昭和51年川崎市規則第63号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

川崎市消防団員手帳等に関する規則

第1条中「消防団員手帳」の次に「及び機能別団員証」を加える。

第2条各号列記以外の部分中「消防団員手帳」を「消防団員(川崎市消防団の設置及び定員等に関する条例(昭和38年川崎市条例第31号)第4条第2項第2号に規定する機能別団員(以下「機能別団員」という。))を除く。)に貸与する消防団員手帳」に改め、同条第3号中「たて」を「縦」に、「よこ」を「横」に改め、同条第5号中「別図」を「別図第1」に改め、同条に次の1項を加える。

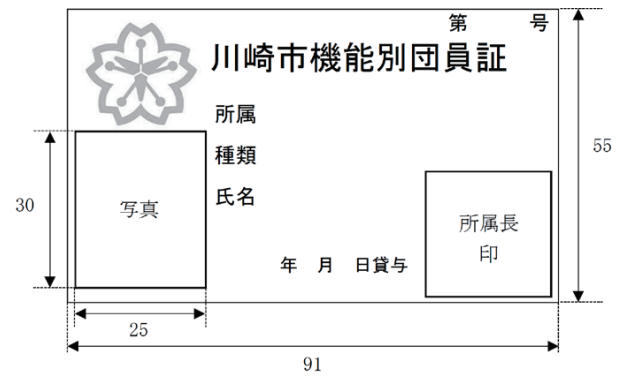
- 2 機能別団員に貸与する機能別団員カードの制式は、次のとおりとする。
 - (1) 地色は白色とし、左上部に消防団章を金色で表示し、その右に「川崎市機能別団員」の文字を黒色で表示する。
 - (2) 機能別団員証番号、所属、機能別団員の種類、氏名、貸与年月日等を記入し、機能別団員用ベスト、無帽、上半身縦30ミリメートル、横25ミリメートルの写真を添付するほか、所属団長の認印を押印する。
 - (3) 形状寸法は、別図第2のとおりとする。

第3条の見出し中「掲示」を「提示」に改め、同条中「恒久用紙の表扉」を「消防団員手帳の恒久用紙の表扉又は機能別団員証」に改める。

別図を別図第1とし、同図の次に次の1図を加える。

別図第2(第2条関係)

機能別団員証



附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

川崎市学校給食費の管理に関する条例施行規則をここに公布する。

令和2年3月31日

川崎市長 福田紀彦

川崎市規則第40号

川崎市学校給食費の管理に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、川崎市学校給食費の管理に関する条例(令和2年川崎市条例第25号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(保護者等が負担する経費)

第2条 条例第2条第2号に規定する規則で定めるものは、食材料費とする。

(学校給食費の額)

第3条 条例第3条第2項に規定する学校給食費負担者が負担すべき学校給食費の額(以下「学校給食費負担額」という。)は、別表第1の左欄に掲げる学校給食を受ける幼児、児童又は生徒(以下「幼児等」という。)の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額とする。

2 前項の規定にかかわらず、幼児等について食材に関する特別の配慮が必要であると認められる場合その他市長が特別の事情があると認める場合における学校給食費負担額は、別表第1の左欄に掲げる幼児等の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額の範囲内で市長が別に定める額とする。

(学校給食費の納付)

第4条 学校給食費負担者は、別表第2の左欄に掲げる期別ごとに、学校給食費負担額に教育長が別に定める学校給食の実施予定日数を乗じて得た額を11で除して得た額(その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り上げた額)(次項において「月ごと納付額」という。)に同表の中欄に定める対象月の数を乗

じて得た額を納付しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、別表第2の中欄に定める対象月の3月分に係る月ごと納付額は、月ごと納付額に11を乗じて得た額と学校給食費負担額に教育長が別に定める学校給食の実施予定日数を乗じて得た額との差額がある場合は、その差額を減じた額とする。

(学校給食費の納付の方法)

第5条 条例第3条第2項に規定する学校給食費負担者が負担すべき学校給食費の納付の方法は、川崎市金銭会計規則(昭和39年川崎市規則第31号)の定めるところによる。

(学校給食費の納付の期限)

第6条 条例第3条第2項に規定する学校給食費負担者が負担すべき学校給食費の納付の期限は、別表第2の左欄に掲げる期別に応じ、それぞれ同表の右欄に定める日(当該日が日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日に当たるときは、これらの日の翌日)とする。ただし、市長は、これにより難いと認めるときは、別に納付の期限を定めることができる。

(学校給食費の調整)

第7条 一の年度において幼児等が学校給食を受ける日(学校給食を受けない日のうち食材料費が発生する日を含む。)の数が当該年度における学校給食の実施予定日数を下回ることとなるときは、市長は、当該年度において学校給食費負担者が負担すべき学校給食費の額について、必要な調整を行うことができる。

(その他必要事項)

第8条 この規則の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

別表第1(第3条関係)

区 分	学校給食費の額 (1人1日につき)
小学校の第1学年から第6学年までの児童	270円
中学校の第1学年から第3学年までの生徒	320円
特別支援学校の幼稚部の幼児	180円
特別支援学校の小学部の児童	270円
特別支援学校の中学部及び高等部の生徒	320円

別表第2(第4条、第6条関係)

期別	対象月	納付の期限
第1期	4月及び5月分	6月30日
第2期	6月分	7月31日
第3期	7月分	8月31日
第4期	9月分	9月30日
第5期	10月分	10月31日
第6期	11月分	11月30日
第7期	12月分	1月4日
第8期	1月分	1月31日
第9期	2月及び3月分	2月28日 (うるう年にあつては、同月29日)

備考 9月分には8月に実施した学校給食に係る学校給食費を含むものとする。

告 示

川崎市告示第120号

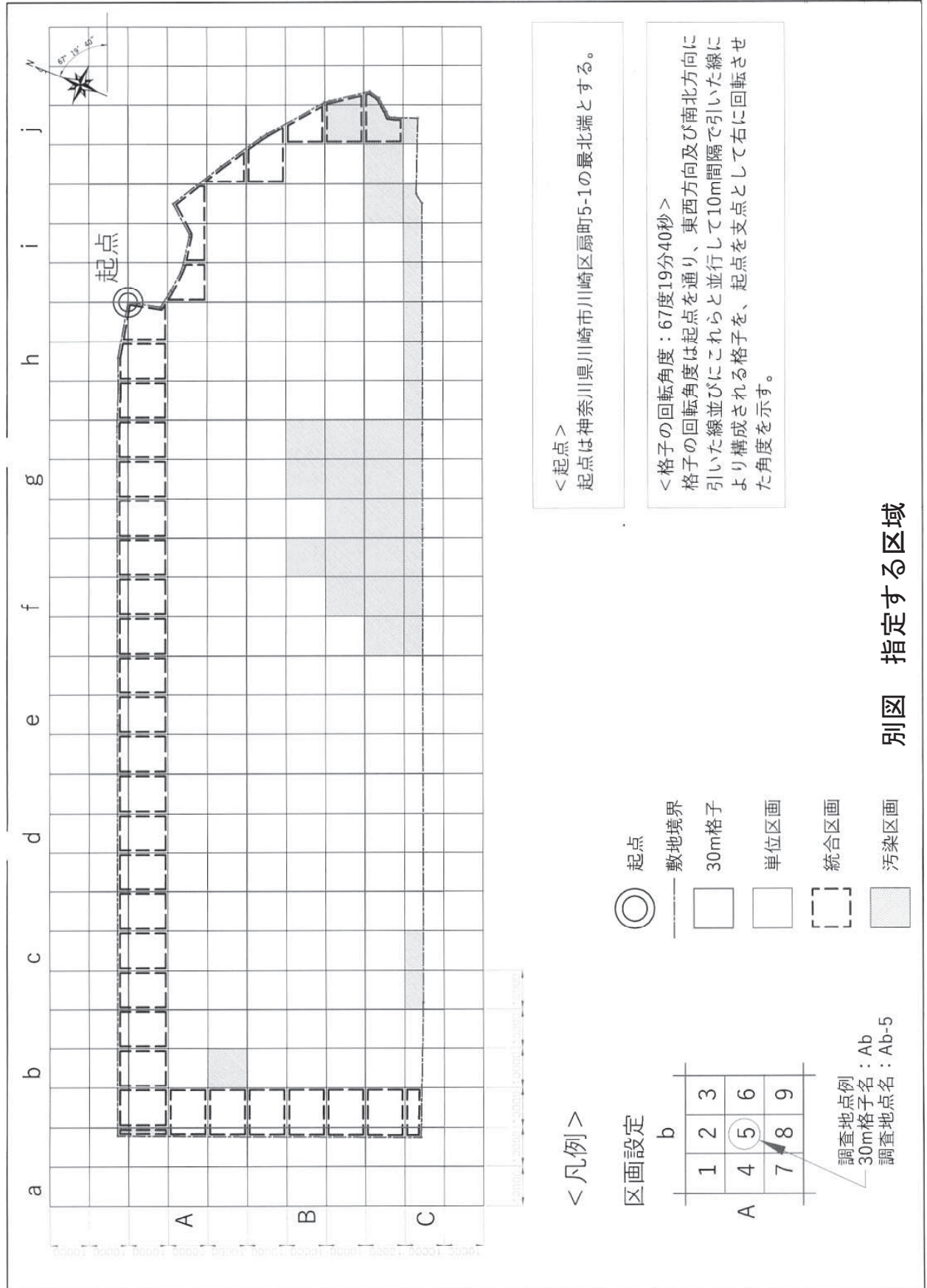
土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定について

土壤汚染対策法(平成14年法律第53号)第11条第1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されている区域を指定しますので、同条第3項の規定に基づき告示します。

令和2年3月16日

川崎市長 福田紀彦

- 指定する区域
川崎区扇町5番1、9番12の一部
(別図のとおり)
- 土壤汚染対策法施行規則(平成14年環境省令第29号)第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の名称
ベンゼン、鉛及びその化合物
- 土壤汚染対策法施行規則(平成14年環境省令第29号)第31条第2項の基準に適合していない特定有害物質の名称
鉛及びその化合物
- 当該区域は、土壤汚染対策法施行規則第58条第5項第12号に該当する。



< 起点 >
 起点は神奈川県川崎市川崎区扇町5-1-1の最北端とする。

< 格子の回転角度：67度19分40秒 >
 格子の回転角度は起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと並行して10m間隔で引いた線により構成される格子を、起点を支点として右に回転させた角度を示す。

- ◎ 起点
- 敷地境界
- 30m格子
- 単位区画
- 統合区画
- 汚染区画

< 凡例 >

区画設定

	b		
	1	2	3
A	4	5	6
	7	8	9

調査地点例
 30m格子名：Ab
 調査地点名：Ab-5

別図 指定する区域

川崎市告示第121号

川崎市自転車等の放置防止に関する条例（昭和62年川崎市条例第4号。以下「条例」という。）第10条第2項、第11条第2項及び第3項並びに第27条第2項の規定に基づき自転車等を撤去し、保管しましたので、条例第12条第1項（第27条第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づき告示します。

令和2年3月17日

川崎市長 福田紀彦

1 撤去年月日、撤去場所、撤去自転車等並びに保管場所の名称及び位置

別紙のとおり

2 保管期間

当該告示をした日から起算して1箇月間

3 引取りの方法

(1) 引取りの場所

別紙表記載の保管場所

(2) 引取りのできる日時

火曜日から金曜日までの午前11時から午後7時まで並びに土曜日及び日曜日の午前11時から午後5時まで。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から1月3日までを除く。

(3) 引取りに要する費用

自転車 2,500円
 原動機付自転車 5,000円
 自動二輪車 10,000円

(4) 持参するもの

自転車等の鍵
 印鑑
 住所等身分を証明するもの

4 その他

この告示に関する撤去自転車等で上記の保管期間を経過するまでの間に利用者又は所有者の引取りのないものについては、条例第14条に基づき売却その他の処理をします。

(別紙省略)

川崎市告示第122号

道路の区域の変更に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、令和2年3月17日から令和2年4月1日まで一般の縦覧に供します。

令和2年3月17日

川崎市長 福田紀彦

道路の種類 市道

旧・新別	路線名	区 間	敷地の幅員(m)	延長(m)	備考
旧	菅生第280号線	川崎市宮前区菅生ケ丘2490番イ先 川崎市麻生区菅生ケ丘2483番7先	5.00 ～ 8.50	60.49	
新	菅生第280号線	川崎市宮前区菅生ケ丘2490番イ先 川崎市宮前区菅生ケ丘2483番1先	4.50 ～ 7.75	60.49	
旧	菅生第433号線	川崎市宮前区潮見台2334番40先 川崎市宮前区潮見台2334番41先	18.50 ～ 19.00	63.66	
新	菅生第433号線	川崎市宮前区潮見台2334番4先 川崎市宮前区潮見台2334番28先	14.45 ～ 21.59	63.66	

川崎市告示第123号

道路供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和2年3月17日から開始します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、令和2年3月17日から令和2年4月1日まで一般の縦覧に供します。

令和2年3月17日

川崎市長 福田紀彦

道路の種類 市道

路線名	供用開始の区間	備考
菅生第280号線	川崎市宮前区菅生ケ丘2490番イ先 川崎市宮前区菅生ケ丘2483番1先	
菅生第433号線	川崎市宮前区潮見台2334番4先 川崎市宮前区潮見台2334番28先	

川崎市告示第124号

川崎市港湾施設条例（昭和22年川崎市条例第33号）第2条第2項の規定により、港湾施設の名称、位置、規模等（昭和40年川崎市告示第35号）の一部を次のように改正し、令和2年4月1日から適用する。

令和2年3月18日

川崎市長 福田紀彦

別表18事務所附帯施設の表中

「

名 称	位 置	構 造	面 積
荷役機械置場	川崎区千鳥町14番地	アスコン舗装	6,254
川崎コンテナ荷役機械置場	川崎区東扇島92番地	グラベルベッド舗装、 アスコン舗装、コンクリート版	1,505
川崎コンテナ入口ゲートハウス	〃	鉄骨造2階建	532
川崎コンテナ出口ゲートハウス	〃	〃	244
川崎コンテナゲートハウス事務室	〃	鉄骨造平家建	120
川崎コンテナメンテナンスショップ	〃	鉄骨造3階建	1,321
川崎コンテナシャーシー置場	川崎区東扇島84番地 及び92番地	インターロッキングブロック、 アスコン舗装	10,838

」

を

「

名 称	位 置	構 造	面 積
荷役機械置場	川崎区千鳥町14番地	アスコン舗装	9,187
川崎コンテナ荷役機械置場	川崎区東扇島92番地	グラベルベッド舗装、アスコン舗装、 コンクリート版	1,505
川崎コンテナ入口ゲートハウス	〃	鉄骨造2階建	532
川崎コンテナ出口ゲートハウス	〃	〃	244
川崎コンテナゲートハウス事務室	〃	鉄骨造平家建	120
川崎コンテナメンテナンスショップ	〃	鉄骨造3階建	1,321
川崎コンテナシャーシー置場	川崎区東扇島84番地、 92番地及び93番地	インターロッキングブロック、 アスコン舗装	13,179

」

に改める。

別表25電気施設第2号の表中

「

名 称	位 置	設備容量	基 数
川崎コンテナ動力用コンセント	川崎市東扇島92番地	三相式、440ボルト、32アンペア	6

」

を

「

名 称	位 置	設備容量	基 数
川崎コンテナ動力用コンセント	川崎区東扇島92番地	三相式、440ボルト、32アンペア	6

」

に改める。

川崎市告示第125号

道路の区域の変更に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、令和2年3月19日から令和2年4月3日まで一般の縦覧に供します。

令和2年3月19日

川崎市長 福田紀彦

道路の種類 市道

旧・新別	路線名	区 間	敷地の幅員 (m)	延長 (m)	備考
旧	野 川 第400号線	川崎市宮前区野川4122番3先	2.36	20.73	
		川崎市宮前区野川4122番3先	4.00		
新	野 川 第400号線	川崎市宮前区野川4122番2先	3.51	20.73	
		川崎市宮前区野川4122番4先	5.09		

川崎市告示第126号

道路供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和2年3月19日から開始します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、令和2年3月19日から令和2年4月3日まで一般の縦覧に供します。

令和2年3月19日

川崎市長 福田紀彦

道路の種類 市道

路線名	供用開始の区間	備考
野 川 第400号線	川崎市宮前区野川4122番2先	
	川崎市宮前区野川4122番4先	

川崎市告示第127号

道路の区域の変更に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、令和2年3月19日から令和2年4月3日まで一般の縦覧に供します。

令和2年3月19日

川崎市長 福田紀彦

道路の種類 市道

旧・新別	路線名	区 間	敷地の幅員 (m)	延長 (m)	備考
旧	馬 絹 第59号線	川崎市宮前区馬絹4丁目1253番3先	2.12	19.13	
		川崎市宮前区馬絹4丁目1253番3先			
新	馬 絹 第59号線	川崎市宮前区馬絹4丁目1253番1先	4.00	19.13	
		川崎市宮前区馬絹4丁目1253番2先			

川崎市告示第128号

道路供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和2年3月19日から開始します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、令和2年3月19日から令和2年4月3日まで一般の縦覧に供します。

令和2年3月19日

川崎市長 福田紀彦

道路の種類 市道

路線名	供用開始の区間	備考
馬 絹 第59号線	川崎市宮前区馬絹4丁目1253番1先	
	川崎市宮前区馬絹4丁目1253番2先	

川崎市告示第129号

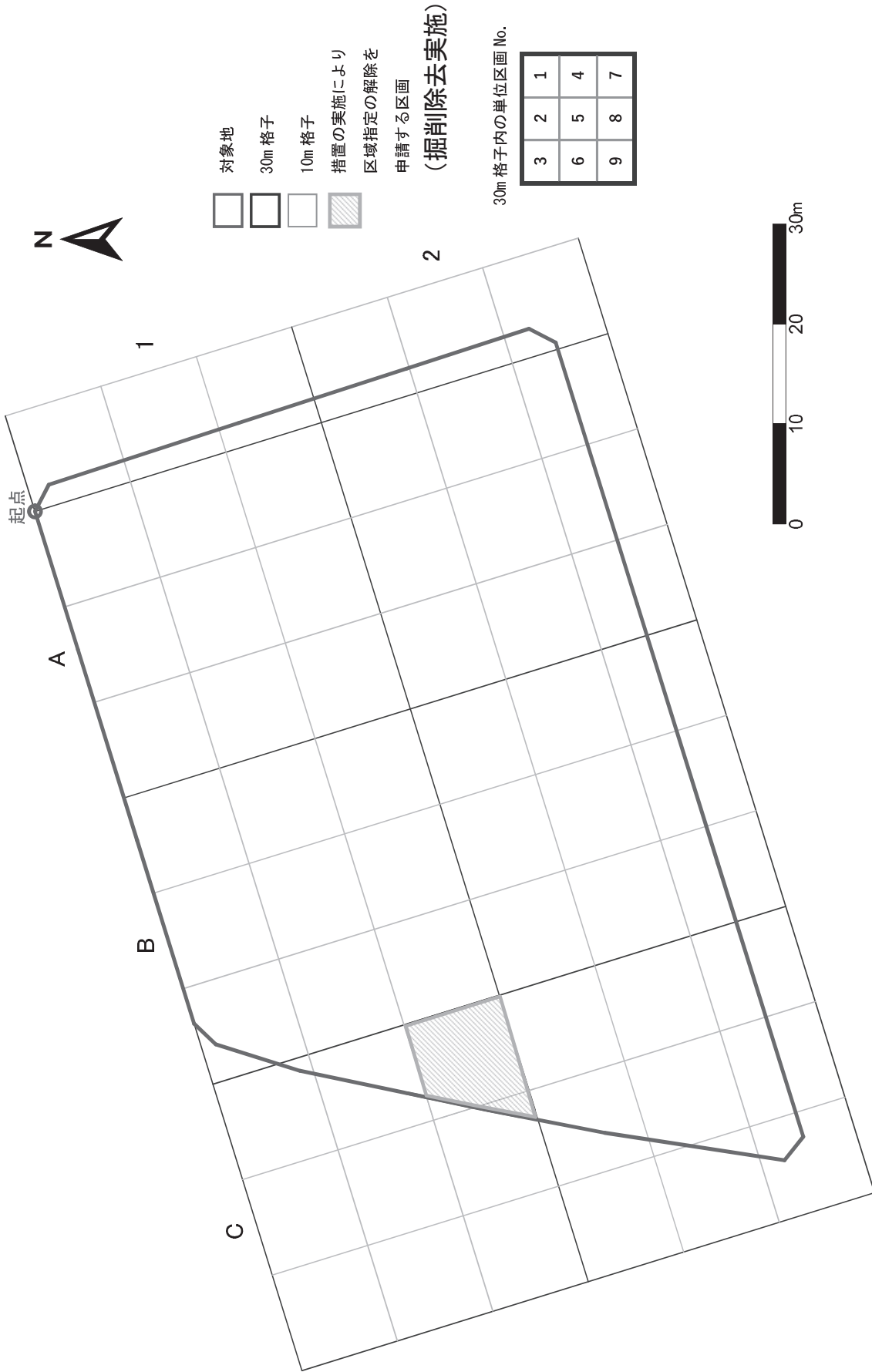
土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定の一部解除について

土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第2項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されている区域の指定を一部解除しますので、同条第3項の規定に基づき告示します。

令和2年3月19日

川崎市長 福田紀彦

- 1 指定を解除する区域
平成28年川崎市告示第646号により指定した区域（川崎区日進町5番1、5番2、5番3の一部）の一部（別図のとおり）
- 2 土壌汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の名称
ふっ素及びその化合物
- 3 講じられた汚染の除去等の措置
基準不適合土壌の掘削による除去



別図 指定を解除する区画

川崎市告示第130号

土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出
区域の指定の一部解除について

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第2項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されている区域の指定を一部解除しますので、同条第3項の規定に基づき告示します。

令和2年3月19日

川崎市長 福 田 紀 彦

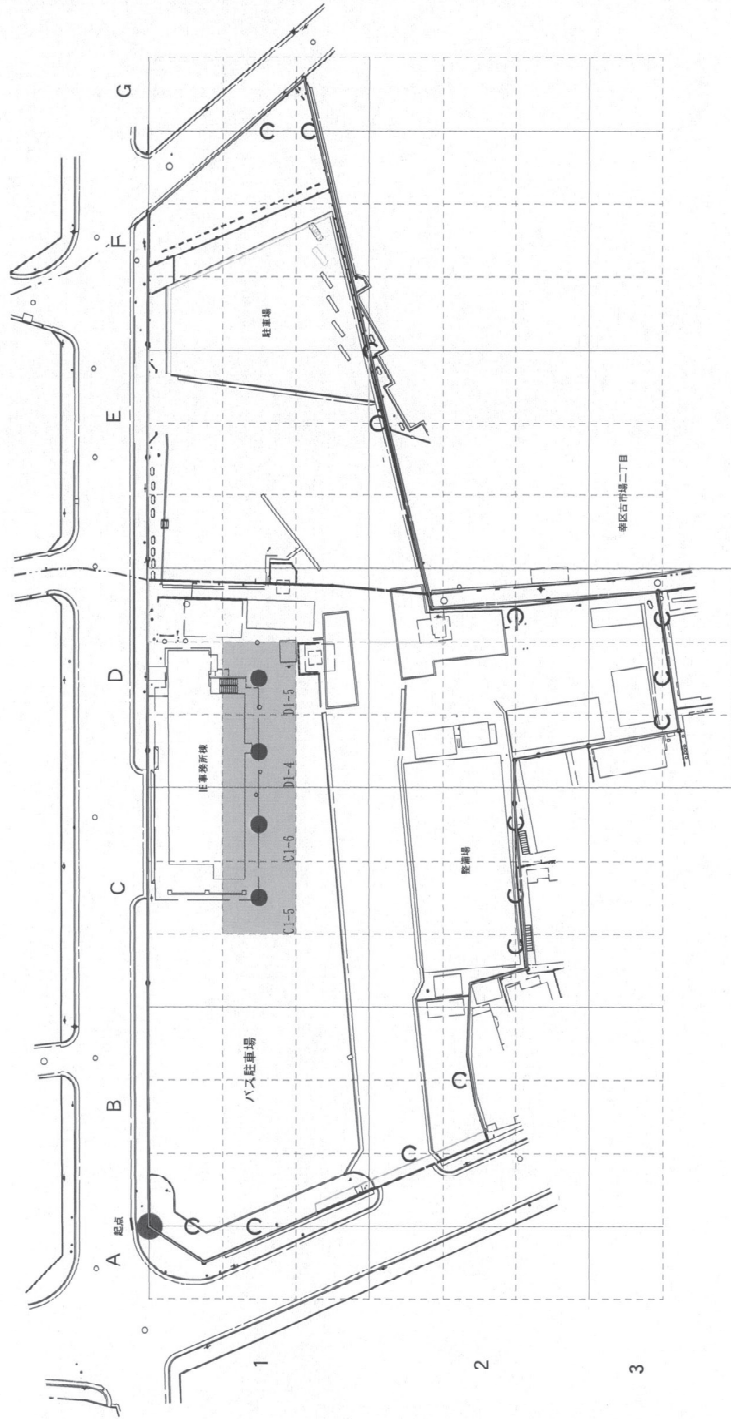
1 指定を解除する区域

平成28年川崎市告示第144号により指定した区域（中原区上平間1073番1、1140番の一部）の一部（別図のとおり）

2 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項の基準に適合していなかった特定有害物質の名称

ふっ素及びその化合物

指定を解除する区域



凡例

	敷地範囲	
	起点	
	30m格子範囲	
	10m格子範囲	
C	区画統合 (130㎡以下)	
	土壌試料採取地点	
	形質変更時要届出区域 指定解除範囲	
(掘削除去を実施)		
土壌試料採取地点		
1	2	3
4	5	6
7	8	9

別図 指定を解除する区域

川崎市告示第131号

介護保険法によるサービス事業者等の指定等について

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文、第42条の2第1項本文、第46条第1項、第48条第1項第1号、第53条第1項、第54条の2第1項本文、若しくは第58条第1項の規定又は第94条第1項の規定により、指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護老人福祉施設、

指定介護予防サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者、若しくは指定介護予防支援事業者を指定し又は介護老人保健施設を許可したので、同法第78条、第78条の11、第85条、第93条、第115条の10、第115条の20、若しくは第115条の30の規定又は第104条の2の規定に基づき告示します。

令和2年3月19日

川崎市長 福田紀彦

令和2年3月1日指定等

事業者の名称	事業所番号	事業所の名称	事業所の住所	サービスの種類
株式会社 エターナルキャスト	1475303226	ケアプランセンター たかつ	川崎市高津区子母口347-1 シルクハイツB-101	居宅介護支援
株式会社 エターナルキャスト	1475303218	a m i サポート	川崎市高津区子母口347-1 シルクハイツB-101	訪問介護
株式会社川崎北地域 M&Aサポートセンター	1475502538	訪問介護本舗 あんしん介護	川崎市宮前区潮見台9-4 エトワール潮見台303	訪問介護
RADIANCE株式会社	1465090212	鶴亀訪問看護 ステーション	川崎市川崎区日進町 27-3-102	訪問看護 介護予防訪問看護
株式会社シーキューブ	1465290218	ウバウパハウス 訪問看護ステーション	川崎市中原区下小田中1丁目 5番30号	訪問看護 介護予防訪問看護
合同会社 ミノワプランニング	1495400655	レコードブック生田	川崎市多摩区三田 4-5555-5	地域密着型通所介護
ウォーターワンデイ サービス株式会社	1495100461	一織庵 南加瀬	川崎市幸区南加瀬4-19-9	地域密着型通所介護
株式会社SOERUTE	1495600544	小規模多機能 支え合い	川崎市麻生区栗木3-6-20	小規模多機能型居宅介護 介護予防小規模多機能型居宅介護
株式会社SOERUTE	1495600536	グループホーム つなぐ	川崎市麻生区栗木3-6-20	認知症対応型共同生活介護 介護予防認知症対応型共同生活介護
株式会社 アメニティライフ協会	1475203004	花珠の家なかはら	川崎市中原区下小田中 5-14-25	特定施設入居者生活介護 介護予防特定施設入居者生活介護

川崎市告示第132号

介護保険法等によるサービス事業所等の廃止等について

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項、第78条の5第2項、第82条第2項、第99条第2項、第105条の5第2項、第115条の15第2項、第115条の25第2項、第78条の8若しくは第91条の規定、又は健康保険法等の一部を改正する法律附則130条の2第1項によりなおその効力を有するものとされた改正前の介護保険法（以下、「旧介護保険法」といいます。）第113条の規定により、指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護予防サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者

若しくは指定介護予防支援事業者から廃止の届出があり、又は指定地域密着型介護老人福祉施設、指定介護老人福祉施設若しくは指定介護療養型医療施設から辞退の届出があったため、介護保険法第78条、第78条の11、第85条、第104条の2、第115条の10、第115条の20、第115条の30、第78条の11若しくは第93条、又は旧介護保険法第115条の規定に基づき告示します。

令和2年3月19日

川崎市長 福田紀彦

令和2年1月廃止等

事業者の名称	事業所番号	事業所の名称	事業所の住所	サービスの種類
カワカ産業株式会社	1475003636	愛らんど東門前	川崎市川崎区東門前3丁目11番14号 丸伊ビル1F	福祉用具貸与 介護予防福祉用具貸与 特定福祉用具販売 特定介護予防福祉用具販売
東急ウェルネス株式会社	1475302632	オハナ梶が谷	川崎市高津区末長1丁目9番1号 スタイリオ梶が谷MALL7F	通所介護
株式会社 センチュリーライフ	1475302681	センチュリー介護 ステーション 溝の口	川崎市高津区下作延4丁目23番13号	居宅介護支援
有限会社ノーブルケア	1475500607	ノーブルケア	川崎市宮前区東有馬3-9-8	地域密着型通所介護
ケアプランセンター 株式会社	1475502397	みやまえ ケアプランセンター	川崎市宮前区有馬5-18-7 T Sハイツ202	居宅介護支援

川崎市告示第133号

川崎市自転車等の放置防止に関する条例（昭和62年川崎市条例第4号。以下「条例」という。）第10条第2項、第11条第2項及び第3項並びに第27条第2項の規定に基づき自転車等を撤去し、保管しましたので、条例第12条第1項（第27条第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づき告示します。

令和2年3月24日

川崎市長 福田 紀彦

1 撤去年月日、撤去場所、撤去自転車等並びに保管場所の名称及び位置

別紙のとおり

2 保管期間

当該告示をした日から起算して1箇月間

3 引取りの方法

(1) 引取りの場所

別紙表記載の保管場所

(2) 引取りのできる日時

火曜日から金曜日までの午前11時から午後7時まで並びに土曜日及び日曜日の午前11時から午後5時まで。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から1月3日までを除く。

(3) 引取りに要する費用

自転車 2,500円
原動機付自転車 5,000円
自動二輪車 10,000円

(4) 持参するもの

自転車等の鍵
印鑑
住所等身分を証明するもの

4 その他

この告示に関する撤去自転車等で上記の保管期間を経過するまでの間に利用者又は所有者の引取りのない

ものについては、条例第14条に基づき売却その他の処理をします。

(別紙省略)

川崎市告示第134号

議決された予算の公表について

別紙の予算は、令和2年2月17日招集の令和2年第1回川崎市議会定例会において、令和2年3月19日に原案のとおり可決されましたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第219条第2項の規定により公表します。

令和2年3月24日

川崎市長 福田 紀彦

令和2年度川崎市一般会計予算

令和2年度川崎市競輪事業特別会計予算

令和2年度川崎市卸売市場事業特別会計予算

令和2年度川崎市国民健康保険事業特別会計予算

令和2年度川崎市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計
予算

令和2年度川崎市後期高齢者医療事業特別会計予算

令和2年度川崎市公害健康被害補償事業特別会計予算

令和2年度川崎市介護保険事業特別会計予算

令和2年度川崎市港湾整備事業特別会計予算

令和2年度川崎市勤労者福祉共済事業特別会計予算

令和2年度川崎市墓地整備事業特別会計予算

令和2年度川崎市生田緑地ゴルフ場事業特別会計予算

令和2年度川崎市公共用地先行取得等事業特別会計予算

令和2年度川崎市公債管理特別会計予算

令和2年度川崎市病院事業会計予算

令和2年度川崎市下水道事業会計予算

令和2年度川崎市水道事業会計予算

令和2年度川崎市工業用水道事業会計予算

令和2年度川崎市自動車運送事業会計予算

令和元年度川崎市一般会計補正予算
 令和元年度川崎市卸売市場事業特別会計補正予算
 令和元年度川崎市港湾整備事業特別会計補正予算
 令和元年度川崎市墓地整備事業特別会計補正予算
 令和元年度川崎市生田緑地ゴルフ場事業特別会計補正予算
 令和元年度川崎市下水道事業特別会計補正予算
 令和元年度川崎市一般会計補正予算
 令和2年度川崎市一般会計補正予算

議案第34号

令和2年度川崎市一般会計予算

令和2年度川崎市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ792,463,317千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、50,000,000千円と定める

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でこれらの経費を各項の間の流用

令和2年2月17日提出

川崎市長 福田紀彦

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 市 税		千円 363,407,622
	1 市 民 税	190,400,267
	2 固 定 資 産 税	127,567,880
	3 軽 自 動 車 税	884,965
	4 市 た ぼ こ 税	8,703,981
	5 特別土地保有税	2
	6 入 湯 税	9,420
	7 事 業 所 税	35,098
	8 都 市 計 画 税	26,706,009
2 地方譲与税		3,106,755
	1 地方揮発油譲与税	757,400
	2 自動車重量譲与税	1,596,932
	3 地方道路譲与税	1
	4 森林環境譲与税	120,709
	5 特別とん譲与税	620,278
	6 航空機燃料譲与税	1
7 石油ガス譲与税	11,434	
3 利子割交付金		192,648
	1 利子割交付金	192,648
4 配当割交付金		1,586,121
	1 配当割交付金	1,586,121
5 株式等譲渡所得割交付金		1,022,529
	1 株式等譲渡所得割交付金	1,022,529
6 分離課税所得割交付金		324,183
	1 分離課税所得割交付金	324,1833
7 法 人 事 業 税 交 付 金		1,989,619
	1 法人事業税交付金	1,989,619
8 地 方 消 費 税 交 付 金		32,888,387
	1 地方消費税交付金	32,888,387
9 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金		34,425
	1 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	34,425
10 環 境 性 能 割 交 付 金		835,290
	1 環 境 性 能 割 交 付 金	835,290

11 軽油引取 税交付金		4,026,269
	1 軽油引取 税交付金	4,026,269
12 地方特例 交付金		2,140,569
	1 地方特例交付金	2,140,569
13 地方交付税		1,178,800
	1 地方交付税	1,178,800
14 交通安全対策 特別交付金		303,182
	1 交通安全対策 特別交付金	303,182
15 分担金 及び負担金		12,259,989
	1 負担金	12,259,989
16 使用料 及び手数料		16,148,304
	1 使用料	12,006,986
	2 手数料	4,141,318
17 国庫支出金		141,760,592
	1 国庫負担金	116,188,270
	2 国庫補助金	25,082,814
	3 委託金	489,508
18 県支出金		35,243,431
	1 県負担金	24,984,860
	2 県補助金	6,412,391
	3 委託金	3,846,180
19 財産収入		2,579,922
	1 財産運用収入	1,773,545
	2 財産売却収入	806,377
20 寄附金		490,211
	1 寄附金	490,211
21 繰入金		71,245,748
	1 基金繰入金	68,447,514
	2 特別会計繰入金	2,798,234
22 繰越金		100,000
	1 繰越金	100,000
23 諸収入		34,179,721
	1 延滞金及び加算金	333,452
	2 市預金利子	816
	3 貸付金元利収入	19,935,107
	4 収益事業収入	3,773,144
	5 受託事業収入	860,151
	6 雑収入	9,277,051
24 市債		65,419,000
	1 市債	65,419,000
歳入合計		792,463,317
歳出		
1 議会費		千円 1,687,885
	1 議会費	1,687,885
2 総務費		53,461,824
	1 職員管理費	32,012,915
	2 総務管理費	10,417,280
	3 危機管理費	1,368,307
	4 臨海部国際戦略費	1,439,810
	5 徴税費	6,531,143
	6 選挙費	286,796
	7 統計調査費	1,117,634
	8 人事委員会費	122,085
9 監査費	165,854	
3 市民文化費		9,729,094
	1 市民文化費	9,729,094
4 こども未来費		126,782,499
	1 こども青少年費	47,556,258
	2 こども支援費	79,226,241
5 健康福祉費		154,130,048
	1 健康福祉費	9,127,278
	2 社会福祉費	730,210
	3 生活保護費	58,878,775
	4 老人福祉費	18,312,884
	5 障害者福祉費	47,285,797
	6 国民年金費	283,560
	7 公衆衛生費	10,674,693
	8 公害保健費	2,016,370
	9 保健衛生施設費	928,051
	10 保健所費	48,982
	11 看護短期大学費	536,106
12 施設整備費	5,307,342	
6 環境費		25,050,583
	1 環境管理費	1,699,426
	2 公害対策費	855,017
	3 ごみ処理費	15,295,205
	4 し尿処理費	568,204
5 施設費	6,632,731	
7 経済労働費		22,907,573

	1 産業経済費	982,978		1 予備費	500,000
	2 商工業費	820,255		歳出合計	792,463,317
	3 中小企業支援費	20,415,741	第2表 債務負担行為		
	4 農業費	233,676	事項	期間	限度額
	5 労政費	454,923	コンタクトセンター 運営業務経費	令和3年度から 令和7年度まで	千円 689,535
8 建設緑政費		44,438,502	将来人口推計調査経費	令和2年度から 令和3年度まで	10,043
	1 建設緑政管理費	2,763,492	新本庁舎整備事業費 (その2)	令和3年度から 令和5年度まで	333,164
	2 道路橋りょう費	11,036,454	例規集印刷製本費	令和3年度から 令和6年度まで	7,260
	3 街路事業費	19,974,873	法務執務サポート システム使用料	令和3年度から 令和6年度まで	9,144
	4 広域道路費	81,761	電子計算組織運営経費	令和3年度	20
	5 河川費	2,878,636	情報システム基盤運用 支援業務委託経費	令和3年度から 令和4年度まで	22,440
	6 緑化費	243,867	電子システム等IDC 委託経費(その2)	令和3年度から 令和4年度まで	6,545
	7 自然保護対策費	750,166	文書保管・搬送等 業務委託経費	令和3年度から 令和6年度まで	14,383
	8 公園費	6,709,253	ふるさと納税クレ ジット収納等業務 委託事業(その2)	令和3年度	37,619
9 港湾費		10,364,782	防災行政無線設備 等再整備事業費	令和3年度	688,010
	1 港湾管理費	3,545,557	次期総合防災情報 システム詳細 設計・構築経費	令和2年度から 令和3年度まで	197,629
	2 港湾建設費	6,819,225	課税事務及び証明窓 口事務等委託経費	令和3年度	11,125
10 まちづくり費		24,514,973	預金データ照会シス テム運用保守委託経費	令和3年度	3,179
	1 まちづくり管理費	468,373	市県民税額決定 通知等印字・封入 封緘業務委託経費	令和2年度から 令和3年度まで	30,951
	2 計画費	687,128	市税コールセンター 運営事業費	令和2年度から 令和5年度まで	153,812
	3 整備事業費	10,371,553	公共施設利用予約 システム整備事業費	令和3年度	129,235
	4 建築管理費	3,978,561	わくわくプラザ 整備事業費	令和3年度	10,964
	5 住宅費	9,009,358	児童相談所整備事業費	令和3年度	6,430
11 区役所費		17,524,926	令和2年度民間児童 福祉施設整備に係る 金融機関からの 借入金への返済補助金	令和3年度から 令和29年度まで	217,340
	1 区政振興費	13,473,715	民間保育所整備 事業費(その2)	令和2年度から 令和4年度まで	1,270,662
	2 戸籍住民基 本台帳費	4,051,211	公立保育所整備事業費	令和3年度	653,179
12 消防費		17,147,744			
	1 消防費	17,147,744			
13 教育費		101,194,431			
	1 教育総務費	35,899,882			
	2 小学校費	26,703,156			
	3 中学校費	13,445,818			
	4 高等学校費	3,683,283			
	5 特別支援教育費	2,677,720			
	6 社会教育費	3,017,766			
	7 体育保健費	5,958,057			
	8 教育施設整備費	9,808,749			
14 公債費		71,470,254			
	1 公債費	71,470,254			
15 諸支出金		111,558,199			
	1 繰出金	111,558,199			
16 予備費		500,000			

福祉事業関連帳票印刷・封入封緘業務委託経費(その2)	令和3年度から令和5年度まで	36,150	市道南幸町渡田線道路改良(電線共同溝)事業費	令和3年度から令和4年度まで	406,200
令和2年度民間特別養護老人ホーム整備事業費	令和2年度から令和4年度まで	1,324,550	都市計画道路荻宿小田中線整備事業費	令和3年度から令和5年度まで	2,438,610
令和2年度民間障害者福祉施設に係る金融機関等からの借入金への返済補助金	令和2年度から令和28年度まで	821,281	都市計画道路登戸2号線整備事業費	令和3年度	172,500
れいんぼう川崎運営費補助金	令和2年度から令和3年度まで	96,225	J R南武線連続立体交差事業費	令和3年度	3,419
ピアサポートセンター援助事業費	令和3年度から令和4年度まで	2,792	五反田川放水路整備事業費	令和2年度から令和3年度まで	608,453
ひきこもり地域支援センター委託経費	令和3年度から令和7年度まで	290,130	五反田川放水路設備等整備事業費	令和3年度から令和5年度まで	2,726,477
予防接種コールセンター運営事業費	令和3年度から令和4年度まで	81,480	浮島2期廃棄物埋立護岸復旧事業費	令和3年度	148,725
障害者福祉施設整備事業費(その2)	令和3年度から令和4年度まで	261,080	臨港道路東扇島水江町線整備受託事業費	令和3年度から令和4年度まで	1,661,720
授産学園再編整備事業費	令和2年度から令和7年度まで	2,538,143	臨港道路東扇島水江町線直轄工事負担金(その2)	令和3年度から令和4年度まで	2,465,820
環境配慮技術導入事業費(ESCO事業)	令和3年度から令和7年度まで	3,000	ホームドア等整備費補助金	令和2年度から令和3年度まで	103,921
環境配慮技術導入事業費	令和2年度から令和8年度まで	1,279,100	小杉駅周辺地区再開発等事業費	令和3年度	17,500
普通ごみ収集運搬業務委託経費	令和2年度から令和6年度まで	778,032	小杉駅周辺交通機能整備事業費	令和3年度	85,040
ごみ収集車両整備事業費	令和2年度から令和3年度まで	253,492	令和2年度公共建築物長寿命化対策事業費	令和3年度	357,902
王禅寺処理センター夜間運転監視等業務委託経費	令和2年度から令和7年度まで	1,003,240	市営住宅長寿命化改善事業費	令和3年度	1,287,659
資源化処理運営事業費	令和2年度から令和5年度まで	422,979	市営住宅施設維持管理事業費	令和3年度	39,438
浮島処理センター粗大ごみ処理業務委託	令和2年度から令和7年度まで	797,500	令和2年度公営住宅整備事業費	令和3年度	1,356,473
浮島1期排水処理施設運転管理業務委託経費	令和2年度から令和5年度まで	457,600	麻生区役所トイレ等改修(第2期)事業費	令和3年度	61,910
し尿収集車両整備事業費	令和2年度から令和3年度まで	396,662	中原区役所ESCO事業費	令和3年度から令和5年度まで	16,500
入江崎クリーンセンター設計支援等業務委託経費	令和3年度から令和4年度まで	30,000	区役所事務サービスシステム等改修事業費	令和2年度から令和8年度まで	841,164
令和2年度がんばるものづくり企業操業環境整備助成事業費	令和2年度から令和4年度まで	90,000	郵送請求事務センター事業費	令和3年度から令和4年度まで	111,935
総合的就業支援事業費(キャリアサポートかわさき運営事業)	令和3年度から令和4年度まで	87,636	学習状況調査事業費	令和3年度	32,977
歩道設置事業費(京急川崎第一踏切)	令和3年度	115,000	宮前市民館ホール整備事業費	令和3年度	57,248
			社会教育施設整備事業費	令和3年度から令和4年度まで	165,000
			図書館巡回車運行業務委託事業費	令和2年度から令和7年度まで	106,421
			日本民家園施設整備事業費	令和3年度	155,254

黒川地区小中学校 新築事業費	令和3年度から 令和4年度まで	576,815
校舎建築事業費 (その2)	令和3年度	1,216,018
学校トイレ環境 整備事業費	令和3年度	22,290
令和2年度学校施設長 期保全計画推進事業費	令和3年度から 令和4年度まで	221,158
令和2年度公共施設 管理運営事業費	令和2年度から 令和11年度まで	13,351,593
令和2年度家屋等 リース経費	令和2年度から 令和7年度まで	606,667

令和2年度土地借上料	令和3年度から 令和5年度まで	43,739
公共施設維持補修 工事等経費	令和2年度から 令和3年度まで	210,000
公共用地の取得(川 崎市土地開発公社分)	令和2年度から 令和11年度まで	2,392,000
川崎市土地開発公社 の事業資金借入れ に伴う金融機関等 に対する債務保証	令和2年度から 債務消滅時まで	元金 1,501,000 及びこれに対す る利子相当額
地方債証券の 共同発行によって 生ずる連帯債務	令和2年度から 債務消滅時まで	元金 1,196,000,000 及びこれに対す る利子相当額

第3表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
一般管理事業 本庁舎等建替事業 災害情報機器整備事業	千円 6,000 2,411,000 413,000	政府資金、銀行その他から普通貸借または証券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む。)による。起債の時期は当該年度とする。ただし、事業進ちょくまたは財政その他の都合により、全部または一部を翌年度へ繰越して起債することができる。	年5.0%以内 ただし、利率見直し 方式で借り入れる資 金について、利率の 見直しを行った後 においては、当該見 直しの年度におけ る利率とする。	借入れの日から30カ 年以内(据置期間を 含む。)に償還する。 ただし、市財政の都 合により繰上償還、 償還年限の短縮また は本議決の範囲内で 借換えすることがで きる。
災害援護資金貸付事業	1,000	政府資金から普通貸借による。	無利子	災害弔慰金の支給等 に関する法律に定め るところにより償還 する。
臨海部国際戦略事業	551,000	政府資金、銀行その他から普通貸借または証券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む。)による。起債の時期は当該年度とする。ただし、事業進ちょくまたは財政その他の都合により、全部または一部を翌年度へ繰越して起債することができる。	年5.0%以内 ただし、利率見直し 方式で借り入れる資 金について、利率の 見直しを行った後 においては、当該見 直しの年度におけ る利率とする。	借入れの日から30カ 年以内(据置期間を 含む。)に償還する。 ただし、市財政の都 合により繰上償還、 償還年限の短縮また は本議決の範囲内で 借換えすることがで きる。
小計	3,382,000			
市民文化総務事業 コミュニティ推進事業 文化振興事業 スポーツ推進事業	7,000 1,218,000 191,000 206,000	同上	同上	同上
小計	1,622,000			
青少年事業 保育事業	283,000 1,845,000	同上	同上	同上
小計	2,128,000			

老人福祉事業	739,000	同 上	同 上	同 上
施設整備事業	827,000			
施設建設事業	4,068,000			
小 計	5,634,000			
再生可能エネルギー 推進事業	119,000	同 上	同 上	同 上
ごみ運搬車両等 整備事業	323,000			
廃棄物処理施設 等整備事業	5,496,000			
小 計	5,938,000			
安全施設整備事業	1,566,000	同 上	同 上	同 上
道路整備事業	3,708,000			
橋りょう架設改良事業	1,387,000			
自転車対策事業	298,000			
街路事業	4,451,000			
連続立体交差事業	3,048,000			
河川整備事業	1,534,000			
自然保護対策事業	469,000			
公園緑地整備事業	3,464,000			
霊園整備事業	116,000			
多摩川施策推 進整備事業	1,255,000			
小 計	21,296,000			
港湾総務事業	205,000	同 上	同 上	同 上
港湾振興会館事業	8,000			
浮島埋立事業	371,000			
港湾改修事業	732,000			
港湾改良事業	223,000			
港湾工事負担金	3,940,000			
小 計	5,479,000			

京急川崎駅周辺 地区整備事業	27,000	同 上	同 上	同 上
小杉駅周辺地区 再開発事業	32,000			
鷺沼駅前地区 再開発事業	65,000			
土地区画整理事業	4,634,000			
駅施設関連事業	619,000			
開発行為市道対策事業	44,000			
施設整備事業	2,489,000			
公営住宅整備事業	3,434,000			
小 計	11,374,000			
区役所施設整備事業	654,000	同 上	同 上	同 上
消防施設整備事業	1,123,000	同 上	同 上	同 上
総合教育センター事業	10,000	同 上	同 上	同 上
義務教育施設整備事業	5,080,000			
高等学校施設整備事業	1,359,000			
社会教育施設整備事業	340,000			
小 計	6,789,000			
合 計	65,419,000			

議案第35号

令和2年度川崎市競輪事業特別会計予算

令和2年度川崎市の競輪事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ24,645,303千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による

令和2年2月17日提出

川崎市長 福田紀彦

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 競輪事業収入		千円 24,195,780
	1 事業収入	24,195,780
2 繰入金		249,523
	1 基金繰入金	249,523
3 繰越金		200,000
	1 繰越金	200,000
歳入合計		24,645,303

歳出

款	項	金額
1 競輪事業費		千円 24,118,384
	1 競輪事務費	206,649
	2 競輪開催費	23,676,154
	3 競輪場整備費	235,581
2 諸支出金		350,001
	1 繰出金	350,000
	2 納付金	1
3 予備費		176,918
	1 予備費	176,918
歳出合計		24,645,303

第2表 債務負担行為

事項	期間	限度額
受託場外開催業務等 包括業務委託経費	令和3年度	千円 498,021
東サイドスタンド 解体撤去及びバンク 改修設計委託経費	令和3年度	10,018

議案第36号

令和2年度川崎市卸売市場事業特別会計
予算

令和2年度川崎市の卸売市場事業特別会計の予算は、
次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ
2,315,977千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額
は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の
規定により債務を負担する行為をすることができる事
項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こす
ことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方
法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

令和2年2月17日提出

川崎市長 福田紀彦

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 使用料 及び手数料		千円 805,905
	1 使用料	805,904
	2 手数料	1
2 財産収入		31,775
	1 財産売却収入	2
	2 財産貸付収入	31,773
3 繰入金		380,391
	1 繰入金	380,391
4 繰越金		1
	1 繰越金	1
5 諸収入		270,905
	1 延滞金及び加算金	1
	2 雑収入	270,904
6 市債		827,000
	1 市債	827,000
歳入合計		2,315,977

歳出

款	項	金額
1 卸売市場 事業費		千円 1,911,356
	1 運営費	982,279
	2 施設整備費	929,077
2 公債費		399,621
	1 公債費	399,621
3 予備費		5,000
	1 予備費	5,000
歳出合計		2,315,977

第2表 債務負担行為

事項	期間	限度額
北部市場水産棟屋上 防水改修事業費	令和3年度	千円 164,069

第3表 地方債

起債の目的	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
北部市場施設整備事業	千円 647,000	政府資金、銀行その他から普通貸借または証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）による。起債の時期は当該年度とする。ただし、事業進捗よくまたは財政その他の都合により、全部または一部を翌年度へ繰越して起債することができる。	年5.0%以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の年度における利率とする。	借入れの日から30年以内（据置期間を含む。）に償還する。ただし、市財政の都合により繰上償還、償還年限の短縮または本議決の範囲内で借換えすることができる。
南部市場施設整備事業	180,000			
合 計	438,000			

議案第37号

令和2年度川崎市国民健康保険事業特別
会計予算

令和2年度川崎市の国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ119,141,252千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

令和2年2月17日提出

川崎市長 福田紀彦

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金 額
1 国民健康保険料		千円 29,711,796
	1 保 険 料	29,711,796
2 負 担 金		2
	1 一 部 負 担 金	2
3 国庫支出金		1,664
	1 国庫補助金	1,664
4 県支出金		77,877,288
	1 県補助金	77,877,288
	2 財政安定化基金支出金	1
5 財産収入		18,439
	1 財産運用収入	18,439
6 繰入金		11,039,625

	1 繰入金	11,039,624
	2 基金繰入金	1
7 繰越金		1
	1 繰越金	1
8 諸収入		492,437
	1 延滞金・加算金及び過料	151,548
	2 雑入	340,889
歳入合計		119,141,252

歳出

款	項	金 額
1 総務費		千円 2,990,170
	1 総務管理費	2,544,008
	2 保険料徴収費	411,698
	3 運営協議会費	456
	4 広報普及費	34,008
2 保険給付費		77,146,136
	1 保険給付費	77,146,136
3 国民健康保険事業費納付金		37,822,908
	1 医療給付費分納付金	25,670,719
	2 後期高齢者支援金等分納付金	8,722,521
	3 介護納付金分納付金	3,429,668
4 保健事業費		850,879
	1 保健事業費	850,879
5 諸支出金		212,719
	1 負担金及び分担金	24,330
	2 償還金利子及び還付加算金	188,387

	3 延滞金	1
	4 国庫負担金等返還金	1
6 基金積立金		18,440
	1 基金積立金	18,440
6 予備費		100,000
	1 予備費	100,000
歳出合計		119,141,252

第2表 債務負担行為

事項	期間	限度額
賦課・徴収事務 実施委託経費	令和2年度から 令和3年度まで	千円 50,443

議案第38号

令和2年度川崎市母子父子寡婦福祉資金
貸付事業特別会計予算

令和2年度川崎市の母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ257,091千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和2年2月17日提出

川崎市長 福田紀彦

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 繰入金		千円 15,739
	1 繰入金	15,739
2 繰越金		30
	1 繰越金	30
3 諸収入		241,322
	1 貸付金元利収入	241,301
	2 雑収入	21
歳入合計		257,091

歳出

款	項	金額
1 母子父子寡婦福祉資金貸付事業費		千円 257,091
	1 母子父子寡婦福祉資金貸付事業費	257,091
歳出合計		257,091

議案第39号

令和2年度川崎市後期高齢者医療事業特別
会計予算

令和2年度川崎市の後期高齢者医療事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ17,301,567千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和2年2月17日提出

川崎市長 福田紀彦

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 後期高齢者医療保険料		千円 14,943,279
	1 後期高齢者医療保険料	14,943,279
2 国庫支出金		1
	1 国庫補助金	1
3 繰入金		2,293,558
	1 一般会計繰入金	2,293,558
4 繰越金		2
	1 繰越金	2
5 諸収入		64,727
	1 延滞金・加算金及び過料	4,483
	2 償還金及び還付加算金	36,929
	3 雑収入	23,315
歳入合計		17,301,567

歳出

款	項	金額
1 総務費		千円 191,631
	1 総務管理費	118,437
	2 徴収費	73,194
2 後期高齢者医療広域連合納付金		17,063,005
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	17,063,005
3 諸支出金		36,931
	1 還付金及び還付加算金	36,931
4 予備費		10,000

1 予 備 費	10,000
歳 出 合 計	17,301,567

議案第40号

令和2年度川崎市公害健康被害補償事業
特別会計予算

令和2年度川崎市の公害健康被害補償事業特別会計の
予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ
77,520千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額
は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和2年2月17日提出

川崎市長 福田紀彦

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金 額
1 分担金及び 負担金		千円 28,940
	1 負担金	28,940
2 財産収入		1,685
	1 財産運用収入	1,685
3 繰入金		31,618
	1 基金繰入金	19,049
	2 一般会計繰入金	12,569
4 繰越金		15,277
	1 繰越金	15,277
歳入合計		77,520

歳出

款	項	金 額
1 公害健康被害 補償事業費		千円 77,520
	1 公害健康被害 補償事業費	77,520
歳出合計		77,520

議案第41号

令和2年度川崎市介護保険事業特別会計
予算

令和2年度川崎市の介護保険事業特別会計の予算は、
次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ
102,628,668千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額
は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の
規定により債務を負担する行為をすることができる事
項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

令和2年2月17日提出

川崎市長 福田紀彦

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金 額
1 介護保険料		千円 21,298,655
	1 保険料	21,298,655
2 使用料 及び手数料		31,236
	1 手数料	31,236
3 国庫支出金		22,111,516
	1 国庫負担金	17,566,883
	2 国庫補助金	4,544,633
4 県支出金		14,228,243
	1 県負担金	13,531,733
	2 県補助金	696,508
	3 財政安定化 基金支出金	2
5 財産収入		43,039
	1 財産運用収入	43,039
6 支払基金 交付金		26,556,706
	1 支払基金交付金	26,556,706
7 寄附金		1
	1 寄附金	1
8 繰入金		18,309,212
	1 一般会計繰入金	16,013,296
	2 基金繰入金	2,295,916
9 繰越金		1
	1 繰越金	1
10 諸収入		50,159
	1 延滞金・加算 金及び過料	2
	2 雑入	50,057
歳入合計		102,628,668

川崎市長 福田紀彦

第1表 歳入歳出予算

歳出

款	項	金額
1 総務費		千円 2,245,767
	1 総務管理費	2,245,767
2 保険給付費		95,692,604
	1 保険給付費	95,692,604
3 財政安定化基金拠出金		1
	1 財政安定化基金拠出金	1
4 地域支援事業費		4,557,555
	1 地域支援事業費	4,557,555
5 諸支出金		69,701
	1 還付金	69,700
	2 延滞金	1
6 基金積立金		43,040
	1 基金積立金	43,040
7 予備費		20,000
	1 予備費	20,000
歳出合計		102,628,668

第2表 債務負担行為

事項	期間	限度額
福祉総合情報システム帳票封入封緘業務委託経費	令和3年度から令和5年度まで	千円 87,760

議案第42号

令和2年度川崎市港湾整備事業特別会計
予算

令和2年度川崎市の港湾整備事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ5,885,682千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

令和2年2月17日提出

歳入

款	項	金額
1 使用料及び手数料		千円 494,900
	1 使用料	494,897
	2 手数料	3
2 県支出金		560
	1 委託金	560
3 財産収入		1,120,552
	1 財産運用収入	1,120,551
	2 財産売却収入	1
4 繰入金		3,077,331
	1 基金繰入金	3,077,331
5 繰越金		1
	1 繰越金	1
6 諸収入		296,338
	1 延滞金及び加算金	1
	2 貸付金元利収入	29,683
	3 雑収入	266,654
7 市債		896,000
	1 市債	896,000
歳入合計		5,885,682

歳出

款	項	金額
1 港湾整備事業費		千円 4,997,144
	1 運営費	367,076
	2 整備費	4,630,068
2 諸支出金		710,535
	1 積立金	86,132
	2 繰出金	624,403
3 公債費		177,003
	1 公債費	177,003
4 予備費		1,000
	1 予備費	1,000
歳出合計		5,885,682

第2表 債務負担行為

事項	期間	限度額
東扇島コンテナターミナル整備事業費	令和3年度	千円 323,471

第3表 地方債

起債の目的	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
東扇島コンテナ機能 施設整備事業	千円 896,000	政府資金、銀行その他から普通 貸借または証券発行(他の 地方公共団体との共同発行を 含む。)による。起債の時期は 当該年度とする。ただし、事 業進ちょくまたは財政その他 の都合により、全部または一 部を翌年度へ繰越して起債す ることができる。	年5.0%以内 ただし、利率見直し 方式で借り入れる資 金について、利率の 見直しを行った後 においては、当該見 直し後の年度にお ける利率とする。	借入れの日から40カ 年以内(据置期間を 含む)に償還する。 ただし、市財政の都 合により繰上償還、 償還年限の短縮ま たは本議決の範囲 内で借換えること ができる。

議案第43号

令和2年度川崎市勤労者福祉共済事業特別
会計予算

令和2年度川崎市の勤労者福祉共済事業特別会計の予
算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ
109,963千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額
は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和2年2月17日提出

川崎市長 福田 紀彦

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金 額
1 共済掛金収入		千円 74,480
	1 共済掛金収入	74,480
2 財産収入		765
	1 財産運用収入	765
3 繰入金		27,522
	1 基金繰入金	5,447
	2 一般会計繰入金	22,075
4 繰越金		100
	1 繰越金	100
5 諸収入		7,096
	1 貸付金元利収入	5,000
	2 雑 入	2,096
歳 入 合 計		109,963

歳出

款	項	金 額
1 勤労者福祉 共済事業費		千円 108,963

	1 勤 労 者 福 祉 共 済 事 業 費	108,963
2 予 備 費		1,000
	1 予 備 費	1,000
歳 出 合 計		108,963

議案第44号

令和2年度川崎市墓地整備事業特別会計
予算

令和2年度川崎市の墓地整備事業特別会計の予算は、
次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ
385,901千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額
は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和2年2月17日提出

川崎市長 福田 紀彦

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金 額
1 使 用 料 及 び 手 数 料		千円 384,077
	1 使 用 料	384,077
2 財 産 収 入		1,821
	1 財 産 運 用 収 入	1,821
3 繰 入 金		1
	1 繰 入 金	1
4 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
5 諸 収 入		1
	1 雑 入	1
歳 入 合 計		385,901

歳出

款	項	金額
1 墓地整備事業費		千円 355,611
	1 墓地整備事業費	355,611
2 公債費		20,290
	1 公債費	20,290
3 予備費		10,000
	1 予備費	10,000
歳出合計		385,901

議案第45号

令和2年度川崎市生田緑地ゴルフ場事業
特別会計予算

令和2年度川崎市の生田緑地ゴルフ場事業特別会計の
予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ
476,070千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額
は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第
1項の規定により起こすことができる地方債の起債の
目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、
「第2表地方債」による。

令和2年2月17日提出

川崎市長 福田 紀彦

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 繰越金		千円 29,976
	1 繰越金	29,976
2 諸収入		390,094
	1 雑入	390,094
3 市債		56,000
	1 市債	56,000
歳入合計		476,070

歳出

款	項	金額
1 ゴルフ場事業費		千円 131,723
	1 ゴルフ場事業費	131,723
2 公債費		33,494
	1 公債費	33,494
3 諸支出金		299,105
	1 繰出金	299,105
4 予備費		11,748
	1 予備費	11,748
歳出合計		476,070

第2表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
生田緑地ゴルフ場整備事業	千円 56,000	政府資金、銀行その他から普通貸借または証券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む。)による。起債の時期は当該年度とする。ただし、事業進捗よくまたは財政その他の都合により、全部または一部を翌年度へ繰越して起債することができる。	年5.0%以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の年度における利率とする。	借入れの日から30ヵ年以内(据置期間を含む。)に償還する。ただし、市財政の都合により繰上償還、償還年限の短縮または本議決の範囲内で借換えすることができる。

議案第46号

令和2年度川崎市公共用地先行取得等事業
特別会計予算

令和2年度川崎市の公共用地先行取得等事業特別会計
の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ
1,597,666千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額
は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第
1項の規定により起こすことができる地方債の起債の
目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、
「第2表地方債」による。

令和2年2月17日提出

川崎市長 福田 紀彦

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		千円 1
	1 手数料	1
2 財産収入		156
	1 財産運用収入	156
3 繰入金		496,844
	1 基金繰入金	174,726
	2 他会計繰入金	322,118
4 繰越金		1
	1 繰越金	1
5 諸収入		664
	1 雑収入	664
6 市債		1,100,000
	1 市債	1,100,000
歳入合計		1,597,666

歳出

款	項	金 額
1 公共用地先行取得等事業費		千円 1,406,098
	1 公共用地先行取得等事業費	1,406,098
2 公債費		11,842
	1 公債費	11,842
3 諸支出金		174,726
	1 繰出金	174,726
4 予備費		5,000
	1 予備費	5,000
歳出合計		1,597,666

第2表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
用地先行取得事業	千円 1,100,000	政府資金、銀行その他から普通貸借または証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）による。起債の時期は当該年度とする。ただし、事業進捗よくまたは財政その他の都合により、全部または一部を翌年度へ繰越して起債することができる。	年5.0%以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる資金のについて、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の年度における利率とする。	借入れの日から10ヵ年以内（据置期間を含む。）に償還する。ただし、市財政の都合により繰上償還、償還年限の短縮または本議決の範囲内で借換えすることができる。

議案第47号

令和2年度川崎市公債管理特別会計予算

令和2年度川崎市の公債管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ211,077,948千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こす事ができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

令和2年2月17日提出

川崎市長 福田 紀彦

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金 額
1 財 産 収 入		千円 1,780,530
	1 財 産 運 用 収 入	1,780,530
2 繰 入 金		167,432,417
	1 基 金 繰 入 金	48,272,415
	2 他 会 計 繰 入 金	119,160,002
3 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
4 市 債		41,865,000
	1 借 換 債	41,865,000
歳 入 合 計		211,077,948

歳出

款	項	金 額
1 公 債 費		千円 208,769,990
	1 公 債 費	208,769,990
2 諸 支 出 金		2,305,958
	1 繰 出 金	2,305,958
3 予 備 費		2,000
	1 予 備 費	2,000
歳 出 合 計		211,077,948

第2表 地方債

起債の目的	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
借 換 債	千円 41,865,000	銀行その他から普通貸借または証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）による。起債の時期は当該年度とする。	年5.0%以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の年度における利率とする。	借入れの日から25カ年以内（据置期間を含む。）に償還する。ただし、市財政の都合により繰上償還、償還年限の短縮または本議決の範囲内で借換えすることができる。

議案第48号

令和2年度 川崎市病院事業会計予算

(総 則)

第1条 令和2年度川崎市病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 病床数、年間患者数及び1日平均患者数

ア 病床数(許可)	川崎病院	井田病院	多摩病院
一般病床	1,382床	663床	343床
精神病床	38床	38床	—
感染症病床	12床	12床	—
結核病床	40床	—	40床
合 計	1,472床	713床	383床
イ 年間患者数			
入 院	424,459人	190,530人	117,165人
外 来	707,321人	326,106人	164,268人
ウ 1日平均患者数			
入 院	1,163人	522人	321人
外 来	2,822人	1,342人	676人

(2) 主要な建設改良事業

ア 病院施設整備事業	228,753千円
イ 施設改良工事	896,289千円
ウ 医療器械整備事業	1,413,021千円
エ 資産購入費	101,160千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 病院事業収益	36,531,780千円
第1項 医業収益	29,604,991千円
第2項 医業外収益	6,160,288千円
第3項 特別利益	766,501千円

支 出

第1款 病院事業費用	35,213,013千円
第1項 医業費用	34,080,105千円
第2項 医業外費用	936,731千円
第3項 特別損失	186,177千円
第4項 予備費	10,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,981,623千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額15,454千円並びに過年度分及び当年度分損益勘定留保資金1,966,169千円で補てんするものとする。)

収 入

第1款 病院事業資本的収入	4,336,248千円
第1項 企業債	2,379,000千円
第2項 固定資産売却代金	2千円
第3項 補助金	4千円
第4項 負担金	1,957,242千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
1 病院事業	千円 2,379,000	政府資金、銀行その他から普通貸借または証券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む。)による。起債の時期は当該年度とする。ただし、事業進ちよくまたは財政その他の都合により、全部または一部を翌年度へ繰越して起債することができる。	年5.0%以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の年度における利率とする。	借入れの日から30年以内(据置期間を含む。)に償還する。ただし、企業財政の都合により繰上償還、償還年限の短縮または本議決の範囲内で借換えすることができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、11,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における医業費用及び医業外費用の間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を得なければならない。

(1) 職員給与費 16,578,329千円
(2) 交際費 2,108千円

(たな卸し資産購入限度額)

第10条 たな卸し資産の購入限度額は、6,623,376千円と定める。

(重要な資産の取得及び処分)

第11条 重要な資産の取得及び処分は、次のとおりとする。

支 出

第1款 病院事業資本的支出	6,317,871千円
第1項 建設改良費	2,639,223千円
第2項 企業債償還金	3,678,648千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限度額
令和2年度 医療器械保守業務等経費	令和3年度から 令和11年度まで	千円 216,171
川崎病院エネルギーサービス 導入支援業務経費	令 和 3 年 度	千円 14,410

種 類 名 称 数 量

1 取得する資産	器械備品	高精度放射線 治療システム	2式
	器械備品	麻酔用ベッド	
		サイドモニタ	1式
	器械備品	X線C T装置	1式

令和2年2月17日提出

川崎市長 福田 紀 彦

議案第49号

令和2年度 川崎市下水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和2年度川崎市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 処理面積	10,715ヘクタール
(2) 水洗化助成戸数	57戸
(3) 主要な建設改良事業	

下水幹枝線、ポンプ場及び水処理センター等設備事業 20,237,379千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと

定める。

収 入

第1款 下水道事業収益	44,898,696千円
第1項 営業収益	36,241,976千円
第2項 営業外収益	8,655,710千円
第3項 特別利益	1,010千円

支 出

第1款 下水道事業費用	40,576,643千円
第1項 営業費用	36,922,575千円
第2項 営業外費用	3,623,775千円
第3項 特別損失	10,293千円
第4項 予備費	20,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額17,959,744千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,237,571千円、減債積立金4,042,717千円並びに過年度分及び当年度分損益勘定留保資金12,679,456千円で補てんするものとする。)

収 入

第1款 下水道事業資本的収入	35,943,177千円
第1項 企業債	25,431,000千円
第2項 一般会計出資金	4,414,057千円
第3項 国庫補助金	5,500,000千円
第4項 負担金	20千円
第5項 寄附金	10千円
第6項 水洗便所等貸付事業収入	30千円
第7項 基金繰入金	598,030千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、記載の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
1 公共下水道整備事業	千円 13,788,000	政府資金、銀行その他から普通貸借または証券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む。)による。起債の時期は当該年度とする。ただし、事業進ちよくまたは財政その他の都合により、全部または一部を翌年度へ繰越して起債することができる。	年5.0%以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の年度における利率とする。	借入れの日から40年以内(据置期間を含む。)に償還する。ただし、企業財政の都合により繰上償還、償還年限の短縮または本議決の範囲内で借換えすることができる。

第8項 固定資産売却代金	10千円
第9項 投資収入	10千円
第10項 その他資本的収入	10千円

支 出

第1款 下水道事業資本的支出	53,902,921千円
第1項 建設改良費	20,237,379千円
第2項 企業債償還金	31,472,676千円
第3項 水洗便所等貸付事業費	30千円
第4項 投資	2,182,836千円
第5項 予備費	10,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
加瀬処理区ポンプ場ほか 運転管理業務委託経費	令和3年度から 令和7年度まで	1,726,395千円
財務会計システム 再構築関連経費	令和3年度から 令和4年度まで	217,852千円
私道共同排水設備 修繕工事助成金	令和3年度	10,000千円
令和2年度公共下水道 建設事業費	令和3年度から 令和6年度まで	24,712,780千円
令和2年度土地借上料	令和3年度から 令和6年度まで	26,204千円
「水洗便所改造等資金 融資あつせん」に伴う 金融機関に対する損失 補償	令和2年度から 債務消滅時まで	64千円

2 借換債	10,643,000	銀行その他から普通貸借または証券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む。)による。起債の時期は当該年度とする。	同 上	借入れの日から25か年以内(据置期間を含む。)に償還する。ただし、企業財政の都合により繰上償還、償還年限の短縮または本議決の範囲内で借換えすることができる。
3 資本費平準化債	1,000,000	同 上	同 上	借入れの日から20か年以内(据置期間を含む。)に償還する。ただし、企業財政の都合により繰上償還、償還年限の短縮または本議決の範囲内で借換えすることができる。

(一時借入金)
 第7条 一時借入金の限度額は、24,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用
 (議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次の掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 3,922,180千円
 (他会計からの補助金)

第10条 下水道事業助成及び雨水処理費等に充当するため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、12,691,395千円である。

令和2年2月17日提出

川崎市長 福田 紀 彦

議案第50号

令和2年度 川崎市水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和2年度川崎市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- (1) 給水戸数 755,049戸
 (2) 年間総配水量 179,726,000m³

(3) 1日平均配水量 492,400m³

(4) 主要な建設改良事業

- ア 浄水施設費 1,303,657千円
 イ 耐震管路等整備事業 7,992,323千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

- 第1款 水道事業収益 35,504,717千円
 第1項 営業収益 31,710,070千円
 第2項 営業外収益 3,790,694千円
 第3項 特別利益 3,953千円

支 出

- 第1款 水道事業費用 33,190,262千円
 第1項 営業費用 31,728,502千円
 第2項 営業外費用 1,359,904千円
 第3項 特別損失 91,856千円
 第4項 予備費 10,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額9,502,759千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額968,656千円並びに過年度分損益勘定留保資金8,534,103千円で補てんするものとする。)

収 入

- 第1款 水道事業資本的収入 5,676,625千円
 第1項 企業債 5,216,000千円
 第2項 補助金 203,704千円
 第3項 負担金 256,891千円
 第4項 融資補償金返還金 10千円
 第5項 固定資産売却代金 10千円

第6項	その他の資本的収入	10千円
	支 出	
第1款	水道事業資本的支出	15,179,384千円
第1項	建設改良費	11,816,614千円
第2項	企業債償還金	3,351,780千円
第3項	補助金返還金	5,980千円
第4項	融資補償金	10千円
第5項	予備費	5,000千円
	(債務負担行為)	

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
令和2年度 原・浄・配水施設関連経費	令和3年度から令和4年度まで	3,229,414千円
令和2年度耐震管路等整備事業関連経費	令和3年度から令和4年度まで	13,000,197千円
令和2年度川崎縦貫道路関連施設整備事業関連経費	令和3年度	125,074千円
令和2年度土地借上料	令和3年度から令和4年度まで	11,852千円
川崎市水道100周年記念式典運営関連経費	令和2年度から令和3年度まで	4,180千円
令和2年度メーター修繕関連経費	令和3年度	74,970千円
財務会計システム再構築関連経費	令和3年度から令和4年度まで	307,290千円
「給水装置改良資金融資」に伴う金融機関に対する損失補償	令和2年度から債務消滅時まで	10,000千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、記載の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
1 水道浄水施設等整備事業	千円 820,000	政府資金、銀行その他から普通貸借または証券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む。)による。起債の時期は当該年度とする。ただし、事業進ちょくまたは財政その他の都合により、全部または一部を翌年度へ繰越して起債することができる。	年5.0%以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の年度における利率とする。	借入れの日から40年以内(据置期間を含む。)に償還する。ただし、企業財政の都合により繰上償還、償還年限の短縮または本議決の範囲内で借換えすることができる。
2 耐震管路等整備事業	4,382,000			
3 川崎縦貫道路関連施設整備事業	14,000			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、2,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 5,501,632千円

(他会計からの補助金)

第10条 水道事業助成のため一般会計からこの会計へ補

助を受ける金額は、162,612千円である。

(たな卸し資産購入限度額)

第11条 たな卸し資産の購入限度額は、438,000千円と定める。

令和2年2月17日提出

川崎市長 福田 紀彦

議案第51号

令和2年度 川崎市工業用水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和2年度川崎市工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- (1) 給水事業所数 58社78工場
- (2) 年間総契約水量 188,146,550m³
- (3) 1日当たり契約水量 515,470m³

(4) 主要な建設改良事業

ア浄水施設費 613,316千円
 イ配水施設費 636,992千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 工業用水道事業収益 7,907,462千円
 第1項 営業収益 7,734,791千円
 第2項 営業外収益 172,641千円
 第3項 特別利益 30千円

支 出

第1款 工業用水道事業費用 7,599,619千円
 第1項 営業費用 7,402,038千円
 第2項 営業外費用 187,571千円
 第3項 特別損失 10千円
 第4項 予備費 10,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2,013,669千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額139,732千円、減債積立金686,880千円並びに過年度分損益勘定留保資金1,187,057千円で補てんするものとする。)

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、記載の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
1 工業用水道浄水施設等整備事業	千円 212,000	政府資金、銀行その他から普通貸借または証券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む。)による。起債の時期は当該年度とする。ただし、事業進ちょくまたは財政その他の都合により、全部または一部を翌年度へ繰越して起債することができる。	年5.0%以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の年度における利率とする。	借入れの日から40か年以内(据置期間を含む。)に償還する。ただし、企業財政の都合により繰上償還、償還年限の短縮または本議決の範囲内で借換えることができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、500,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次の掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議

収 入

第1款 工業用水道事業資本的収入 359,232千円
 第1項 企業債 212,000千円
 第2項 補助金 147,202千円
 第3項 負担金 10千円
 第4項 固定資産売却代金 10千円
 第5項 その他資本的収入 10千円

支 出

第1款 工業用水道事業資本的支出 2,372,901千円
 第1項 建設改良費 1,681,021千円
 第2項 企業債償還金 686,880千円
 第3項 予備費 5,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
令和2年度 原・浄・配水施設関連 経費	令和3年度から 令和4年度まで	2,613,253千円
令和2年度土地借上料	令和3年度から 令和4年度まで	11,780千円
財務会計システム 再構築関連経費	令和3年度から 令和4年度まで	44,394千円

決を経なければならない。

(1) 職員給与費 777,461千円
 (他会計からの補助金)

第10条 工業用水道事業助成のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、172,934千円である。

(たな卸し資産購入限度額)

第11条 たな卸し資産の購入限度額は、9,000千円と定める。

令和2年2月17日提出

川崎市長 福田 紀彦

議案第52号

令和2年度 川崎市自動車運送事業会計予算
(総則)

第1条 令和2年度川崎市自動車運送事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(項目)	(乗合)	(貸切)
(1) 車両数	343両	5両
(2) 年間走行キロ	12,820千km	60千km
(3) 年間輸送人員	49,574千人	393千人
(4) 一日平均輸送人員	135,819人	1,077人
(5) 主要な建設改良事業		
ア バス停留所施設整備事業	51,110千円	
イ 乗合自動車購入費	724,042千円	
ウ 営業所建替整備事業	627,532千円	
エ バス運行情報提供事業	68,412千円	

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入

第1款 自動車運送事業収益	10,100,923千円
第1項 営業収益	8,864,491千円
第2項 営業外収益	1,235,432千円
第3項 特別利益	1,000千円

支出

第1款 自動車運送事業費用	10,546,568千円
第1項 営業費用	10,232,025千円
第2項 営業外費用	303,043千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、記載の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
自動車運送事業	千円 1,503,000	政府資金、銀行その他から普通貸借または証券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む。)による。起債の時期は当該年度とする。ただし、事業進ちよくまたは財政その他の都合により、全部または一部を翌年度へ繰越して起債することができる。	年5.0%以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の年度における利率とする。	借入れの日から30か年以内(据置期間を含む。)に償還する。ただし、企業財政の都合により繰上償還、償還年限の短縮または本議決の範囲内で借換えすることができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、3,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合におけ

第3項 特別損失	1,500千円
第4項 予備費	10,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額313,081千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額155,794千円並びに過年度分及び当年度分損益勘定留保資金157,287千円で補てんするものとする。)

収入

第1款 自動車運送事業資本的収入	1,706,686千円
第1項 企業債	1,503,000千円
第2項 国庫補助金	11,650千円
第3項 県交付金	4,737千円
第4項 一般会計補助金	171,065千円
第5項 その他資本的収入	16,234千円

支出

第1款 自動車運送事業資本的支出	2,019,767千円
第1項 建設改良費	1,746,867千円
第2項 企業債償還金	262,900千円
第3項 予備費	10,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事項	期間	限度額
上平間営業所建替整備事業費	令和3年度	194,928千円

る営業費用及び営業外費用の間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 5,455,302千円
(他会計からの補助金)

第10条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、
819,947千円である。

令和2年2月17日提出

川崎市長 福田 紀彦

議案第53号

令和元年度川崎市一般会計補正予算

令和元年度川崎市の一般会計の補正予算は、次に定め
るところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ

21,145,630千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入
歳出それぞれ782,297,125千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ご
との金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1
表歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費の補正)

第2条 既定の繰越明許費の追加及び変更は、「第2表
繰越明許費補正」による。

(地方債の補正)

第3条 既定の地方債の追加及び変更は、「第3表地方
債補正」による。

令和2年2月17日提出

川崎市長 福田 紀彦

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
13 地方交付税		427,987	362,095	790,082
	1 地方交付金	427,987	362,095	790,082
15 分担金及び負担金		11,933,871	750,000	12,683,871
	1 負担金	11,933,871	750,000	12,683,871
17 国庫支出金		132,432,540	3,599,148	136,031,688
	1 国庫負担金	109,405,413	△296,174	109,109,239
	2 国庫補助金	22,536,124	3,895,322	26,431,446
18 県支出金		33,008,235	355,296	33,363,531
	1 県負担金	21,025,583	219,934	21,245,517
	2 県補助金	8,597,803	135,362	8,733,165
21 繰入金		70,785,912	1,449,091	72,235,003
	1 基金繰入金	67,418,369	1,449,091	68,867,460
24 市債		52,021,000	14,630,000	66,651,000
	1 市債	52,021,000	14,630,000	66,651,000
	歳入合計	761,151,495	21,145,630	782,297,125

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
2 総務費		51,209,371	334,422	51,543,793
	2 危機管理費	2,731,152	334,422	3,065,574
3 市民文化費		7,707,046	181,920	7,888,966
	1 市民文化費	7,707,046	181,920	7,888,966
4 こども未来費		121,875,296	439,296	122,314,592
	1 こども青少年費	48,006,048	273,873	48,279,921
	2 こども支援費	73,869,248	165,423	74,034,671

5 健康福祉費		147,784,377	1,221,125	149,005,502
	1 健康福祉費	9,495,805	1,540,629	11,036,434
	3 生活保護費	60,061,323	△1,235,208	58,826,115
	4 老人福祉費	17,037,900	△195,444	16,842,456
	5 障害者福祉費	45,072,163	879,742	45,951,905
	7 公衆衛生費	10,396,310	231,406	10,627,716
7 経済労働費		29,905,187	35,695	29,940,882
	4 農業費	242,708	35,695	278,403
8 建設緑政費		30,289,617	2,200,000	32,489,617
	3 街路事業費	8,909,926	1,500,000	10,409,926
	8 公園費	4,027,306	700,000	4,727,306
9 港湾費		7,693,973	403,441	8,097,414
	2 港湾建設費	4,651,319	403,441	5,054,760
10 まちづくり費		25,699,562	132,720	25,832,282
	5 住宅費	6,563,037	132,720	6,695,757
11 区役所費		15,565,441	355,669	15,921,110
	1 区政振興費	13,286,085	80,000	13,366,085
	2 戸籍住民基本台帳費	2,279,356	275,669	2,555,025
13 教育費		105,955,844	15,841,342	121,797,186
	6 社会教育費	3,254,948	29,979	3,284,927
	8 教育施設整備費	15,733,155	15,811,363	31,544,518
歳出合計		761,151,495	21,145,630	782,297,125

第2表繰越明許費補正

1 追加

款	項	事業名	金額
			千円
2 総務費	2 総務管理費	本庁舎等建替事業	11,744
	4 臨海部国際戦略費	国際戦略拠点地区整備推進事業	13,723
		サポートエリア整備推進事業	12,518
		交通ネットワーク形成推進事業	12,594
	小計		50,579
3 市民文化費	1 市民文化費	総合自治会館施設整備事業	200,180
4 こども未来費	1 こども青少年費	青少年施設整備事業	191,994
	2 こども支援費	児童福祉施設整備事業	93,820
		民間保育所入所児童処遇改善事業及び施設振興事業	56,603
		民間保育所整備事業	35,405
		民間認定こども園整備事業	170,651
		認可外保育所施設等整備事業	24,000
		公立保育所整備事業	139,689
	小計		712,162
5 健康福祉費	1 健康福祉費	社会福祉施設災害復旧事業	294,991
	4 老人福祉費	高齢者施設等防災・減災対策推進事業	41,310

	5 障害者福祉費	障害者(児)介護給付等事業	20,000
	12 施設整備費	社会福祉施設整備事業	99,653
		衛生施設整備事業	129,178
		動物愛護センター再編整備事業	42,121
	小計		627,253
6 環境費	5 施設費	入江崎クリーンセンター整備事業	766,087
7 経済労働費	2 商工業費	プレミアム付商品券事業	48,048
		操業環境整備事業	30,000
	4 農業費	被災農業者向け経営体育成支援事業	16,800
		畜産環境整備事業	35,695
	小計		130,543
8 建設緑政費	2 道路橋りょう費	安全施設整備事業	419,046
		道路整備事業	1,542,564
		橋りょう架設改良事業	1,657,998
		自転車対策事業	520,104
	3 街路事業費	街路事業	6,177,939
		連続立体交差事業	47,384
	5 河川費	河川整備事業	1,711,374
	7 自然保護対策費	自然保護対策事業	227,080
	8 公園費	公園緑地施設事業	1,912,434
		霊園事業	16,954
		多摩川施策推進事業	453,457
	小計		14,686,334
9 港湾費	1 港湾管理費	港湾維持管理事業	8,257
		港湾振興会館管理運営事業	12,474
		浮島埋立事業	27,160
	2 港湾建設費	港湾改修事業	833,912
		港湾改良事業	432,295
		港湾工事負担金	1,251,567
	小計		2,565,665
10 まちづくり費	1 まちづくり管理費	ホームドア等整備促進事業	50,066
	3 整備事業費	優良建築物等整備事業	14,600
		京急川崎駅周辺地区市街地整備促進事業	17,963
		小杉駅周辺地区再開発等事業	682,140
		登戸地区土地区画整理事業	3,928,661
		南武線駅アクセス向上等整備事業	576,452
	4 建設管理費	宅地開発指導及び規制事業	15,000
		公共建築物長寿命化対策事業	479,235
	5 住宅費	住宅関連施設維持管理事業	42,350
		市営住宅修繕維持事業	9,922
		被災者向け住宅支援事業	56,826
被災者住宅対策事業		305,396	
	小計		6,178,611
11 区役所費	1 区政振興費	生田出張所庁舎整備事業	6,883
		区政総務道路維持補修事業	543,499
		区政総務公園緑地維持管理事業	114,760

		川崎区道路維持補修事業	3,000
		中原区水路整備事業	2,250
		宮前区道路維持補修事業	225,867
		宮前区水路整備事業	31,067
		多摩区道路維持補修事業	20,020
		麻生区道路維持補修事業	47,000
	小 計		994,346
13 教 育 費	2 小 学 校 費	指 導 教 材 購 入 事 業	36,352
	6 社 会 教 育 費	文 化 財 保 護 ・ 啓 発 事 業	29,979
		橘樹官衛遺跡群保存整備・活用事業	56,480
		教育文化会館・市民館施設補修事業	10,765
		図 書 館 改 修 事 業	5,978
	8 教 育 施 設 整 備 費	義 務 教 育 施 設 整 備 事 業	18,095,149
		高 等 学 校 施 設 整 備 事 業	4,647
	小 計		18,239,350
合 計			45,151,110

2 変更

款	項	事 業 名	補正前の額	補 正 額	補正後の額
			千円	千円	千円
2 総 務 費	3 危 機 管 理 費	台風第19号災害支援金支給事業	900,000	5,648	905,648
繰 越 明 許 費 総 合 計					49,462,758

第3表 地方債補正

1 追加

起債の目的	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
災害応急対策事業	千円 60,000	政府資金、銀行その他から普通貸借または証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）による。起債の時期は当該年度とする。ただし、事業進ちよくまたは財政その他の都合により、全部または一部を翌年度へ繰越して起債することができる。	年5.0%以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の年度における利率とする。	借入れの日から30か年以内（据置期間を含む。）に償還する。ただし、企業財政の都合により繰上償還、償還年限の短縮または本議決の範囲内で借換えすることができる。
こども支援事業	46,000	同 上	同 上	同 上
健康福祉総務事業	68,000	同 上	同 上	同 上
合 計	174,000			

2 変更

起 債 の 目 的	限 度 額		
	補正前の額	補 正 額	補正後の額
	千円	千円	千円
災 害 援 護 資 金 貸 付 事 業	1,000	59,000	60,000
保 育 事 業	2,702,000	18,000	2,720,000
安 全 施 設 整 備 事 業	2,278,000	40,000	2,318,000

街 路 事 業	3,304,000	275,000	3,579,000
公 園 緑 地 施 設 整 備 事 業	1,904,000	350,000	2,254,000
港 湾 改 修 事 業	543,000	43,000	586,000
港 湾 工 事 負 担 金	2,093,000	340,000	2,433,000
義 務 教 育 施 設 整 備 事 業	10,359,000	13,331,000	23,690,000
合 計	23,184,000	14,456,000	37,640,000
地 方 債 総 合 計	52,021,000	14,630,000	66,651,000

議案第54号

令和元年度川崎市卸売市場事業特別会計
補正予算

元号を改める政令(平成31年政令第143号)の施行に伴い、「平成31年度川崎市卸売市場事業特別会計予算」の名称を「令和元年度川崎市卸売市場事業特別会計予算」に、年度表示については、「平成31年度」を「令和元年度」と読み替えるものとし、「平成32年度」以降も同様とする。

令和元年度川崎市の卸売市場事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(繰越明許費)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第213条第1項の規定により翌年度に繰越して使用することができる経費は、「第1表繰越明許費」による。

令和2年2月17日提出

川崎市長 福田紀彦

第1表 繰越明許費

款	項	事 業 名	金 額
1 卸売市場事業費	2 施設整備費	北部市場施設整備事業	千円 30,977
		南部市場施設整備事業	52,762
		合 計	83,739

議案第55号

令和元年度川崎市港湾整備事業特別会計
補正予算

令和元年度川崎市の港湾整備事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(繰越明許費)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第213条第1項の規定により翌年度に繰越して使用することができる経費は、「第1表繰越明許費」による。

令和2年2月17日提出

川崎市長 福田紀彦

第1表 繰越明許費

款	項	事 業 名	金 額
1 港湾整備事業費	2 整備費	東扇島コンテナ事業	千円 578,529
		東扇島施設事業	11,165
		東扇島土地造成事業	1,168,033
合 計			1,757,727

議案第56号

令和元年度川崎市墓地整備事業特別会計
補正予算

令和元年度川崎市の墓地整備事業特別会計の補正予算
は、次に定めるところによる。

(繰越明許費)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第213条第
1項の規定により翌年度に繰越して使用することができ
る経費は、「第1表繰越明許費」による。

令和2年2月17日提出

川崎市長 福田紀彦

第1表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
			千円
1 墓地整備事業費	1 墓地整備事業費	早野聖地公園整備事業	56,040

議案第57号

令和元年度川崎市生田緑地ゴルフ場事業
特別会計補正予算

元号を改める政令(平成31年政令第143号)の施行に
伴い、「平成31年度川崎市生田緑地ゴルフ場事業特別会
計予算」の名称を「令和元年度川崎市生田緑地ゴルフ場
事業特別会計予算」に、年度表示については、「平成31
年度」を「令和元年度」と読み替えるものとする。

令和元年度川崎市の生田緑地ゴルフ場事業特別会計の
補正予算は、次に定めるところによる。

(繰越明許費)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第213条第
1項の規定により翌年度に繰越して使用することができ
る経費は、「第1表繰越明許費」による。

令和2年2月17日提出

川崎市長 福田紀彦

第1表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
			千円
1 ゴルフ場事業費	1 ゴルフ場事業費	生田緑地ゴルフ場整備事業	65,929

議案第58号

令和元年度川崎市下水道事業特別会計
補正予算

元号を改める政令(平成31年政令第143号)の施行に
伴い、「平成31年度川崎市下水道事業特別会計予算」の
名称を「令和元年度川崎市下水道事業特別会計予算」に、
年度表示については、「平成31年度」を「令和元年度」
と読み替えるものとし、「平成32年度」以降も同様とする。

(総則)

第1条 令和元年度川崎市下水道事業特別会計の補正予
算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 令和元年度川崎市下水道事業会計予算(以下
「予算」という。)

第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

(項目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
------	---------	---------	-----

(3) 主要な建設改良事業

下水幹枝線、ポンプ
場及び水処理センタ
ー等整備事業

19,099,889千円

430,000千円

19,529,889千円

(資本的収入及び支出)

第3条 予算第4条本文括弧書中「資本的収入額が資
本的支出額に対し不足する額18,750,553千円」を、
「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額
18,436,840千円」に、「当年度分消費税及び地方消費
税資本的収支調整額1,123,622千円」を「当年度分

消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,107,622
千円」に、「過年度分及び当年度分損益勘定留保資金
14,544,599千円」を「過年度分及び当年度分損益勘定
留保資金14,246,886千円」に改め、資本的収入及び支
出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
収 入			
第1款 下水道事業 資本的収入	34,514,297千円	743,713千円	35,258,010千円
第3項 国庫補助金	5,000,000千円	743,713千円	5,743,713千円
(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
支 出			
第1款 下水道事業 資本的支出	53,264,850千円	430,000千円	53,694,850千円
第1項 建設改良費	19,099,889千円	430,000千円	19,529,889千円

令和2年2月17日提出

川崎市長 福田紀彦

議案第60号

令和元年度川崎市一般会計補正予算

令和元年度川崎市の一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,694,228千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ786,991,353千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費の補正)

第2条 既定の繰越明許費の追加及び変更は、「第2表繰越明許費補正」による。

(地方債の補正)

第3条 既定の地方債の追加及び変更は、「第3表地方債補正」による。

令和2年2月27日提出

川崎市長 福田紀彦

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
17 国庫支出金		千円 136,031,688	千円 2,072,710	千円 138,104,398
	2 国庫補助金	26,431,446	2,072,710	28,504,156
21 繰入金		72,235,003	44,518	72,279,521
	1 基金繰入金	68,867,460	44,518	68,911,978
24 市債		66,651,000	2,577,000	69,228,000
	1 市債	66,651,000	2,577,000	69,228,000
歳入合計		782,297,125	4,694,228	786,991,353

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
13 教育費		千円 121,797,186	千円 4,694,228	千円 126,491,414
	8 教育施設整備費	31,544,518	4,694,228	36,238,746
歳出合計		782,297,125	4,694,228	786,991,353

第2表 繰越明許費補正

変更

款	項	事業名	補正前の額	補正額	補正後の額
13 教育費	8 教育施設整備費	義務教育施設整備事業	千円 18,095,149	千円 4,596,765	千円 22,691,914
		高等学校施設整備事業	4,647	97,463	102,110
合	計		18,099,796	4,694,228	22,794,024

繰越明許費総合計		49,462,758	4,694,228	54,156,986
----------	--	------------	-----------	------------

第3表 地方債補正

変更

起債の目的	限度額			
	補正前の額	補正額	補正後の額	
業務教育施設整備事業	千円 23,690,000	千円 2,528,000	千円 26,218,000	
高等学校施設整備事業	1,425,000	49,000	1,474,000	
合	計	25,115,000	2,577,000	27,692,000

地方債総合計	66,651,000	2,577,000	69,228,000
--------	------------	-----------	------------

議案第61号

令和2年度川崎市一般会計補正予算

令和2年度川崎市の一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(債務負担行為の補正)

第1条 既定の債務負担行為の追加は、「第1表債務負担行為補正」による。

令和2年2月27日提出

川崎市長 福田紀彦

第1表 債務負担行為補正

追加

事項	期間	限度額
新本庁舎整備事業費 (その3)	令和3年度から 令和4年度まで	千円 39,927,274

川崎市告示第135号

道路の区域の変更に関する告示

道法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、令和2年3月24日から令和2年4月7日まで一般の縦覧に供します。

令和2年3月24日

川崎市長 福田紀彦

道路の種類 市道

旧・新別	路線名	区間	敷地の幅員(m)	延長(m)	備考
旧	東百合丘 第159号線	川崎市麻生区東百合丘 4丁目7507番5先 ----- 川崎市麻生区東百合丘 4丁目7346番189先	6.00	14.50	
新	東百合丘 第159号線	川崎市麻生区東百合丘 4丁目7507番5先 ----- 川崎市麻生区東百合丘 4丁目7510番7先	4.00 ~ 6.00	109.57	

川崎市告示第136号

道路供用開始に関する告示

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和2年3月24日から開始します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、令和2年3月24日から令和2年4月7日まで一般の縦覧に供します。

令和2年3月24日

川崎市長 福田紀彦

道路の種類 市道

路線名	供用開始の区間	備考
東百合丘 第159号線	川崎市麻生区東百合丘4丁目7507番5先	
	川崎市麻生区東百合丘4丁目7510番7先	

川崎市告示第137号

道路の区域の変更に関する告示

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、令和2年3月24日から令和2年4月7日まで一般の縦覧に供します。

令和2年3月24日

川崎市市長 福田紀彦

道路の種類 市道

旧・新別	路線名	区間	敷地の幅員(m)	延長(m)	備考
旧	王禅寺 第70号線	川崎市麻生区王禅寺東2丁目1435番6先 川崎市麻生区王禅寺東2丁目1435番6先	3.03	26.04	
新	王禅寺 第70号線	川崎市麻生区王禅寺東2丁目1435番1先 川崎市麻生区王禅寺東2丁目1435番1先	4.50	26.04	

川崎市告示第138号

道路供用開始に関する告示

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和2年3月24日から開始します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、令和2年3月24日から令和2年4月7日まで一般の縦覧に供します。

令和2年3月24日

川崎市市長 福田紀彦

道路の種類 市道

路線名	供用開始の区間	備考
王禅寺 第70号線	川崎市麻生区王禅寺東2丁目1435番1先	
	川崎市麻生区王禅寺東2丁目1435番1先	

川崎市告示第139号

道路の区域の変更に関する告示

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、令和2年3月24日から令和2年4月7日まで一般の縦覧に供します。

令和2年3月24日

川崎市市長 福田紀彦

道路の種類 市道

旧・新別	路線名	区間	敷地の幅員(m)	延長(m)	備考
旧	堰 第60号線	川崎市多摩区堰3丁目166番10先 川崎市高津区久地4丁目730番16先	2.42 ～ 2.74	26.50	
新	堰 第60号線	川崎市多摩区堰3丁目166番5先 川崎市高津区久地4丁目730番15先	3.21 ～ 4.00	26.50	

川崎市告示第140号

道路供用開始に関する告示

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和2年3月24日から開始します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、令和2年3月24日から令和2年4月7日まで一般の縦覧に供します。

令和2年3月24日

川崎市市長 福田紀彦

道路の種類 市道

路線名	供用開始の区間	備考
堰 第60号線	川崎市多摩区堰3丁目166番5先	
	川崎市高津区久地4丁目730番15先	

川崎市告示第141号

道路の区域の変更に関する告示

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、令和2年3月25日から令和2年4月8日まで一般の縦覧に供します。

令和2年3月25日

川崎市市長 福田紀彦

道路の種類 市道

旧・新別	路線名	区間	敷地の幅員(m)	延長(m)	備考
旧	上作延第10号線	川崎市高津区上作延139番29先 川崎市高津区上作延139番29先	4.00	34.59	
新	上作延第10号線	川崎市高津区上作延139番8先 川崎市高津区上作延139番8先	6.00	34.59	

川崎市告示第142号

道路供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和2年3月25日から開始します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、令和2年3月25日から令和2年4月8日まで一般の縦覧に供します。

令和2年3月25日

川崎市長 福田紀彦

道路の種類 市道

路線名	供用開始の区間	備考
上作延第10号線	川崎市高津区上作延139番8先 川崎市高津区上作延139番8先	

川崎市告示第143号

道路の区域の変更に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、令和2年3月25日から令和2年4月8日まで一般の縦覧に供します。

令和2年3月25日

川崎市長 福田紀彦

道路の種類 市道

旧・新別	路線名	区間	敷地の幅員(m)	延長(m)	備考
旧	蟹ヶ谷第34号線	川崎市高津区蟹ヶ谷87番4先 川崎市高津区蟹ヶ谷74番3先	2.12	64.65	
新	蟹ヶ谷第34号線	川崎市高津区蟹ヶ谷87番1先 川崎市高津区蟹ヶ谷74番1先	4.40 ～ 6.92	64.65	

川崎市告示第144号

道路供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和2年3月25日から開始します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、令和2年3月25日から令和2年4月8日まで一般の縦覧に供します。

令和2年3月25日

川崎市長 福田紀彦

道路の種類 市道

路線名	供用開始の区間	備考
蟹ヶ谷第34号線	川崎市高津区蟹ヶ谷87番1先 川崎市高津区蟹ヶ谷74番1先	

川崎市告示第145号

道路の区域の変更に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、令和2年3月25日から令和2年4月8日まで一般の縦覧に供します。

令和2年3月25日

川崎市長 福田紀彦

道路の種類 市道

旧・新別	路線名	区間	敷地の幅員(m)	延長(m)	備考
旧	千年第43号線	川崎市高津区千年1243番3先 川崎市高津区千年1243番3先	1.82	2.09	
新	千年第43号線	川崎市高津区千年1243番5先 川崎市高津区千年1243番5先	4.00	2.09	

川崎市告示第146号

道路供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和2年3月25日から開始します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、令和2年3月25日から令和2年4月8日まで一般の縦覧に供します。

令和2年3月25日

川崎市長 福田紀彦

道路の種類 市道

路線名	供用開始の区間	備考
千 年 第43号線	川崎市高津区千年1243番5先	
	川崎市高津区千年1243番5先	

川崎市告示第147号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により指定介護機関の変更及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において生活保護法の規定の例によるとされている介護支援給付の指定介護機関の変更を行いましたので、同法第55条の3第2号の規定に基づき別表のとおり告示します。（別表省略）

令和2年3月26日

川崎市長 福田紀彦

川崎市告示第148号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により指定介護機関の廃止及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において生活保護法の規定の例によるとされている介護支援給付の指定介護機関の廃止を行いましたので、同法第55条の3第2号の規定に基づき別表のとおり告示します。（別表省略）

令和2年3月26日

川崎市長 福田紀彦

川崎市告示第149号

市道路線認定に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第8条の規定に基づき、市道の路線を次のように認定します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、一般の縦覧に供します。

令和2年3月26日

川崎市長 福田紀彦

整理番号	路線名	起 点 終 点	重要な経過地
1	小向西町第37号線	幸区小向西町4丁目60番6先 幸区小向西町4丁目60番5先	

2	小杉町第209号線	中原区小杉町3丁目413番7先 中原区小杉町3丁目413番5先	
3	小杉町第210号線	中原区小杉町3丁目600番先 中原区小杉町3丁目441番9先	
4	神木本町第184号線	宮前区神木本町2丁目689番2先 宮前区神木本町2丁目687番3先	
5	神木本町第185号線	宮前区神木本町2丁目673番2先 宮前区神木本町2丁目679番先	
6	菅第180号線	多摩区菅5丁目1951番3先 多摩区菅稲田堤1丁目2045番1先	
7	堰第83号線	多摩区堰3丁目165番14先 多摩区堰3丁目165番8先	
8	高石第320号線	麻生区高石3丁目1322番2先 麻生区高石3丁目1327番1先	
9	東百合丘第164号線	麻生区東百合丘4丁目16番15先 麻生区東百合丘4丁目16番18先	

川崎市告示第150号

道路区域決定に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり決定します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、令和2年3月26日から令和2年4月9日まで一般の縦覧に供します。

令和2年3月26日

川崎市長 福田紀彦

道路の種類 市道

整理番号	路線名	起 点 終 点	敷地の幅員 (m)	延長 (m)	備考
1	小向西町第37号線	幸区小向西町4丁目60番6先 幸区小向西町4丁目60番5先	4.50	26.82	
2	小杉町第209号線	中原区小杉町3丁目413番7先 中原区小杉町3丁目413番5先	9.00 ～ 16.83	85.30	

3	小杉町 第210号線	中原区小杉町3丁目 600番先	5.52 ～ 8.00	308.51	
		中原区小杉町3丁目 441番9先			
4	神木本町 第184号線	宮前区神木本町2丁目 689番2先	1.82	23.60	
		宮前区神木本町2丁目 687番3先			
5	神木本町 第185号線	宮前区神木本町2丁目 673番2先	0.91 ～ 5.80	87.56	
		宮前区神木本町2丁目 679番先			
6	菅 第180号線	多摩区菅5丁目1951番 3先	4.50	32.21	
		多摩区菅稲田堤1丁目 2045番1先			
7	堰 第83号線	多摩区堰3丁目165番 14先	6.00	49.27	
		多摩区堰3丁目165番 8先			
8	高石 第320号線	麻生区高石3丁目1322 番2先	6.00 ～ 7.05	94.51	
		麻生区高石3丁目1327 番1先			
9	東百合丘 第164号線	麻生区東百合丘4丁目 16番15先	4.50	20.76	
		麻生区東百合丘4丁目 16番18先			

3	小杉町 第210号線	中原区小杉町3丁目 600番先			
		中原区小杉町3丁目 441番9先			
4	神木本町 第184号線	宮前区神木本町2丁目 689番2先			
		宮前区神木本町2丁目 687番3先			
5	神木本町 第185号線	宮前区神木本町2丁目 673番2先			
		宮前区神木本町2丁目 679番先			
6	菅 第180号線	多摩区菅5丁目1951番 3先			
		多摩区菅稲田堤1丁目 2045番1先			
7	堰 第83号線	多摩区堰3丁目165番 14先			
		多摩区堰3丁目165番 8先			
8	高石 第320号線	麻生区高石3丁目1322 番2先			
		麻生区高石3丁目1327 番1先			
9	東百合丘 第164号線	麻生区東百合丘4丁目 16番15先			
		麻生区東百合丘4丁目 16番18先			

川崎市告示第151号

道路供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を令和2年3月26日から開始します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、令和2年3月26日から令和2年4月9日まで一般の縦覧に供します。

令和2年3月26日

川崎市市長 福田紀彦

道路の種類 市道

整理番号	路線名	起 点	重要な経過地
		終 点	
1	小向西町 第37号線	幸区小向西町4丁目60 番6先	
		幸区小向西町4丁目60 番5先	
2	小杉町 第209号線	中原区小杉町3丁目 413番7先	
		中原区小杉町3丁目 415番13先	

川崎市告示第152号

市道路線廃止に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第1項の規定に基づき、次の市道の路線を廃止します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、一般の縦覧に供します。

令和2年3月26日

川崎市市長 福田紀彦

整理番号	路線名	起 点	重要な経過地
		終 点	
10	小杉町 第20号線	中原区小杉町3丁目 413番7先	
		中原区小杉町3丁目 441番9先	
11	菅生 第565号線	宮前区犬蔵2丁目3991 番1先	
		宮前区犬蔵2丁目3996 番1先	
12	平 第203号線	宮前区平4丁目1581番 1先	
		宮前区平4丁目1580番 1先	

13	野川 第165号線	宮前区西野川2丁目 3414番1先 宮前区西野川2丁目 3416番1先	
14	神木本町 第32号線	宮前区神木本町2丁目 689番2先 宮前区神木本町2丁目 673番2先	
15	南生田 第82号線	多摩区南生田1丁目 6071番3先 多摩区南生田1丁目 6371番先	
16	高石 第38号線	麻生区高石3丁目1327 番2先 麻生区高石3丁目1323 番22先	

川崎市告示第153号

道路の区域の変更に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、令和2年3月27日から令和2年4月13日まで一般の縦覧に供します。

令和2年3月27日

川崎市長 福田紀彦

道路の種類 市道

旧・新別	路線名	区 間	敷地の幅員(m)	延長(m)	備考
旧	北見方 第22号線	川崎市高津区北見方 3丁目462番4先 川崎市高津区北見方 3丁目505番先	2.73 ～ 5.76	172.58	
新	北見方 第22号線	川崎市高津区北見方 3丁目462番4先 川崎市高津区北見方 3丁目505番先	5.96 ～ 11.66	172.58	

川崎市告示第154号

道路供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和2年3月27日から開始します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、令和2年3月27日から令和2年4月13日まで一般の縦覧に供します。

令和2年3月27日

川崎市長 福田紀彦

道路の種類 市道

路線名	供用開始の区間	備考
北見方 第22号線	川崎市高津区北見方3丁目462番4先	
	川崎市高津区北見方3丁目505番先	

川崎市告示第155号

川崎市個人情報保護条例（昭和60年川崎市条例第26号）第8条第1項の規定による個人情報ファイルの届出について、同条第7項の規定に基づき公表します。

令和2年3月27日

川崎市長 福田紀彦

1 届出の状況

(1) 個人情報ファイル（新規）

ア 市長 1件

(2) 個人情報ファイル（廃止）

ア 市長 1件

2 届出書

別紙のとおり（省略）

川崎市告示第156号

川崎市個人情報保護条例（昭和60年川崎市条例第26号）第11条第3項の規定による保有個人情報の目的外利用等の届出について、同条第5項の規定に基づき公表します。

令和2年3月27日

川崎市長 福田紀彦

1 届出の状況

(1) 目的外利用

ア 市長 1件

イ 消防長 1件

ウ 教育委員会 1件

(2) 外部提供

ア 市長 9件

イ 上下水道事業管理者 2件

ウ 病院事業管理者 1件

エ 消防長 7件

オ 教育委員会 1件

2 届出書

別紙のとおり（省略）

川崎市告示第157号

行旅病人及行旅死亡人取扱法（明治32年3月28日法律第93号。以下「法」という。）第7条第1項の規定に基づき次の行旅死亡人を火葬しましたので、法第9条の規定に基づき告示します。遺骨は市立無縁納骨堂に保管

していますので、心当たりの方は本市健康福祉局生活保護・自立支援室までお申し出ください。

令和2年3月27日

川崎市長 福田紀彦

1 本籍・住所・氏名不詳、推定年齢60歳から80歳、身長170cm、体格痩せ型の男性、黒色と灰色のボーダー柄長袖シャツ、白色パンツ、

上記の者は、平成30年9月2日、川崎区大師河原1丁目4番多摩川緑地大師河原野球場先簡易小屋内で死亡しているのを発見された。

2 本籍・住所不詳、推定氏名佐田孝二、年齢70歳、黒色長袖シャツ、白色半袖シャツ、茶色半袖シャツ、茶色股引き

上記の者は、平成30年11月26日、川崎区台町15番11号田中荘2階6号で死亡しているのを発見された。

3 本籍・住所・氏名不詳、推定年齢50歳から70歳くらい、身長168cm、体格痩せ型、頭髪白髪交じりの男性、黒色長袖Tシャツ、紺色作業ズボン、黒色サンダル

上記の者は、平成30年8月1日、幸区古市場無番地多摩川河川敷で死亡しているのを発見された。

4 本籍・住所・氏名不詳、推定年齢40歳以上の男性、ポロシャツ、ランニングシャツ

上記の者は、平成30年8月12日、中原区上丸子天神町無番地多摩川河川内で死亡しているのを発見された。

5 本籍・住所・氏名不詳、推定年齢30歳代から60歳代くらい、身長165cmの女性、黒色ズボン

上記の者は、平成29年8月21日、高津区下野毛1丁目13番多摩川中州内で死亡しているのを発見された。

6 本籍・住所・氏名不詳、推定年齢20歳以上、身長173cmの男性、灰色Tシャツ、黒色スラックス、黒色スニーカー

上記の者は、令和元年9月6日、宮前区野川2680番地竹やぶ内で死亡しているのを発見された。

川崎市告示第158号

令和2(2020)年度川崎市一般廃棄物処理実施計画

川崎市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例(平成4年川崎市条例第51号)第6条第1項の規定に基づき、令和2(2020)年度川崎市一般廃棄物処理実施計画を次のとおり告示します。

令和2年3月31日

川崎市長 福田紀彦

令和2(2020)年度川崎市一般廃棄物処理実施計画

1 区域

川崎市全域

2 処理計画量

(1) ごみ

	収集対象人口(人)	処理計画量(トン)
計画収集	1,545,040	299,903
施設搬入		105,686
合計		405,589

(2) し尿・浄化槽汚泥等

	収集対象人口(人)	処理計画量(キロリットル)
し尿収集	2,501	7,328
浄化槽清掃	5,904	18,796
汚泥処理		15,256
事業所汚水		1,922
処理計画総量		43,302

3 一般廃棄物の排出抑制及び再生利用等の方策

(1) 再使用、再生利用可能な廃棄物の収集等

ア 再生利用可能な廃棄物を分別収集する。

・収集日 週1回または2回の定曜日収集とし、月曜日から土曜日のうち地域ごとに収集曜日を定めて実施する。

・収集対象物 空き缶・空きびん・ペットボトル・使用済み乾電池・ミックスペーパー・プラスチック製容器包装・蛍光管

イ 地域ごとに月2回の粗大ごみ収集日に、30cm未満の金属製品を「小物金属」として分別収集する。

ウ 古紙の収集については、資源集団回収の補完的な事業として実施する。

エ 市民が排出する粗大ごみのうち、再利用可能な家具等については、リサイクルコミュニティセンターに展示して市民に提供するなど、可能な限り資源の有効利用を図る。

(2) 食品廃棄物の減量化・資源化の取組

ア 家庭から発生する食品ロス、生ごみ減量のための普及啓発の実施(3きり運動の推進、エコ・クッキング講習会の開催など)

イ 各家庭で使いきれない未利用食品を集める「フードドライブ」の実施

ウ 生ごみリサイクルリーダーの派遣や生ごみ減量化・資源化講習会の開催

エ 家庭用生ごみ処理機等購入費の助成

オ 家庭から発生する生ごみを堆肥化し、有効活用する市民団体の活動に対する助成

カ 小・中・特別支援学校から排出される生ごみの一部を民間事業者への委託等により飼料化及び堆

肥化

キ 食べきり協力店の設定など、外食産業と連携した食品ロス対策の実施

ク 食品廃棄物を多く排出する事業者等の排出実態把握とリサイクル推進に向けた普及啓発の実施

(3) 資源回収の実施

ア 粗大ごみ処理施設における資源の回収
処理の過程において粗大ごみの中から金属及び羽毛布団の回収を行うとともに、小物金属の中から金属類及び使用済み小型電子機器等の再資源化促進に関する法律への対応として小型家電の回収を実施する。

イ 資源化処理施設における資源の回収
資源化処理施設において空き缶、空きびん、ペットボトル、ミックスペーパー及びプラスチック製容器包装の資源化を図る。

(4) 資源集団回収実施への支援

ア 根拠 川崎市資源集団回収事業登録団体奨励金交付要綱等

イ 支援方法 ・実施団体に対し、奨励金を交付する。
・回収業者に対し、報償金を交付する。
・川崎市資源集団回収事業連絡協議会に対し助成金を交付する。

ウ 対象品目 ・紙類・布類・びん類（リターナブルびんに限る）

エ 布類については、資源集団回収の補完的な事業として、拠点回収を行う。

(5) 資源化計画量

再生利用可能な廃棄物の収集量	50,233 トン
市の処理施設からの資源回収量	1,653 トン
資源集団回収量	38,642 トン
資源化量合計	90,528 トン

(6) 拠点回収及び店頭回収の実施

小型家電、牛乳パック、蛍光管、古着類、インクカートリッジ等については、生活環境事業所・区役所等に回収場所を設け、資源化等を行う。

(7) 川崎市廃棄物減量指導員の委嘱

定数 1,994人

組織 川崎市廃棄物減量指導員連絡協議会及び各区廃棄物減量指導員連絡協議会

(8) 廃棄物に係る環境学習

3R推進講演会の開催、社会科副読本（「くらしとごみ」）の配布、出前ごみスクール、ふれあい出張講座の実施

(9) 再生利用等の普及啓発施設の運営

施設名	住所
橘リサイクルコミュニティセンター	高津区新作1-20-3

(10) 市民に対する普及啓発活動等

ア 市政だより、ホームページ、ごみ分別アプリ、リーフレット及びポスター等各種広報媒体による啓発

イ 3Rの推進に関する行事開催

ウ 廃棄物の排出抑制及び分別排出への協力要請

エ エコマーク製品、グリーンマーク製品等、再生品等の積極的使用の協力要請

オ 減量、再生利用等の実績が顕著な市民等の表彰
カ ごみの減量、資源化、美化推進に係る恒常的な普及啓発活動

キ 市民まつり・区民祭への出展

(11) 事業者に対する指導等

ア 事業系一般廃棄物多量・準多量排出事業者等に対する減量化、資源化等の指導

イ 排出事業者向けごみ減量化、資源化冊子等の作成

ウ 事業系ごみの減量化及び資源化の推進

エ 事業系ごみの適正排出の指導

オ 適正包装及びレジ袋削減の推進

カ リユース・リサイクルショップ制度及びエコショップ制度の普及

キ 一般廃棄物処理業者の立入検査及び実績報告書の徴収事務等

ク 一般廃棄物処理業の許可事務等（更新対象業者数：84業者）

4 一般廃棄物処理実施計画

(1) ごみ処理計画

ア ごみ収集計画等

(ア) ごみ収集計画

	区 分	収集計画量 (トン)	収集方法及び 収集運搬主体	搬 入 先	処理処分方法及び 処理処分主体	市民及び事業者 等の協力義務等
家庭系 廃棄物	普通ごみ	238,355	ステーション方式(所定の集積所)による週2回の定曜日収集とし、地域毎に収集曜日を定めて実施する。(市)	処理センター及び加瀬クリーンセンター	焼却後埋立(市)	可能な限り再生利用等の減量を行って排出すること。 排出方法は、所定の集積所に原則としてふた付きポリ容器又は透明・半透明袋により行うこと。 竹串等鋭利なものについては折るなどし、また、ガラス・陶磁器については厚紙に包み、危険であることを表示した上排出すること。 収集後は集積所の清掃等を行い、清潔の保持に努めること。分別対象の廃棄物は混入しないこと。
	普通ごみ (り災ごみ)	—	り災者自らが指定処理施設に運搬する。	指定処理施設	焼却後埋立(市)	可能な限り再生利用等の減量を行って排出すること。 「り災ごみの処理に関する取扱要領」に従うこと
	粗大ごみ[] は再利用可能な家具等に限る。	11,315	収集申込みによる地域ごとの月2回の戸別収集を実施する。(委託) [市あるいは橋リサイクルコミュニティセンター指定管理者が引き取りを行う]	浮島処理センター粗大ごみ処理施設及び王禅寺処理センター資源化処理施設 [リサイクルビレッジ及びリサイクルコミュニティセンター等]	金属類等は資源化(委託) 可燃物は焼却(市) [市民への提供など、資源の有効利用を図る]	再利用可能なものは、排出抑制に努めること。
	粗大ごみ (り災ごみ)	76	り災者自らが指定処理施設に運搬する。	指定処理施設	金属類等は資源化(委託) 可燃物は焼却(市)	再利用可能なものは、排出抑制に努めること。 「り災ごみの処理に関する取扱要領」に従うこと
	空き缶	7,082	ステーション方式(所定の集積所)による週1回の定曜日収集とし、地域毎に収集曜日を定めて実施する。(委託)	南部リサイクルセンター及び王禅寺処理センター資源化処理施設	資源化(委託)	缶内の残留物を除去し、ペットボトルと一緒に透明又は半透明袋に入れて排出すること。
	空きびん	10,294	ステーション方式(空きびん入れ)による週1回の定曜日収集とし、地域毎に収集曜日を定めて実施する。(委託)	南部リサイクルセンター及び王禅寺処理センター資源化処理施設	資源化(委託)	雑びんを対象とし、びん内の残留物を除去し、空きびん入れに排出すること。 リターナルびんは販売店又は資源集団回収等に出すこと。
	ペットボトル	4,929	ステーション方式(所定の集積所)による週1回の定曜日収集とし、地域毎に収集曜日を定めて実施する。(委託)	南部リサイクルセンター及び王禅寺処理センター資源化処理施設	資源化(委託)	ペットボトル内の残留物を除去し、キャップ・ラベルを取り、つぶしてから空き缶と一緒に透明又は半透明袋に入れて排出すること。

小物金属	2,906	ステーション方式(所定の集積所)による月2回の隔週定曜日収集とし、地域毎に収集曜日を定めて実施する。(委託)	浮島処理センター粗大ごみ処理施設及び王禅寺処理センター資源化処理施設	資源化(委託)	散乱しやすいものは、紐かテープにより結束して排出すること。 なお、鋏、剃刀、包丁等は厚紙に包むなど安全に配慮すること。
使用済み乾電池	293	ステーション方式(所定の集積所)による週1回の定曜日収集とし、地域毎に収集曜日を定めて実施する。(委託)	南部リサイクルセンター及び王禅寺処理センター資源化処理施設	資源物抽出型無害化処理(委託)	乾電池が確認できる透明又は半透明袋に入れ、資源物集積所に排出すること。 ボタン型・充電式電池は、販売店等の回収に協力すること。
古紙	66	資源集団回収の補完的な事業として実施する。(市)	生活環境事業所、処理センター及び加瀬クリーンセンターのストックヤード	資源化(委託)	可能な限り資源集団回収等に出すこと。
ミックスペーパー	11,316	ステーション方式(所定の集積所)による週1回の定曜日収集とし、地域毎に収集曜日を定めて実施する。(委託)	浮島処理センター資源化処理施設及び梶ヶ谷貨物ターミナル駅資源物積替施設	資源化(委託)	ミックスペーパー対象物※1は紙袋に入れる、包装紙で包む、または、紐で縛るなど中身が出ないようにして排出すること。
プラスチック製容器包装	13,323	ステーション方式(所定の集積所)による週1回の定曜日収集とし、地域毎に収集曜日を定めて実施する。(委託)	浮島処理センター資源化処理施設及び梶ヶ谷貨物ターミナル駅資源物積替施設	資源化(委託)	軽く洗うか、汚れをふき取り透明又は半透明の中身の確認できる袋に入れて排出すること。
蛍光管	24	ステーション方式(所定の集積所)による週2回の定曜日(普通ごみと同じ)収集とし、地域毎に収集曜日を定めて実施する。(市)	処理センター及び加瀬クリーンセンター	資源化(委託)	購入時に入れられていた箱等に入れるか、厚紙等に包んで排出すること。
犬猫等の死体	4,695個	市民からの申込み等により、戸別収集を実施する。(市)	処理センター及び加瀬クリーンセンター	専用焼却炉により焼却(市)	申込みの際には、段ボール箱等に収納して排出すること。
特定家庭用機器再商品化法対象品目※2	家電小売業者に回収してもらおうか、自前で指定引取場所に持ち込む。 回収した廃棄物を製造事業者等は、再商品化等を行う。 市民は、収集運搬及び再商品化等に必要な料金を支払うこと。				
パソコン※3	製造事業者等が回収し、再資源化する。 市民は、再商品化等に必要な料金を支払うこと。				
原動機付き自転車	製造事業者等が回収し、資源化する。				
使用済小型電子機器等	認定事業者または、再資源化を適正に実施し得る者は、再資源化等を行う。 市民は、拠点回収等に出すこと。				
一時多量ごみ※4	許可業者が指定処理施設に運搬する。※5				

事業系一般廃棄物	事業活動に伴って生じる廃棄物のうち、産業廃棄物以外のもの	105,610	事業者自ら又は許可業者が指定処理施設に運搬する。ただし、特別の事情がある場合は、市が収集運搬を行う。 ※6	指定処理施設	焼却後埋立(市)	可能な限り資源化を行うなど減量化を図ること。 焼却不適物や産業廃棄物は混入しないこと。 許可業者に運搬を委託する場合は、保管場所、収集時間、排出方法等について十分協議し、適正排出に努めること。 保管場所の清掃等を行い、清潔の保持に努めること。
	犬猫等の死体(実験動物の死体を除く。)	490個	事業者自ら指定処理施設に運搬する。	指定処理施設	専用焼却炉により焼却(市)	段ボール箱等に収納して排出すること。
	実験動物の死体	事業者が自らの責任において適正処理する。				
	資源物	原則として、事業者が自らの責任において資源化する。				
	食品廃棄物及び木くず※7	事業者自ら又は一般廃棄物収集運搬業者が、一般廃棄物処分業者の処理施設に搬入・処理する。				

※1 ミックスペーパーの対象物は次のもの以外の紙類とする。

- (1) 資源集団回収対象品目の紙類(実施団体により異なる)
- (2) 臭いの強い紙類
- (3) 汚れた紙類

※2 テレビ、エアコン、電気冷蔵庫、電気冷凍庫、電気洗濯機、衣類乾燥機など、特定家庭用機器再商品化法第2条第4項に定める特定家庭用機器が廃棄物となったものに限る。

※3 資源の有効な利用の促進に関する法律第2条第12項に定める指定再資源化製品であって「パーソナルコンピュータの製造等の事業を行う者の使用済パーソナルコンピュータの自主回収及び再資源化に関する判断の基準となるべき事項を定める省令」に基づき、製造事業者等による自主回収及び再資源化が可能なものに限る。

※4 一時多量ごみ(一時的に多量に排出される家庭系廃棄物)の搬入計画について、市が収集しないものとして生活環境事業所の確認を受けた場合に限る。

市民は、一時多量ごみを家庭系廃棄物の区分に従って分別し、排出する。また、各区分における協力義務等は、集積所に関する事項を除き、一時多量ごみにも適用する。

※5 本市の一般廃棄物収集運搬業の許可を2年以上有し、本市の処理施設への搬入実績がある場合において、「一時多量ごみ」を許可の事業の範囲に追加することができる。指定処理施設における一般廃棄物

の処理に支障を生じさせない車両により、収集運搬を行うものとする。

※6 市が事業系一般廃棄物を収集運搬する場合は次のとおりとする。

- (1) 事業者が無償の社会奉仕活動として行う公共の場所の清掃・美化活動
- (2) 天災のために特に必要と認める者
- (3) 社会福祉関係の施設であって、市が処理を行うと認定した施設等
- (4) その他市長が特に必要と認める施設等

※7 食品廃棄物にあつては資源化するものに限る。また木くずにあつては資源化等するもの又は指定処理施設の受入基準に適合させるために処理するものに限る。

(イ) 市が収集しないごみ

区 分	廃棄物の例	適 用
有害性物質を含む物	人体に影響を及ぼすおそれのある化学物質を含む物 (硫酸、塩酸、苛性ソーダ、農薬、毒劇物性薬品等)	販売店等に相談し、適正な処理を行うこと。
引火性のある物	可燃性のもので着火点が低く、火炎によって瞬間的に燃え出す物質 (ガソリン、シンナー、灯油、多量のマッチ、花火、火薬等)	
危険性のある物	収集運搬等の安全作業に支障を及ぼす物(爆発物、銃砲刀剣類、注射針等)	
著しく悪臭を発する物	著しく悪臭を発する物 (汚物及び汚物の付着した紙おむつ等)	
市の処理施設で処理できない物	一辺の長さが概ね2メートルを超える粗大ごみ、堅牢な物等、収集車両及び処理施設の能力を超えるもの	排出の方法又は排出の量によっては、収集が可能となるものもあるため、その処理については、事前に環境局又は生活環境事業所の指示に従うこと。

(ウ) 特別管理廃棄物の取扱

一般家庭から排出されるPCB使用部品を含む電子レンジ等のうち、PCB使用部品を除去したものについては、粗大ごみの収集対象とする。

(エ) 川崎市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例第26条に規定する指定処理施設

	指定処理施設名	搬入しようとする廃棄物が排出された区
事業系一般廃棄物	浮島処理センター	川崎市内全域
	堤根処理センター	中原区・高津区・宮前区・多摩区・麻生区
	王禅寺処理センター	中原区・高津区・宮前区・多摩区・麻生区
(一時多量ごみに限る) 家庭系廃棄物	浮島処理センター (粗大ごみ処理施設を含む) 王禅寺処理センター (資源化処理施設を含む)	川崎市内全域

注1 事業系一般廃棄物について、一日平均30キログラムを超えないごみを排出する事業者で、一回の搬入量が200キログラム以下の事業者については、全ての指定処理施設に搬入することができる。

注2 犬猫等の死体(実験動物の死体を除く。)については、全ての指定処理施設に搬入することができる。

注3 一時多量ごみの搬入に際し、処理センター内の搬入作業は、処理センター職員の指示に従うものとする。

注4 一時多量ごみのうち、り災ごみについては「り災ごみの処理に関する取扱要領」に従うものとする。

イ ごみ中継輸送計画及び中継施設

(ア) 中継輸送計画

ごみ種別	中 継 区 域	輸送計画量 (トン)
普通ごみ 及び 破砕ごみ 可燃物	加瀬クリーンセンター (車両) → 浮島処理センター 及び 堤根処理センター	72,470
	王禅寺処理センター (車両) → 梶ヶ谷貨物ターミナル駅 (鉄道) → 神奈川臨海鉄道 未広町駅 (車両) → 浮島処理センター	40,115
ミックス ペーパー	梶ヶ谷貨物ターミナル駅 (鉄道) → 神奈川臨海鉄道 未広町駅 (車両) → 浮島処理センター 資源化处理施設	6,899
プラスチ ック製容 器包装	梶ヶ谷貨物ターミナル駅 (鉄道) → 神奈川臨海鉄道 未広町駅 (車両) → 浮島処理センター 資源化处理施設	7,994
焼却灰	王禅寺処理センター (車両) → 梶ヶ谷貨物ターミナル駅 (鉄道) → 神奈川臨海鉄道 未広町駅 (車両) → 浮島廃棄物埋立処分場 (2期地区)	12,461

(イ) 中継施設

施設名	所在地	形式	公称能力	受入計画量
加瀬クリーンセンター	幸区南加瀬4-40-23	ごみ圧縮・専用コンテナ詰め込み	300トン/5h	72,470トン

ウ 中間処理計画

(ア) 焼却処理

施設名	所在地	形式	公称能力 (トン/24h)	処理計画量 (トン)	焼却灰量 (トン)
浮島処理センター	川崎区浮島町509-1	全連続燃焼式	900	180,190 (内施設搬入分60,635)	22,704
堤根処理センター	川崎区堤根52	全連続燃焼式	600	65,400 (内施設搬入分11,490)	9,025
王禅寺処理センター	麻生区王禅寺1285	全連続燃焼式	450	102,140 (内施設搬入分33,485)	12,461
計			1,950	347,705 (内施設搬入分105,610)	44,190

(イ) 破砕処理 (小物金属含む)

施設名	所在地	形式	公称能力 (トン/5h)	処理計画量 (トン)
浮島処理センター粗大ごみ処理施設	川崎区浮島町509-1	回転式、剪断式破砕機	50	6,691
王禅寺処理センター資源化处理施設	麻生区王禅寺1285	回転式、剪断式破砕機	40	7,606
計			90	14,297

(ウ) 資源化処理

a 空き缶、ペットボトル及び空きびん

施設名	所在地	品目	形式	公称能力	受入計画量(トン)
南部リサイクルセンター	川崎区夜光3-1-3	空き缶	選別、圧縮・成型等	28トン/4h	1,826
		ペットボトル	選別、圧縮・結束等	7トン/1h	1,625
		空きびん	手選別	20トン/5h	2,957
王禅寺処理センター 資源化処理施設	麻生区王禅寺1285	空き缶	選別、圧縮・成型等	20トン/5h	5,257
		ペットボトル	選別、圧縮・結束等	12.5トン/5h	3,304
		空きびん	手選別	25トン/5h	7,337
計		空き缶		—	7,083
		ペットボトル		—	4,929
		空きびん		—	10,294

b 使用済み乾電池

施設名	処理内容	受入計画量(トン)
民間資源化施設(委託)	運搬・処理委託し、無害化処理を行う。	293

c ミックスペーパー

施設名	所在地	処理内容・形式	公称能力 (トン/10h)	受入計画量(トン)
浮島処理センター 資源化処理施設	川崎区浮島町509-1	選別、圧縮	70	11,316

d プラスチック製容器包装

施設名	所在地	処理内容・形式	公称能力(トン/10h)	受入計画量(トン)
浮島処理センター 資源化処理施設	川崎区浮島町509-1	選別、圧縮・梱包	55	13,323

e 蛍光管

施設名	処理内容	受入計画量(トン)
民間資源化施設(委託)	運搬・処理委託し、無害化処理を行う。	24

(エ) 動物死体処理

施設名	所在地	処理対象物	公称能力	受入計画量
浮島処理センター動物死体処理施設	川崎区浮島町509-1	犬猫等の死体	150キログラム/5h×2炉	5,185個

エ 最終処分計画

施設名		浮島廃棄物埋立処分場(2期地区)		
所在地		川崎区浮島町523番地1先		
埋立計画量	都市施設廃棄物	一般廃棄物	44,190 トン	
		産業廃棄物	1,480 トン	
	産業廃棄物		295 トン	
	一般廃棄物		38 トン	
	合計		46,003 トン	
埋立対象物		燃え殻、ガラスくず及び陶磁器くず、がれき類、汚泥		

※市が行う処理に支障をきたさない範囲において、一般家庭から排出される埋立対象物について、搬入を受け入れる。

オ 特定家庭用機器再商品化法に定める特定家庭用機器の引取場所

(ア) 特定家庭用機器再商品化法第17条に規定する指定引取場所

指定引取場所	場 所
東芝環境ソリューション株式会社	横浜市鶴見区寛政町20-1
日本通運神奈川東支店緑物流センター	横浜市都筑区佐江戸町433
スガヤメタル株式会社	横浜市都筑区早淵1-25-33
日本通運東京引越支店大田区取扱所	東京都大田区本羽田3-20-20

(イ) 川崎家電リサイクル協議会加盟家電小売業者が利用できる市ストックヤード

	場 所
堤根処理センター (※)	川崎区堤根52
多摩生活環境事業所	多摩区枅形1-14-1

※ スtockヤードの所管は生活環境部収集計画課

カ 市が処理する産業廃棄物

川崎市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例第29条第2項の規定に基づき、市が処理する産業廃棄物を次のとおり定める。

(ア) 発生場所 川崎市内

(イ) 排出者 川崎市内の小規模事業者

(ウ) 処理の方法 埋立

(エ) 対象物 市が行う一般廃棄物の処理に支障をきたさない産業廃棄物の一部について、市の処理施設への搬入を受け入れる。なお、焼却処理施設での受入は行わない。

(オ) 種類等

処理方法	産業廃棄物の種類	受入基準
埋 立	ガラス及び陶磁器くず	再生利用が困難なもの 最大径15cm以下のもの 中空でないもの 有害でないもの
	がれき類	再生利用が困難なもの 最大径概ね30cm以下のもの 中空でないもの 有害でないもの

※収集計画量と処理計画量は、焼却炉の運転状況等により必ずしも一致しない。

(2) し尿等処理実施計画

し尿収集、浄化槽清掃及び汚泥収集は市が行う。また、これに伴うし尿及び浄化槽汚泥処理は市が行う。

ア し尿収集及び浄化槽清掃計画

	対象件(基)数	計画量 (キロリットル)	収集及び清掃方法	市民等の協力義務等
し尿収集 (仮設トイレ 収集分含む)	59,882件(収集延件数)	7,328	・原則として、月2回収集とする。 ・仮設トイレは事業者等からの申込みにより収集を実施する。	公共下水道処理区域内においてくみ取りトイレを設けている建築物等の所有者は、下水道直結の水洗化に努めること。 便槽内に布切れ等異物を投入しないこと。 くみ取り口等から雨水等が流入しないようにすること。

浄化槽清掃	3,686基 (対象基数)	18,796	設置管理者の申込みによる各戸清掃とする。	公共下水道処理区域において浄化槽を設けている建築物等の所有者は、下水道直結の水洗化に努めること。
汚泥収集	1,234件 (収集延件数)	15,256		

イ し尿及び浄化槽汚泥処理計画

施設名	所在地	処理方法	公称能力 (キロリットル/h)	受入計画量 (キロリットル/年)
入江崎 クリーンセンター	川崎区塩浜3-14-1	夾雑物を除去し、希釈して下水処理施設へ圧送する。	20.0	33,802
宮前生活環境事業所	宮前区宮崎172	汚泥を沈殿分離し上澄水を希釈して下水管に投入する。	8.0	9,500 ※

※事業所汚水排出量1,922k1を含む

ウ 公衆トイレ清掃計画

公衆トイレ数	清掃方法	市民等の協力義務等
14	<ul style="list-style-type: none"> 原則、毎日1回以上日常清掃を行う。 原則、2か月に一回以上定期清掃を行う。 	利用者が快適に使用できるように清潔に使用すること。

川崎市告示第159号

川崎市長が予防接種法(昭和23年法律第68号)第5条、第6条の規定により行う令和2年度定期予防接種(インフルエンザを除く。)については、別表に掲げる場所で同表に掲げる医師等が当該業務を行うので、予防接種法施行令(昭和23年政令第197号)第4条第1項の規定に基づき告示します。

令和2年3月31日

川崎市長 福田紀彦

施設名	姓	名	住所1	住所2
松田内科医院	松田	文男	川崎市川崎区堀之内10-24	
稲葉医院	稲葉	周作	川崎市川崎区砂子1-5-22	
真木クリニック	真木	健	川崎市川崎区砂子2-11-20	加瀬ビル133 4F
うすい整形外科医院	薄井	利郎	川崎市川崎区砂子2-2-10	第2園ビル
いしいクリニック乳腺外科	石井	誠一郎	川崎市川崎区砂子2-6-2	三恵ビル10F
安岡クリニック	安岡	昇二	川崎市川崎区砂子2-6-2	三恵ビル7F
川崎おおつか内科・消化器内科	大塚	征爾	川崎市川崎区砂子2-6-2	三恵ビル4F
入江医院	入江	宏	川崎市川崎区砂子2-6-2	三恵ビル
川崎駅前クリニック	古川	智洋	川崎市川崎区駅前本町12-1	川崎駅前ｸﾞﾗﾝﾌﾞ-ｸ6F
おおしま内科	大島	康男	川崎市川崎区駅前本町14-6	マーヴル川崎3階・4階
ナビタスクリニック川崎	河野	一樹	川崎市川崎区駅前本町26-1	7ト川崎8F
あべクリニック	阿部	秀樹	川崎市川崎区駅前本町4-7	堀井ビル3F
三島クリニック	三島	雅辰	川崎市川崎区駅前本町5-2	大星川崎ビル6F
畑医院	畑	章一	川崎市川崎区宮前町5-1	
総合新川橋病院	内海	通	川崎市川崎区新川通1-15	
川崎市立川崎病院	金井	歳雄	川崎市川崎区新川通12-1	
川崎すずき内科クリニック	鈴木	竜司	川崎市川崎区貝塚1-15-4	ESTA BILDING3階
阿部医院	阿部	能明	川崎市川崎区貝塚1-9-10	
由井クリニック	由井	史樹	川崎市川崎区貝塚2-4-19	
第一病院	方波	見剛	川崎市川崎区元木2-7-2	
ささきクリニック	佐々木	博一	川崎市川崎区池田1-6-3	2階
いしぐろ耳鼻科	石黒	隆一郎	川崎市川崎区池田1-6-3-3F	
かめだこどもクリニック	亀田	佳哉	川崎市川崎区池田2-4-5	
内科小児科宮島医院	宮島	真之	川崎市川崎区池田2-7-4	
太田総合病院	太田	史一	川崎市川崎区日進町1-50	
馬嶋病院	馬嶋	正和	川崎市川崎区日進町24-15	
川崎クリニック	宍戸	寛治	川崎市川崎区日進町7-1	川崎日進町ビルディング6.7.8階
村山整形外科	村山	均	川崎市川崎区大師駅前1-6-17	ハーネス川崎大師表参道2F
宮川病院	宮川	政久	川崎市川崎区大師駅前2-13-13	
野田医院小児科内科眼科	野田	美恵子	川崎市川崎区藤崎1-1-3	
キノメディッククリニック川崎	渡邊	嘉久	川崎市川崎区藤崎3-6-1-1F	
平安医院	平安	良博	川崎市川崎区藤崎4-19-15	
協同ふじさきクリニック	桑島	政臣	川崎市川崎区藤崎4-21-2	
青山クリニック	青山	眞一	川崎市川崎区伊勢町25-3	
総合川崎臨港病院	渡邊	嘉行	川崎市川崎区中島3-13-1	
なかじまクリニック	木村	美根雄	川崎市川崎区中島3-9-9	
港町つばさクリニック	永野	智久	川崎市川崎区港町5-2	リヴァイアB棟104号
港町こどもクリニック	小川	英伸	川崎市川崎区港町5-2-103	
門前外科医院	阿保	雅也	川崎市川崎区東門前1-14-4	
和田内科医院	和田	齊	川崎市川崎区東門前3-1-6	
後藤医院	後藤	雅彦	川崎市川崎区昭和2-16-16	
大師診療所	杉山	靖	川崎市川崎区大師町6-8	
さくら中央クリニック	櫻井	与志彦	川崎市川崎区大師本町9-11	
鈴木医院	鈴木	真	川崎市川崎区田町1-6-15	
A01国際病院	古川	良幸	川崎市川崎区田町2-9-1	
昭和医院	田添	克衝	川崎市川崎区出来野7-20	
川崎大師いしまる内科クリニック	石丸	尚	川崎市川崎区観音2-10-6	第3忠ふねビル1F
川崎協同病院	田中	久善	川崎市川崎区桜本2-1-5	
いしい医院	石井	貴士	川崎市川崎区桜本2-4-9	
村上外科医院	村上	俊一	川崎市川崎区大島1-5-14	
渡辺外科内科医院	渡辺	健児	川崎市川崎区大島2-17-16	
高良医院	高良	憲光	川崎市川崎区大島3-15-17	
花田内科胃腸科医院	花田	徹野	川崎市川崎区大島4-16-1	
森田クリニック	森田	裕人	川崎市川崎区大島5-10-5	
田辺医院	田邊	裕明	川崎市川崎区大島上町1-10	
はた内科胃腸科クリニック	畑	英司	川崎市川崎区渡田町15-2	
第二クリニック	横峯	憲吾	川崎市川崎区渡田新町2-3-5	
川崎七福診療所	大黒	学	川崎市川崎区小田1-1-2	ソルステイ京町ビル4F
野末整形外科歯科内科	小澤	穰	川崎市川崎区小田5-1-3	
熊谷医院	倉田	典子	川崎市川崎区小田5-28-15	
柴田医院	清水	泉	川崎市川崎区浅田3-10-12	
京町クリニック	栗須	修	川崎市川崎区京町1-9-11	
飯塚医院	飯塚	和弘	川崎市川崎区京町2-14-2	
京町診療所	倉田	眞行	川崎市川崎区京町2-15-6	神和ビル
竹内クリニック	竹内	明男	川崎市川崎区京町2-24-4	セゾル川崎京町ハイライズ111
黒坂医院	黒坂	きょう子	川崎市川崎区京町2-8-17	
安士医院	安士	達夫	川崎市川崎区浜町1-22-6	
ヨシムラ耳鼻咽喉科医院	吉邨	博孝	川崎市川崎区浜町1-7-6	
悠翔会在宅クリニック川崎	宮原	光興	川崎市川崎区浜町4-6-19	
日本鋼管病院	小川	健二	川崎市川崎区鋼管通1-2-1	
こうかんクリニック	豊間	博	川崎市川崎区鋼管通1-2-3	
東扇島診療所	新井	理之	川崎市川崎区東扇島78	福利厚生センター2F
介護老人保健施設千の風・川崎	廣瀬	好文	川崎市幸区小向町15-25	
佐々木内科クリニック	佐々木	明德	川崎市幸区小向町3-21	
田代クリニック	田代	尚美	川崎市幸区小向西町2-22-3	
さいわい整形外科	山本	憲一	川崎市幸区戸手1-2-1	みゆきコーポラス1F
田村外科病院	田村	哲郎	川崎市幸区戸手1-9-13	
橋爪医院	橋爪	誠	川崎市幸区戸手2-3-12	
三條医院	三條	明良	川崎市幸区幸町2-697	
関クリニック	関	文雄	川崎市幸区幸町3-7	
ゆみメディカルクリニック	北條	裕美子	川崎市幸区中幸町1-18-5-2F	
米田医院	米田	直人	川崎市幸区中幸町3-13	
大野クリニック	大野	直規	川崎市幸区堀川町580	ソリッドスカイ西館2F
ミュージア川崎こどもクリニック	游	理恵	川崎市幸区大宮町1310	ミュージア川崎2F
川崎リウマチ・内科クリニック	小井戸	則彦	川崎市幸区大宮町1310	ミュージア川崎222
中村クリニック泌尿器科	中村	薫	川崎市幸区大宮町1310	ミュージア川崎227
横山クリニック	横山	勲	川崎市幸区大宮町14-4	尊昌ビル4F
川崎幸クリニック	杉山	孝博	川崎市幸区南幸町1-27-1	
まつくら整形外科	松倉	陽一	川崎市幸区南幸町2-21-7-1F	
ましも内科循環器内科	真下	好勝	川崎市幸区南幸町2-26-12	
いきいきクリニック	武知	由佳子	川崎市幸区南幸町2-34-2	川崎クリスタルセンター1F
おさないクリニック	長内	佳代子	川崎市幸区南幸町2-80	KS紅屋ビル4F
小林クリニック	小林	英之	川崎市幸区南幸町2-80	

施設名	姓	名	住所1	住所2
けいクリニック	正村	謙二	川崎市幸区南幸町3-104	中川ビル3F
森田医院	森田	由里	川崎市幸区南幸町3-14	
あいホームケアクリニック	塗木	裕也	川崎市幸区都町37-10	さいわい都町ビル階
第二川崎幸クリニック	関川	浩司	川崎市幸区都町39-1	
黒瀬クリニック	黒瀬	恒幸	川崎市幸区神明町2-1-1	
鈴木医院	小柳	順子	川崎市幸区神明町2-14-7	
川崎中央クリニック	松井	康信	川崎市幸区神明町2-68-7	
植村内科医院	植村	信之	川崎市幸区戸手本町1-44-5-1F	
山田小児科医院	山田	尚士	川崎市幸区塚越1-121	
松葉医院	松葉	育郎	川崎市幸区塚越2-159	
田中小児科医院	樹井	志保	川崎市幸区塚越2-217	
矢野内科医院	矢野	春雄	川崎市幸区塚越4-314-2	
みつや内科診療所	三迺	信之	川崎市幸区古川町120	
小林内科医院	小林	敏則	川崎市幸区紺屋町39	
さいわい鹿島田クリニック	朝倉	裕士	川崎市幸区新塚越201	ビル新川崎
ゆりこどもクリニック	御宿	百合子	川崎市幸区新塚越201	ビル新川崎5F
まつの内科クリニック	松野	久子	川崎市幸区新川崎5-2	シガモビル3F
関口医院	関口	博仁	川崎市幸区古市場1-21	
中村整形外科	中村	信之	川崎市幸区古市場1-21	
川崎セツメント診療所	西村	真紀	川崎市幸区古市場2-67	
石永医院	石永	隆成	川崎市幸区下平間130	
まつやまクリニック	松山	恭輔	川崎市幸区下平間341	ビルⅢ2F
たつのこどもクリニック	田角	喜美雄	川崎市幸区下平間359	ビルⅣ
千梨内科クリニック	江里子	康	川崎市幸区下平間359	ビルⅣ201
ナカオカクリニック	中岡	康	川崎市幸区下平間38	
ゆいクリニック	由井	郁子	川崎市幸区下平間39-2F	
パークシティクリニック	大森	尚文	川崎市幸区小倉1-1	パークシティ新川崎ビル棟217
木村整形外科	木村	記行	川崎市幸区小倉1-3-14	
柁原医院	柁原	啓一	川崎市幸区小倉3-23-4	
たくま幸クリニック	詫摩	哲郎	川崎市幸区小倉3-28-12	ビル佐野1F
小倉かとう内科	加藤	義郎	川崎市幸区小倉5-19-23	ビルカトー新川崎209号
南加瀬ファミリークリニック	滝澤	憲一	川崎市幸区南加瀬2-6-8	南加瀬ビルイカモビル2F
川崎南部在宅診療所	中村	努	川崎市幸区南加瀬2-8-15	新川崎ロイヤルビル1F-B
生駒クリニック	生駒	光博	川崎市幸区南加瀬4-27-6	
鎌田医院	鎌田	健司	川崎市幸区南加瀬4-30-2	
高取内科医院	高取	正雄	川崎市幸区矢上13-6	
メディ在宅クリニック	高橋	保正	川崎市幸区矢上2-7	
スキップこどもアレルギークリニック	田中	裕	川崎市幸区北加瀬2-11-3	ビルカトー新川崎
新川崎むらせ内科循環器内科	村瀬	達彦	川崎市幸区北加瀬2-11-3	
高橋クリニック	高橋	薫	川崎市幸区北加瀬2-7-20	
鹿島田病院	川田	忠典	川崎市幸区鹿島田1-21-20	
新川崎ふたばクリニック小児科皮膚科	三井	俊賢	川崎市幸区鹿島田1-4-3-1階	
はとりクリニック	羽鳥	裕	川崎市幸区鹿島田1-8-33	はとりビル3F
新川崎こびきウィメンズクリニック	木挽	真慈	川崎市幸区鹿島田1-8-33	はとりビル2F
あむろ内科クリニック	安室	尚樹	川崎市中原区上丸子八幡町796	
田中内科クリニック	田中	洋一	川崎市中原区新丸子東1-774	
渡辺こども診療所	渡邊	慎	川崎市中原区新丸子東1-788	
こずき駅前クリニック	宮脇	誠	川崎市中原区新丸子東2-925	白誠ビル1F
さくらクリニック武蔵小杉内科・小児科	高田	茂	川崎市中原区新丸子東3-1100-14	ビルイム武蔵小杉2F
どうどう小児科・アレルギー科	藤巻	孝一郎	川崎市中原区新丸子東3-1302	ららぽー武蔵小杉4F
むさし小杉内科クリニック	鈴木	健修	川崎市中原区新丸子東3-1302	ららぽー武蔵小杉4階
武蔵小杉レディースクリニック	飯田	信	川崎市中原区新丸子東3-1302	ららぽー武蔵小杉4階452号
武蔵小杉ハートクリニック	菊池	有史	川崎市中原区新丸子東3-946-3	MKファーストビル1F
山出内科	柳澤	尚紀	川崎市中原区新丸子町727-1	
えじり子供クリニック	江尻	和夫	川崎市中原区新丸子町734-1	ビル新丸子1F
山口外科	山口	裕史	川崎市中原区新丸子町745-3	
荒田内科クリニック	荒田	浩久	川崎市中原区新丸子町747	ビルササ新丸子Ⅱ1F
新丸子皮膚科・アレルギー科クリニック	生富	公明	川崎市中原区新丸子町748 1F	
前田医院	小関	克彦	川崎市中原区新丸子町765	
かわいクリニック武蔵小杉	河井	誠	川崎市中原区新丸子町767-2	ビル橋ビル3階B区画
こだま診療所	児玉	文雄	川崎市中原区丸子通1-403-10	ビルハスこだまビル2F
松本クリニック	松本	正智	川崎市中原区丸子通2-441	
新丸子ペインクリニック内科	宗像	和彦	川崎市中原区丸子通2-682	ビルフィナン101号室
わたたに医院	豊田	隆世	川崎市中原区下沼部1747	
やまと診療所武蔵小杉	塚塚	明	川崎市中原区下沼部1760	ビルト玉川1F101
中村医院	中村	泰昭	川崎市中原区下沼部1930	
亀谷内科クリニック	亀谷	麒興隆	川崎市中原区中丸子361	
平間クリニック	金谷	遼	川崎市中原区中丸子589-11	
土井小児科医院	土井	啓司	川崎市中原区上平間1149-1	
菊岡内科医院	菊岡	正和	川崎市中原区田尻町35	
小林医院	小林	洋一	川崎市中原区北谷町31	
中橋メディカルクリニック	中橋	栄太	川崎市中原区北谷町51-9	
二宮内科小児科クリニック	二宮	嵩寛	川崎市中原区北谷町693	
内田クリニック	内田	竜生	川崎市中原区市ノ坪223	ビル来夢101
キャップクリニック武蔵小杉	橋本	興人	川崎市中原区市ノ坪449-3	ビルター武蔵小杉1F
武蔵小杉おさだ内科	長田	陽介	川崎市中原区市ノ坪449-3	
もくほ内科クリニック	李保	敦子	川崎市中原区木月住吉町2-25	ビルビル2 4階
宇藤内科医院	宇藤	浩	川崎市中原区刈宿24-37	
野口クリニック	野口	肇	川崎市中原区西加瀬16-10	ビルビル1元住吉
わかば子供クリニック	宮沢	啓貴	川崎市中原区西加瀬17-8	ビルビル1元住吉1F
川崎中原クリニック	竹内	遼	川崎市中原区西加瀬17-8	ビルビル1元住吉1F
徳植医院	徳植	純也	川崎市中原区木月1-2-24	
綾部内科クリニック	綾部	晃久	川崎市中原区木月1-23-7	
はぐくみ母子クリニック元住吉	金	晶恵	川崎市中原区木月1-24-27	ビルビル1元住吉1F
元住吉こころみクリニック	大澤	亮太	川崎市中原区木月1-28-5	ビルビル1元住吉3F
豊崎医院	豊崎	信雄	川崎市中原区木月1-31-10	
宮尾クリニック	宮尾	直彦	川崎市中原区木月1-6-14	
元住吉クリニック	高村	和太	川崎市中原区木月2-12-18	
北村医院	北村	修一	川崎市中原区木月2-14-6	
みやぎ内科クリニック	宮城	憲一	川崎市中原区木月3-25-10	
毛利医院	毛利	誠	川崎市中原区木月3-5-33	
住吉診療所	佐藤	温	川崎市中原区木月3-7-3	
澤口内科クリニック	澤口	健太郎	川崎市中原区木月祇園町14-16	ビルビル1元住吉116

施設名	姓	名	住所1	住所2
江島整形外科クリニック	江島	正春	川崎市中原区木月祇園町14-16-115	
久保田クリニック	久保田	勇人	川崎市中原区木月祇園町15-1	
有田こどもクリニック	有田	二郎	川崎市中原区井田中ノ町33-5	
中島クリニック	中島	啓介	川崎市中原区井田中ノ町8-36	
さかもと内科クリニック	坂本	和彦	川崎市中原区井田1-36-3	
すずき耳鼻咽喉科クリニック	鈴木	敏幸	川崎市中原区井田1-36-3	
川崎市立井田病院	中島	洋介	川崎市中原区井田2-27-1	
竹本小児科医院	竹本	桂一	川崎市中原区井田杉山町13-48	
島脳神経外科整形外科医院	島	浩史	川崎市中原区井田杉山町29-10	
上杉クリニック	上杉	毅彦	川崎市中原区下小田中1-15-33	
中原こどもクリニック	関	隆志	川崎市中原区下小田中1-1-6	ミル・プランタン3e 1F
たかはし内科	高橋	正光	川崎市中原区下小田中1-3-6	JOJビル1F
むさし整形外科	本庄	雄司	川崎市中原区下小田中2-1-31	中原クリニック 2F
神保内科クリニック	神保	芳宏	川崎市中原区下小田中2-1-31	中原クリニック 1F
山高クリニック	山高	浩一	川崎市中原区下小田中2-33-39	
なかほら内科クリニック	岸	智	川崎市中原区下小田中3-30-3	
すずむらクリニック	鈴木	健太	川崎市中原区下小田中3-31-1	フェニックスコート1F
はぐくみ母子クリニック	奥石	太郎	川崎市中原区下小田中3-33-5	
武蔵中原しくらクリニック	四蔵	朋之	川崎市中原区下新城2-1-38	キュービルⅢ101
回生医院	秋丸	大理	川崎市中原区新城中町2-10	
京浜総合病院	岩崎	浩	川崎市中原区新城1-2-5	
大迫内科クリニック	大迫	宏次	川崎市中原区新城2-15-2	
宮崎医院	宮崎	彰	川崎市中原区新城3-13-8	
春原内科クリニック	春原	経彦	川崎市中原区新城3-2-13	
中島医院	中島	夏樹	川崎市中原区新城3-5-1	
やまだ内科クリニック	山田	修司	川崎市中原区上新城1-2-28-201	
ふじむら耳鼻咽喉科	藤村	昭子	川崎市中原区上新城2-11-29	武蔵新城マイカビル 2F
新城女性のクリニック	後藤	妙恵子	川崎市中原区上新城2-11-29 4階	
うちだこどもクリニック	内田	啓司	川崎市中原区上新城2-14-23	アドヴァンスタワー武蔵新城1F
おほな内科クリニック	小花	光夫	川崎市中原区上新城2-4-8	
ハウズクリニック渡辺内科	渡邊	富博	川崎市中原区宮内1-8-3	
さかね内科クリニック	坂根	健志	川崎市中原区宮内2-12-1	
おくせ医院	奥瀬	紀晃	川崎市中原区上小田中1-26-1	ハイムテリ-B101
しまだ小児クリニック	島田	温次	川崎市中原区上小田中2-42-22	スター1F
ホプラメディカルクリニック	寺田	江里	川崎市中原区上小田中3-29-2	ザ・クリスタルコート1F
つちや内科・循環器内科	土屋	勝彦	川崎市中原区上小田中5-2-7	クレア武蔵中原1F
武蔵中原まちいクリニック	町井	克行	川崎市中原区上小田中6-23-10	小川ビル1F
はなまるクリニック	山本	英世	川崎市中原区小杉町1-365-1	平成管理ビル3階
武蔵小杉整形外科	小谷野	康彦	川崎市中原区小杉町1-403	武蔵小杉ターミナル 2F
小杉中央クリニック	布施	純郎	川崎市中原区小杉町1-403-35	武蔵小杉ターミナル 2F
塚原クリニック	塚原	浩章	川崎市中原区小杉町1-529	STEPS-3 1F
柴崎整形外科	柴崎	徹	川崎市中原区小杉町1-529-15	
のなみクリニック	沼波	良太	川崎市中原区小杉町1-547-83	
武蔵小杉森のこどもクリニック小児科・皮膚科	大熊	喜彰	川崎市中原区小杉町2-228-1	パークシティ武蔵小杉ガーデンタワー West
コスギコンズクリニック	高木	誠	川崎市中原区小杉町2-228-1 W3	
むらた内科クリニック	村田	亜紀子	川崎市中原区小杉町3-1501	セント武蔵小杉A棟1階
ひまわり小児科	深澤	ちえみ	川崎市中原区小杉町3-1501-1	セント武蔵小杉A棟3F
こすぎ小児科	村田	篤彦	川崎市中原区小杉町3-249-2	クレアビル 武蔵小杉101
あさひ小児科・内科クリニック武蔵小杉	安藤	昌守	川崎市中原区小杉町3-432	尾村ビル 2F
聖マリアンナ医科大学東横病院	宮島	伸宣	川崎市中原区小杉町3-435	
こすぎ皮膚科	山本	亜優策	川崎市中原区小杉町3-441-1	ベル・ケルル武蔵小杉2階
加藤順クリニック	加藤	順一	川崎市中原区小杉町3-441-1	エントピア安藤2F
さとうクリニック	佐藤	牧	川崎市中原区小杉町3-8-6	サンビル1F
岡島クリニック	岡島	一雄	川崎市中原区今井南町21-35-102	ルミエールⅡ1階A
さかい医院	堺	浩之	川崎市中原区今井南町9-34	
田口小児科医院	田口	宏和	川崎市中原区今井仲町10-18	
清水医院	清水	歩	川崎市中原区今井仲町12-12	
たむらクリニック	田村	義民	川崎市中原区今井西町12-14	柳田ビル1F
神田クリニック	神田	東人	川崎市中原区今井上町4-4	ハルビ武蔵小杉1F
ヒロクリニック	廣澤	彰	川崎市中原区小杉御殿町2-53-3	小杉スカイビル 2F
小杉外科内科医院	寺戸	孝之	川崎市中原区小杉御殿町2-88	
関東労災病院	根本	繁	川崎市中原区木月住吉町1-1	
日本医科大学武蔵小杉病院	田島	廣之	川崎市中原区小杉町1-396	
溝のロクリニック	井出	真弓	川崎市高津区溝口1-12-20	クエストキャナルビルⅡ2F
洲之内内科	洲之内	建二	川崎市高津区溝口1-13-16-102	
総合高津中央病院	小林	進	川崎市高津区溝口1-16-7	
宮川内科医院	宮川	浩	川崎市高津区溝口1-6-1	
ふじクリニック	藤下	昌彦	川崎市高津区溝口1-8-6	
田園二子クリニック	高崎	啓孝	川崎市高津区溝口2-16-5	アイビー・溝のロビル 2F
鈴木医院	鈴木	宗紀	川崎市高津区溝口2-18-46	
住永クリニック	住永	雅司	川崎市高津区溝口2-6-26	アズマ栄橋ビル 2F
猿谷耳鼻咽喉科医院	猿谷	昌司	川崎市高津区溝口3-10-38	猿谷ビル1F
優ウイメンズクリニック	板橋	聖子	川崎市高津区溝口3-7-1	プロントビル 4F
柴崎医院	柴崎	慎一	川崎市高津区溝口3-9-4	
二子クリニック	山田	恭司	川崎市高津区二子1-11-15	
高津内科クリニック	上田	裕司	川崎市高津区二子3-33-20	
窪田医院	田中	美砂子	川崎市高津区二子5-10-1	
高津駅前クリニック	渡部	真人	川崎市高津区二子5-2-5	井上ビル 2A
二子新地ひかりこどもクリニック	久保田	亘	川崎市高津区諏訪1-3-15	FMプラザ1F
高橋内科医院	高橋	重人	川崎市高津区諏訪1-9-1	諏訪平香番館101
はっとりファミリークリニック	服部	隆志	川崎市高津区北見方2-16-1	高津ゆうあいていビル 1F
はじかの医院	初鹿野	誠彦	川崎市高津区北見方3-6-35-A	
もぎたて耳鼻咽喉科	茂木立	学	川崎市高津区久本1-2-5	関口第一ビル 4階401
つるや内科クリニック	鶴谷	孝	川崎市高津区久本1-6-5	
溝の口慶友クリニック	岩田	憲治	川崎市高津区久本3-1-31	U-LAND溝のロビル 4F
みぞのくちファミリークリニック	高木	博	川崎市高津区久本3-14-1-1F	
おかの小児科・アレルギー科	岡野	裕二	川崎市高津区久本3-2-1	ウェルワ1F
高山クリニック	高山	鉄郎	川崎市高津区久本3-2-3	ヴェルビュ・溝の口
レディースクリニック溝の口	熊澤	哲哉	川崎市高津区久本3-3-3	ザ・344ビル 203
廣津医院	廣津	伸夫	川崎市高津区久本3-6-1-212	
坂戸診療所	竹内	啓哉	川崎市高津区坂戸1-6-18	
溝の口胃腸科・内科クリニック	石川	泰哉	川崎市高津区坂戸1-6-20	ハイランド・ベイ溝の口
KSPクリニック	俵	美河	川崎市高津区坂戸3-2-1	KSPビル西503

施設名	姓	名	住所1	住所2
榎ヶ谷クリニック	羽生	健	川崎市高津区末長1-23-17	榎ヶ谷ビル1F
そめや内科クリニック	染谷	貴志	川崎市高津区末長1-45-1	秋本ビル1階
Sunnyこどもクリニック	中村	英明	川崎市高津区末長1-9-1	スライオ榎ヶ谷モール7F
榎が谷駅前内科クリニック	長町	誠嗣	川崎市高津区末長1-9-1	スライオ榎ヶ谷MALL6F
福住医院	福住	亮雄	川崎市高津区末長3-12-3	
田園都市溝の口つつじ内科クリニック	竹野	景海	川崎市高津区新作3-1-4	
片倉病院	豊島	秀男	川崎市高津区新作4-11-16	
新城・新作こどもクリニック	池上	英	川崎市高津区新作4-12-6	FMビル2F
かたおか小児科クリニック	片岡	正	川崎市高津区榎ヶ谷3-7-28-101	
あおば内科クリニック	難波	康夫	川崎市高津区榎ヶ谷6-2-8	
ハタカズコ婦人クリニック	秦	和子	川崎市高津区千年新町28-0	
千年診療所	大関	一郎	川崎市高津区千年新町29-5	
桐村医院	桐村	拓明	川崎市高津区千年200-5	
いずみ泌尿器科皮膚科	泉	博一	川崎市高津区千年301-1	グランドコスモ千歳203
千年ファミリークリニック	林	ゆき子	川崎市高津区千年637-4	グランドカナルビル1階
かわかみ小児科クリニック	川上	章弘	川崎市高津区子母口497-2	子母口クリニックモール2F
しまむらクリニック	蔦村	健	川崎市高津区子母口497-2	子母口クリニックモール1F
山本医院	山本	均	川崎市高津区子母口728-4	
伊藤医院	伊藤	達也	川崎市高津区久末1894	
森クリニック	森	久美子	川崎市高津区久末9-1	
成宮医院	成宮	達善	川崎市高津区東野川1-17-5	
福西内科クリニック	福西	康夫	川崎市高津区東野川1-7-9	マテリアル野川2F
野川整形外科	嶋崎	孝孝	川崎市高津区東野川1-7-9	マテリアル野川1F
ゆめこどもクリニック	林	毅陸	川崎市高津区東野川2-36-4	久末マテリアルレジ B棟2F
大久保クリニック	大久保	賢治	川崎市高津区東野川2-36-5	
田中クリニック	田中	柳水	川崎市高津区東野川2-36-5	久末マテリアルレジ A棟1F
久地さとう医院	佐藤	浩則	川崎市高津区宇奈根637-5	
久地診療所	喜瀬	守人	川崎市高津区久地4-19-8	
くじこどもクリニック	丸山	啓子	川崎市高津区久地4-24-30	グリーンシアター2F
内田内科	内田	和仁	川崎市高津区久地4-24-30	グリーンシアター1F
木暮クリニック	木暮	悦子	川崎市高津区下作延2-4-3	
武井クリニック	武井	裕	川崎市高津区下作延2-7-26	シーフォーラム溝ノ口101号
渡辺クリニック	渡辺	茂	川崎市高津区下作延2-9-10	
国島医院	国島	友之	川崎市高津区下作延3-22-7	
長瀬クリニック	長瀬	良彦	川崎市高津区下作延3-3-10	スバルエッセイ2F
北浜こどもクリニック	北浜	直	川崎市高津区下作延3-3-10-2F	
津田山クリニック	横山	護	川崎市高津区下作延6-4-1	
にし医院	伊藤	園子	川崎市高津区上作延151-4	
帝京大学医学部附属溝口病院	沖永	惠津子	川崎市高津区二子5-1-1	
虎の門病院分院	宇田川	晴司	川崎市高津区榎ヶ谷1-3-1	
佐治医院	佐治	正勝	川崎市宮前区野川2238-7	
野川クリニック	亀谷	雄一郎	川崎市宮前区野川3021	
風の道クリニック	須藤	みか	川崎市宮前区野川3134-5	
好生堂医院	田村	俊	川崎市宮前区野川963	
森島小児科内科クリニック	森島	昭	川崎市宮前区東有馬3-15-10	
きたじま内科・脳神経クリニック	北島	和人	川崎市宮前区東有馬5-1-2	
本村医院	本村	智子	川崎市宮前区東有馬5-24-1	
薄井胃腸科外科	薄井	武人	川崎市宮前区有馬1-1-18	
鷺沼診療所	行形	毅	川崎市宮前区有馬1-22-16	
有馬病院	大沼	秀樹	川崎市宮前区有馬3-10-7	
なないろこどもとアレルギーのクリニック	石川	良子	川崎市宮前区有馬5-17-21	
さがらクリニック	相良	憲彦	川崎市宮前区有馬5-19-7-201	
本田医院	本田	智嗣	川崎市宮前区鷺沼1-10-11	
鷺沼人工腎臓石川クリニック	石川	丈之	川崎市宮前区鷺沼1-10-3	
さぎぬま公園クリニック	石川	雅也	川崎市宮前区鷺沼1-18-1	アール鷺沼ビルエスタ203
田園都市クリニック	横田	雅史	川崎市宮前区鷺沼1-22-7	カーエスタレイ1F
こにしくりニック	小西	二男	川崎市宮前区鷺沼1-3-13	
丸田クリニック	丸田	和夫	川崎市宮前区鷺沼3-4-5	
原クリニック	原	俊雄	川崎市宮前区鷺沼4-10-5	
すずか小児科・皮膚科クリニック	鈴鹿	隆久	川崎市宮前区土橋1-21-11	ビル・ベルティ2F
やがわ内科・消化器内科	矢川	裕介	川崎市宮前区土橋1-21-11	ビル・ベルティ1F
宮前平医院	青山	弘毅	川崎市宮前区土橋2-1-30	
むとう小児科クリニック	武藤	真二	川崎市宮前区土橋3-2-17	
あおば内科クリニック	大庭	治雄	川崎市宮前区土橋3-3-1	トウエーフォルテ 204
河野医院	河野	勝驥	川崎市宮前区土橋3-3-4	
みよしこどもクリニック	三吉	智子	川崎市宮前区土橋6-15-1	宮前平パームハウスB-115
川本整形外科	川本	守	川崎市宮前区宮前平2-1-3	
根岸耳鼻咽喉科医院	根岸	達郎	川崎市宮前区宮前平2-1-5	
三倉医院	三倉	亮平	川崎市宮前区宮前平2-15-15	Brillia宮前平201
宮前平内科クリニック	伊東	克彦	川崎市宮前区宮前平2-15-2	
クリニックのびのびキッズピア	山本	弘子	川崎市宮前区宮前平2-15-3	グレイズビル201
K-クリニック	河上	哲	川崎市宮前区宮前平2-1-6	
福島内科医院	福島	淑隆	川崎市宮前区宮前平2-19-9	
宮前平第2クリニック	山田	耕永	川崎市宮前区宮前平2-5-16	パームランド3F
神奈川ひまわりクリニック	小野	龍太	川崎市宮前区宮前平3-3-26	
川崎ヒューマンクリニック	小野寺	直樹	川崎市宮前区小台1-17-3	Saginawa Dento Hills101
鷺沼透光診療所	氏家	茂樹	川崎市宮前区小台1-20-1	アソビビル 601・602号室
菊岡医院	菊岡	理	川崎市宮前区小台2-22-7	
宮前平健康クリニック	出川	寿一	川崎市宮前区小台2-5-2	宮前平ハイ2F
東方医院	佐々木	健一	川崎市宮前区小台2-6-2	ホルム宮前平3F
宮前平すがのクリニック	菅野	雅彦	川崎市宮前区小台2-6-6	宮前平ハイビル3F
たかはしメモリークリニック	高橋	正彦	川崎市宮前区大蔵2-7-1	
北部市場クリニック	藤野	喜理子	川崎市宮前区水沢1-1-1	川崎市中央卸売市場北部市場管理棟内
かわさき記念病院	福井	俊哉	川崎市宮前区潮見台20-1	
潮見台植木クリニック	植木	茂年	川崎市宮前区潮見台6-7	グリーンビル 潮見台103
あおやぎ内科循環器クリニック	青柳	昭彦	川崎市宮前区菅生2-1-9	
五所塚診療所	浜島	秀典	川崎市宮前区五所塚1-21-4	
おおたけファミリークリニック	大竹	普	川崎市宮前区平1-1-4	平橋ビルがーデン2F
鎌田クリニック	鎌田	正広	川崎市宮前区平2-11-3	YOUビル1F
いしだ内科外科クリニック	石田	孝雄	川崎市宮前区平4-4-1	
宮前平グリーンハイツ診療所	大熊	由美子	川崎市宮前区けやき平1-16-209	
木山医院	木山	博夫	川崎市宮前区けやき平8-1	
みやびクリニック	中田	雅弘	川崎市宮前区南平3-17	

施設名	姓	名	住所1	住所2
鎌田クリニック南平台	富樫	秀生	川崎市宮前区南平台3-30	
山本内科クリニック	山本	一哉	川崎市宮前区白幡台1-9-10	
小林外科胃腸科	藤田	美弥子	川崎市宮前区神木本町2-2-17	
くりう内科クリニック	栗生	和幸	川崎市宮前区神木2-2-1	宮崎台メ'イカル'ラザ' A-2
さくら坂やまだ耳鼻咽喉科	山田	良宣	川崎市宮前区宮崎2-10-2	第二隆祥ビル3階
ふたば内科眼科糖尿病クリニック	加藤	浩之	川崎市宮前区宮崎2-10-2-2階	
宮崎台耳鼻咽喉科	細井	広道	川崎市宮前区宮崎2-10-8	トラバ'ス' 宮崎台2F
原医院	原	亨	川崎市宮前区宮崎2-10-9	オミヤ宮崎ビル1F
たかはしクリニック	高橋	俊光	川崎市宮前区宮崎2-13-1	ト'ン'ジ'ヨ'ン宮崎台1F
ニコットこどもクリニック	三森	謙一	川崎市宮前区宮崎2-9-3	メ'ジ'ン'ド'・バ'ッ'ハ1階
宮崎台クリニック	泉	正紀	川崎市宮前区宮崎3-14-23	
もぎ循環器科内科医院	茂木	純一	川崎市宮前区宮崎5-14-19	
宮前つばさクリニック	幸田	恭子	川崎市宮前区宮崎6-9-5	東急宮前平'シ'ョ'ビ'ツ'ン'グ'バ'ク2F
川原小児科	川原	千鶴子	川崎市宮前区馬絹1-1-41	
大野医院	大野	祐子	川崎市宮前区馬絹3-8-34	
かねこクリニック	金子	光延	川崎市宮前区馬絹4-4-13	
小野田医院	小野田	恵一郎	川崎市宮前区馬絹6-22-14	第一ヶ-エ-ビル
馬目整形外科・内科クリニック	馬目	晃匡	川崎市宮前区野川本町1-3-1	
村上循環器科内科皮膚科	村上	康文	川崎市宮前区西野川1-4-16	野川メ'イカル'センター2F
こども元気!内科クリニック	手塚	勝也	川崎市宮前区西野川1-4-17	
聖マリアンナ医科大学病院	北川	博昭	川崎市宮前区菅生2-16-1	
まつもと小児クリニック	松本	廣伸	川崎市多摩区菅1-2-31	フ'ラ'ザ'クレイト2F
てづか内科・循環器クリニック	手塚	尚紀	川崎市多摩区菅1-5-12	エ'ビ'ド'ール稲田堤1A
稲田堤メディカルクリニック	安彦	篤	川崎市多摩区菅2-15-5	
西村クリニック	西村	真	川崎市多摩区菅2-4-2	サ-サ-イ'ド' 202
関口内科医院	関口	信哉	川崎市多摩区菅2-8-27	第一平山ビル1階
コハル内科	鈴木	春彦	川崎市多摩区菅4-1-1	コント'ラ'イ101号
清水小児科クリニック	清水	晃	川崎市多摩区菅6-13-20	
稲田堤駅前脳神経外科内科クリニック	荘司	光彦	川崎市多摩区菅稲田堤1-17-28-201	
前原医院	前原	真司	川崎市多摩区菅馬場1-1-27	
あいクリニック産婦人科・小児科	上野	紀子	川崎市多摩区菅仙谷4-1-5	
ことぶきクリニック	前田	壽哉	川崎市多摩区菅仙谷4-1-5	
つじ内科クリニック	辻	正人	川崎市多摩区菅仙谷4-1-5	
大倉消化器科外科クリニック	大倉	聡	川崎市多摩区菅仙谷4-1-5	
稲田小児科医院	大出	集	川崎市多摩区菅北浦2-2-24	
土井医院	土井	義之	川崎市多摩区菅北浦4-11-25	
稲田登戸クリニック	松本	秀平	川崎市多摩区菅北浦4-3-1	オーケビル' 101号
前田医院	前田	暢彦	川崎市多摩区布田10-8	
多摩クリニック	桜井	淳	川崎市多摩区布田2-24	
中野島糖尿病クリニック	大津	成之	川崎市多摩区中野島1-9-2	チ'ャ'コBLDG-II 101号
藤田クリニック	藤田	毅	川崎市多摩区中野島3-14-37	
池田小児科医院	生駒	雅昭	川崎市多摩区中野島3-15-15	
牧野クリニック	牧野	秀樹	川崎市多摩区中野島3-27-34	バ'ー'ド'ク'ン'7番館1F
中野島診療所	高橋	伸之	川崎市多摩区中野島4-9-1	
中野島小児科クリニック	池上	香	川崎市多摩区中野島6-22-9	
中野島北口コガワクリニック	古河	哲哉	川崎市多摩区中野島6-26-2	F&F'ハ'ル2F
鈴木内科医院	鈴木	雅之	川崎市多摩区登戸新町188	
多摩ファミリークリニック	大橋	博樹	川崎市多摩区登戸新町337	エ-ビ'ル1F
中村医院	中村	全	川崎市多摩区登戸新町358-1	
やまもとクリニック	山本	勝	川崎市多摩区登戸新町404	古谷ビル' 3F
多摩脳神経外科	諫山	和男	川崎市多摩区登戸1654	
岡野内科医院	岡野	敏明	川崎市多摩区登戸1737	
公文内科クリニック	公文	大輔	川崎市多摩区登戸1792-2	7&M'キ'ト'向ヶ丘1階
すずき内科クリニック	鈴木	健吾	川崎市多摩区登戸2130-2	7&M'キ'ト'向ヶ丘遊園208
えがわ療養クリニック	江川	文誠	川崎市多摩区登戸2256	Jeune feuillage1F
向ヶ丘胃腸・肛門クリニック	櫻井	丈	川崎市多摩区登戸2662-1	フ'ラ'ザ'向ヶ丘遊園3F
向ヶ丘久保田内科	久保田	章	川崎市多摩区登戸2708-1	YMC' 3F・4F
吉田内科	吉田	博美	川崎市多摩区登戸2710-6	第二'キ'ト'向ヶ丘202
こう内科クリニック	洪	基哲	川崎市多摩区登戸2766-5	SKT' 1101
たまこどもクリニック	野矢	淳子	川崎市多摩区登戸2948-6	
豊田クリニック	豊田	博史	川崎市多摩区登戸3200	
桜クリニック	岡野	公一	川崎市多摩区登戸3292	グ'ラ'ン'シ'ャ'リア1F
ベルズレディースクリニック	鈴木	由美	川崎市多摩区登戸3351-203	
登戸クリニック	友廣	忠寿	川崎市多摩区登戸3388-3	
あさい内科医院	浅井	洋貴	川崎市多摩区登戸538	
石原内科医院	石原	浩	川崎市多摩区宿河原3-10-3	セ'ル'シ'ョ'ITO
本橋内科クリニック	本橋	信博	川崎市多摩区宿河原3-1-6	
久保田診療所	久保田	風生	川崎市多摩区宿河原4-21-23	
コクボ診療所	國保	久光	川崎市多摩区宿河原6-33-9-1F	
高橋クリニック	高橋	章	川崎市多摩区塚3-5-14	
かえでファミリークリニック	樺筈	永晴	川崎市多摩区長尾5-2-2-101	
西根医院	西根	晃	川崎市多摩区枳形1-8-38	
たまふれあいクリニック	鈴木	忠	川崎市多摩区枳形2-24-6	エ'ス'ペ'ラ'ン'ザ' 枳形101号室
在宅療養支援クリニック かえでの風たま・かわさき	宮本	謙一	川崎市多摩区三田1-8-9	グ'レ'イ'ス'イ'グ' 106号室
黒須内科クリニック	黒須	知二	川崎市多摩区長沢4-2-9	グ'レ'イ'ン'グ'ア'レ'松澤207
土屋医院	土屋	広明	川崎市多摩区南生田1-12-2	
南生田クリニック	野内	俊彦	川崎市多摩区南生田4-11-8	
須田メディカルクリニック	須田	直史	川崎市多摩区南生田4-20-2	
大森医院	石川	信子	川崎市多摩区南生田7-20-21	
南生田レディースクリニック	石川	雅一	川崎市多摩区南生田7-20-21	
読売ランド前すわクリニック	諏訪	敏之	川崎市多摩区西生田1-8-1-102	
岸内科胃腸科医院	岸	忠宏	川崎市多摩区西生田2-2-5	
山崎クリニック	山崎	晴義	川崎市多摩区西生田3-26-7	
水上内科医院	水上	純一	川崎市多摩区西生田3-9-26	ミノ'ル'ビル2F
伊藤耳鼻咽喉科クリニック	伊藤	博喜	川崎市多摩区西生田3-9-3	クレ'ル'読売ランド'前202~203
原田内科クリニック	原田	契一	川崎市多摩区西生田4-16-24	
生田病院	岡田	昇	川崎市多摩区西生田5-24-1	
中村クリニック	中村	健	川崎市多摩区生田6-6-5	カ-サ'ビ' 11F
中込内科クリニック	中込	健郎	川崎市多摩区生田7-2-13	SKT' 112F
渡辺小児科医院	渡辺	明子	川崎市多摩区栗谷3-1-1	井田ビル' 207
石田整形外科	石田	保夫	川崎市多摩区栗谷3-1-6	セ'ウ'イ'ス'テ'リア1F
川崎市立多摩病院	鈴木	通博	川崎市多摩区宿河原1-30-37	
百合が丘すみれクリニック	松浦	健太郎	川崎市麻生区細山2-8-7-1F	

施設名	姓	名	住所1	住所2
にじいろ子どもクリニック	潟山	亮平	川崎市麻生区万福寺1-1-2	シイモビル4F
池内クリニック新百合ヶ丘内科・消化器内科	池内	信人	川崎市麻生区万福寺1-1-2	新百合ヶ丘駅前ビル4階405区画
新百合ヶ丘子どもクリニック	重永	博登志	川崎市麻生区万福寺1-2-3	
あさおクリニック	前波	輝彦	川崎市麻生区万福寺1-8-10	
光中央診療所	小幡	純一	川崎市麻生区万福寺1-8-7	ハストル新百合丘1-103
新ゆりクリニック	小野田	肇	川崎市麻生区万福寺1-8-7	ハストル新百合丘101
さくらクリニック	岡村	弘次郎	川崎市麻生区万福寺3-2-1	
ひらやま耳鼻咽喉科クリニック	平山	裕	川崎市麻生区万福寺6-7-2	アールカメリビル 2階
新ゆり山手通り子どもクリニック	東芝	直樹	川崎市麻生区万福寺6-7-2	アールカメリビル 2階
新百合山手福本内科	福本	学	川崎市麻生区万福寺6-7-2	アールカメリビル 206
おぼた小児クリニック	小幡	俊彦	川崎市麻生区千代ヶ丘4-18-12	スカイラザ 1-A
リスホームケアクリニック	岩崎	拓也	川崎市麻生区千代ヶ丘5-7-1-204	
嶋崎内科医院	滝田	孝之	川崎市麻生区千代ヶ丘8-1-1-202	
百合ヶ丘診療所	竹岡	知子	川崎市麻生区百合丘1-16-12	サテラ百合ヶ丘8-101
百合ヶ丘水野クリニック	水野	泰彦	川崎市麻生区百合丘1-16-22	
吉松クリニック	吉松	信彦	川崎市麻生区百合丘1-16-2-301	
ふるたクリニック	古田	一徳	川崎市麻生区百合丘1-19-2	司生堂ビル 1階
内田医院	内田	健夫	川崎市麻生区百合丘1-2-1	
耳鼻咽喉科よしだクリニック	吉田	高史	川崎市麻生区百合丘1-2-1-201	
光永医院	光永	忍	川崎市麻生区百合丘1-2-2	
林整形外科	林	央介	川崎市麻生区百合丘1-5-19	
しもやま子どもクリニック	下山	丈紀	川崎市麻生区百合丘1-5-4	米山ビル 1F
いしだクリニック	石田	和彦	川崎市麻生区百合丘2-7-1	
みねき内科クリニック	峯木	仁志	川崎市麻生区東百合丘2-29-10	
たま吉台病院	鈴木	敏夫	川崎市麻生区王禅寺1105	
川崎みどりの病院	桑野	稔啓	川崎市麻生区王禅寺1142	
玉川内科クリニック	玉川	恭士	川崎市麻生区白山4-1-1-119	
あさお・百合クリニック	佐野	順子	川崎市麻生区虹ヶ丘1-10-1	
米田胃腸科外科医院	米田	禮之	川崎市麻生区王禅寺西1-24-1	
王禅寺公園クリニック	中原	広明	川崎市麻生区王禅寺西3-27-7	
新ゆり内科	高橋	央	川崎市麻生区王禅寺西4-3-8	
ごみぶちクリニック	五味淵	誠	川崎市麻生区王禅寺西5-1-30	1階B
藤木内科医院	藤木	博昭	川崎市麻生区王禅寺東1-9-3	
岡崎医院	岡崎	貴美子	川崎市麻生区王禅寺東2-13-1	
北村クリニック	北村	隆信	川崎市麻生区王禅寺東3-26-6	王禅寺アールカメリビル1F
村松小児科医院	村松	芳子	川崎市麻生区王禅寺東3-29-3	
ミオ医院	三尾	英之	川崎市麻生区王禅寺東5-1-5	
ゆうクリニック	木村	孝	川崎市麻生区王禅寺東5-2-9	
新百合ヶ丘ステーションクリニック	高橋	啓泰	川崎市麻生区上麻生1-20-1	小田急ビル 新百合ヶ丘5F
新ゆり武内クリニック	武内	宏之	川崎市麻生区上麻生1-3-5	
新百合ヶ丘石田クリニック	石田	一雄	川崎市麻生区上麻生1-5-2	小田急新百合ヶ丘ビル4F
クロキ形成外科クリニック	黒木	信雄	川崎市麻生区上麻生1-9-10	
小林内科医院	小林	明文	川崎市麻生区上麻生1-9-10	
あさお診療所	清田	実穂	川崎市麻生区上麻生2-1-10	
上麻生内科	小関	新	川崎市麻生区上麻生2-11-21	
渡辺内科消化器科医院	渡辺	義郎	川崎市麻生区上麻生4-34-5	
柿生すずき内科循環器内科	鈴木	宏行	川崎市麻生区上麻生5-23-6	
柿生内科クリニック	菅田	文彦	川崎市麻生区上麻生5-38-10	
ユミカ内科小児科ファミリークリニック	石川	結美香	川崎市麻生区上麻生5-40-1	
たくこどもクリニック	橋本	卓史	川崎市麻生区上麻生5-6-18	泰平ビル 柿生201
ともクリニック	鈴木	知子	川崎市麻生区上麻生5-6-8	
麻生リハビリ総合病院	菅	直樹	川崎市麻生区上麻生6-23-50	
麻生総合病院	菅	泰博	川崎市麻生区上麻生6-25-1	
柿生記念病院	関田	則昭	川崎市麻生区上麻生6-28-20	
おおたクリニック	太田	篤	川崎市麻生区上麻生6-31-1	トウエルナリヤビル1F
かきお駅前さいとうクリニック	齋藤	光代	川崎市麻生区上麻生6-39-35	1階
みぞぶちクリニック	溝淵	昇	川崎市麻生区上麻生6-9-2	ビルアソシエイツ和1F
渡辺クリニック	渡邊	寛之	川崎市麻生区上麻生7-22-11	
キウイファミリークリニック	宮田	大揮	川崎市麻生区下麻生3-23-28	
川崎田園都市病院	邊見	仁	川崎市麻生区片平1782	
すこやか子どもクリニック	小野木	惠子	川崎市麻生区白鳥3-5-2	ガートンビル 白鳥1-B
井上医院	井上	安子	川崎市麻生区白鳥3-6-12	
きむら内科クリニック	木村	謙介	川崎市麻生区五力田2-14-6	
新百合ヶ丘龍クリニック	龍	祥之助	川崎市麻生区古沢7	
新百合ヶ丘総合病院	笹沼	仁一	川崎市麻生区古沢都古255	
池内クリニック	池内	孝夫	川崎市麻生区栗平2-1-6	小田急ビル 栗平1F
栗木合かわぐちクリニック	川口	文夫	川崎市麻生区栗木台1-2-3	
塚本医院	塚本	房江	川崎市麻生区栗木台2-15-5	
いばらきレディースクリニック	保	美	川崎市麻生区はるひ野4-4-1	はるひ野ビル アカウイレッジ C棟-2F
ニコニコ子どもクリニック	宮下	好洋	川崎市麻生区はるひ野4-4-1	はるひ野ビル アカウイレッジ C棟-1F
はるひ野内科クリニック	荒木	康史	川崎市麻生区はるひ野4-4-1	はるひ野ビル アカウイレッジ A棟-1F

川崎市告示第160号

定期予防接種の実施について、予防接種法施行令(昭和23年政令第197号)第5条の規定に基づき、次のとおり告示します。

令和2年3月31日

川崎市長 福田 紀彦

1 予防接種の種類

ジフテリア、百日せき、急性灰白髄炎、破傷風

2 実施期間

令和2年 4月 1日から令和3年 3月31日まで

3 実施場所

市内の予防接種個別協力医療機関及び専門相談協力医療機関等

4 対象者

(1) 第1期初回

生後3月から生後90月に至るまでの間にある者

(2) 第1期追加

生後3月から生後90月に至るまでの間にある者

(第1期初回接種(3回)終了後、6月以上の間隔をおく)

(3) 第2期

11歳以上13歳未満の者

5 次のいずれかに該当する者に対しては、予防接種法(昭和23年法律第68号)第7条の規定に基づき予防接種を行わない。

- (1) 明らかな発熱を呈している者
- (2) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
- (3) 当該疾病に係る予防接種の接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことがあることが明らかな者
- (4) 上記(1)から(3)までに掲げる者のほか、予防接種を行うことが不適当な状態にある者

川崎市告示第161号

定期予防接種の実施について、予防接種法施行令(昭和23年政令第197号)第5条の規定に基づき、次のとおり告示します。

令和2年3月31日

川崎市長 福田紀彦

1 予防接種の種類

麻しん、風しん

2 実施期間

令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

3 実施場所

市内の予防接種個別協力医療機関及び専門相談協力医療機関等

4 対象者

(1) 第1期

生後12月から生後24月に至るまでの間にある者

(2) 第2期

5歳以上7歳未満の者であって、小学校就学の始期に達する日の1年前の日から当該始期に達する日の前日までの間にあるもの

5 次のいずれかに該当する者に対しては、予防接種法(昭和23年法律第68号)第7条の規定に基づき予防接種を行わない。

- (1) 明らかな発熱を呈している者
- (2) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
- (3) 当該疾病に係る予防接種の接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことがあることが明らかな者
- (4) 妊娠していることが明らかな者
- (5) 上記(1)から(4)までに掲げる者のほか、予防接種を行うことが不適当な状態にある者

川崎市告示第162号

定期予防接種の実施について、予防接種法施行令(昭和23年政令第197号)第5条の規定に基づき、次のとおり告示します。

令和2年3月31日

川崎市長 福田紀彦

1 予防接種の種類

日本脳炎

2 実施期間

令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

3 実施場所

市内の予防接種個別協力医療機関及び専門相談協力医療機関等

4 対象者

(1) 第1期初回

生後6月から生後90月に至るまでの間にある者

(2) 第1期追加

生後6月から生後90月に至るまでの間にある者(第1期初回終了後6月以上の間隔をおく)

(3) 第2期

9歳以上13歳未満の者

(4) 特例対象者

平成7年4月2日から平成19年4月1日までの間に生まれた者であって日本脳炎の予防接種のうち4回の接種を受けていない20歳未満の者

5 次のいずれかに該当する者に対しては、予防接種法(昭和23年法律第68号)第7条の規定に基づき予防接種を行わない。

- (1) 明らかな発熱を呈している者
- (2) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
- (3) 当該疾病に係る予防接種の接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことがあることが明らかな者
- (4) 上記(1)から(3)までに掲げる者のほか、予防接種を行うことが不適当な状態にある者

川崎市告示第163号

定期予防接種の実施について、予防接種法施行令(昭和23年政令第197号)第5条の規定に基づき、次のとおり告示します。

令和2年3月31日

川崎市長 福田紀彦

1 予防接種の種類

結核(BCG)

2 実施期間

令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

3 実施場所

市内の予防接種個別協力医療機関及び専門相談協力

医療機関等

4 対象者

生後1歳に至るまでの間にある者

5 次のいずれかに該当する者に対しては、予防接種法(昭和23年法律第68号)第7条の規定に基づき予防接種を行わない。

- (1) 明らかな発熱を呈している者
- (2) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
- (3) 当該疾病に係る予防接種の接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことがあることが明らかな者
- (4) 結核その他の疾病の予防接種、外傷等によるクロイドの認められる者
- (5) 上記(1)から(4)までに掲げる者のほか、予防接種を行うことが不適当な状態にある者

川崎市告示第164号

定期予防接種の実施について、予防接種法施行令(昭和23年政令第197号)第5条の規定に基づき、次のとおり告示します。

令和2年 3月31日

川崎市長 福田 紀彦

1 予防接種の種類

H i b感染症

2 実施期間

令和2年4月1日から令和3年 3月31日まで

3 実施場所

市内の予防接種個別協力医療機関及び専門相談協力医療機関等

4 対象者

生後2月から生後60月に至るまでの間にある者

5 次のいずれかに該当する者に対しては、予防接種法(昭和23年法律第68号)第7条の規定に基づき予防接種を行わない。

- (1) 明らかな発熱を呈している者
- (2) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
- (3) 当該疾病に係る予防接種の接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことがあることが明らかな者
- (4) 上記(1)から(3)までに掲げる者のほか、予防接種を行うことが不適当な状態にある者

川崎市告示第165号

定期予防接種の実施について、予防接種法施行令(昭和23年政令第197号)第5条の規定に基づき、次のとおり告示します。

令和2年 3月31日

川崎市長 福田 紀彦

1 予防接種の種類

肺炎球菌感染症(小児がかかるものに限る。)

2 実施期間

令和2年 4月 1日から令和3年 3月31日まで

3 実施場所

市内の予防接種個別協力医療機関及び専門相談協力医療機関等

4 対象者

生後2月から生後60月に至るまでの間にある者

5 次のいずれかに該当する者に対しては、予防接種法(昭和23年法律第68号)第7条の規定に基づき予防接種を行わない。

- (1) 明らかな発熱を呈している者
- (2) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
- (3) 当該疾病に係る予防接種の接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことがあることが明らかな者
- (4) 上記(1)から(3)までに掲げる者のほか、予防接種を行うことが不適当な状態にある者

川崎市告示第166号

定期予防接種の実施について、予防接種法施行令(昭和23年政令第197号)第5条の規定に基づき、次のとおり告示します。

令和2年3月31日

川崎市長 福田 紀彦

1 予防接種の種類

ヒトパピローマウイルス感染症

2 実施期間

令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

3 実施場所

市内の予防接種個別協力医療機関及び専門相談協力医療機関等

4 対象者

12歳となる日の属する年度の初日から16歳となる日の属する年度の末日までの間にある女子

5 次のいずれかに該当する者に対しては、予防接種法(昭和23年法律第68号)第7条の規定に基づき予防接種を行わない。

- (1) 明らかな発熱を呈している者
- (2) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
- (3) 当該疾病に係る予防接種の接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことがあることが明らかな者
- (4) 上記(1)から(3)までに掲げる者のほか、予防接種を行うことが不適当な状態にある者

川崎市告示第167号

定期予防接種の実施について、予防接種法施行令(昭和23年政令第197号)第5条の規定に基づき、次のとおり告示します。

令和2年 3月31日

川崎市長 福田紀彦

- 1 予防接種の種類
水痘
- 2 実施期間
令和2年4月1日から令和3年 3月31日まで
- 3 実施場所
市内の予防接種個別協力医療機関及び専門相談協力医療機関等
- 4 対象者
生後12月から生後36月に至るまでの間にある者
- 5 次のいずれかに該当する者に対しては、予防接種法(昭和23年法律第68号)第7条の規定に基づき予防接種を行わない。

- (1) 当該予防接種に相当する予防接種を受けたことのある者で当該予防接種を行う必要がないと認められるもの
- (2) 明らかな発熱を呈している者
- (3) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
- (4) 当該疾病に係る予防接種の接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことがあることが明らかな者
- (5) 上記(1)から(4)までに掲げる者のほか、予防接種を行うことが不適当な状態にある者

川崎市告示第168号

定期予防接種の実施について、予防接種法施行令(昭和23年政令第197号)第5条の規定に基づき、次のとおり告示します。

令和2年3月31日

川崎市長 福田紀彦

- 1 予防接種の種類
肺炎球菌感染症(高齢者がかかるものに限る。)
- 2 実施期間
令和2年4月1日から令和3年 3月31日まで
- 3 実施機関
市内の予防接種個別協力医療機関及び専門相談協力医療機関等
- 4 実施対象者
 - (1) 65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳又は100歳の者
 - (2) 接種日に60歳以上65歳未満の者であって、心臓、腎臓若しくは呼吸器の機能又はヒト免疫不全ウ

イルスによる免疫の機能に障害を有するもの
5 次のいずれかに該当する者に対しては、予防接種法(昭和23年法律第68号)第7条の規定に基づき予防接種を行わない。

- (1) 当該予防接種に相当する予防接種を受けたことのある者で当該予防接種を行う必要がないと認められるもの
- (2) 明らかな発熱を呈している者
- (3) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
- (4) 当該疾病に係る予防接種の接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことがあることが明らかな者
- (5) 当該疾病に係る予防接種法第5条第1項の規定による予防接種を受けたことのある者
- (6) 上記(1)から(5)までに掲げる者のほか、予防接種を行うことが不適当な状態にある者

川崎市告示第169号

定期予防接種の実施について、予防接種法施行令(昭和23年政令第197号)第5条の規定に基づき、次のとおり告示します。

令和2年3月31日

川崎市長 福田紀彦

- 1 予防接種の種類
B型肝炎
- 2 実施期間
令和2年4月1日から令和3年 3月31日まで
- 3 実施場所
市内の予防接種個別協力医療機関及び専門相談協力医療機関等
- 4 対象者
生後1歳に至るまでの間にある者
- 5 次のいずれかに該当する者に対しては、予防接種法(昭和23年法律第68号)第7条の規定に基づき予防接種を行わない。

- (1) 明らかな発熱を呈している者
- (2) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
- (3) 当該疾病に係る予防接種の接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことがあることが明らかな者
- (4) HBs抗原陽性の者の胎内又は産道においてB型肝炎ウイルスに感染したおそれのある者であって、抗HBs人免疫グロブリンの投与に併せて組換え沈降B型肝炎ワクチンの投与を受けたことのある者
- (5) 上記(1)から(4)までに掲げる者のほか、予防接種を行うことが不適当な状態にある者

川崎市告示第170号

川崎市自転車等の放置防止に関する条例（昭和62年川崎市条例第4号。以下「条例」という。）第10条第2項、第11条第2項及び第3項並びに第27条第2項の規定に基づき自転車等を撤去し、保管しましたので、条例第12条第1項（第27条第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づき告示します。

令和2年3月31日

川崎市長 福田 紀彦

1 撤去年月日、撤去場所、撤去自転車等並びに保管場所の名称及び位置

別紙のとおり

2 保管期間

当該告示をした日から起算して1箇月間

3 引取りの方法

(1) 引取りの場所

別紙表記載の保管場所

(2) 引取りのできる日時

火曜日から金曜日までの午前11時から午後7時まで並びに土曜日及び日曜日の午前11時から午後5時まで。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から1月3日までを除く。

(3) 引取りに要する費用

自転車 2,500円
 原動機付自転車 5,000円
 自動二輪車 10,000円

(4) 持参するもの

自転車等の鍵

印鑑

住所等身分を証明するもの

4 その他

この告示に関する撤去自転車等で上記の保管期間を経過するまでの間に利用者又は所有者の引取りのないものについては、条例第14条に基づき売却その他の処理をします。

(別紙省略)

川崎市告示第171号

情報通信の技術を利用する方法により行う行政手続等の一部改正について

川崎市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則（平成18年川崎市規則第85号）第3条の規定及びこの規定の準用により、情報通信の技術を利用する方法により行う行政手続等（平成19年川崎市告示第314号）の一部を次のように改正し、令和2年4月1日から施行する。

令和2年3月31日

川崎市長 福田 紀彦

題名を次のように改める。

情報通信技術を活用した方法により行う行政手続等表中

川崎市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例施行規則（平成5年川崎市規則第26号）	第7条第1項	事業系一般廃棄物減量等計画（準多量排出事業者用）
川崎市廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び浄化槽法施行細則（平成5年川崎市規則第28号）	第12条	一般廃棄物収集運搬業実績報告
	第28条	産業廃棄物処理責任者設置等報告
	第29条	特別管理産業廃棄物管理責任者設置等報告
	第30条	廃棄物処理施設技術管理者設置等報告
	第31条	産業廃棄物処理施設等における処理実績報告

を

川崎市廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び浄化槽法施行細則（平成5年川崎市規則第28号）	第28条	産業廃棄物処理責任者設置等報告
	第29条	特別管理産業廃棄物管理責任者設置等報告
	第30条	廃棄物処理施設技術管理者設置等報告

に、

川崎市勤労者福祉共済条例施行規則（昭和49年川崎市規則第77号）	第4条第1項	川崎市勤労者福祉共済加入申込
	第5条第1項	川崎市勤労者福祉共済脱退申出
	第7条第1項	川崎市勤労者福祉共済会員追加届
	第8条第1項	川崎市勤労者福祉共済会員資格喪失届
川崎市国際交流センター条例施行規則（平成6年川崎市規則第43号）	第7条第1項	利用許可申請

を

川崎市国際交流センター条例施行規則（平成6年川崎市規則第43号）	第7条第1項	利用許可申請
----------------------------------	--------	--------

に、

川崎市下水道条例施行規則(昭和36年川崎市規則第50号)	第25条第1項	下水道(用水路)敷占用・継続許可申請
川崎市都市公園条例施行規則(昭和32年川崎市規則第6号)	第5条第1項	利用承認申請

を

川崎市都市公園条例施行規則(昭和32年川崎市規則第6号)	第5条第2項	利用承認申請
------------------------------	--------	--------

に、

川崎市等々力緑地中央スポーツ広場条例施行規則(平成9年川崎市規則第24号)	第3条第1項	使用許可申請
川崎市屋外広告物条例施行規則(昭和47年川崎市規則第80号)	第2条	屋外広告物許可申請
	第5条第1項	屋外広告物完了届
	第7条第3項	屋外広告物除却届

を

川崎市屋外広告物条例施行規則(昭和47年川崎市規則第80号)	第5条第1項	屋外広告物完了届
	第7条第3項	屋外広告物除却届

に、

川崎市港湾施設条例施行規則(昭和32年川崎市規則第31号)	第1条の6第1項第1号	係船岸壁、栈橋及び物揚場の利用許可の申請
	第1条の6第1項第3号	上屋及び一般利用荷さばき地の利用許可の申請
	第1条の6第1項第6号	船舶給水設備の利用許可の申請
	第13条の2	係船岸壁、栈橋及び物揚場の利用終了の届出
	第16条の3第2項	上屋及び一般利用荷さばき地の利用完了の届出

を

川崎市港湾施設条例施行規則(昭和32年川崎市規則第31号)	第1条の7第1項第1号	係船岸壁、栈橋及び物揚場の利用許可の申請
	第1条の7第1項第3号	上屋及び荷さばき地の利用許可の申請
	第1条の7第1項第6号	船舶給水設備の利用許可の申請
	第13条の2	係船岸壁、栈橋及び物揚場の利用終了の届出
	第16条の3第2項	上屋及び一般利用荷さばき地の利用完了の届出

に、

川崎市港湾振興会館条例施行規則(平成4年川崎市規則第21号)	第8条第1項	会議室、体育館及び庭球場の利用許可の申請
--------------------------------	--------	----------------------

を

川崎市港湾振興会館条例施行規則(平成4年川崎市規則第21号)	第8条第1項	会議室及び研修室、体育室、テニスコート、ビーチバレー場の利用許可の申請
--------------------------------	--------	-------------------------------------

に改める。

川崎市告示第172号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条第1項の規定により施術機関の指定並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項において生活保護法の規定の例によるとされている医療支援給付の施術機関の指定を行いましたので、同法第55条の3第1号の規定に基づき告示します。(別表省略)

令和2年3月31日

川崎市長 福田紀彦

川崎市告示第173号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により医療機関の指定並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項において生活保護法の規定の例によるとされている医療支援給付の医療機関の指定を行いましたので、同法第55条の3第1号の規定に基づき告示します。(別表省略)

令和2年3月31日

川崎市長 福田紀彦

川崎市告示第174号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項の規定により施術機関の指定並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において生活保護法の規定の例によるとされている医療支援給付の施術機関の指定を行いましたので、同法第55条の3第1号の規定に基づき告示します。（別表省略）

令和2年3月31日

川崎市長 福田紀彦

川崎市告示第175号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第51条第1項の規定により指定医療機関の辞退による廃止並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において生活保護法の規定の例によるとされている医療支援給付の指定医療機関の辞退による廃止を行いましたので、同法第55条の3第3号の規定に基づき告示します。（別表省略）

令和2年3月31日

川崎市長 福田紀彦

川崎市告示第176号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により指定医療機関の廃止並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において生活保護法の規定の例によるとされている医療支援給付の指定医療機関の廃止を行いましたので、同法第55条の3第2号の規定に基づき告示します。（別表省略）

令和2年3月31日

川崎市長 福田紀彦

川崎市告示第177号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2の規定により指定施術機関の廃止並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において生活保護法の規定の例によるとされている医療支援給付の指定施術機関の廃止を行いましたので、同法第55条の3第2号の規定に基づき告示します。（別表省略）

令和2年3月31日

川崎市長 福田紀彦

川崎市告示第178号

景観計画を変更した旨の告示

景観法（平成16年法律第110号）第8条第1項の規定に基づく景観計画を変更したので、同法第9条第8項の規定により準用する同条第6項の規定により、次のとおり告示し、同項の規定により、この景観計画の図書を公衆の縦覧に供します。

令和2年3月31日

川崎市長 福田紀彦

- 1 計画の名称
川崎市景観計画
- 2 計画の区域
川崎市全域
- 3 施行期日
令和2年6月1日
- 4 縦覧場所
川崎市まちづくり局計画部景観・地区まちづくり支援担当
(別紙省略)

川崎市告示第179号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定による変更認可の告示を受けたので、同法第66条の規定により次のとおり公告します。

令和2年3月31日

川崎市長 福田紀彦

- 1 都市計画事業の種類及び名称
川崎都市計画道路事業 3・5・4号
丸子中山茅ヶ崎線
同 3・4・3号
鹿島田菅線（関連外郭部）
- 2 施工者の名称
川崎市
- 3 事務所の所在
(1) 川崎市川崎区駅前本町12番地1
川崎駅前タワー・リパークビル14階
川崎市建設緑政局道路河川整備部道路整備課
(2) 川崎市中原区下小田中2-9-1
川崎市建設緑政局道路河川整備部南部都市基盤整備事務所
- 4 事業地の所在
(1) 収用の部分
川崎市中原区小杉陣屋町1丁目、小杉陣屋町2丁目、小杉御殿町1丁目及び小杉御殿町2丁目地内
(2) 使用の部分

なし

川崎市告示第180号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第62条第1項の規定による都市計画事業の図書の写しの送付を受けたので、次のとおり公衆の縦覧に供します。

令和2年3月31日

川崎市長 福田紀彦

- 1 都市計画事業の種類及び名称
川崎都市計画道路事業 3・5・4号
丸子中山茅ヶ崎線
- 同 3・4・3号
鹿島田菅線（関連外郭部）

2 縦覧場所

- (1) 川崎市川崎区駅前本町12番地1
川崎駅前タワー・リパークビル14階
川崎市建設緑政局道路河川整備部道路整備課
- (2) 川崎市中原区下小田中2-9-1
川崎市建設緑政局道路河川整備部南部都市基盤整備事務所

川崎市告示第181号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定による変更認可の告示を受けたので、同法第66条の規定により次のとおり公告します。

令和2年3月31日

川崎市長 福田紀彦

- 1 都市計画事業の種類及び名称
川崎都市計画道路事業 3・4・20号 柿生町田線
- 2 施行者の名称
川崎市
- 3 事務所の所在
 - (1) 川崎市川崎区駅前本町12番地1
川崎駅前タワー・リパークビル14階
川崎市建設緑政局道路河川整備部道路整備課
 - (2) 川崎市麻生区古沢120番地
川崎市建設緑政局道路河川整備部北部都市基盤整備事務所
- 4 事業地の所在
 - (1) 収用の部分
川崎市麻生区上麻生5丁目及び上麻生6丁目地内
 - (2) 使用の部分
なし

川崎市告示第182号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第62条第1項の規定による都市計画事業の図書の写しの送付を受けたので、次のとおり公衆の縦覧に供します。

令和2年3月31日

川崎市長 福田紀彦

- 1 都市計画事業の種類及び名称
川崎都市計画道路事業 3・4・20号 柿生町田線
- 2 縦覧場所
 - (1) 川崎市川崎区駅前本町12番地1
川崎駅前タワー・リパークビル14階
川崎市建設緑政局道路河川整備部道路整備課
 - (2) 川崎市麻生区古沢120番地
川崎市建設緑政局道路河川整備部北部都市基盤整備事務所

公 告

川崎市公告第297号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和2年3月16日

川崎市長 福田紀彦

(案件1)

競争入札に 付する事項	件 名	市道長尾宮崎線 (I) 舗装道補修 (打換) 工事
	履 行 場 所	川崎市宮前区神木1丁目7番地先
	履 行 期 限	契約の日から100日間
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 川崎市高津区、宮前区、多摩区又は麻生区内に本社を有すること。 (6) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「舗装」ランク「B」で登録されていること。 (7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (9) 舗装工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (10) 主任技術者(業種「舗装」)を配置できること。	
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係 (〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2099	
入札日時等	令和2年3月31日13時30分(財政局資産管理部契約課土木契約係)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	契約課ホームページ「入札情報かわさき」アドレス http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html 当該落札決定の効果は、令和2年第1回川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決を要します。	

(案件2)

競争入札に 付する事項	件 名	河川維持(宮前)工事
	履 行 場 所	川崎市宮前区役所道路公園センター管内
	履 行 期 限	契約の日から令和3年3月31日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「土木」ランク「D」で登録されていること。 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (8) 土木工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (9) 主任技術者(業種「土木」)を配置できること。	
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係 (〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2099	
入札日時等	令和2年3月31日13時30分(財政局資産管理部契約課土木契約係)	

入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	<p>契約課ホームページ「入札情報かわさき」アドレス http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html 当該落札決定の効果は、令和2年第1回川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決を要します。</p>

(案件3)

競争入札に付する事項	件 名	水路維持(宮前)工事
	履 行 場 所	川崎市宮前区役所道路公園センター管内
	履 行 期 限	契約の日から令和3年3月31日まで
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「土木」ランク「C」で登録されていること。 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (8) 土木工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (9) 主任技術者(業種「土木」)を配置できること。</p>	
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2099	
入札日時等	令和2年3月31日13時30分(財政局資産管理部契約課土木契約係)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	<p>契約課ホームページ「入札情報かわさき」アドレス http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html 当該落札決定の効果は、令和2年第1回川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決を要します。</p>	

(案件4)

競争入札に 付する事項	件 名 浮島2期廃棄物埋立護岸災害復旧工事
	履 行 場 所 川崎市川崎区浮島町地先
	履 行 期 限 契約の日から令和3年8月31日まで
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>(4) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」又は「準市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「土木」種目「港湾」ランク「A」で登録されていること。</p> <p>(6) 平成31・32年度川崎市競争入札参加資格申請時における経審の総合評定値通知書における「土木一式」の総合評定値が1,200点以上であること。</p> <p>(7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(8) 土木工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。また、本案件の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。</p> <p>(9) 監理技術者資格者証（業種「土木」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。なお、本案件の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本案件の請負金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は専任を要しません。</p> <p>(10) 国及び地方公共団体等（法人税法別表第一及び建設業法施行規則第十八条に定める法人）が発注した工事で、「海上（作業船にて）で護岸上部工コンクリート打設工事」及び「海上（作業船にて）における裏込め石工等の護岸築造工事」の完工実績（元請に限る。）を平成16年4月1日以降に有すること。</p> <p>ただし、共同企業体により施工した工事については、出資割合が20%以上であること。</p>
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2099
入札日時等	令和2年4月10日13時30分（財政局資産管理部契約課土木契約係）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	<p>契約課ホームページ「入札情報かわさき」アドレス http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html 当該落札決定の効果は、令和2年第1回川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決を要します。</p>

川崎市公告第298号

道路位置の廃止について

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第2項の規定による道路を次のとおり廃止します。

なお、関係図書は、川崎市まちづくり局指導部建築審査課に備えて縦覧に供します。

令和2年3月16日

川崎市長 福田紀彦

築造主 住所・氏名	東京都豊島区目白三丁目5番13号 株式会社N・プランニング 代表取締役 南雲 智		
道路位置の 地名・地番	川崎市川崎区池田1丁目107-1、107-2、107-4、107-5、107-7、107-8、110-1、110-3の各一部 別図省略		
幅員	4.00メートル	延長	18.60メートル
	以下余白		以下余白
川崎市指令ま建指 第621号	廃止 年月日	令和2年 3月16日	

川崎市公告第300号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、次のように農用地利用集積計画を定めましたので、同法第19条の規定により公告します。

令和2年3月17日

川崎市長 福田紀彦

川崎市公告第299号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

令和2年3月16日

川崎市長 福田紀彦

- 工事を完了した開発区域の名称及び面積
川崎市宮前区菅生二丁目198番2
の一部 ほか12筆の一部
960平方メートル
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名
川崎市宮前区土橋二丁目6番地17
株式会社 成建 代表取締役 浅川 聡
- 予定建築物の用途
一戸建ての住宅
計画戸数：6戸
- 開発許可年月日及び許可番号
令和1年8月13日
川崎市指令 ま建管宅地（イ）第48号

1 各筆明細

利用権を設定する土地		利用権を設定する者		設定する利用権						利用権の設定を受ける者		利用権設定等促進事業の実施により成立する利用権の設定等に係る当事者間の法律関係	
所在	現況地目	面積(m ²)	氏名又は名称	住所	利用権の種類	利用権の内容	始期	終期	借賃(年額)	借賃の支払方法	氏名又は名称	住所	
川崎市麻生区 岡上字丸山635の一部	畑	437 のうち 199.83	梶 亨 梶 敏子	川崎市麻生区岡上233	賃借権	普通畑	令和2年 4月1日	令和4年 4月30日	円 6,000	毎年12月末日 までに貸手宛 へ持参する	田邊美裕	川崎市宮前区 馬絹6-19-15	賃貸借
川崎市麻生区 岡上字梨子ノ木1269	畑	2,538	長谷川 瑞英 長谷川 千代子 長谷川 英人	川崎市麻生区岡上1095 川崎市麻生区岡上1095 川崎市麻生区王瀬寺東5-37	賃貸借	普通畑	令和2年 4月1日	令和5年 3月31日	円 65,000	毎年3月末日 までに貸手の口 座に振込む	梶 俊夫	川崎市麻生区 岡上510-9	賃貸借
川崎市麻生区 岡上字梨子ノ木1226 の一部	畑	1254 のうち 624	星野 道人 星野 早苗	川崎市麻生区岡上267	賃借権	普通畑	令和2年 4月1日	令和5年 3月31日	円 12,500	毎年12月末日 までに貸手の口 座に振込む	清水 良一	川崎市宮前区 菅生6-15-1	賃貸借
川崎市麻生区 岡上字梨子ノ木1226 の一部	畑	1254 のうち 630	星野 道人 星野 早苗	川崎市麻生区岡上267	賃借権	普通畑	令和2年 4月1日	令和5年 3月31日	円 12,600	毎年12月末日 までに貸手の口 座に振込む	川鱈 寿文	川崎市宮前区 菅生3-18-14	賃貸借
高津区末長2丁目849	畑	1,186	坂田 典之	川崎市高津区 末長2-8-2	賃借権	普通畑	令和2年 4月1日	令和5年 3月31日	円 21,000	毎年12月20日 までに貸手の口 座に振込む	田代 禮夫	川崎市幸区 鹿島田2-16-36	賃貸借
高津区末長2丁目855	畑	1,603	関口 茂治	川崎市高津区 末長2-17-56	賃借権	普通畑	令和2年 4月1日	令和5年 3月31日	円 28,400	毎年12月20日 までに貸手の口 座に振込む	田代 禮夫	川崎市幸区 鹿島田2-16-36	賃貸借
川崎市麻生区 黒川字宮添195-1 195-2	畑 畑	675 565	立川 光芳	川崎市麻生区黒川287	使用借権	普通畑	令和2年 4月1日	令和4年 3月31日	円 —	—	川崎市	川崎市川崎区 宮本町1	使用貸借
川崎市麻生区 黒川字海道1361	畑	1,198	市川 啓司	川崎市麻生区黒川 1773	使用借権	普通畑	令和2年 4月1日	令和3年 3月31日	円 —	—	川崎市	川崎市川崎区 宮本町1	使用貸借

2 共通事項

この農用地利用集積計画の定めるところにより設定される利用権は、1の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 借賃の支払猶予

利用権を設定する者（以下「甲」という。）は、利用権の設定を受ける者（以下「乙」という。）が災害その他やむを得ない事由のため、借賃の支払期限までに借賃の支払をすることができない場合には、相当と認められる期日までにその支払を猶予する。

(2) 借賃の減額

利用権の目的物（以下「目的物」という。）が農地である場合で、1の各筆明細に定められた借賃の額が、災害その他の不可抗力により借賃より少ない収益となったときは、民法第609条（明治29年法律第89号）によりその収益の額に至るまで、乙は甲に対し借賃の減額を請求することができる。減額されるべき額は、甲及び乙が協議して定めるものとし、その協議が調わないときは、川崎市農業委員会が認定した額とする。

(3) 解約に当たっての相手方の同意

甲及び乙は、1の各筆明細に定める利用権の存続期間の途中において解約しようとする場合は、相手方の同意を得るものとする。

(4) 転貸又は譲渡

乙はあらかじめ市に協議した上、甲の承諾を得なければ目的物を転貸し、又は利用権を譲渡してはならない。

(5) 修繕及び改良

ア 甲は、乙の責に帰すべき事由によらないで生じた目的物の損耗について、自らの費用と責任において修繕する。ただし、緊急を要するときその他甲において修繕することができない場合で甲の同意があったときは、乙が修繕することができる。この場合において乙が修繕の費用を支出したときは、甲に対してその償還を請求することができる。

イ 乙は、甲の同意を得て目的物の改良を行うことができる。ただし、その改良が軽微である場合には甲の同意を要しない。

(6) 租税公課の負担

ア 甲は、目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

イ 乙は、目的物に係る農業災害補償法（昭和22年法律第185号）に基づく共済掛金及び賦課金を負担する。

ウ 目的物に係る土地改良区の賦課金については、甲及び乙が別途協議するところにより負担する。

(7) 目的物の返還

ア 利用権の存続期間が満了したときは、乙は、その満了の日から30日以内に、甲に対して目的物を原状に回復して返還する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕又は改良行為による形質の変更又は目的物の通常の利用によって生ずる形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。

イ 乙は、目的物の改良のために支出した有益費については、その返還時に増価額が現存している場合に限り、甲の選択に従い、その支出した額又は増価額（土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づく土地改良事業により支出した有益費については、増価額）の償還を請求することができる。

ウ イにより有益費の償還請求があった場合において甲及び乙の間で有益費の額について協議が調わないときは、甲及び乙双方の申出に基づき市が認定した額を、その費やした金額又は増価額とする。

エ 乙は、イによる場合その他法令による権利の行使である場合を除き、目的物の返還に際し、名目のいかに問わず返還の代償を請求してはならない。

(8) 利用権に関する事項の変更の禁止

甲及び乙は、この農用地利用集積計画に定めるところにより設定される利用権に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙、川崎市農業委員会及び市が協議のうえ、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

(9) 利用権取得者の責務

乙は、この農用地利用集積計画の定めるところに従い、目的物を効率的かつ適正に利用しなければならない。

(10) その他

この農用地利用集積計画の定めのない事項及び農用地利用集積計画に関し疑義が生じたときは、甲、乙、川崎市農業委員会及び市が協議して定める。

2-2 特記事項

(1) 解除条件

利用権の設定等を受ける者が利用権の設定等を受けた後において行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事（平成12年6月1日付け農林水産事務次官通知（12構改B第404号）、農地法関係事務に係る処理基準第3の5の(2)に規定する年間150日以上）と認められない者になった場合に、農用地を適正に利用していないと認められるときは賃貸借又は使用貸借を解除する。

上記により解除するときは、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（平成26年9月、川崎市）第5-3-3(3)農用地利用集積計画の取消し等に

よるものとする。

(2) 農用地の利用状況についての報告義務

利用権の設定等を受ける者が利用権の設定等を受けた後において行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事と認められない者になった場合に、農業経営基盤強化促進法第18条第2項第7号及び同法施行規則第16条の2に規定する農用地の利用状況についての報告を市長にしなければならない。

川崎市公告第301号

入 札 公 告

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和2年3月18日

川崎市長 福田 紀 彦

1 競争入札に付する事項

(1) 件 名

令和2年度川崎市ホームページ品質向上支援業務委託

(2) 履行場所

川崎市川崎区東田町5番地4

川崎市総務企画局シティプロモーション推進室等

(3) 履行期限 契約締結日から令和3年3月31日まで

(4) 業務概要

本市ホームページは、平成24年度のリニューアルにより、障害のある方や高齢の方でも情報を取得しやすいウェブアクセシビリティに配慮したものとなりましたが、総務省が求めるウェブアクセシビリティの国内標準規格JIS X 8341-3:2016の「適合レベルAA準拠」を引き続き満たすには、定期検証や改善作業、職員研修などの継続した取組が必須です。

平成28年4月の障害者差別解消法の施行、ウェブアクセシビリティに関するJIS基準及び総務省「みんなの公共サイト運用ガイドライン」の示す自治体サイト運用モデルの改定により、こうした対応の重要性は一層増しています。

本業務は、ホームページの品質を維持・向上し、ウェブアクセシビリティを担保するための定期検証や改善作業、職員研修などを実施するものです。詳細は、委託仕様書によります。

2 一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たしていなければなりません。

(1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。

(2) 平成31・32年度業務委託有資格業者名簿に業種「電算関連業務 他電算関連業務」種目「その他電算関連業務」で搭載されていること。

(3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による

指名停止期間中でないこと。

(4) 「仕様書6 受託者の条件」について、これらを全て誠実に履行した実績を有し、かつ、この役務を確実に履行することができること。

3 入札説明書及び一般競争入札参加資格確認申請書の配布及び提出

川崎市ホームページにおいて、一般競争入札参加資格確認申請書、仕様書及び質問書が添付された入札説明書を公開します。

また、この入札に参加を希望する者は、次により所定の一般競争入札参加資格確認申請書及び2(4)ある類似の契約実績を証する書類(契約書及び仕様書の写し等業務内容がわかるもの、HTML数3万ページを超えるホームページであることについて、客観的に確認できる資料)を持参又は郵送により提出してください。

・「川崎市ホームページ」<http://www.city.kawasaki.jp/>
なお、入札説明会は実施しません。

(1) 提出場所及び問い合わせ先

〒210-0005 川崎市川崎区東田町5番地4

川崎市役所第3庁舎11階

総務企画局シティプロモーション推進室広報担当

電 話 044-200-3606

F A X 044-200-3915

e-mail 17hoso@city.kawasaki.jp

(2) 公開・提出期間

令和2年3月18日(水)から令和2年3月25日(水)までの午前8時30分から午後5時までとします。ただし、閉庁日(土曜日、日曜日及び祝日)ならびに平日の正午から午後1時までを除きます。

(3) 提出方法 持参(配達記録が残るもので受付期間必着)

4 一般競争入札参加資格確認通知書の交付

一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者には、次により一般競争入札参加資格確認通知書を交付します。

(1) 場所 3(1)同じ

(2) 日時 令和2年3月26日(木)午後1時から午後5時まで

ただし、業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールのアドレスを登録した場合は、同日中までに電子メールで送信します。

5 仕様に関する問い合わせ

(1) 問い合わせ先 3(1)に同じ

(2) 質問受付期間

令和2年3月18日(水)から令和2年3月25日(水)までの午前8時30分から午後5時まで及び令和2年3月26日(木)の午前8時30分から正午までとします。ただし、閉庁日(土曜日、日曜日及び祝

日)ならびに平日の正午から午後1時までを除きます。

(3) 質問書の様式

入札説明書に添付の「質問書」の様式により提出してください。

(4) 質問受付方法

電子メール又は郵送によります。

なお、電子メール又は郵送で送付した場合は、送付した旨を3(1)の問い合わせ先に電話にて御連絡ください。

また、郵送の場合は5(2)の期間内に必着のこと。

(5) 回答方法

令和2年3月27日(金)午後5時までに、一般競争入札参加資格確認通知書の交付を受けた者へ電子メール又はFAXにて回答書を送付します。なお、この入札の参加資格を満たしていない者からの質問に関しては回答しません。

6 一般競争入札参加資格の喪失

一般競争入札参加資格があると認められた者が、次の各号のいずれかに該当した場合は、一般競争入札参加資格を喪失します。

- (1) 開札前上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。
- (2) 一般競争入札参加資格確認申請書、その他提出書類について、虚偽の記載をしたとき。

7 入札手続等

(1) 入札方法

ア 入札は総価で行います。入札者は見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

イ 入札は所定の入札書をもって行います。入札書を入札件名が記載された封筒に封印して持参してください。

ウ 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に、消費税及び地方消費税に相当する額(入札書に記載した金額の10%)を加算した金額をもって契約金額とします。

(2) 入札・開札の日時及び場所

ア 入札日時 令和2年4月6日(月)午前10時

イ 入札場所 川崎市川崎区東田町5番地4
川崎市役所第3庁舎11階 会議室

(3) 入札書の提出方法

持参とします。なお、本市における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた対応が延長された場合は、郵送による対応も可とします。

(4) 入札保証金 免除とします。

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は無効とします。

8 契約手続等

(1) 契約保証金は、次のとおりとします。

ア 川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は免除します。

イ ア以外の場合は、契約金額の10%を納入しなければなりません。

(2) 契約書作成の要否

必要とします。

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約条例、川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)で閲覧することができます。

9 その他

関連情報を入手するための窓口は、「3(1)提出場所及び問い合わせ先」と同じ。

川崎市公告第302号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和2年3月18日

川崎市長 福田紀彦

(案件1)

競争入札に付する事項	件名	東柿生小学校外壁塗装改修その他工事
	履行場所	川崎市麻生区王禅寺東6丁目3番1号
	履行期限	契約の日から令和3年1月29日まで
参加資格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。	

参 加 資 格	<p>(5) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「塗装」種目「塗装」で登録されていること。</p> <p>(6) 平成31・32年度の業者登録情報において、主観評価項目制度実施要綱第2条(1)イ「災害時における本市との協力体制(災害協定)」又はウ「災害時における本市との協力体制(防災協力事業所)」に登録があること。</p> <p>(7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(9) 塗装工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。</p> <p>(10) 監理技術者資格者証(業種「塗装」)の交付を受けた技術者を専任で配置できること。</p> <p>(11) 外壁複合改修工法(ピンネット工法)の施工に必要な技術を有することを証明するピンネットメーカー発行の認定証を有すること。</p> <p>(12) 次のア及びイの全てを満たす、同種工事の完工実績(元請けに限る。)を平成16年4月1日以降に有すること。</p> <p>ただし、共同企業体により施工した工事については、出資割合が20%以上であること。</p> <p>ア 建築物の外壁塗装(外壁用塗膜防水を含む。)の改修工事又は補修工事。</p> <p>イ 建築物の屋上防水若しくは屋根防水の改修工事又は補修工事。ただし、次の各号の例に該当するような下部に室内空間のない部位の防水工事のみの場合を除く。</p> <p>(例) ①庇 ②キャンチベランダ ③外気に開放された渡り廊下等の屋根又は屋上</p>
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100
入札日時等	令和2年5月8日14時30分(財政局資産管理部契約課建築契約係)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	<p>詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。</p> <p>当該落札決定の効果は、令和2年第1回川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決を要します。</p>

(案件2)

競争入札に付する事項	件 名	西高津中学校外壁塗装改修その他工事
	履 行 場 所	川崎市高津区久地1丁目10番1号
	履 行 期 限	契約の日から令和3年1月29日まで
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>(4) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「塗装」種目「塗装」で登録されていること。</p> <p>(6) 平成31・32年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。</p> <p>(7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p>	

参加資格	<p>(9) 塗装工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。</p> <p>(10) 監理技術者資格者証(業種「塗装」)の交付を受けた技術者を専任で配置できること。</p> <p>(11) 外壁複合改修工法(ピンネット工法)の施工に必要な技術を有することを証明するピンネットメーカー発行の認定証を有すること。</p> <p>(12) 次のア及びイの全てを満たす、同種工事の完工実績(元請けに限る。)を平成16年4月1日以降に有すること。</p> <p>ただし、共同企業体により施工した工事については、出資割合が20%以上であること。</p> <p>ア 建築物の外壁塗装(外壁用塗膜防水を含む。)の改修工事又は補修工事。</p> <p>イ 建築物の屋上防水若しくは屋根防水の改修工事又は補修工事。ただし、次の各号の例に該当するような下部に室内空間のない部位の防水工事のみの場合を除く。</p> <p>(例) ①庇 ②キャンチベランダ ③外気に開放された渡り廊下等の屋根又は屋上</p>
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100
入札日時等	令和2年5月8日14時30分(財政局資産管理部契約課建築契約係)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	<p>詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。</p> <p>当該落札決定の効果は、令和2年第1回川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決を要します。</p>

(案件3)

競争入札に付する事項	件名	新町小学校ほか1校校舎改修その他工事
	履行場所	川崎市川崎区渡田新町3丁目15番1号ほか1校
	履行期限	契約の日から令和3年3月10日まで
参加資格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>(4) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「建築」種目「一般建築」ランク「A」で登録されていること。</p> <p>(6) 平成31・32年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。</p> <p>(7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(9) 建築工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。また、本案件の請負金額が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。</p> <p>(10) 監理技術者資格者証(業種「建築」)の交付を受けた技術者を専任で配置できること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。なお、本案件の請負金額が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本案件の請負金額が3,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)未満となった場合は専任を要しません。</p>	

契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係 (〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100
入札日時等	令和2年5月8日14時30分(財政局資産管理部契約課建築契約係)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。 当該落札決定の効果は、令和2年第1回川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決を要します。

(案件4)

競争入札に付する事項	件 名 久地小学校校舎改修その他その1工事
	履行場所 川崎市高津区久地4丁目2番1号
	履行期限 契約の日から令和2年12月28日まで
参加資格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>(4) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「建築」種目「一般建築」ランク「A」で登録されていること。</p> <p>(6) 平成31・32年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。</p> <p>(7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(8) 有効期間内の経営事項審査の総合評価値通知書を有していること。</p> <p>(9) 建築工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。 また、本案件の請負金額が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。</p> <p>(10) 監理技術者資格者証(業種「建築」)の交付を受けた技術者を専任で配置できること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。なお、本案件の請負金額が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本案件の請負金額が3,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)未満となった場合は専任を要しません。</p>
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係 (〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100
入札日時等	令和2年5月8日14時30分(財政局資産管理部契約課建築契約係)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。 当該落札決定の効果は、令和2年第1回川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決を要します。

(案件5)

競争入札に 付する事項	件 名 殿町小学校ほか1校トイレ改修その他工事
	履 行 場 所 川崎市川崎区殿町1丁目17番19号ほか1校
	履 行 期 限 契約の日から令和3年3月5日まで
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>(4) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「建築」種目「一般建築」ランク「B」で登録されていること。</p> <p>(6) 平成31・32年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。</p> <p>(7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(9) 建築工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。また、本案件の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。</p> <p>(10) 監理技術者資格者証（業種「建築」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。なお、本案件の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本案件の請負金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は専任を要しません。</p>
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2100
入札日時等	令和2年5月8日14時30分（財政局資産管理部契約課建築契約係）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	<p>詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。</p> <p>当該落札決定の効果は、令和2年第1回川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決を要します。</p>

(案件6)

競争入札に 付する事項	件 名 有馬中学校体育館改修電気その他設備工事
	履 行 場 所 川崎市宮前区有馬7丁目7番1号
	履 行 期 限 契約の日から令和3年2月26日まで
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>(4) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「電気」ランク「B」で登録されていること。</p>

参加資格	<p>(6) 平成31・32年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。</p> <p>(7) 平成31・32年度の業者登録情報において、主観評価項目制度実施要綱第2条(1)イ「災害時における本市との協力体制(災害協定)」又はウ「災害時における本市との協力体制(防災協力事業所)」に登録があること。</p> <p>(8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(9) 電気工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。また、本案件の請負金額が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。</p> <p>(10) 監理技術者資格者証(業種「電気」)の交付を受けた技術者を専任で配置できること。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。なお、本案件の請負金額が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本案件の請負金額が3,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)未満となった場合は専任を要しません。</p>
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100
入札日時等	令和2年5月8日14時30分(財政局資産管理部契約課建築契約係)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。 当該落札決定の効果は、令和2年第1回川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決を要します。

(案件7)

競争入札に付する事項	件 名 宮崎小学校トイレ改修その他工事
	履行場所 川崎市宮前区馬絹1丁目30番9号
	履行期限 契約の日から令和3年3月10日まで
参加資格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>(4) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「建築」種目「一般建築」ランク「B」で登録されていること。</p> <p>(6) 平成31・32年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。</p> <p>(7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(9) 建築工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。また、本案件の請負金額が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。</p>

参加資格	(10) 監理技術者資格者証(業種「建築」)の交付を受けた技術者を専任で配置できること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。なお、本案件の請負金額が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本案件の請負金額が3,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)未満となった場合は専任を要しません。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100
入札日時等	令和2年5月8日14時30分(財政局資産管理部契約課建築契約係)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。 当該落札決定の効果は、令和2年第1回川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決を要します。

(案件8)

競争入札に付する事項	件 名 北部リハビリテーションセンター給湯設備改修工事
	履行場所 川崎市麻生区百合丘2丁目8番2号
	履行期限 契約の日から令和2年8月17日まで
参加資格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「空調・衛生」種目「給排水衛生設備(川崎市上下水道指定)」ランク「C」で登録されていること。 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (8) 管工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (9) 主任技術者(業種「管」)を配置できること。 (10) 「川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者」かつ「川崎市排水設備指定工事店」であること。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100
入札日時等	令和2年4月10日14時30分(財政局資産管理部契約課建築契約係)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。 当該落札決定の効果は、令和2年第1回川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決を要します。

(案件9)

競争入札に 付する事項	件 名 錦ヶ丘こども文化センターほか3か所冷暖房設備工事
	履 行 場 所 川崎市多摩区栗谷3丁目28番2号ほか3か所
	履 行 期 限 契約の日から令和2年9月15日まで
参 加 資 格	<ol style="list-style-type: none"> (1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「空調・衛生」種目「冷暖房設備」ランク「B」で登録されていること。 (6) 平成31・32年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。 (7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (9) 管工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (10) 主任技術者(業種「管」)を配置できること。
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100
入札日時等	令和2年4月15日14時30分(財政局資産管理部契約課建築契約係)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	<p>詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。</p> <p>当該落札決定の効果は、令和2年第1回川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決を要します。</p>

(案件10)

競争入札に 付する事項	件 名 今井中学校冷暖房その他設備改修その1工事
	履 行 場 所 川崎市中原区今井仲町7番1号
	履 行 期 限 契約の日から令和2年9月18日まで
参 加 資 格	<ol style="list-style-type: none"> (1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「空調・衛生」種目「冷暖房設備」ランク「C」で登録されていること。 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (8) 管工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (9) 主任技術者(業種「管」)を配置できること。
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100
入札日時等	令和2年4月10日14時30分(財政局資産管理部契約課建築契約係)

入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。 当該落札決定の効果は、令和2年第1回川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決を要します。

川崎市公告第303号

公募型プロポーザルの実施について次のとおり公告します。

令和2年3月19日

川崎市長 福田 紀彦

1 事業名

令和2年度 市内中小企業等働き方改革及び人材確保の一体的支援業務

2 履行期間

契約締結日から令和3年3月19日(金)まで

3 履行場所

経済労働局労働雇用部他

4 事業概要

本業務は、市内中小企業の働き方改革の取組を促進し、求職者の視点から働きやすく魅力ある職場、多様な人材が活躍する職場環境への変革を促進するとともに、市内中小企業で働く魅力を効果的に求職者に発信し人材確保に繋げることで、多様な人材の活躍を通じた企業の持続的な発展を促進するため、働き方改革及び人材確保の一体的支援を行うものです。

5 参加者の資格要件

本事業の応募資格は、次の条件をすべて満たすものとなります。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (2) 平成31、32年度の川崎市業務委託有資格業者名簿において、業種・種目(委託:業種「その他業務」、種目「その他」)に登録申請していること。
- (3) 提案期日までの間、川崎市競争入札参加資格指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (4) 当業務について確実に履行することができること。
- (5) 本業務を円滑に遂行できる、安定的かつ健全な財務能力を有すること。
- (6) 川崎市暴力団排除条例(平成24年川崎市条例第5号)第7条に規定する暴力団員等、暴力団経営支配法人等又は暴力団員等と密接な関係を有することのない者
- (7) 神奈川県暴力団排除条例(平成22年神奈川県条例

第75号)第23条第1項又は第2項の規定に違反しない者

6 担当部局

川崎市経済労働局労働雇用部

〒210-0007 川崎市川崎区駅前本町11-2

川崎フロンティアビル6階

電話番号(直通) 044(200)2276

FAX番号 044(200)3598

電子メール 28roudou@city.kawasaki.jp

7 実施要領の交付及び参加意向申出書について**(1) 参加申出書の提出期限**

令和元年3月19日(木)～3月30日(月)16時

(2) 提出場所

6の担当部局と同じ

(3) 参加意向申出書の提出書類

参加意向申出書(様式1)

(4) 提出方法

提出期日までに、原本を担当部局宛てに郵送または持参により提出してください。また、代表者印をカラー読込の上、担当部局宛てに電子メールにて提出してください。

(5) 参加資格確認の結果通知

令和元年4月2日(木)に電子メールにより通知します。

8 企画提案書類の提出について**(1) 提出期間及び受付時間**

令和2年4月8日(水)～4月9日(木)
9時～17時(12時～13時を除く。)

(2) 提出方法

担当部局に持参してください。

(3) 提出書類 8部(原本1部+写し7部)

ア 企画提案書

イ 見積書

ウ 会社概要(パンフレット等)

エ 誓約書(別記様式)

9 企画提案選考委員会の実施と選定結果の通知**(1) 企画提案選考委員会の実施日**

令和2年4月15日(水) 予定

時刻・場所については別途通知いたします。

(2) 時間等

事前に提出されている書類に基づいて、提案説明
15分、質疑応答10分で提案を行っていただきます。

(3) 選定結果通知

令和2年4月17日(金) 予定

(4) 契約の締結(予定)

選定業者と詳細について協議し、協議が成立した
場合、令和2年4月23日(木)に契約を締結予定です。

10 企画提案書に使用する言語及び通貨

(1) 言語 日本語

(2) 通貨 日本国通貨

11 選定方式

公募型企画提案方式による提案審査

12 選考方法

5名の選考委員が応募者から提出された応募書類に
ついて、資格審査、書類審査及び提案審査を行い、選
定します。

13 その他必要と認める事項

(1) 委託料(参考金額)

23,400,000円(税込)

(2) 企画書の作成及び提出に関する提出者の費用負担
について

企画提案書の作成及び提出、企画提案会の出席に
係る一切の費用は、参加者の負担とします。

(3) 詳細につきましては、本事業の募集要項等を参照
ください。

川崎市公告第304号

一団地の総合的設計制度の認定について

建築基準法(昭和25年法律第201号)第86条の2第1
項の規定による認定をいたしましたので、同条第6項の規定
に基づき次のとおり公告し、当該認定に関する計画書を
一般の縦覧に供します。

令和2年3月19日

川崎市長 福田 紀彦

対 象 区 域	川崎市中原区等々力1番、 宮内四丁目1番地先
縦覧に供する場所	川崎市まちづくり局 指導部建築指導課
申請者 住 所 氏 名	川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市長 福田 紀彦
認定年月日及び 認定番号	令和2年3月19日 川崎市指令ま建指第705号

川崎市公告第305号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和2年3月23日

川崎市長 福田 紀彦

(案件1)

競争入札に 付する事項	件 名	市道多摩第3号線舗装道補修(切削)工事
	履 行 場 所	川崎市多摩区菅6丁目10番地先
	履 行 期 限	契約の日から90日間
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「舗装」ランク「A」で登録されていること。 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (8) 舗装工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。また、本案件の請負金額が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。	

参加資格	(9) 監理技術者資格者証(業種「舗装」)の交付を受けた技術者を専任で配置できること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。なお、本案件の請負金額が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本案件の請負金額が3,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)未満となった場合は専任を要しません。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2099
入札日時等	令和2年4月6日13時30分(財政局資産管理部契約課土木契約係)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	契約課ホームページ「入札情報かわさき」アドレス http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html

(案件2)

競争入札に付する事項	件名	市道菅北浦85号線道路補修(打換)工事
	履行場所	川崎市多摩区菅北浦5丁目6番地先他1箇所
	履行期限	契約の日から90日間
参加資格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「舗装」ランク「B」で登録されていること。 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (8) 舗装工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (9) 主任技術者(業種「舗装」)を配置できること。	
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2099	
入札日時等	令和2年4月6日13時30分(財政局資産管理部契約課土木契約係)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
その他	契約課ホームページ「入札情報かわさき」アドレス http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html	

(案件3)

競争入札に付する事項	件名	市道麻生9号線舗装道補修(切削)工事
	履行場所	川崎市麻生区王禅寺西6丁目15番地先
	履行期限	契約の日から90日間

参 加 資 格	<ul style="list-style-type: none"> (1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 川崎市高津区、宮前区、多摩区又は麻生区内に本社を有すること。 (6) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「舗装」ランク「C」で登録されていること。 (7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (9) 舗装工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (10) 主任技術者（業種「舗装」）を配置できること。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2099
入札日時等	令和2年4月6日13時30分（財政局資産管理部契約課土木契約係）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	契約課ホームページ「入札情報かわさき」アドレス http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html

(案件4)

競争入札に付する事項	件 名 都市基盤河川維持（宮前）工事
	履 行 場 所 川崎市宮前区役所道路公園センター管内
	履 行 期 限 契約の日から令和3年3月31日まで
参 加 資 格	<ul style="list-style-type: none"> (1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「土木」ランク「C」で登録されていること。 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (8) 土木工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (9) 主任技術者（業種「土木」）を配置できること。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2099
入札日時等	令和2年4月6日13時30分（財政局資産管理部契約課土木契約係）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	契約課ホームページ「入札情報かわさき」アドレス http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html

(案件5)

競争入札に付する事項	件 名	市道下小田中122号線道路補修 (L型側溝) 工事
	履 行 場 所	川崎市中原区下小田中3丁目20番地先
	履 行 期 限	契約の日から150日間
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「土木」ランク「C」で登録されていること。 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (8) 土木工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (9) 主任技術者(業種「土木」)を配置できること。	
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係 (〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2099	
入札日時等	令和2年4月6日13時30分(財政局資産管理部契約課土木契約係)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	契約課ホームページ「入札情報かわさき」アドレス http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html	

川崎市公告第306号

都市公園法(昭和31年法律第79号)第2条の2の規定に基づき、次の公園の供用を開始します。

令和2年3月24日

川崎市長 福田紀彦

公園の名称	所在地	区 域	面積 (㎡)	主な公園施設
西加瀬北公園	中原区西加瀬212番5	別 図	346	修景施設ほか

※ 公告日をもって供用開始日とします。

(別図省略)

川崎市公告第307号

入 札 公 告

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和2年3月25日

川崎市長 福田紀彦

1 競争入札に付する事項

(1) 件 名

被災家屋等解体撤去・処分業務委託その1

(2) 履行場所

本市の指定する場所

(3) 履行期間

契約締結日から令和2年10月30日まで

(4) 業務概要

本業務は、令和元年房総半島台風(第15号)及び東日本台風(第19号)により、市内において損壊した被災建築物及び被災工作物等(以下「被災家屋等」という。)のうち、所有者等から申請があり、本市が生活環境保全上の支障の除去、二次災害の防止及び被災者の生活再建支援の観点から解体の必要があると認められた被災家屋等について、所有者等に代わり解体撤去・処分業務を行うものである。

2 競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たしていなければなりません。

(1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に該当しないこと。

(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

- (3) 入札期日において、平成31年・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録され、業種「解体」種目「解体」で登録されていること。
- (4) 入札期日において、建設業法に基づく「解体工事」の建設業許可を有していること。
- (5) 過去2年間に本市、他官公庁又は民間において、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律が適用される建築物の工事について1件以上の元請契約実績を有すること。ただし、民間実績については2件以上の元請契約実績を有すること。
- (6) 建設業法第26条に基づき主任技術者を配置すること。また、当該主任技術者の要件を満たす資格者証の写し、若しくは実務経験経歴書(解体工事に限る)及び雇用関係を証明できる書類を提出すること。
- (7) 本業務の全部を一括又は主要な部分を第三者に委託しないこと。また、競争入札参加申込書にて、一部再委託を申請する場合は、再委託確認書を提出すること。
- 3 競争入札参加申込書及び再委託確認書の配布、提出、仕様書等閲覧及び問い合わせ先
この入札に参加を希望する者は、次の(4)提出物に記載の書類を提出してください。
- (1) 競争入札参加申込書及び再委託確認書の配布先
次の川崎市ホームページよりダウンロード又は次の3(2)にて配布します。
<http://www.city.kawasaki.jp/300/page/0000115902.html>
- (2) 配布・提出・仕様書閲覧場所及び問い合わせ先
郵便番号 210-0005
住 所 川崎市川崎区東田町5番地4
川崎市役所第3庁舎16階
担 当 環境局施設部施設整備課 松浦
電 話 044-200-2572(直通)
- (3) 配布、提出及び閲覧期間
令和2年3月25日(水)から令和2年3月30日(月)まで
午前9時から午後5時まで
(土曜日、日曜日、休日及び正午から午後1時の間は除く)
- (4) 提出物
ア 競争入札参加申込書
イ 再委託確認書(一部再委託を申請する場合)
ウ 上記2(5)の実績を確認できる契約書等の写し
エ 上記2(6)の主任技術者の要件を満たす資格者証の写し等及び雇用関係を証明できる書類
- (5) 提出方法
持参又は郵送(一般書書留又は簡易書留に限る)とします。ただし、郵送とする場合、提出期限は3

- (3)によらず、3月30日(月)必着とします。
- (6) 仕様書の配布
上記(4)の提出書類が受理できた際に、仕様書を配布します。ただし、郵送で提出とした場合は、競争入札参加資格者確認通知書交付時の配布となります。
- (7) その他
ア 提出された書類は返却しません。
イ 提出された書類に関して説明を求められた場合には、これに応じなければなりません。
ウ 提出された書類に不備や不足があった場合は、参加申し込みは無効となります。
- 4 競争入札参加資格確認通知書の交付
競争入札参加申込書を提出し入札参加資格があると認められた者には、次により競争入札参加資格確認通知書を交付します。ただし、川崎市工事請負有資格業者名簿へ登録した際に電子メールのアドレスを登録している場合は、そのアドレスあてに競争入札参加資格確認通知書を電子メールで送付します。
- (1) 場所
上記3(2)に同じ
- (2) 日時
令和2年4月1日(水)午前9時から午後5時まで(正午から午後1時の間を除く)
- 5 質問書の受付・回答
- (1) 質問受付期間
令和2年4月2日(木)から令和2年4月3日(金)午後5時まで
(持参の場合は、午前9時から午後5時までとし、正午から午後1時の間を除く)
- (2) 質問書の様式
上記3(1)よりダウンロード又は競争入札参加資格確認通知書交付時に配布する「質問書」にて受け取ります。
- (3) 質問受付方法
持参、電子メール又はFAXに限ります。
ア 持 参 上記3(2)に同じ
イ 電子メール 30sisetu@city.kawasaki.jp
ウ F A X 044-200-3923
- (4) 回答方法
競争入札参加資格があると認めた者からの質問に対する回答は、令和2年4月7日(火)に、競争入札参加資格があると認めた全社宛てに電子メール又はFAXにて送信します。なお、電話等による問合せには一切応じません。
- 6 競争入札参加資格の喪失
競争入札参加資格があると認めた者が、次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

- (1) 2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。
- (2) 競争入札参加申込書及び提出書類について虚偽の記載をしたとき。

7 入札の手續等

(1) 入札方法

入札は「川崎市競争入札参加者心得」に基づいて行うものとします。

(2) 入札・開札の日時及び場所

ア 日時

令和2年4月15日(水)午前9時

イ 場所

川崎市川崎区東田町5番地4

川崎市役所第3庁舎11階 会議室

(3) 入札保証金

免除とします。

(4) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格(基準単価)の範囲内で、各入札単価の合計が最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札予定者とします。

(5) 業務単価表の提出及び落札者決定

落札予定者は入札金額の算出に使用した入札単価表を提出し、本市との間にその単価について合意が取れた者を落札者とします。ただし、基準単価を超えた入札単価がある場合や、入札単価の合計が入札金額と違う場合又は入札単価表が提出できない場合は、失格とします。

(6) 再入札の実施

落札者がいない場合は、直ちに再入札を行います。(開札に立ち会わない者は、再入札に参加の意思がないものとみなします。)

(7) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

8 契約手續等

(1) 契約保証金

要(10%)

ただし、川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は免除いたします。

(2) 契約書の作成

要

(3) 契約規則等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、入札情報かわさき(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.htm>)の「契約関係規定」から閲覧できます。

9 その他

- (1) 当該契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (2) 詳細は入札説明書によります。
- (3) この公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。
- (4) この公告に関する問い合わせ先は、上記3(2)に同じです。

川崎市公告第308号

入 札 公 告

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和2年3月25日

川崎市長 福田紀彦

1 競争入札に付する事項

(1) 件 名

被災家屋等解体撤去・処分業務委託その2

(2) 履行場所

本市の指定する場所

(3) 履行期間

契約締結日から令和2年10月30日まで

(4) 業務概要

本業務は、令和元年房総半島台風(第15号)及び東日本台風(第19号)により、市内において損壊した被災建築物及び被災工作物等(以下「被災家屋等」という。)のうち、所有者等から申請があり、本市が生活環境保全上の支障の除去、二次災害の防止及び被災者の生活再建支援の観点から解体の必要があると認めた被災家屋等について、所有者等に代わり解体撤去・処分業務を行うものである。

2 競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たしていなければなりません。

(1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に該当しないこと。

(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(3) 入札期日において、平成31年・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録され、業種「解体」種目「解体」で登載されていること。

(4) 入札期日において、建設業法に基づく「解体工事業」の建設業許可を有していること。

(5) 過去2年間に本市、他官公庁又は民間において、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律が適用される建築物の工事について1件以上の元請契約実績を有すること。ただし、民間実績については2件以上の元請契約実績を有すること。

(6) 建設業法第26条に基づき主任技術者を配置するこ

と。また、当該主任技術者の要件を満たす資格者証の写し、若しくは実務経験経歴書(解体工事に限る)及び雇用関係を証明できる書類を提出すること。

- (7) 本業務の全部を一括又は主要な部分を第三者に委託しないこと。また、競争入札参加申込書にて、一部再委託を申請する場合は、再委託確認書を提出すること。

3 競争入札参加申込書及び再委託確認書の配布、提出、仕様書等閲覧及び問い合わせ先

この入札に参加を希望する者は、次の(4)提出物に記載の書類を提出してください。

- (1) 競争入札参加申込書及び再委託確認書の配布先
次の川崎市ホームページよりダウンロード又は次の3(2)にて配布します。

<http://www.city.kawasaki.jp/300/page/0000115903.html>

- (2) 配布・提出・仕様書閲覧場所及び問い合わせ先
郵便番号 210-0005

住 所 川崎市川崎区東田町5番地4
川崎市役所第3庁舎16階

担 当 環境局施設部施設整備課 松浦

電 話 044-200-2572(直通)

- (3) 配布、提出及び閲覧期間
令和2年3月25日(水)から令和2年3月30日(月)まで
午前9時から午後5時まで
(土曜日、日曜日、休日及び正午から午後1時の間は除く)

- (4) 提出物
ア 競争入札参加申込書
イ 再委託確認書(一部再委託を申請する場合)
ウ 上記2(5)の実績を確認できる契約書等の写し
エ 上記2(6)の主任技術者の要件を満たす資格者証の写し等及び雇用関係を証明できる書類

- (5) 提出方法
持参又は郵送(一般書書留又は簡易書留に限る)とします。ただし、郵送とする場合、提出期限は3(3)によらず、3月30日(月)必着とします。

- (6) 仕様書の配布
上記(4)の提出書類が受理できた際に、仕様書を配布します。ただし、郵送で提出とした場合は、競争入札参加資格者確認通知書交付時の配布となります。

- (7) その他
ア 提出された書類は返却しません。
イ 提出された書類に関して説明を求められた場合には、これに応じなければなりません。
ウ 提出された書類に不備や不足があった場合は、参加申し込みは無効となります。

4 競争入札参加資格確認通知書の交付

競争入札参加申込書を提出し入札参加資格があると認められた者には、次により競争入札参加資格確認通知書を交付します。ただし、川崎市工事請負有資格業者名簿へ登録した際に電子メールのアドレスを登録している場合は、そのアドレスあてに競争入札参加資格確認通知書を電子メールで送付します。

- (1) 場所
上記3(2)に同じ
- (2) 日時
令和2年4月1日(水)午前9時から午後5時まで(正午から午後1時の間を除く)

5 質問書の受付・回答

- (1) 質問受付期間
令和2年4月2日(木)から令和2年4月3日(金)午後5時まで
(持参の場合は、午前9時から午後5時までとし、正午から午後1時の間を除く)

- (2) 質問書の様式
上記3(1)よりダウンロード又は競争入札参加資格確認通知書交付時に配布する「質問書」にて受け取ります。

- (3) 質問受付方法
持参、電子メール又はFAXに限ります。
ア 持 参 上記3(2)に同じ
イ 電子メール 30sisetu@city.kawasaki.jp
ウ F A X 044-200-3923

(4) 回答方法

競争入札参加資格があると認めた者からの質問に対する回答は、令和2年4月7日(火)に、競争入札参加資格があると認めた全社宛てに電子メール又はFAXにて送信します。なお、電話等による問合せには一切応じません。

6 競争入札参加資格の喪失

競争入札参加資格があると認めた者が、次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

- (1) 2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。
(2) 競争入札参加申込書及び提出書類について虚偽の記載をしたとき。

7 入札の手続等

- (1) 入札方法
入札は「川崎市競争入札参加者心得」に基づいて行うものとします。

- (2) 入札・開札の日時及び場所
ア 日時
令和2年4月15日(水)午前10時
イ 場所

川崎市川崎区東田町5番地4
川崎市役所第3庁舎11階 会議室

(3) 入札保証金

免除とします。

(4) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した
予定価格(基準単価)の範囲内で、各入札単価の合
計が最低の価格をもって有効な入札を行った者を落
札予定者とします。

(5) 業務単価表の提出及び落札者決定

落札予定者は入札金額の算出に使用した入札単価
表を提出し、本市との間にその単価について合意が
取れた者を落札者とします。ただし、基準単価を超
えた入札単価がある場合や、入札単価の合計が入札
金額と違う場合又は入札単価表が提出できない場合
は、失格とします。

(6) 再入札の実施

落札者がいない場合は、直ちに再入札を行いま
す。(開札に立ち会わない者は、再入札に参加の意
思がないものとみなします。)

(7) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び川
崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、こ
れを無効とします。

8 契約手続等

(1) 契約保証金

要(10%)

ただし、川崎市契約規則第33条各号に該当する場
合は免除いたします。

(2) 契約書の作成

要

(3) 契約規則等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心
得等は、入札情報かわさき(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.htm>)の「契約関係規定」
から閲覧できます。

9 その他

(1) 当該契約において使用する言語及び通貨は、日本
語及び日本国通貨に限ります。

(2) 詳細は入札説明書によります。

(3) この公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、
川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等の
定めるところによります。

(4) この公告に関する問い合わせ先は、上記3(2)に同
じです。

川崎市公告第309号

入 札 公 告

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和2年3月25日

川崎市長 福 田 紀 彦

1 競争入札に付する事項

(1) 件 名

被災家屋等解体撤去・処分業務委託その3

(2) 履行場所

本市の指定する場所

(3) 履行期間

契約締結日から令和2年10月30日まで

(4) 業務概要

本業務は、令和元年房総半島台風(第15号)及び
東日本台風(第19号)により、市内において損壊し
た被災建築物及び被災工作物等(以下「被災家屋等」
という。)のうち、所有者等から申請があり、本市
が生活環境保全上の支障の除去、二次災害の防止及
び被災者の生活再建支援の観点から解体の必要があ
ると認められた被災家屋等について、所有者等に代わり
解体撤去・処分業務を行うものである。

2 競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて
満たしていなければなりません。

(1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第
2条の規定に該当しないこと。

(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による
指名停止期間中でないこと。

(3) 入札期日において、平成31年・32年度川崎市工事
請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録され、
業種「解体」種目「解体」で登載されていること。

(4) 入札期日において、建設業法に基づく「解体工事
業」の建設業許可を有していること。

(5) 過去2年間に本市、他官公庁又は民間において、
建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律が適
用される建築物の工事について1件以上の元請契約
実績を有すること。ただし、民間実績については2
件以上の元請契約実績を有すること。

(6) 建設業法第26条に基づき主任技術者を配置するこ
と。また、当該主任技術者の要件を満たす資格者証
の写し、若しくは実務経験経歴書(解体工事に限る)
及び雇用関係を証明できる書類を提出すること。

(7) 本業務の全部を一括又は主要な部分を第三者に委
託しないこと。また、競争入札参加申込書にて、一
部再委託を申請する場合は、再委託確認書を提出す
ること。

3 競争入札参加申込書及び再委託確認書の配布、提
出、仕様書等閲覧及び問い合わせ先

この入札に参加を希望する者は、次の(4)提出物に記載の書類を提出してください。

- (1) 競争入札参加申込書及び再委託確認書の配布先
次の川崎市ホームページよりダウンロード又は次の3(2)にて配布します。

<http://www.city.kawasaki.jp/300/page/0000115934.html>

- (2) 配布・提出・仕様書閲覧場所及び問い合わせ先
郵便番号 210-0005

住 所 川崎市川崎区東田町5番地4
川崎市役所第3庁舎16階

担 当 環境局施設部施設整備課 松浦

電 話 044-200-2572 (直通)

- (3) 配布、提出及び閲覧期間

令和2年3月25日(水)から令和2年3月30日(月)まで

午前9時から午後5時まで

(土曜日、日曜日、休日及び正午から午後1時の間は除く)

- (4) 提出物

ア 競争入札参加申込書

イ 再委託確認書(一部再委託を申請する場合)

ウ 上記2(5)の実績を確認できる契約書等の写し

エ 上記2(6)の主任技術者の要件を満たす資格者証の写し等及び雇用関係を証明できる書類

- (5) 提出方法

持参又は郵送(一般書書留又は簡易書留に限る)とします。ただし、郵送とする場合、提出期限は3(3)によらず、3月30日(月)必着とします。

- (6) 仕様書の配布

上記(4)の提出書類が受理できた際に、仕様書を配布します。ただし、郵送で提出とした場合は、競争入札参加資格者確認通知書交付時の配布となります。

- (7) その他

ア 提出された書類は返却しません。

イ 提出された書類に関して説明を求められた場合には、これに応じなければなりません。

ウ 提出された書類に不備や不足があった場合は、参加申し込みは無効となります。

4 競争入札参加資格確認通知書の交付

競争入札参加申込書を提出し入札参加資格があると認められた者には、次により競争入札参加資格確認通知書を交付します。ただし、川崎市工事請負有資格業者名簿へ登載した際に電子メールのアドレスを登載している場合は、そのアドレスあてに競争入札参加資格確認通知書を電子メールで送付します。

- (1) 場所

上記3(2)と同じ

- (2) 日時

令和2年4月1日(水)午前9時から午後5時まで(正午から午後1時の間を除く)

5 質問書の受付・回答

- (1) 質問受付期間

令和2年4月2日(木)から令和2年4月3日(金)午後5時まで

(持参の場合は、午前9時から午後5時までとし、正午から午後1時の間を除く)

- (2) 質問書の様式

上記3(1)よりダウンロード又は競争入札参加資格確認通知書交付時に配布する「質問書」にて受け取ります。

- (3) 質問受付方法

持参、電子メール又はFAXに限ります。

ア 持 参 上記3(2)と同じ

イ 電子メール 30sisetu@city.kawasaki.jp

ウ FAX 044-200-3923

- (4) 回答方法

競争入札参加資格があると認めた者からの質問に対する回答は、令和2年4月7日(火)に、競争入札参加資格があると認めた全社宛てに電子メール又はFAXにて送信します。なお、電話等による問合せには一切応じません。

6 競争入札参加資格の喪失

競争入札参加資格があると認めた者が、次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

- (1) 2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。

- (2) 競争入札参加申込書及び提出書類について虚偽の記載をしたとき。

7 入札の手続等

- (1) 入札方法

入札は「川崎市競争入札参加者心得」に基づいて行うものとします。

- (2) 入札・開札の日時及び場所

ア 日時

令和2年4月15日(水)午前11時

イ 場所

川崎市川崎区東田町5番地4

川崎市役所第3庁舎11階 会議室

- (3) 入札保証金

免除とします。

- (4) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格(基準単価)の範囲内で、各入札単価の合計が最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札予定者とします。

(5) 業務単価表の提出及び落札者決定

落札予定者は入札金額の算出に使用した入札単価表を提出し、本市との間にその単価について合意が取れた者を落札者とします。ただし、基準単価を超えた入札単価がある場合や、入札単価の合計が入札金額と違う場合又は入札単価表が提出できない場合は、失格とします。

(6) 再入札の実施

落札者がいない場合は、直ちに再入札を行います。(開札に立ち会わない者は、再入札に参加の意思がないものとみなします。)

(7) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

8 契約手続等

(1) 契約保証金

要 (10%)

ただし、川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は免除いたします。

(2) 契約書の作成

要

(3) 契約規則等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、入札情報かわさき (<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.htm>) の「契約関係規定」から閲覧できます。

9 その他

- (1) 当該契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (2) 詳細は入札説明書によります。
- (3) この公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。
- (4) この公告に関する問い合わせ先は、上記3(2)に同じです。

川崎市公告第310号

入 札 公 告

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和2年3月25日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

被災家屋等解体撤去・処分業務委託その4

(2) 履行場所

本市の指定する場所

(3) 履行期間

契約締結日から令和2年10月30日まで

(4) 業務概要

本業務は、令和元年房総半島台風(第15号)及び東日本台風(第19号)により、市内において損壊した被災建築物及び被災工作物等(以下「被災家屋等」という。)のうち、所有者等から申請があり、本市が生活環境保全上の支障の除去、二次災害の防止及び被災者の生活再建支援の観点から解体の必要があると認められた被災家屋等について、所有者等に代わり解体撤去・処分業務を行うものである。

2 競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たしていなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に該当しないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 入札期日において、平成31年・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録され、業種「解体」種目「解体」で掲載されていること。
- (4) 入札期日において、建設業法に基づく「解体工事業」の建設業許可を有していること。
- (5) 過去2年間に本市、他官公庁又は民間において、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律が適用される建築物の工事について1件以上の元請契約実績を有すること。ただし、民間実績については2件以上の元請契約実績を有すること。
- (6) 建設業法第26条に基づき主任技術者を配置すること。また、当該主任技術者の要件を満たす資格者証の写し、若しくは実務経験経歴書(解体工事に限る)及び雇用関係を証明できる書類を提出すること。
- (7) 本業務の全部を一括又は主要な部分を第三者に委託しないこと。また、競争入札参加申込書にて、一部再委託を申請する場合は、再委託確認書を提出すること。

3 競争入札参加申込書及び再委託確認書の配布、提出、仕様書等閲覧及び問い合わせ先

この入札に参加を希望する者は、次の(4)提出物に記載の書類を提出してください。

- (1) 競争入札参加申込書及び再委託確認書の配布先
次の川崎市ホームページよりダウンロード又は次の3(2)にて配布します。
<http://www.city.kawasaki.jp/300/page/0000115935.html>
- (2) 配布・提出・仕様書閲覧場所及び問い合わせ先
郵便番号 210-0005
住 所 川崎市川崎区東田町5番地4
川崎市役所第3庁舎16階

担 当 環境局施設部施設整備課 松浦
電 話 044-200-2572 (直通)

(3) 配布、提出及び閲覧期間

令和2年3月25日(水)から令和2年3月30日(月)まで
午前9時から午後5時まで
(土曜日、日曜日、休日及び正午から午後1時の間は除く)

(4) 提出物

- ア 競争入札参加申込書
- イ 再委託確認書(一部再委託を申請する場合)
- ウ 上記2(5)の実績を確認できる契約書等の写し
- エ 上記2(6)の主任技術者の要件を満たす資格者証の写し等及び雇用関係を証明できる書類

(5) 提出方法

持参又は郵送(一般書書留又は簡易書留に限る)とします。ただし、郵送とする場合、提出期限は3(3)によらず、3月30日(月)必着とします。

(6) 仕様書の配布

上記(4)の提出書類が受理できた際に、仕様書を配布します。ただし、郵送で提出とした場合は、競争入札参加資格者確認通知書交付時の配布となります。

(7) その他

- ア 提出された書類は返却しません。
- イ 提出された書類に関して説明を求められた場合には、これに応じなければなりません。
- ウ 提出された書類に不備や不足があった場合は、参加申し込みは無効となります。

4 競争入札参加資格確認通知書の交付

競争入札参加申込書を提出し入札参加資格があると認められた者には、次により競争入札参加資格確認通知書を交付します。ただし、川崎市工事請負有資格業者名簿へ登載した際に電子メールのアドレスを登載している場合は、そのアドレスあてに競争入札参加資格確認通知書を電子メールで送付します。

(1) 場所

上記3(2)に同じ

(2) 日時

令和2年4月1日(水)午前9時から午後5時まで(正午から午後1時の間を除く)

5 質問書の受付・回答

(1) 質問受付期間

令和2年4月2日(木)から令和2年4月3日(金)午後5時まで
(持参の場合は、午前9時から午後5時までとし、正午から午後1時の間を除く)

(2) 質問書の様式

上記3(1)よりダウンロード又は競争入札参加資格

確認通知書交付時に配布する「質問書」にて受け付けます。

(3) 質問受付方法

持参、電子メール又はFAXに限ります。

ア 持 参 上記3(2)に同じ

イ 電子メール 30sisetu@city.kawasaki.jp

ウ F A X 044-200-3923

(4) 回答方法

競争入札参加資格があると認めた者からの質問に対する回答は、令和2年4月7日(火)に、競争入札参加資格があると認めた全社宛てに電子メール又はFAXにて送信します。なお、電話等による問合せには一切応じません。

6 競争入札参加資格の喪失

競争入札参加資格があると認めた者が、次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

- (1) 2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。
- (2) 競争入札参加申込書及び提出書類について虚偽の記載をしたとき。

7 入札の手續等

(1) 入札方法

入札は「川崎市競争入札参加者心得」に基づいて行うものとします。

(2) 入札・開札の日時及び場所

ア 日時

令和2年4月15日(水)午後1時30分

イ 場所

川崎市川崎区東田町5番地4

川崎市役所第3庁舎15階 第1会議室

(3) 入札保証金

免除とします。

(4) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格(基準単価)の範囲内で、各入札単価の合計が最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札予定者とします。

(5) 業務単価表の提出及び落札者決定

落札予定者は入札金額の算出に使用した入札単価表を提出し、本市との間にその単価について合意が取れた者を落札者とします。ただし、基準単価を超えた入札単価がある場合や、入札単価の合計が入札金額と違う場合又は入札単価表が提出できない場合は、失格とします。

(6) 再入札の実施

落札者がいない場合は、直ちに再入札を行います。(開札に立ち会わない者は、再入札に参加の意思がないものとみなします。)

(7) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

8 契約手続等

(1) 契約保証金

要 (10%)

ただし、川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は免除いたします。

(2) 契約書の作成

要

(3) 契約規則等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、入札情報かわさき (<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.htm>) の「契約関係規定」から閲覧できます。

9 その他

(1) 当該契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 詳細は入札説明書によります。

(3) この公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。

(4) この公告に関する問い合わせ先は、上記3(2)に同じです。

川崎市公告第311号

入札公告

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和2年3月25日

川崎市長 福田紀彦

1 件名

令和2年度第10回たま音楽祭実施委託

2 履行期間

契約締結日から令和3年3月31日まで

3 履行場所

多摩区総合庁舎、その他多摩区内に必要な場所

4 業務概要

たま音楽祭は、地域住民で構成される「たま音楽祭実行委員会」がイベントを企画、準備、運営する実施主体となり、多摩区内で音楽活動を行っているアマチュア演奏者等に日頃の成果を発表する機会を提供するとともに、区民による手づくりの音楽祭を開催することにより、市民の自主的な音楽活動による一層の地域住民交流と地域活性化を図ることを目指すものです。本業務は、たま音楽祭実施に係る一連の業務を行うものです。

詳細は、委託仕様書によります。

5 一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たしていなければなりません。

(1) 川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと

(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと

(3) 平成31・32年度川崎市業務委託有資格業者名簿に、業種「99その他業務」の内、種目「01催物会場設営及びイベント、運営・企画」で登録している者

(4) 事業目的・趣旨等を理解し、事業を推進できる者

6 入札説明書及び一般競争入札参加資格確認申請書の配布及び提出

川崎市のホームページ「入札情報かわさき」または、次の配布・提出場所において一般競争入札参加資格確認申請書、仕様書及び質問書が添付された入札説明書を配布します。

また、この入札に参加を希望する者は、次により所定の一般競争入札参加資格確認申請書を持参または郵送により提出してください。

・「入札情報かわさき」<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>

なお、入札説明会は実施しません。

(1) 配布・提出先

〒214-8570

川崎市多摩区登戸1775-1 多摩区総合庁舎10階
多摩区役所まちづくり推進部地域振興課

電話 044-935-3131 F A X 044-935-3391

電子メール 71tisin@city.kawasaki.jp

(2) 配布・提出期間

令和2年3月25日（水）午前8時30分から4月2日（木）午後5時まで（ただし土曜日、日曜日、祝日を除く。）

(3) 提出方法

持参または郵送

7 一般競争入札参加資格確認通知書の交付

一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者には、次により一般競争入札参加資格確認通知書を交付します。

(1) 場所 6(1)に同じ

(2) 日時 4月3日（金）午後1時から午後5時まで
ただし、業務委託有資格者名簿へ登録した際に電子メールのアドレスを登録した場合は、同日中までに電子メールで配信されます。

8 問い合わせ

(1) 問い合わせ先

6(1)に同じ

(2) 質問受付期間

3月25日(水)から4月6日(月)までの午前8時30分から午後5時まで及び4月7日(火)の午前8時30分から正午までとします。ただし、閉庁日(土曜日、日曜日及び祝日)並びに平日の正午から午後1時までを除きます。

(3) 質問書の様式

入札説明書に添付の「質問書」の様式により提出してください。

(4) 質問受付方法

電子メール

(5) 回答方法

4月9日(木)午後5時までに一般競争入札参加資格確認通知書の交付を受けた者へ電子メールにて回答書を送付します。なお、この入札の参加資格を満たしていない者からの質問に関しては、回答しません。

9 一般競争入札参加資格の喪失

一般競争入札参加資格があると認められた者が、次の各号のいずれかに該当した場合は、一般競争入札参加資格を喪失します。

- (1) 開札前に上記5の各号のいずれかの条件を欠いたとき。
- (2) 一般競争入札参加資格確認申請書、その他提出書類について、虚偽の記載をしたとき。

10 入札手続等

(1) 入札方法

ア 入札は総価で行います。入札者は見積もった契約金額の110分100に相当する金額を入札書に記載してください。

イ 入札は所定の入札書をもって行います。入札書を入札件名が記載された封筒に封印して持参してください。

ウ 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に、消費税及び地方消費税に相当する額(入札書に記載した金額の10%)を加算した金額をもって契約金額とします。

(2) 入札・開札の日時及び場所

ア 入札日時 4月13日(月)午前10時

イ 入札場所 〒214-8570

川崎市多摩区登戸1775番地1

多摩区総合庁舎6階601階会議室

(3) 入札書の提出方法 持参とします。

(4) 入札保証金 免除とします。

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は無効とします。

11 契約手続等

(1) 契約保証金は、次のとおりとします。

ア 川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は免除します。

イ ア以外の場合は、契約金額の10%を納入しなければなりません。

(2) 契約書作成の要否 必要とします。

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約条例、川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」(URLは6に記載)及び「6(1)配布・提出先」で閲覧することができます。

12 その他

関連情報を入手するための窓口は、「6(1)配布・提出先」と同じ。

川崎市公告第312号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和2年3月25日

川崎市長 福田紀彦

1 競争入札に付する事項

(1) 件名 使用済み乾電池運搬及び処理業務委託(その2)

(2) 履行場所 川崎市川崎区浮島町509番地1ほか2か所

(3) 履行期間 契約日から令和3年3月31日(水)まで

(4) 業務概要 本業務は、本市で回収された使用済み乾電池を、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に従い、本市が指定する保管場所から受託者の処理施設まで運搬し、無害化処理及び再資源化を図り適正に処理するものである。

2 競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

(1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に該当しないこと。

(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(3) 入札期日において、平成31・32年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「廃棄物関連業務」種目「産業廃棄物処分業」に記載されていること。

(4) 過去2年間に本市、他官公庁又は民間において、使用済み乾電池の運搬及び処理業務の契約実績を有

すること。ただし民間実績については、同等の契約実績を有すること。

- (5) 一般廃棄物処理施設設置許可を取得していること。
- (6) 業務の全部を一括又は主要な部分を第三者に委託しないこと。また、競争入札参加申込書にて、一部再委託を申請する場合は、再委託確認書を提出すること。

3 競争入札参加申込書の配布、提出、仕様書等閲覧及び問い合わせ先

この入札に参加を希望する者は、次により競争入札参加申込書及び上記2(4)(5)に関する書類を提出してください。また、競争参加申込書にて一部再委託を申請する場合は再委託確認書を提出してください。

- (1) 配布・提出・仕様書等閲覧場所及び問い合わせ先
川崎市川崎区東田町5番地4
川崎市役所第3庁舎16階
環境局施設部処理計画課 担当 磯崎
電話 044-200-2588(直通)

※ 競争入札参加申込書については、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」よりダウンロードできます。

- (2) 配布・提出・仕様書等閲覧期間
令和2年3月25日(水)から令和2年3月31日(火)9時から17時まで
(土曜日、日曜日及び12時から13時の間は除く。)
- (3) 提出方法 持参又は郵送。ただし、郵送の場合は申込書の提出締切日までに届くこととし、不備がないこと。

- (4) 提出書類
ア 上記2(4)の契約内容を確認できる契約書等の写し
イ 上記2(5)の許可証の写し
ウ 再委託確認書(一部再委託を申請する場合)

4 競争入札参加資格確認通知書、質問書及び仕様書の交付

競争入札参加申込書を提出し、競争入札参加資格があると認められた者には、競争入札参加資格確認通知書等を令和2年4月6日(月)までに交付します。

なお、川崎市業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールアドレスを登録している場合は、電子メールで配信します。電子メールアドレスを登録していない場合は、次のとおり受け取りに来てください。

- (1) 交付場所 上記3(1)に同じ
- (2) 交付日時 令和2年4月6日(月)9時から17時まで(12時から13時の間は除く。)

5 質問書の受付・回答

- (1) 質問受付日
令和2年4月6日(月)から令和2年4月8日

(水)9時から17時まで(12時から13時の間は除く。)

- (2) 質問書の様式 配布する「質問書」の様式により提出してください。

- (3) 質問受付方法
ア 電子メール 30syori@city.kawasaki.jp
イ FAX 044-200-3923
ウ 持参 上記3(1)に同じ

- (4) 回答方法
令和2年4月10日(金)
全社へ文書(電子メールまたはFAX)にて送付します。

6 競争入札参加資格の喪失
次のいずれかに該当するときは、この競争入札参加資格を喪失します。

- (1) 開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。
- (2) 競争入札参加申込書及び提出書類等に虚偽の記載をしたとき。

7 入札手続等

- (1) 入札は「川崎市競争入札参加者心得」に基づいて行うものとします。
- (2) 入札・開札の日時 令和2年4月17日(金)11時30分
- (3) 入札・開札の場所 川崎市川崎区東田町5番地4
川崎市役所第3庁舎16階
環境局会議室
- (4) 入札書の提出方法 持参(持参以外は無効とします。)
- (5) 入札保証金 免除
- (6) 落札者の決定方法 川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。

- (7) 再入札の実施 落札者がいない場合は、直ちに再入札を行います。(開札に立ち会わない者は、再入札に参加の意思がないものとみなします。)

- (8) 入札の無効 川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

8 契約手続等

- (1) 契約保証金 要(10%)
ただし、川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は免除といたします。
- (2) 契約書の作成 要

(3) 契約規則等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、入札情報かわさき (<http://www.city.kawasaki.jp/233300/>) の「契約関係規定」から閲覧できます。

(4) その他

本業務の一部を協力会社で行う場合は、予め本市と覚書を締結するものとします。

9 その他

(1) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。

(2) 公告に関する問い合わせ先は、上記3(1)に同じです。

(3) 詳細は入札説明書によります。

川崎市公告第313号

入 札 公 告

令和2年3月25日

川崎市長 福田 紀彦

一般競争入札について次のとおり公告します。

1 競争入札に付する事項

件 名 令和2年度川崎市環境総合研究所における野外環境体験学習実施業務委託

履行場所 川崎市環境総合研究所ほか

履行期間 契約締結日から令和3年3月19日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

(1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に該当しないこと。

(2) 平成31・32年度川崎市業務委託有資格業者名簿のうち、「委託」に区分されている事業者の中で、業種「その他業務」種目「その他」に登録している業者から、備考欄に「環境」、「教育」、「イベント」、「講座」、又は本業務に関係する項目が記載されていること。

(3) 過去5年間、自治体と本業務に類似した受託契約の実績があること

(4) 5年以上の業務経験・環境カウンセラー等の資格を有する者が在籍していること。

(5) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

3 競争入札参加申込書の配布、提出及び問合せ先

一般競争入札に参加を希望する者は、次により競争参加の申込みをしなければなりません。

(1) 配布・提出場所及び問合せ先

〒210-0821

川崎市川崎区殿町3丁目25番13号

川崎生命科学・環境研究センター3階

川崎市環境総合研究所

事業推進課 浅岡・武部

電 話 044-276-9001

F A X 044-288-3156

E-mail 30sojig@city.kawasaki.jp

(2) 提出期間

ア 配布・提出日

令和2年3月25日(水)から令和2年4月1日(水)まで

(土日を除く)

イ 配布・提出時間

午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

(3) 提出書類

ア 競争入札参加申込書

イ 上記2(3)の契約内容を確認できる契約書等の写し

ウ 上記2(4)の資格を確認できる証明書等の写し

(4) 提出方法

持参に限ります。

提出書類(競争入札参加申込書)及び仕様書は、インターネットからダウンロードすることができます。(「入札情報かわさき」の「入札情報」の委託の欄の「入札公表」の中にあります。)ダウンロードができない場合には、上記3(2)の期間に、3(1)の場所で配布します。(「入札情報かわさき」<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)

4 競争入札参加資格確認通知書の交付

競争入札参加申込書を提出した者のうち参加資格があると認められた者には、平成31・32年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の委任先メールアドレスに令和2年年4月7日(火)までに送付します。委任先メールアドレスを登録していない場合は、直接受取りに来るようお願いします。

(1) 交付日

令和2年4月7日(火)

(2) 場所

上記3(1)に同じ。

5 仕様・入札に関する問合せ

(1) 問合せ先

上記3(1)に同じ。

(2) 問合せ期間

令和2年4月7日(火)から令和2年4月10日(金)午後5時まで

(3) 問合せ方法

競争入札参加資格確認通知書に添付の「質問書」の様式に必要な事項を記入し、指定するFAX又は電

子メールアドレスあて送付してください。

(4) 回答方法

質問があった場合の回答は、令和2年4月13日(月)に、全参加者あてに、電子メール又はFAXにて送付します。

6 競争入札参加資格の喪失

競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

- (1) 開札前に上記2の各号のいずれかの資格条件を満たさなくなったとき。
- (2) 競争入札参加申込書及び提出書類について虚偽の記載をしたとき。

7 入札手続等

(1) 入札方法等

税抜きの総額で行います。

ア 入札書の提出日時

令和2年4月21日(火)午前10時00分

イ 入札書の提出場所

川崎市川崎区殿町3丁目25番13号
川崎市環境総合研究所 研修室

(2) 入札保証金

免除とします

(3) 開札の日時

7(1)アに同じ

(4) 開札の場所

7(1)イに同じ

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は落札を保留し、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

8 契約手続等

次により、契約を締結します。

(1) 契約保証金

免除

(2) 前払金

否

(3) 契約書作成の要否

必要とします。

(4) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等は、上記3(1)の場所及び川崎市のホームページの「入札情報」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「契約関係規定」で閲覧することができます。

9 その他

- (1) 関連情報を入手するための窓口は3(1)に同じ。
- (2) 当該落札決定の効果は令和2年第1回川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決を要します。

川崎市公告第314号

入 札 公 告

幸区内道路清掃汚泥処分業務委託に関する一般競争入札について、次のとおり公告します。

令和2年3月25日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

(1) 件 名

幸区内道路清掃汚泥処分業務委託

(2) 履行場所

川崎市幸区役所道路公園センター管内

(3) 履行期限

契約締結日から令和3年3月31日まで

(4) 業務概要

仕様書による

2 競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に該当しないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 入札期日において、川崎市の令和元年度業務委託有資格業者名簿の業種「廃棄物関連業務」種目「産業廃棄物処分」に登録されていること。
- (4) 平成31・32年度川崎市業務委託有資格業者名簿に地域区分「市内」「準市内」「市外」で登録されている者。
- (5) 処分受入先が川崎市幸区役所道路公園センターから直線距離で30km程度以内であること。
- (6) 過去5年以内に国又は地方自治体において類似実績があること。

3 競争参加申込書の配布・提出及び問い合わせ先

一般競争入札に参加を希望する者は、次により競争参加の申込みをしなければなりません。

(1) 配布・提出及び問い合わせ先

〒212-0053

川崎市幸区下平間357番地3

川崎市幸区役所道路公園センター管理課

電話：044-544-5500

FAX：044-556-1650

E-Mail : 63doukan@city.kawasaki.jp

※ 一般競争入札参加申込書・仕様書・質問書は川崎市のホームページからダウンロードできます。

(「入札情報かわさき」－「入札情報」－「入札情報(入札公表・落札結果)」－「入札情報」－「委託」－「入札公表」－「財政局」)

(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)

(2) 配布・提出及び問い合わせ期間

令和2年3月25日(水)から令和2年4月1日(水)午前9時から正午までと午後1時から午後5時まで(土曜日、日曜日及び休日を除く)

(3) 提出物

ア 競争入札参加申込書

イ 産業廃棄物処分業の許可証の写し

ウ 処分受入先から川崎市幸区役所道路公園センターまでの距離がわかる地図の提出

エ 類似契約の契約書の写し(契約書の件名と契約者の代表印が確認できるページのみで可)

(4) 提出方法

持参

4 競争入札参加資格確認通知書の交付

競争入札参加申込書を提出した者には、令和2年4月3日(金)午後5時までに次のとおり競争参加資格確認通知書を交付します。

(1) 平成31・32年度「業務委託有資格業者名簿」に電子メールアドレスを登録している場合は、電子メールにて送付します。

(2) 電子メールアドレスを登録していない場合は、FAXにより送付します。

5 仕様に関する問い合わせ

(1) 質問受付方法

電子メールまたはFAXで送信して下さい。

電子メール 63doukan@city.kawasaki.jp

FAX : 044-556-1650

(2) 質問受付期間

令和2年4月3日(金)午前9時から令和2年4月15日(水)正午まで

(3) 質問書の様式

3(1)で配布する「質問書」により提出してください。

「質問書」を送信した場合、その旨を3(1)の所管課まで電話で連絡をしてください。

(4) 回答方法

質問に対する回答は、令和2年4月16日(木)に、全ての入札参加者宛てにFAX又は電子メールにて送付します。

6 入札参加資格の喪失

競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

(1) この公告に定める資格条件を満たさなくなったとき。

(2) 競争入札参加申込書及び提出書類について虚偽の記載をしたとき。

7 入札手続等

(1) 入札方法等

ア 持参による入札

(ア) 入札日時

令和2年4月17日(金) 午後2時

(イ) 入札場所

川崎市幸区下平間357-3

幸区役所道路公園センター 1階会議室

(2) 入札保証金

免除とします。

(3) 開札の日時

7(1)ア(ア)と同じ

(4) 開札の場所

7(1)ア(イ)と同じ

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。

ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

入札に参加する資格の無い者が行った入札及び川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

8 契約の手続等

(1) 契約保証金

免除とします。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 前払金

無

(4) 議決の要否

当該落札決定の効果は、令和2年第1回川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決を要します。

(5) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、3(1)の場所及び川崎市のホームページの「入札情報 かわさき」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「ダウンロードコーナー」－「契約関係規定」で閲覧することができます。

9 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (2) 詳細は、入札説明書によります。
- (3) 関連情報を入手するための照会窓口は、3(1)と同じです。
- (4) 公告に定めるもののほかは、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得の定めるところによります。

川崎市公告第315号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和2年3月25日

川崎市長 福田 紀彦

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 件 名
車座集會及び総合教育会議動画配信業務委託
- (2) 履行場所
川崎市役所及び各区役所会議室等
- (3) 履行期間
契約締結の日から令和3年3月31日まで
- (4) 業務概要
川崎市長が市民から直接意見を聞くために開催する「車座集會」及び教育施策に関する市長と教育委員会との協議・調整の場である「総合教育会議」について、インターネットでライブ配信を行うとともに、後日録画動画の一部編集を行い、インターネット上で公開する業務。詳細は「車座集會及び総合教育会議動画配信業務委託仕様書」のとおりです。

2 一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に該当しないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 入札期日において、平成31・32年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「その他」、種目「その他」に記載されていること。
- (4) 業務の全部を一括して又は主要な部分を第三者に委託しないこと。また、競争入札参加申込書にて、主要な部分を除き一部再委託を申請する場合は、再委託確認書を提出すること。

3 一般競争入札参加資格確認申請書等の配布、提出及び問い合わせ先

この入札に参加を希望する者は、次により一般競争入札参加資格確認申請書を提出しなければなりません。

- (1) 提出場所及び問い合わせ先

川崎市川崎区宮本町1 川崎市役所第3庁舎5階
総務企画局都市政策部企画調整課
市民との対話担当 大原
電話 044-200-2291

(2) 提出期間

令和2年3月25日(水)午前9時から令和2年3月31日(火)午後4時まで

(3) 提出方法

持参とします。

4 入札公表及び仕様書等

インターネットで次のホームページからダウンロードしてください。「入札情報かわさき」-「入札情報」の“委託”-「入札公表」<http://keiyaku.city.kawasaki.jp>

5 一般競争入札参加資格確認通知書等の交付

入札参加資格があると認められた者には、平成31・32年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の「委託」の委任先メールアドレスに令和2年4月1日(水)までに入札説明書及び一般競争入札参加資格確認通知書等を送付します。また、当該委任先のメールアドレスを登録していない者には、同日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時までに上記3(1)の場所において入札説明書及び一般競争入札参加資格確認通知書等を交付します。

6 仕様に関する問い合わせ先

(1) 川崎市川崎区宮本町1 川崎市役所第3庁舎5階
総務企画局都市政策部企画調整課
市民との対話担当 大原
電話 044-200-2291

(2) 質問受付期間

令和2年3月25日(水)から令和2年4月3日(金)正午まで

(3) 質問書の様式

所定の「質問書」の様式により、提出してください。

(4) 質問受付方法

電子メール及びFAXに限ります。

電子メール 17kityo-s@city.kawasaki.jp

FAX 044-200-3919

(5) 回答方法

令和2年4月6日(月)に参加資格を有する全者に電子メール又はFAXで送付します。

7 一般競争入札参加資格の喪失

一般競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

- (1) 上記2に定める資格条件を満たさなくなったとき。
- (2) 一般競争入札参加資格確認申請書等の提出書類について虚偽の記載をしたとき。

8 入札の手續等

(1) 入札方法

ア 入札は、紙入札方式とし、所定の入札書をもって行います。入札書は入札件名が記載された封筒に封印してください。

イ 入札は、総額（消費税額及び地方消費税額を含まない。）で行います。

(2) 入札書の提出方法

持参とします。

(3) 入札・開札の日時

令和2年4月9日（木）午前10時30分

(4) 入札・開札の場所

川崎市役所第3庁舎5階
総務企画局都市政策部企画調整課 会議室

(5) 入札保証金

免除とします。

(6) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内の価格で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。

(7) 入札の無効

川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

9 契約手續等

(1) 契約書の作成の要否

必要とします。

(2) 契約保証金

免除とします。

(3) 契約規則等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市契約条例等は、川崎市のホームページの「入札情報かわさき」の「契約関係規程」で閲覧することができます。

10 その他

(案件1)

- (1) 契約手續において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (2) 詳細は、仕様書によります。
- (3) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。
- (4) 当該落札決定の効果は、令和2年第1回川崎市議定例会における、本調達に係る予算の議決を要します。

川崎市公告第316号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

令和2年3月25日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 工事を完了した開発区域の名称及び面積
川崎市中原区上平間字伊勢前1564番12
の一部 ほか8筆の一部
3,230平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
川崎市川崎区渡田一丁目15番5
社会福祉法人 ともかわさき 理事長 桑原 賢治
- 3 予定建築物の用途
障害者施設サービス事業所
計画戸数：0戸
- 4 開発許可年月日及び許可番号
平成31年2月4日
川崎市指令 ま宅審（イ）第149号

川崎市公告第317号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和2年3月25日

川崎市長 福田 紀彦

競争入札に付する事項	件 名	下平間小学校ほか1校校舎改修その他工事
	履行場所	川崎市幸区下平間175番地ほか1校
	履行期限	契約の日から令和3年1月29日まで
参加資格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「建築」種目「一般建築」ランク「A」で登録されていること。 (6) 平成31・32年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。 (7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。	

参加資格	<p>(8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(9) 建築工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。また、本案件の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。</p> <p>(10) 監理技術者資格者証（業種「建築」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者合でも可とします。なお、本案件の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本案件の請負金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は専任を要しません。</p>
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2100
入札日時等	令和2年5月13日14時30分（財政局資産管理部契約課建築契約係）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件2)

競争入札に付する事項	件名	菅生中学校ほか2校校舎改修その他工事
	履行場所	川崎市宮前区菅生2丁目10番1号ほか2校
	履行期限	契約の日から令和3年3月10日まで
参加資格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>(4) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「建築」種目「一般建築」ランク「A」で登録されていること。</p> <p>(6) 平成31・32年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。</p> <p>(7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(9) 建築工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。また、本案件の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。</p> <p>(10) 監理技術者資格者証（業種「建築」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。なお、本案件の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本案件の請負金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は専任を要しません。</p>	
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2100	

入札日時等	令和2年5月13日14時30分(財政局資産管理部契約課建築契約係)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件3)

競争入札に 付する事項	件 名	向丘小学校ほか1校わくわくプラザ冷暖房設備改修工事
	履 行 場 所	川崎市宮前区平1丁目6番1号ほか1校
	履 行 期 限	契約の日から令和2年9月11日まで
参 加 資 格	<ul style="list-style-type: none"> (1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「空調・衛生」種目「冷暖房設備」ランク「C」で登録されていること。 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (8) 管工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (9) 主任技術者(業種「管」)を配置できること。 	
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係 (〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100	
入札日時等	令和2年4月20日14時30分(財政局資産管理部契約課建築契約係)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

(案件4)

競争入札に 付する事項	件 名	高津小学校ほか2校わくわくプラザ冷暖房設備改修工事
	履 行 場 所	川崎市高津区溝口4丁目19番1号ほか2校
	履 行 期 限	契約の日から令和2年9月30日まで
参 加 資 格	<ul style="list-style-type: none"> (1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「空調・衛生」種目「冷暖房設備」ランク「B」で登録されていること。 (6) 平成31・32年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。 (7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (9) 管工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (10) 主任技術者(業種「管」)を配置できること。 	

契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係 (〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100
入札日時等	令和2年4月20日14時30分(財政局資産管理部契約課建築契約係)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件5)

競争入札に付する事項	件 名 末長こども文化センターほか2か所冷暖房設備工事
	履行場所 川崎市高津区末長3丁目25番8号ほか2か所
	履行期限 契約の日から令和2年8月31日まで
参加資格	<ol style="list-style-type: none"> (1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「空調・衛生」種目「冷暖房設備」ランク「C」で登録されていること。 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (8) 管工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (9) 主任技術者(業種「管」)を配置できること。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係 (〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100
入札日時等	令和2年4月20日14時30分(財政局資産管理部契約課建築契約係)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件6)

競争入札に付する事項	件 名 大師こども文化センターほか3か所冷暖房設備工事
	履行場所 川崎市川崎区大師公園1番4号ほか3か所
	履行期限 契約の日から令和2年9月15日まで
参加資格	<ol style="list-style-type: none"> (1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「空調・衛生」種目「冷暖房設備」ランク「B」で登録されていること。 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。

参加資格	(8) 管工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (9) 主任技術者(業種「管」)を配置できること。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100
入札日時等	令和2年4月20日14時30分(財政局資産管理部契約課建築契約係)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件7)

競争入札に付する事項	件名	西野川小学校外壁塗装改修その他工事
	履行場所	川崎市宮前区野川3142番地2
	履行期限	契約の日から令和3年1月29日まで
参加資格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>(4) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。</p> <p>(5) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「塗装」種目「塗装」で登録されていること。</p> <p>(6) 平成31・32年度の業者登録情報において、主観評価項目制度実施要綱第2条(1)イ「災害時における本市との協力体制(災害協定)」又はウ「災害時における本市との協力体制(防災協力事業所)」に登録があること。</p> <p>(7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(9) 塗装工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。</p> <p>(10) 監理技術者資格者証(業種「塗装」)の交付を受けた技術者を専任で配置できること。</p> <p>(11) 外壁複合改修工法(ピンネット工法)の施工に必要な技術を有することを証明するピンネットメーカー発行の認定証を有すること。</p> <p>(12) 次のア及びイの全てを満たす、同種工事の完工実績(元請けに限る。)を平成16年4月1日以降に有すること。</p> <p>ただし、共同企業体により施工した工事については、出資割合が20%以上であること。</p> <p>ア 建築物の外壁塗装(外壁用塗膜防水を含む。)の改修工事又は補修工事。</p> <p>イ 建築物の屋上防水若しくは屋根防水の改修工事又は補修工事。ただし、次の各号の例に該当するような下部に室内空間のない部位の防水工事のみの場合を除く。</p> <p>(例) (ア) 庇 (イ) キャンチベランダ (ウ) 外気に開放された渡り廊下等の屋根又は屋上</p>	
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100	
入札日時等	令和2年5月13日14時30分(財政局資産管理部契約課建築契約係)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
その他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

川崎市公告第318号

(仮称)西加瀬プロジェクトに係る条例方法審査書について

川崎市環境影響評価に関する条例(平成11年川崎市条例第48号)第15条の規定に基づき、標記指定開発行為に係る条例方法審査書を次のとおり公告します。

令和2年3月26日

川崎市長 福田紀彦

(仮称)西加瀬プロジェクトに係る
条例方法審査書

令和2年3月

川崎市

目次

はじめに

1 指定開発行為の概要

2 審査結果

(1) 全般的事項

(2) 個別事項

ア 大気質

イ 騒音・振動

ウ 景観

エ 風害

オ 地域交通(交通混雑、交通安全)

(3) 環境配慮項目に関する事項

3 川崎市環境影響評価に関する条例に基づく手続経過

4 川崎市環境影響評価審議会における審議経過

はじめに

(仮称)西加瀬プロジェクトは、武蔵小杉特定目的会社が、中原区西加瀬5番1外の約10.0haの区域において、地上7階建ての物流施設、店舗等を建設し、併せて

道路の拡幅整備を行うものである。

指定開発行為者は、川崎市環境影響評価に関する条例に基づき、令和元年11月20日に指定開発行為実施届及び条例環境影響評価方法書(以下「条例方法書」という。)を提出した。

市は、この提出を受けて条例方法書の公告、縦覧を行ったところ、市民等から意見書の提出があった。

この条例方法書について、令和元年12月3日に川崎市環境影響評価審議会(以下「審議会」という。)に諮問し、令和2年3月19日に審議会から答申があったことから、この答申を踏まえ、条例第14条に基づき、本条例方法審査書を作成したものである。

1 指定開発行為の概要

(1) 指定開発行為者

名称:武蔵小杉特定目的会社

代表者:取締役 中村 樹

住所:東京都中央区日本橋一丁目4番1号

(2) 指定開発行為の名称及び種類

名称:(仮称)西加瀬プロジェクト

種類:都市計画法第4条第12項に規定する開発行為(第1種行為)

商業施設の新設(第2種行為)

大規模建築物の新設(第1種行為)

(川崎市環境影響評価に関する条例施行規則別表第1の1の項、13の項及び15の項に該当)

(3) 指定開発行為を実施する区域

位置:中原区西加瀬5番1 外

区域面積:約100,266㎡

用途地域:工業地域

(4) 計画の概要

ア 目的

物流施設、店舗等の建設及び道路の拡幅整備

イ 土地利用計画

区分	面積(㎡)	割合(%)	備考
計画建物	約50,990	約50.9	
緑化地など	約21,475	約21.4	地上部(公園広場1、公園広場2を除く)
公園広場	約6,040	約6.0	公園広場1:約5,005㎡ 公園広場2:約1,035㎡
通路、車路など	約21,220	約21.2	駐輪場・駐車場などを含む
道路	約541	約0.5	既存道路の拡幅(川崎市へ移管) 計画地(K2):約285㎡ 計画地(K1):約256㎡
計画地面積合計	約100,266	100.0	計画地(K2):約100,010㎡ 計画地(K1):約256㎡

ウ 建築計画

項目	概要	備考
主要用途	物流倉庫	その他：店舗、スポーツ施設
建築敷地面積	約93,685㎡	
建築面積	約47,880㎡	
建ぺい率	約51%	
延べ面積	約213,200㎡	
容積対象床面積	約187,350㎡	
容積率	約200%	
建物階数	7階	
建物高さ	約52m	
建物構造	P C a ・ P C 造、S 造	
駐車場	約870台	大型車：約30台 小型車：約840台（内、屋上部約540台）
駐輪場	約550台	うち、店舗利用など約350台

※P C a ・ P C 造：プレキャスト・プレストレストコンクリート造（工場や敷地内で高強度な鉄筋コンクリート部材を予め作成し、組み立てる工法）、S 造：鉄骨造

※駐車台数に建物内の荷捌きトラックバース（約410台分）は含まない。

2 審査結果

(1) 全般的事項

本指定開発行為は、物流施設、店舗等を建設するものであり、条例環境影響評価準備書（以下「条例準備書」という。）の作成に際しては、条例方法書に記載した内容に加え、本審査結果の内容を踏まえて、環境影響の調査、予測及び評価を行うこと。

(2) 個別事項

ア 大気質

駐車場の利用及び施設関連車両の走行の予測及び評価に当たっては、目的を明確にして現地調査を実施するとともに、計画地周辺が住宅地であり、複数のテナントを想定した物流施設を建設する計画であることから、大型車及び小型車台数、経路配分、時間配分の設定根拠を明らかにすること。

イ 騒音・振動

(ア) 騒音

駐車場の利用及び施設関連車両の走行の予測及び評価に当たっては、計画地周辺が住宅地であり、複数のテナントを想定した24時間稼働の物流施設を建設する計画であることから、大型車及び小型車台数、経路配分、時間配分の設定根拠を明らかにする必要がある。また、駐車場の利用の予測においては、大型車がランプ等を走行することによる周辺への影響を考慮すること。

(イ) 振動

施設関連車両の走行の予測及び評価に当たっては、計画地周辺が住宅地であり、複数のテナントを想定した24時間稼働の物流施設を建設する計画であることから、大型車及び小型車台数、経路配分、時間配分の設定根拠を明らかにすること。

ウ 景観

代表的な眺望地点からの眺望の変化の程度の予測においては、対象とする建築物等の細部がわかる近景域の地点として、計画建物に正対した地点を追加すること。

エ 風害

流体数値シミュレーションを用いた風環境の予測においては、上空風の主風向以外の風向に関しても予測を行い、風環境の悪化が懸念される場合には、対策の効果も含め、その結果を明らかにすること。

オ 地域交通（交通混雑、交通安全）

本事業では、既存道路の拡幅整備を行うことから、供用時の交通混雑の予測に当たっては、拡幅整備に伴う交通量の変化を検討すること。また、計画地周辺が住宅地であり、複数のテナントを想定した物流施設を建設する計画であることから、大型車及び小型車台数、経路配分、時間配分の設定根拠を明らかにすること。その結果、影響が大きくなる交差点が想定される場合には、条例方法

書で選定した6地点以外に調査、予測地点を追加すること。

供用時の交通安全については、駐輪場出入口の位置等も考慮し、歩行者及び自転車への影響について予測及び評価を行うこと。

(3) 環境配慮項目に関する事項

選定した各項目における環境配慮については、その積極的な取組が望まれることから、条例準備書において、具体的な措置の内容を明らかにすること。

3 川崎市環境影響評価に関する条例に基づく手続経過
令和元年11月20日 指定開発行為実施届の受理及び条例方法書の受領

11月27日 条例方法書公告、縦覧開始

12月3日 市長から審議会に条例方法書について諮問

令和2年1月10日 条例方法書縦覧終了、意見書の締切り

意見書の提出40名、39通

3月19日 審議会から市長に条例方法書について答申

3月26日 条例方法審査書公告、指定開発行為者宛て送付

4 川崎市環境影響評価審議会における審議経過

令和元年12月18日 現地視察

令和2年2月4日 審議会(事業者説明及び審議)

3月18日 審議会(答申案審議)

川崎市公告第319号

令和2年度ウェルフェアイノベーション推進実施業務委託の業者選定に関する公募型企画提案の実施について、次のとおり公告します。

令和2年3月26日

川崎市長 福田紀彦

1 公募型プロポーザルに関する事項

(1) 件名

令和2年度ウェルフェアイノベーション推進実施業務委託

(2) 業務事項

ア 「(仮称)ウェルフェアイノベーション連携推進センター」の令和3年度開設に向けた機能構築支援

イ 第2期ウェルフェアイノベーション推進計画に位置付けた行動計画の取組み支援

ウ ウェルフェアイノベーションフォーラムの開催支援

(3) 委託期間 契約締結日～令和3年3月31日

2 提案書の提出者の資格

次の条件をすべて満たしていること。

(1) 法人格を有している者

(2) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でない者

(3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱に基づく指名停止期間中でない者

(4) 川崎市業務委託有資格名簿の当該契約に対応するとして定めた業種を「その他業務」、種目を「その他」で登録されている者

(5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立がなされていない者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立がなされていない者

(6) 産業分野及び福祉分野にネットワークや知見を持つとともに、事業推進のため企画、運営、管理、監督ができる体制を整えられる者

3 提案者を特定するための審査基準

(1) 企画提案の視点・内容

(2) 事業実施体制

(3) 提案内容の工夫

(4) 取組意欲・積極性

(5) 提案内容の実行可能性

(6) 経済性・効率性

4 担当部局

川崎市経済労働局イノベーション推進室

〒210-0007

神奈川県川崎市川崎区駅前本町11番地2

川崎フロンティアビル10階

電話(直通) 044-200-3226

FAX 044-200-3920

メールアドレス 28innova@city.kawasaki.jp

5 企画提案実施要領の交付の期間、場所

(1) 配付期間 令和2年3月26日(木)～4月2日(木)(土日祝日を除く。)

(2) 受付場所 4の担当部局と同じ

6 参加意向申出書の受付期間、場所及び方法

(1) 受付期限 令和2年3月26日(木)～4月2日(水)

(2) 受付場所 4の担当部局と同じ

(3) 提出方法 持参又は郵送(書留郵便等の配達記録が残る場合に限る。)

7 企画提案書の受付期間、場所及び方法

(1) 受付期間 令和2年4月9日(木)～4月23日(木) ※正午必着

(2) 受付場所 4の担当部局と同じ

(3) 提出書類 企画提案書、企業概要、類義業務の実績、所要経費・概算見積書(各10部)定款等応募する企業の事業内容がわかるもの、直近の決算書(各1部)

(4) 提出方法 持参又は郵送(書留郵便等の配達記録)

が残る場合に限る。)

- 8 企画提案書に使用する言語及び通貨
- (1) 言語 日本語
 - (2) 通貨 日本国通貨
- 9 契約書作成の要否
- 要する。
- 10 関連情報を入手するための照会窓口
- 4と同じ
- 11 その他必要と認める事項
- (1) 業務規模概算額 17,000,000円(消費税及び地方消費税を含む。)
 - (2) 提案書の作成及び提出に関する提出者の費用負担の有無
企画提案書の作成及び提出に係る一切の費用は、プロポーザル参加者の負担とします。
 - (3) その他
ア 当該落札決定の効果は、令和2年第1回川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決を要します。
イ 審査結果の発表は5月8日(金)を予定しています。
ウ 詳細につきましては、本公募型企画提案実施要領をご参照ください。

川崎市公告第320号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

令和2年3月26日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 工事を完了した開発区域の名称及び面積
川崎市多摩区菅北浦二丁目2669番9
の一部 ほか4筆の一部
502平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
川崎市多摩区菅稲田堤1-1-3
株式会社 レック
代表取締役 井口武雄
- 3 予定建築物の用途
一戸建ての住宅
計画戸数:5戸
- 4 開発許可年月日及び許可番号
令和1年10月21日
川崎市指令 ま宅審(イ)第75号

川崎市公告第321号

入 札 公 告

一般競争入札について、次のとおり公告します。

令和2年3月26日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 競争入札に付する事項
 - (1) 件 名 福祉パルたま移転等業務委託
 - (2) 履行場所 川崎市多摩区登戸1763-1
ライフガーデン向ヶ丘2階
川崎市多摩区登戸1891
第3井出ビル3階
 - (3) 履行期間 契約締結日から令和2年6月30日まで
 - (4) 業務内容 「福祉パルたま」移転に伴う什器備品等移設作業、弱電設備等の施工作業、原状回復作業
- 2 競争参加資格
この入札に参加を希望する者は、次の条件を満たしていなければなりません。
 - (1) 川崎市契約規則第2条の規定に該当しないこと。
 - (2) 平成31・32年度川崎市業務委託有資格業者名簿に、業種「その他業務」種目「その他」に登録されていること。
 - (3) 平成31・32年度川崎市業務委託有資格業者名簿に、地域区分「市内」又は「準市内」で登録されていること。
 - (4) 官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律第2条第1項による中小企業者であること。
 - (5) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
 - (6) 過去2年間で、本市又は他官公庁において、類似の契約を締結していること。
- 3 一般競争入札参加資格確認申請書の配布、提出及び問合せ先
この入札に参加を希望する者は、次のとおり一般競争入札参加資格確認申請書、類似の契約実績を証する書類(契約書の写し等業務内容がわかるもの)を提出してください。
 - (1) 配布・提出場所及び問合せ先
川崎市健康福祉局地域包括ケア推進室
〒212-0013 川崎市幸区堀川町580番
ソリッドスクエア西館10階
電 話 044-200-2626(直通)
F A X 044-200-3926
e-mail 40keasui@city.kawasaki.jp
 - (2) 配布・提出期間
令和2年3月26日(木)から令和2年4月1日(水)まで
午前9時から午後5時まで
(正午から午後1時までを除く)
 - (3) 提出方法 持参
- 4 一般競争入札参加資格確認通知書の交付

一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者には、次により一般競争入札参加資格確認通知書を交付します。ただし、川崎市業務委託有資格者名簿へ登録した際に電子メールのアドレスを登録している場合は電子メールで配信します。

- (1) 場所 3(1)に同じ
- (2) 日時 令和2年4月2日(木)
午前9時から午後5時まで
(正午から午後1時までを除く)
- (3) その他 競争参加資格があると認められた者には、入札説明書を無料交付します。
なお、入札説明会は実施しません。

5 競争参加資格の喪失

競争参加資格があると認められた者が、開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたときは、競争参加資格を喪失します。

6 仕様に関する問合せ

- (1) 問合わせ先 3(1)に同じ
- (2) 質問受付期間 令和2年4月2日(木)午前9時から令和2年4月7日(火)午後5時までとします。
- (3) 質問書の様式 入札説明書に添付の「質問書」の様式により提出してください。
- (4) 質問受付方法 持参、電子メール又はFAXによります。

ア 電子メール 40keasui@city.kawasaki.jp

イ FAX 044-200-3926

(5) 回答方法

令和2年4月8日(水)午後5時までに、競争参加資格確認通知書の交付を受けた者へ電子メール又はFAXにて回答書を送付します。

7 入札手続等

- (1) 入札・開札の日時及び場所
ア 入札日時
令和2年4月14日(火)午後2時00分
イ 入札場所
川崎市幸区堀川町580番
ソリッドスクエア東館3階 健康福祉局会議室
- (2) 入札書の提出方法
持参とします。
- (3) 入札保証金
免除とします。
- (4) 落札者の決定方法
川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。
- (5) 入札の無効

「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は無効とします。

8 契約の手続等

- (1) 契約保証金は、次のとおりとします。

ア 川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は免除します。

イ ア以外の場合は、契約金額の10%を納入しなければなりません。

- (2) 前払金
否
- (3) 契約書作成の要否
必要とします。
- (4) 契約条項等の閲覧

入札説明書は3(1)の場所において、3(2)の期間で縦覧に供します。また、川崎市の公式ウェブサイトからダウンロードできます。

(URL <http://www.city.kawasaki.jp/350/page/0000110593.html>)

なお、インターネットから入手できない者には、申し出により無償で入札説明書を交付します。

川崎市業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールのアドレスを登録している場合は、確認書と一括して自動的に電子メールで配信します。

9 その他

- (1) 入札その他の手続きに関して使用する言語は日本語とし、使用する単位は計量法に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時を使用します。
- (2) 入札参加確認書類の作成及び提案書の作成・提出等の入札その他の手続きに必要な費用は、すべて入札参加者の負担とします。
- (3) 関連情報を入手するための窓口は3(1)に同じです。

川崎市公告第322号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

令和2年3月26日

川崎市長 福田紀彦

- 1 工事を完了した開発区域の名称及び面積
川崎市麻生区東百合丘四丁目7501番4
の一部 ほか8筆の一部
740平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
横浜市青葉区藤が丘二丁目29番地11
株式会社 成建アオバ
代表取締役 山口武志
- 3 予定建築物の用途
一戸建ての住宅

計画戸数：5戸

4 開発許可年月日及び許可番号

令和1年11月8日

川崎市指令 ま宅審(イ)第81号

川崎市公告第323号

令和2年度 地域連携による事業継続計画策定促進事業に係る業務委託の業者選定に関する公募型企画提案の実施について、次のとおり公告します。

令和2年3月30日

川崎市長 福田 紀彦

1 公募型プロポーザルに関する事項

(1) 件 名 令和2年度 地域連携による事業継続計画策定促進事業実施業務

(2) 業務事項

ア 川崎市内状況の基礎的調査

イ 対象地域の基礎的調査

ウ 災害対策に関する意向調査

エ 対象地域内事業者に対する研修の開催

カ 次年度に向けた事業提案

(3) 委託期間 契約締結日～令和3年3月23日

2 提案書の提出者の資格

次の条件をすべて満たしていること。

(1) 本業務と同種又は類似する本市及び他官庁並びに民間のいずれかにおける実績がある者

(2) 法人格を有する者

(3) 川崎市業務委託有資格名簿において「99 その他業務」「99 その他」へ掲載されている者。ただし、契約締結(令和2年5月下旬を予定)までに掲載が見込まれる場合はこの限りではない。

(4) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱に基づく指名停止期間中でない者

(5) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でない者

(6) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更正手続開始の申立がなされていない者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立がなされていない者

(7) 団体又はその代表者が市区町村税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していない者

(8) 川崎市暴力団排除条例(平成24年川崎市条例第5号)第7条に規定する暴力団員等、暴力団経営支配法人等又は暴力団員等と密接な関係を有することのない者

(9) 神奈川県暴力団排除条例(平成22年神奈川県条例第75条)第23条第1項又は第2項の規定に違反しない者

3 提案者を特定するための評価基準

(1) 事業目的の理解度

(2) 企画提案の内容

(3) 専門的知識・能力・ネットワーク

(4) 事業実績

(5) 本市の現状についての理解度

(6) 事業実施体制

(7) 事業費

4 担当部局

川崎市経済労働局産業振興部工業振興課ものづくり・ICT支援係

〒210-0007

神奈川県川崎市川崎区駅前本町11-2

川崎フロンティアビル10階

電 話(直通)：044-200-2324

F A X：044-200-3920

メールアドレス：28kogyo@city.kawasaki.jp

5 公募型企画提案実施要領の交付の期間、場所

(1) 配付期間 令和2年3月30日(月)～4月9日(木)(土曜日、日曜日を除く。)

(2) 配布場所 4の担当部局と同じ

6 参加意向申出書の受付期間、場所及び方法

(1) 受付期限 令和2年3月30日(月)～4月9日(木)(土曜日、日曜日を除く。)

(2) 受付場所 4の担当部局と同じ

(3) 提出書類 参加意向申出書、業務実施体制・主要事業実績、誓約書、市区町村税に滞納がないことの証明書(法人市民税納税証明書等)

(4) 提出方法 持参又は郵送(書留郵便等の配達記録が残る方法に限る。)

7 企画提案書の受付期間、場所及び方法

(1) 受付期間 令和2年4月17日(金)～4月20日(月)

(2) 受付場所 4の担当部局と同じ

(3) 提出書類 企画提案書(7部)、見積書(1部)、会社概要(7部)

(4) 提出方法 持参又は郵送(書留郵便等の配達記録が残る方法に限る。)

8 企画提案書に使用する言語及び通貨

(1) 言語 日本語

(2) 通貨 日本国通貨

9 契約書作成の要否

要する。

10 関連情報を入手するための照会窓口

4と同じ

11 その他必要と認める事項

(1) 業務規模概算額 6,000,000円(消費税及び地方消費税を含む。)

(2) 提案書の作成及び提出に関する提出者の費用負担

の有無

企画提案書の作成及び提出に係る一切の費用は、プロポーザル参加者の負担とします。

(3) その他

- ア 審査結果の発表は5月下旬を予定しています。
- イ 詳細につきましては、本公募型企画提案実施要領をご参照ください。

川崎市公告第324号

令和2年度医工連携推進事業に係る業務委託の業者選定に関する公募型企画提案の実施について、次のとおり公告します。

令和2年3月30日

川崎市長 福田 紀彦

1 公募型プロポーザルに関する事項

- (1) 件名 令和2年度医工連携推進事業実施業務
- (2) 業務事項
 - ア 医療分野への技術提案力向上に向けた専門家による個別相談支援
 - イ 医療分野への効果的な提案・プロモーション方法に関するワークショップ等の開催
 - ウ マッチング会等の開催
- (3) 委託期間 契約締結日～令和3年3月23日

2 提案書の提出者の資格

次の条件をすべて満たしていること。

- (1) 医工連携に関するノウハウと実績がある者
- (2) 法人格を有する者
- (3) 川崎市業務委託有資格名簿において「99 その他業務」「99 その他」へ掲載されている者。ただし、契約締結（令和2年4月下旬を予定）までに掲載が見込まれる場合はこの限りではない。
- (4) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱に基づく指名停止期間中でない者
- (5) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でない者
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立がなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立がなされていない者
- (7) 団体又はその代表者が市区町村税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していない者
- (8) 川崎市暴力団排除条例（平成24年川崎市条例第5号）第7条に規定する暴力団員等、暴力団経営支配法人等又は暴力団員等と密接な関係を有することのない者
- (9) 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75条）第23条第1項又は第2項の規定に違反しない者

3 提案者を特定するための評価基準

- (1) 事業目的の理解度
- (2) 企画提案の内容
- (3) 専門的知識・能力
- (4) 事業実績
- (5) 本市の現状についての理解度
- (6) 事業実施体制
- (7) 事業費

4 担当部局

川崎市経済労働局産業振興部工業振興課ものづくり・ICT支援係

〒210-0007 神奈川県川崎市川崎区駅前本町11-

2 川崎フロンティアビル10階

電話（直通）：044-200-2324

FAX：044-200-3920

メールアドレス：28kogyo@city.kawasaki.jp

5 公募型企画提案実施要領の交付の期間、場所

- (1) 配付期間 令和2年3月30日（月）～4月3日（金）
- (2) 配布場所 4の担当部局と同じ

6 参加意向申出書の受付期間、場所及び方法

- (1) 受付期限 令和2年3月30日（月）～4月3日（金）
- (2) 受付場所 4の担当部局と同じ
- (3) 提出書類 参加意向申出書、業務実施体制・主な事業実績、誓約書、市区町村税に滞納がないことの証明書（法人市民税納税証明書等）
- (4) 提出方法 持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残る方法に限る。）

7 企画提案書の受付期間、場所及び方法

- (1) 受付期間 令和2年4月22日（水）～4月23日（木）
- (2) 受付場所 4の担当部局と同じ
- (3) 提出書類 企画提案書（7部）、見積書（1部）、会社概要（7部）
- (4) 提出方法 持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残る方法に限る。）

8 企画提案書に使用する言語及び通貨

- (1) 言語 日本語
- (2) 通貨 日本国通貨

9 契約書作成の要否

要する。

10 関連情報を入手するための照会窓口

4と同じ

11 その他必要と認める事項

- (1) 業務規模概算額 1,300,000円（消費税及び地方消費税を含む。）
- (2) 提案書の作成及び提出に関する提出者の費用負担の有無

企画提案書の作成及び提出に係る一切の費用は、

プロポーザル参加者の負担とします。

(3) その他

- ア 審査結果の発表は4月下旬を予定しています。
- イ 詳細につきましては、本公募型企画提案実施要領をご参照ください。

川崎市公告第325号

入 札 公 告

令和2年3月30日

川崎市長 福田 紀 彦

一般競争入札について次のとおり公告します。

1 競争入札に付する事項

(1) 入札件名

(仮称)川崎市立看護大学の新設に係る高校及び企業への受容性(アンケート)調査実施業務委託

(2) 履行場所

川崎市幸区小倉4丁目30番1号

川崎市立看護短期大学

(3) 履行期間

契約締結日から令和3年3月31日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (2) 入札期日において、川崎市「平成31・32年度 川崎市業務委託有資格業者名簿」の業種名「調査・測定」に登録されていること。
- (3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (4) 過去5か年において、大学又は学部(学科)の新設等に係る本業務と類似する契約実績があること。

3 競争入札参加申込み及び仕様書について

一般競争入札に参加を希望する者は、次により競争参加の申込みをしなければなりません。

(1) 提出場所

〒212-0054

川崎市幸区小倉4丁目30番1号

川崎市立看護短期大学事務局

看護大学設置準備担当

電 話 044-587-3534

F A X 044-587-3506

E-mail 40kangoj@city.kawasaki.jp

(2) 提出期間

令和2年3月30日(月)から4月3日(金)までの午前8時30分から午後5時までとします。ただし、土曜日、日曜日及び祝日並びに平日の正午から午後1時までを除きます。

(3) 提出書類

ア 競争入札参加申込書

イ 契約実績を確認できる書類(契約書の写し等)

(4) 提出方法

持参に限ります。

(5) 競争入札参加申込書及び仕様書の入手方法

競争入札参加申込書、仕様書及び質問書は、インターネットからダウンロードすることができます。

ダウンロードができない場合には、競争入札参加資格確認申請書等の提出期間中に限りF A Xで交付(送信)いたします。

4 競争入札参加資格確認通知書の交付等

競争入札参加申込書を提出し、参加資格業種に登録されていること及び契約実績を確認した後に、その結果を平成31・32年度川崎市業務委託有資格業者名簿へ登録したメールアドレスに電子メールで交付(送信)します。電子メールでの受け取りができない方へはF A Xで交付(送信)いたします。

(1) 交付(送信)予定日

令和2年4月7日(火)を予定しています。

5 仕様に関する問い合わせ

(1) 質問方法等

質問は、所定の質問書で作成し(記名押印の上、必要事項を記載したもの。)、電子メールで提出(送信)してください。電子メールで提出できない方は、F A Xにより提出(送信)してください。なお、提出(送信)した場合は、提出(送信)した旨を「3(1)提出場所」に電話で御連絡ください。また、持参による提出は受け付けておりませんので、御注意ください。

(2) 質問受付期間

令和2年3月30日(月)の午前8時30分からから4月6日(月)の午後5時まで(必着)

(3) 回答方法

ア 回答予定日

令和2年4月9日(木)までに回答する予定です。

イ 回答方法

競争入札参加資格確認通知書の交付した者全員へ電子メール又はF A Xによって回答書を交付(送信)します。また、回答後の再質問の受付は行いませんので、御了承ください。

6 競争入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失します。

- (1) 開札前に「2 競争入札参加資格に関する事項」の各号のいずれかの資格条件を満たさなくなったとき。
- (2) 競争入札参加申込書、提出書類等について虚偽の

記載をしたとき。

7 入札の手續等

(1) 入札方法等

ア 入札は所定の入札書をもって行います。入札書を入札件名が記載された封筒に封印して持参してください。

イ その他の事項については、川崎市競争入札参加者心得によります。

(2) 入札書の提出方法

ア 入札書の提出日時

令和2年4月13日(月) 午前11時

イ 入札書の提出場所

川崎市幸区小倉4丁目30番1号
川崎市立看護短期大学

(3) 入札保証金

免除とします。

(4) 入札金額等

入札は税抜きの総額で行います。消費税額及び地方消費税額は、契約の際に加算するものとします。

(5) 開札の日時及び場所

ア 開札日時

「7(2)ア 入札書の提出日時」に同じ。

イ 開札場所

「7(2)イ 入札書の提出場所」に同じ。

(6) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札

を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(7) 入札の無効

入札に参加する資格のないものが行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は無効とします。

8 契約の手續き等

次により、契約を締結します。

(1) 契約保証金は、免除とします。

(2) 前払い金の要否

前払い金はありません。

(3) 契約書作成の要否

必要とします。

9 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 関連情報入手するための窓口

「3(1)提出場所」に同じ。

(3) 川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市のホームページの「入札情報」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「契約関係規定」で閲覧することができます。

川崎市公告第326号

一般競争入札について、次のとおり公告します。

令和2年3月30日

川崎市長 福田紀彦

(案件1)

競争入札に付する事項	件名	浮島2号線浮島防波護岸復旧工事
	履行場所	川崎市川崎区浮島町地先
	履行期限	契約の日から令和2年9月15日まで
参加資格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」又は「準市内」で登録されていること。 (5) 平成31・32年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「土木」種目「港湾」ランク「A」、「B」又は「C」で登録されていること。 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (8) 土木工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (9) 主任技術者(業種「土木」)を配置できること。	
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2099	
入札日時等	令和2年4月13日13時30分(財政局資産管理部契約課土木契約係)	

入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	契約課ホームページ「入札情報かわさき」アドレス http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html

川崎市公告第327号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

令和2年3月30日

川崎市長 福田 紀彦

- 工事を完了した開発区域の名称及び面積
川崎市麻生区栗木三丁目5番1
1,620平方メートル
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名
東京都渋谷区初台1丁目47番1号
小田急不動産株式会社 代表取締役 金子 一郎
- 予定建築物の用途
戸建住宅
計画戸数：10戸
- 開発許可年月日及び許可番号
令和1年9月25日
川崎市指令 ま宅審（イ）第66号
令和2年2月17日
川崎市指令 ま宅審（イ）第115号（変更）

川崎市公告第328号

道路位置の廃止について

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第

5号の規定による道路を次のとおり廃止します。

なお、関係図書は、川崎市まちづくり局指導部建築審査課に備えて縦覧に供します。

令和2年3月30日

川崎市長 福田 紀彦

築造主 住所・氏名	川崎市高津区梶ヶ谷三丁目13番地31 株式会社 末長組 代表取締役 根本 裕之		
道路位置の 地名・地番	川崎市高津区久本一丁目506番1の一部、 507番1の一部 別図省略		
幅員	4.00メートル	延長	33.00メートル
	以下余白		以下余白
川崎市指令ま建指 第622号		廃止 年月日	令和2年 3月30日

川崎市公告第329号

特定非営利活動法人の定款の変更認証申請について、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

令和2年3月31日

川崎市長 福田 紀彦

申請のあった 年月日	特定非営利活動法人 の名称	代表者氏名	主たる事務所の 所在地	定款に記載された目的
令和2年 3月18日	特定非営利活動法人 TUMUG	中島 清雄	川崎市麻生区白鳥 4丁目10番3-301号	この法人は、障害を持って生活をする人、介護現場に携わる人及び福祉機器メーカーに対して、福祉機器普及啓発・開発支援等を行うことにより、福祉機器が介護現場に普及することを目指す。また障害を持って生活する人及びその周囲の人々が、その個性を生かし社会に貢献する活動を支援することにより社会福祉の発展に寄与することを目的とする。

川崎市公告第330号

川崎市都市公園条例(昭和32年川崎市条例第6号)第2条第1項の規定に基づき、次の公園を廃止します。

令和2年3月31日

川崎市市長 福田紀彦

公園の名称	所在地	面積(m ²)
野川南公園	高津区東野川2丁目37-1	1,262

※ 公告日をもって廃止とします。

(別図省略)

川崎市公告第331号

川崎市都市公園条例(昭和32年川崎市条例第6号)第2条第1項の規定に基づき、次の公園の区域を変更します。

令和2年3月31日

川崎市市長 福田紀彦

公園の名称	位置	区域	変更前面積	変更後面積	変更年月日
新丸子公園	中原区新丸子町964-3	別図のとおり	833m ²	347m ²	公告日

(別図省略)

公告(調達)

川崎市公告(調達)第227号

落札者等の公示

川崎市物品等又は特定役務の調達手続の特定を定める規則第11条の規定に基づき、次のとおり落札者等について公示します。

令和2年4月10日

川崎市市長 福田紀彦

1 調達の名称

川崎市動物愛護センター飼養管理等業務委託

2 契約事務担当部局の名称及び所在地

健康福祉局保健所動物愛護センター

川崎市中原区上平間1700番地8

川崎市動物愛護センター1階

3 落札者を決定した日

令和2年3月11日

4 落札者の氏名及び住所

株式会社 協栄 神奈川支店

支店長 阿部 浩

横浜市港北区新横浜2丁目3番12号

5 落札金額(消費税及び地方消費税を除く。)

30,600,000円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

令和2年1月27日

川崎市公告(調達)第228号

落札者等の公示

川崎市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則第11条の規定に基づき、次のとおり落札者等について

て公示します。

令和2年4月10日

川崎市市長 福田紀彦

1 調達の名称、調達見込数量及び落札金額(税抜き)

件名	売却見込数量(kWh)	調達見込数量(kWh)	落札金額(円)
浮島処理センターで発生する余剰電力の売却及び浮島処理センターほか12施設で使用する電力の供給の一括契約	24,485,300	4,378,400	170,133,326

※落札金額については、(余剰電力の売却額-使用電力の供給金額)によるものです。

2 契約事務担当部局の名称及び所在地

環境局施設部処理計画課

川崎市川崎区東田町5番地4

3 契約の相手方を決定した日

令和2年2月4日

4 契約の相手方の氏名及び住所

件名	契約相手方の氏名及び住所
浮島処理センターで発生する余剰電力の売却及び浮島処理センターほか12施設で使用する電力の供給の一括契約	株式会社 エネット 代表取締役 川越 祐司 東京都港区芝公園二丁目6番3号

5 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

6 入札の公告を行った日

令和元年12月25日

川崎市公告(調達)第229号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和2年4月10日

川崎市長 福田 紀彦

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 件 名 かわさき保健医療プラン中間見直し支援業務委託
- (2) 履行場所 健康福祉局保健医療政策室ほか
- (3) 履行期間 契約締結日から令和3年3月31日まで
- (4) 業務概要 仕様書参照

2 一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望するものは、次の条件をすべて満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則28号)第2条の規定に該当しないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 平成31・32年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「調査・測定」種目「市場調査」で掲載されていること。
- (4) かわさき保健医療プランを踏まえ、この分野に関する専門性を有していること。
- (5) 過去5年間で本市又はその他の官公庁において同種・同規模以上の契約実績があること。
- (6) 実務経験が10年以上の者を配置することが可能であること。

3 入札説明書及び一般競争入札参加資格確認申請書等の配布、提出及び問い合わせ先

川崎市ホームページ「入札情報かわさき」又は次の配布・提出場所において、一般競争入札参加資格確認申請書、仕様書、質問書等が添付された入札説明書を配布します。また、この入札に参加を希望するものは、所定の一般競争入札参加資格確認申請書、「2(5)」の契約実績を証する書類(契約書の写し等業務内容がわかるもの)を提出してください。

- (1) 配布・提出場所及び問い合わせ先
〒212-0013 川崎市幸区堀川町580番地
ソリッドスクエア西館12階
川崎市健康福祉局保健医療政策室 担当 爲我井
電話番号 044-200-2442
FAX 044-200-3934
e-mail 40iryose@city.kawasaki.jp
- (2) 配布・提出期間
令和2年4月10日(金)から令和2年4月17日(金)までとします。
(土日祝日を除き、午前9時00分から正午まで及び午後1時から午後5時まで)
- (3) 提出方法

郵送又は持参(いずれの場合も、令和2年4月17日(金)午後5時までに川崎市健康福祉局保健医療政策室に到着する必要があります。)

4 競争入札参加資格確認通知書の交付

一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者には、次により競争入札参加資格確認通知書を交付します。

- (1) 場所
3(1)に同じ
- (2) 日時
令和2年4月21日(火)(午前9時00分から正午まで及び午後1時から午後5時まで)

ただし、上記業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールアドレスを登録している場合は、同日の未明に電子メールで配信されます。

5 仕様に関する質問について

- (1) 問い合わせ先
3(1)に同じ
- (2) 質問受付期間
令和2年4月21日(火)から令和2年4月24日(金)正午まで

(3) 質問方法

入札説明書に添付の「質問書」の様式により、3(1)の問い合わせ先まで電子メールにて送付してください。また、質問をする場合は、質問書を送信した旨を3(1)の担当まで御連絡ください。

(4) 質問に対する回答

令和2年4月30日(木)までに、一般競争入札参加資格確認通知書の交付を受けた者へ電子メールにて回答書を送付します。なお、この入札の参加資格を満たしていない者からの質問に関しては回答しません。

6 競争入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、競争入札参加資格を喪失します。

- (1) 開札前に、2「一般競争入札参加資格」の各号のいずれかの条件を欠いたとき。
- (2) 一般競争入札参加資格確認申請書及び提出書類等について、虚偽の記載をしたとき。

7 入札の手続等

(1) 入札方法

持参とします。なお、落札決定にあたっては、入札書に記載された金額にその金額の10%(消費税及び地方消費税)に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

(2) 入札・開札の日時及び場所

ア 日時 令和2年5月12日(火) 午前10時00分
 イ 場所 川崎市幸区堀川町580番地
 ソリッドスクエア西館12階 12D会議室

- (3) 入札保証金
免除とします。
- (4) 落札者の決定方法
川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した
予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札
を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価
格の場合は、調査を行うことがあります。
- (5) 入札の無効
入札に参加する資格のない者が行った入札及び川
崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、こ
れを無効とします。
- 8 再度入札の実施
落札者がいない場合は、直ちに再度入札を行いま
す。ただし、その入札が川崎市競争入札参加者心得第
7条の規定により無効とされた者及び開札に立ちかわ
らない者は除きます。
- 9 契約の手続等
 - (1) 契約保証金
免除とします。
 - (2) 契約書の作成
ア 契約書を作成することを要します。
イ 契約書作成に要する費用は落札者の負担としま
す。
 - (3) 契約条項等の閲覧
川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等
は、川崎市のホームページの「入札情報かわさき」
の「契約関係規定」で閲覧することができます。
- 10 その他
 - (1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本
語及び日本国通貨に限ります。
 - (2) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎
市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等の定め
るところによります。
 - (3) 関連情報を入手するための窓口は、3(1)に同じ。

川崎市公告(調達)第230号

一般競争入札について、次のとおり公告します。

令和2年4月10日

川崎市長 福田 紀彦

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 件 名
生活保護受給者等健診の実施に伴う受診券等作
成、封入封緘及び発送業務委託
- (2) 履行場所
健康増進課指定場所

- (3) 履行期間
契約締結日から令和2年8月31日
- (4) 業務内容
仕様書のとおり
- 2 競争参加資格
この入札に参加を希望するものは、次の条件をすべ
て満たさなければなりません。
 - (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第
2条の規定に該当しないこと。
 - (2) 入札期日において、「平成31・32年度川崎市業者
委託有資格業者名簿」の業種「その他」種目「その
他」に記載されていること。
 - (3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による
指名停止期間中でないこと。
 - (4) この調達内容について確実に履行することができ
ること。
 - (5) 過去2箇年の間に本市その他の官公庁と本業務と
種類及び規模(処理件数2万件以上)をほぼ同じく
する契約を2回以上にわたって締結し、これらを誠
実に履行した具体的な事例・実績を有していること。
- 3 入札説明書等の配布、競争参加申込書提出及び問合せ先
この入札に参加を希望するものは、次により競争参
加申込書及び実績調書を提出しなければなりません。
 - (1) 配布・提出場所及び問合せ先
〒212-0013
川崎市幸区堀川町580(ソリッドスクエア西館12階)
健康福祉局保健所健康増進課 疾病予防係
電 話 044(200)2462
F A X 044(200)3986
E-mail 40kenko@city.kawasaki.jp
(ただし、本メールアドレスに電子メールを送信す
る場合は必ず開封確認メッセージを要求してくだ
さい。)
入札説明書、競争参加申込書及び実績調書は、イ
ンターネットからダウンロードすることができます。
(「入札情報かわさき」の「入札情報」の委託
の欄の「入札公表」の中にあります。「入札情報か
わさき」のアドレス(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)を参照してください。)
 - (2) 配布・提出期間
令和2年4月10日(金)から令和2年4月17日
(金)までの午前8時30分から正午及び午後1時か
ら午後5時までとします。
 - (3) 提出物
 - ・ 競争参加申込書
 - ・ 実績調書
川崎市ホームページ内「入札情報かわさき」

<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>の「入札情報」委託の欄の「財政局入札公表」からダウンロードすることが可能です。ダウンロードできない場合は、上記(1)の場所です上記(2)の期間に配布します。

(4) 提出方法

持参とします。

(5) その他

- ア 提出された競争参加申込書等は返却しません。
- イ 提出された競争参加申込書等の差し替え又は再提出は認めません。
- ウ 競争参加申込書等に関する問い合わせ先は、上記3(1)の場所とします。

4 一般競争入札参加資格確認通知書の交付

一般競争入札参加資格確認通知書は、競争参加申込書等を提出した者に令和2年4月21日(火)までに、電子メール又はFAXで送付します。

5 仕様に関する問合せ先

(1) 問合せ先

上記3(1)と同じ

(2) 質問受付期間

令和2年4月23日(木)から令和2年4月24日(金)午後5時まで

(3) 質問書の様式

入札説明書に添付の「質問書」の様式に必要事項を記入し、上記3(1)まで持参、電子メール又はFAXで提出してください。

(4) 回答方法

質問に対する回答は、令和2年4月28日(火)までに、競争参加者全てに電子メール又はFAXで回答します。

6 一般競争入札参加資格の喪失

競争参加資格があると認められたものが、次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

- (1) 開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。
- (2) 一般競争入札参加資格申請書及び実績調書について、虚偽の申請をしたとき。

7 入札の手続等

(1) 入札・開札の場所及び日時

ア 日時 令和2年5月7日(木)午後2時

イ 場所 川崎市幸区堀川町580

ソリッドスクエア西館12階12D会議室

(2) 入札の方法・金額等

ア 所定の入札書により入札してください。なお、代表者以外の方が代理で入札する場合、入札書の代表者名の下部に代理人氏名の記載と代理人の押

印(委任状に押印したものと同一印鑑)が必要です。また、入札書には、住所、商号又は名称、代表者の役職及び氏名を明示し、本市の業者登録に使用した印鑑による押印及び封印をしてください。

イ 入札は、総額(税抜き)を入札金額として行います。なお、この金額には契約期間内のサービス提供及びサービス導入に際して必要となる各種作業等に係る一切の費用を含め見積るものとします。

ウ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額にこの金額の100分の10(消費税及び地方消費税)に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は見積った契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

(3) 入札保証金

免除とします。

(4) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とします。

(5) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は無効とします。

(6) 入札及び開札に立ち会う者に関する事項

入札及び開札に立ち会う者は、入札に関する権限及び開札の立ち会いに関する権限の委任を受けた書類(委任状)を事前に提出しなければなりません。

また、入札場所に入場するときに、「一般競争入札参加資格確認通知書」の提示を求める場合がありますので、必ず持参してください。

(7) 再度入札の実施

落札者がいない場合は、ただちに再度入札を行います。ただし、その前回の入札が川崎市競争入札参加者心得第7条の規定により無効とされた者及び開札に立ち会わない者を除きます。

8 契約手続き等

(1) 契約保証金

ア 川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は免除とします。

イ ア以外の場合は、契約金額の10パーセントを納入しなければなりません。

(2) 契約書作成の要否

契約書の作成を要します。

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市ホームページ内「入札情報」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の契約

関係規程において閲覧することができます。

9 その他

- (1) 公告に定めるもののほかは、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得の定めるところによります。
- (2) 当該契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (3) その他問い合わせ窓口は上記3(1)に同じです。

川崎市公告(調達)第231号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和2年4月10日

川崎市長 福田紀彦

1 競争入札に付する事項

- (1) 件名
川崎市高齢者外出支援乗車事業に関する市民アンケート調査業務委託
- (2) 履行場所
健康福祉局長寿社会部高齢者在宅サービス課ほか
- (3) 履行期間
契約締結日から令和3年3月31日(水)まで
- (4) 業務概要
詳細は入札説明書によります。

2 競争参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に該当しないこと。
- (2) 入札期日において、平成31・32年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「調査・測定」種目「他調査」に登載されていること。
- (3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (4) 過去2年間で地方公共団体において類似業務の契約実績があること。

3 競争参加申込書の配布、提出及び問合せ先

この入札に参加を希望する者は、次により一般競争入札参加資格確認申請書、類似の契約実績を証する書類を提出しなければなりません。

- (1) 配布・提出場所及び問合せ先
〒212-0013
幸区堀川町580番地 ソリッドスクエア西館10階
健康福祉局長寿社会部高齢者在宅サービス課
金澤
電話 044-200-2651(直通)
FAX 044-200-3926
E-mail 40zaitak@city.kawasaki.jp
- (2) 配布・提出期間

令和2年4月10日(金)から令和2年4月17日(金)までの午前8時30分から正午及び午後1時から午後5時15分までとします(土・日曜日は除く)。

(3) 提出方法

持参とします。

4 一般競争入札参加資格確認通知書の交付及び入札説明会

上記3により、一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者には、次により一般競争入札参加資格確認通知書を交付します。ただし、川崎市業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールのアドレスを登録している場合は、電子メールで配信されます。

(1) 日時

令和2年4月21日(火)午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで

(2) 場所

3(1)に同じ

(3) 入札説明書の交付

入札説明書は3(1)の場所において、3(2)の期間で縦覧に供します。また、インターネットからダウンロードできます(「入札情報かわさき」の「入札情報」の委託の「入札公表」の中にあります。URL <http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)。なお、インターネットから入手できない者には、申し出により無償で入札説明書を交付します。川崎市業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールのアドレスを登録している場合は、確認書と一括して自動的に電子メールで配信します。

(4) 入札説明会

実施しません。

5 仕様に関する問合せ

(1) 問合せ先

3(1)に同じ

(2) 質問受付期間

令和2年4月10日(金)午前8時30分から令和2年4月22日(水)午後5時15分までとします。

(3) 質問書の様式

入札説明書に添付の「質問書」の様式により提出してください。

(4) 質問受付方法

電子メールによります。

電子メール 40zaitak@city.kawasaki.jp

(5) 回答方法

令和2年4月24日(金)全社に文書(電子メール)にて送付します。

(6) その他

(4)及び(5)について、電子メールによりがたい場合には、FAXによります。

F A X 044-200-3926

6 競争入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失します。

- (1) 開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。
- (2) 一般競争入札参加資格確認申請書及び提出書類等について、虚偽の記載をしたとき。

7 入札の手続等

(1) 入札方法

ア 入札は、川崎市高齢者外出支援乗車事業に関する市民アンケート調査業務にかかる費用の合計金額で行います。

イ 入札は所定の入札書をもって行います。入札書は入札件名が記載された封筒に封印して持参してください。

ウ 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は税抜き金額を入札書に記載してください。

(2) 入札・開札の日時及び場所

ア 入札日時

令和2年5月13日(水) 午前10時00分

イ 入札場所

〒212-0013 幸区堀川町580番地
ソリッドスクエア西館10階10C会議室

(3) 入札書の提出方法

持参とします。

(4) 入札保証金

免除とします。

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は無効とします。

8 契約の手続等

次により、契約を締結します。

(1) 契約保証金

契約金額の10%とします。ただし、川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、契約保証金を免除します。

(2) 契約書作成の要否

必要とします。

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等は、上記3(1)の場所及び川崎市のホームページの「入札情報」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「契約関係規定」で閲覧することができます。

9 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 詳細は、入札説明書によります。

(3) 関連情報を入手するための窓口 3(1)と同じ

(4) 3の一般競争入札参加資格確認申請書及び5(3)の質問書の様式は、川崎市のホームページの「入札情報」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)において、本件の公表情報詳細のページからダウンロードできます。

川崎市公告(調達)第232号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和2年4月10日

川崎市長 福田紀彦

1 競争入札に付する事項

(1) 業務件名

とどろきアリーナ温水ヒーターその他設備長寿命化整備業務委託

(2) 履行場所

川崎市中原区等々力1番3号

(3) 履行期間

契約日から令和2年12月25日まで

(4) 業務概要

とどろきアリーナに設置されている温水ヒーター1台及び温水ポンプ2台の交換、試運転調整等を行う。

2 一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満たさなければなりません。

(1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。

(2) 平成31・32年度業務委託有資格業者名簿の業種「施設維持管理」種目「空調・衛生設備保守点検」に登録されていること。

(3) 平成31・32年度業務委託有資格業者名簿に、地域区分「市内」で登録されていること。

(4) 官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律(昭和41年法律第97号)第2条第1項による中小企業者であること。

(5) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(6) 過去5年間で、本市又は他官公庁において類似業

- 務の実績があり、かつ誠実に履行した実績を有すること。
- 3 一般競争入札参加資格確認申請書の配布、提出及び問合せ先
- この入札に参加を希望する者は、次のとおり、一般競争入札参加資格確認申請書、類似の契約実績を証する書類（契約書の写しや工事实績一覧表等）を提出してください。
- (1) 配布・提出場所及び問合せ先
- 〒211-8570
川崎市中原区小杉町3-245
中原区役所まちづくり推進部地域振興課
電話 044-744-3323（直通）
FAX 044-744-3346
E-mail 65tisin@city.kawasaki.jp
- (2) 配布・提出期間
- 令和2年4月10日（金）から令和2年4月16日（木）までの午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとします。（ただし、土曜日、日曜日、祝日等の本市閉庁日を除く）
- (3) 提出方法
- 持参
- 4 入札説明会及び入札説明書
- (1) 入札説明会
- 実施しません。
- (2) 入札説明書の交付
- 業務の詳細、一般競争入札参加資格確認申請書及び質問書の様式が添付されている入札説明書は、3(1)配布・提出場所及び問合せ先の場所において、3(2)配布・提出期間で縦覧に供するとともに、希望者には印刷物を配布します。また、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」において、本件の公表情報詳細のページからダウンロードできます。
- 5 一般競争入札参加資格確認通知書の交付
- 一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者には、次により一般競争入札参加資格確認通知書を交付します。
- (1) 日時
- 令和2年4月20日（月）
午後1時から午後5時まで
ただし、業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールのアドレスを登録している場合は、電子メールで配信されます。
- (2) 場所
- 3(1)配布・提出場所及び問合せ先に同じ。
- 6 仕様に関する問合せ
- (1) 問合せ先
- 3(1)配布・提出場所及び問合せ先に同じ。

- (2) 質問受付期間
- 令和2年4月21日（火）から令和2年4月24日（金）までの午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとします。ただし、土曜日、日曜日、祝日等の本市閉庁日を除きます。
- (3) 質問書の様式
- 入札説明書に添付の「質問書」の様式により提出してください。
- (4) 質問受付方法
- 持参、電子メール又はFAXによります。
- ア 電子メール 65tisin@city.kawasaki.jp
イ FAX 044-744-3346
- (5) 回答方法
- 令和2年4月28日（火）午後5時までに、一般競争入札参加資格確認通知書の交付を受けた者へ電子メール又はFAXにて回答書を送付します。なお、この入札の参加資格を満たしていない者からの質問に関しては回答しません。
- 7 競争入札参加資格の喪失
- 次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失します。
- (1) 開札前に上記「2 一般競争入札参加資格」の各号のいずれかの条件を欠いたとき。
- (2) 一般競争入札参加資格確認申請書、提出書類等について、虚偽の記載をしたとき。
- 8 入札の手続等
- (1) 入札方法
- ア 入札は、総価で行います。入札者は見積った契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。
- イ 入札は所定の入札書をもって行います。入札書を入札件名が記載された封筒に封印して持参してください。
- ウ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に、消費税及び地方消費税に相当する額（入札書に記載した金額の10%）を加算した金額をもって契約金額とします。
- (2) 入札・開札の日時及び場所
- ア 入札日時
令和2年5月11日（月）午後2時00分
- イ 入札場所
川崎市中原区小杉町3-245
中原区役所5階507会議室
- (3) 入札書の提出方法
- 持参とします。
- (4) 入札保証金
- 免除とします。
- (5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は無効とします。

9 契約の手続き等

(1) 契約保証金は、次のとおりとします。

ア 川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は免除します。

イ ア以外の場合は、契約金額の10%を納入しなければなりません。

(2) 前払金

否

(3) 契約書作成の要否

必要とします。

(4) 契約条項等の閲覧

川崎市契約条例、川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」及び3(1)配布・提出場所及び問合せ先の場所で閲覧することができます。

10 特定業務委託契約（公契約対象）

本案件の落札者と締結する契約は、川崎市契約条例第7条第1項第2号に規定する特定業務委託契約に該当します。特定業務委託契約においては、川崎市契約条例第8条各号に掲げる事項を定めます。詳しくは、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市のホームページ「入札情報かわさき」から「特定工事請負契約及び特定業務委託契約の手引き」をご覧ください。

11 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 関連情報を入手するための窓口は、「3(1)配布・提出場所及び問合せ先」と同じです。

(3) 業務の詳細、一般競争入札参加資格確認申請書、質問書の様式が添付されている入札説明書は、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」において、本件の公表情報詳細のページからダウンロードできます。

川崎市公告（調達）第233号

落札者等の公示

川崎市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則第11条の規定に基づき、次のとおり落札者等について公示します。

令和2年4月10日

川崎市長 福田紀彦

1 調達の名称

川崎市新本庁舎超高層棟新築工事

2 契約事務担当部局の名称及び所在地

財政局資産管理部契約課

川崎市川崎区宮本町1番地

3 落札者を決定した日

令和2年3月4日

4 落札者の氏名及び住所

大成建設 株式会社 横浜支店

常務執行役員支店長 寺本 剛啓

横浜市中区長者町6丁目96番地2

5 落札金額

23,200,000,000円

6 落札者を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

令和元年11月18日

川崎市公告（調達）第234号

落札者等の公示

川崎市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則第11条の規定に基づき、次のとおり落札者等について公示します。

令和2年4月10日

川崎市長 福田紀彦

1 調達の名称

川崎市新本庁舎超高層棟新築電気その他設備工事

2 契約事務担当部局の名称及び所在地

財政局資産管理部契約課

川崎市川崎区宮本町1番地

3 落札者を決定した日

令和2年3月4日

4 落札者の氏名及び住所

関電工・協和・京急電機 共同企業体

代表者 株式会社 関電工 南関東・東海営業本部

神奈川支店 川崎内線営業所

営業所長 谷口 大輔

川崎市川崎区貝塚1丁目1番3号

川崎フコク生命ビル2階

5 落札金額

3,870,000,000円

6 落札者を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

令和元年11月18日

川崎市公告(調達)第235号

落札者等の公示

川崎市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則第11条の規定に基づき、次のとおり落札者等について公示します。

令和2年4月10日

川崎市長 福田紀彦

1 調達の名称

川崎市新本庁舎超高層棟新築空調和設備工事

2 契約事務担当部局の名称及び所在地

財政局資産管理部契約課

川崎市川崎区宮本町1番地

3 落札者を決定した日

令和2年3月4日

4 落札者の氏名及び住所

新菱・川本・明和 共同企業体

代表者 新菱冷熱工業 株式会社 川崎営業所

営業所長 草刈 三良

川崎市川崎区小川町7-4 アービラ川崎701

5 落札金額

3,550,000,000円

6 落札者を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

令和元年11月18日

川崎市公告(調達)第236号

介護給付業務に係るパーソナルコンピュータ等の賃貸借及び保守契約に関する一般競争入札について、次のとおり公告します。

令和2年4月10日

川崎市長 福田紀彦

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

介護給付業務に係るパーソナルコンピュータ等の賃貸借及び保守契約

(2) 履行場所

川崎市幸区堀川町580番地ソリッドスクエア西館10階 介護保険課

(3) 履行期間

令和2年8月1日から令和7年7月31日まで

(4) 業務概要

ア 調達物品

仕様書によります。

イ 数量

仕様書によります。

2 競争入札参加資格者に関する事項

入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満た

さなければなりません。

(1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。

(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(3) 平成31・32年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿の業種「リース」種目「事務用機器」に記載されていること。

(4) この調達内容について、本市又は他官公庁において類似の契約実績(元請に限る)を平成29年4月1日以降に有すること。

3 入札参加申込書の配布及び提出

一般競争入札に参加を希望する者は、次により入札参加の申込みをしなければなりません。

(1) 配布・提出場所

〒212-0013 川崎市幸区堀川町580番地

ソリッドスクエア西館10階

介護保険課 中村

電話 044-200-2687(直通)

FAX 044-200-3926

E-mail: 40kaigo@city.kawasaki.jp

(2) 配布・提出期間

令和2年4月10日(金)～令和2年4月17日(金)

(ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く)

午前9時～午後5時

(ただし、正午～午後1時は除く)

※入札参加申込書については、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」よりダウンロードできます。

(3) 提出書類

ア 入札参加申込書

イ 上記2(4)を証明する契約書等の写し

(4) 提出方法

持参とします。

(5) その他

ア 提出された入札参加申込書等は返却しません。

イ 提出された入札参加申込書等の差替え及び再提出は認めません。

ウ 入札参加申込書等に関する問い合わせ先は、3

(1)の場所とします。

4 競争入札参加資格確認通知書の交付

上記3により、入札参加申込書を提出し、一般競争入札参加資格があると認めた者には、確認通知書を交付します。また、川崎市製造の請負・物件の供給等有資格者名簿へ登録した際に電子メールのアドレスを登録している場合は、電子メールで配信します。

なお、電子メールのアドレスを登録していない場合は、直接受取りに来るようお願いいたします。

- (1) 交付日時
令和2年4月21日(火)午前9時～午後5時
(ただし、正午～午後1時は除く)
- (2) 場所
3(1)と同じ
- (3) その他
入札説明書及び仕様書は3(1)の場所において、3(2)の期間、縦覧に供します。また、インターネットからダウンロードできます。「入札情報かわさき」の「入札情報」の委託の「入札公表」の中にあります。「入札情報かわさき」→「入札情報」→「物品」→「入札公表」→「財政局」で検索の中にあります。
なお、インターネットから入手できない者には、申出により無償で入札説明書を交付します。
川崎市製造の請負・物件の供給等有資格者名簿へ登録した際に電子メールのアドレスを登録している場合は、確認書と一括して自動的に電子メールで配信します。
- (4) 入札説明会
実施しません。
- 5 仕様書等に関する質問・回答
- (1) 質問
次により、仕様書等の内容に関し、質問することができます。
また、仕様書等以外の質問は受け付けません。
なお、入札参加者以外の質問には回答しませんので御注意ください。
ア 問い合わせ先
3(1)と同じ
イ 質問書の提出期間
令和2年4月14日(火)午前9時～令和2年4月23日(木)午後5時まで
ウ 質問書の様式
入札説明書に添付の「質問書」の様式により提出してください。
エ 質問受付方法
電子メールによります。
電子メール 40kaigo@city.kawasaki.jp
- (2) 回答
ア 回答日
令和2年4月28日(火)
イ 回答方法
入札参加者から質問が提出された場合のみ、全ての質問及び回答を電子メールにて配信します。
なお、回答後の再質問は受付しません。
- 6 競争入札参加資格の喪失
入札参加資格があると認められた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、入札参加資格を喪失しま

- す。
- (1) 開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。
- (2) 入札参加申込書及び提出書類等に虚偽の記載をしたとき。
- 7 入札手続等
- (1) 入札金額・方法等
ア 入札は、賃貸借期間である、令和2年8月1日から令和7年7月31日までの60ヶ月における契約金総額(税抜)を入札金額として行います。入札金額の見積の際、次の事項を算定基準とし、これらをまとめて換算してください。
(ア) ハードウェアの本体価格及び保守料金
(イ) ソフトウェアの本体価格及び保守料金
(ウ) ハードウェア及びソフトウェアのセットアップ費用
(エ) 調達物品の輸送及び設置に係る費用
(オ) その他契約書及び調達仕様書に基づく調達物品のリースに係る費用
イ 契約金額は、入札書に記載された金額に100分の10(消費税及び地方消費税)に相当する額を加算した金額となりますので、入札者は見積った契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。
ウ 入札は所定の入札書をもって行います。入札件名を記載した封筒に入札書及び見積額の内訳書(任意様式)を封印して提出してください。
- (2) 入札・開札の日時及び場所
ア 入札日時 令和2年5月13日(水) 午前11時
イ 入札場所 川崎市幸区堀川町580番地
ソリッドスクエア西館10階
健康福祉局 会議室10E
- (3) 入札書の提出方法
持参とします。(持参以外は無効となります。)
- (4) 入札保証金
免除とします。
- (5) 落札者の決定方法
川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。
ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。
- (6) 入札の無効
入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は無効とします。
- 8 カタログの提出について
導入予定機種のカタログを令和2年5月18日(月)

午後5時までに3(1)に提出してください。

9 契約の手続等

(1) 契約保証金

契約保証金は、川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第33条第1項第5号の規定により、納付を免除します。

(2) 契約書作成の要否

必要とします。

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市ホームページの「入札情報かわさき」の「契約関係規定」で閲覧することができます。

10 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 関連情報を入手するための照会窓口は、3(1)に同じです。

(3) 公告に定めるもののほかは、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得の定めるところによります。

(4) 当該契約は、翌年度以降における所要の予算の該当金額について減額又は削除があった場合は、この契約を変更又は解除できるものとします。

また、上記解除に伴い損失が生じた場合は、その損失の補償を川崎市に対して請求することができるものとし、補償額は協議して定めるものとします。

川崎市公告（調達）第237号

落札者等の公示

川崎市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則第11条の規定に基づき、次のとおり落札者等について公示します。

令和2年4月10日

川崎市長 福田 紀彦

1 調達の名称及び数量

教育機関向けライセンス（川崎市教育委員会版）

2 契約事務担当部局の名称及び所在地

財政局資産管理部契約課

川崎市川崎区宮本町1番地

3 落札者を決定した日

令和2年3月12日

4 落札者の氏名及び住所

富士ソフト 株式会社

取締役 専務執行役員

営業本部 本部長 渋谷 正樹

横浜市中区桜木町一丁目1番地

5 落札金額（消費税及び地方消費税を除く。）

41,706,738円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

令和2年1月27日

川崎市公告（調達）第238号

落札者等の公示

川崎市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則第11条の規定に基づき、次のとおり落札者等について公示します。

令和2年4月10日

川崎市長 福田 紀彦

1 調達の名称及び数量

川崎港巡視船建造 一隻

2 契約事務担当部局の名称及び所在地

財政局資産管理部契約課

川崎市川崎区宮本町1番地

3 落札者を決定した日

令和2年3月6日

4 落札者の氏名及び住所

瀬戸内クラフト 株式会社

代表取締役 川口 洋

広島県尾道市向東町9210番地

5 落札金額（消費税及び地方消費税を除く。）

162,000,000円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

令和2年1月10日

川崎市公告（調達）第239号

落札者等の公示

川崎市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則第11条の規定に基づき、次のとおり落札者等について公示します。

令和2年4月10日

川崎市長 福田 紀彦

1 調達の名称及び数量

(1) 指導教材購入事業

小学校指導書（Aグループ）の購入 一式

(2) 指導教材購入事業

小学校指導書（Gグループ）の購入 一式

(3) 指導教材購入事業

小学校指導書（Hグループ）の購入 一式

2 契約事務担当部局の名称及び所在地

財政局資産管理部契約課

川崎市川崎区宮本町1番地

3 落札者を決定した日

令和2年3月18日

4 落札者の氏名及び住所

- (1) 株式会社 田口書店
代表取締役 田口 裕朗
川崎市幸区中幸町4丁目3番地
- (2) 株式会社 教文社
代表取締役 嶋崎 博夫
川崎市高津区溝口2-16-32
- (3) 黒野文具 株式会社
代表取締役 黒野 浩二
川崎市多摩区菅馬場2丁目17番7号

5 落札金額 (消費税及び地方消費税を除く。)

- (1) 33,129,060円
- (2) 36,559,980円
- (3) 34,383,200円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約の理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号の規定による。

川崎市公告(調達)第240号

落札者等の公示

川崎市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則第11条の規定に基づき、次のとおり落札者等について公示します。

令和2年4月10日

川崎市長 福田 紀彦

1 調達の名称及び予定数量

- (1) 児童生徒用机(固定式) 約 5,100脚
- (2) 児童生徒用椅子(固定式) 約 5,100脚

2 契約事務担当部局の名称及び所在地

財政局資産管理部契約課
川崎市川崎区宮本町1番地

3 落札者を決定した日

令和2年3月13日

4 落札者の氏名及び住所

- (1) 児童生徒用机(固定式) 約 5,100脚
- (2) 児童生徒用椅子(固定式) 約 5,100脚
アイリスチトセ 株式会社 神奈川営業所
所長 橘川 紘
横浜市都筑区荏田南5丁目23番33号

5 落札金額 (消費税及び地方消費税を除く1台または1脚あたりの単価)

- (1) 児童生徒用机(固定式) 4,090円
- (2) 児童生徒用椅子(固定式) 2,050円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

令和2年1月27日

川崎市公告(調達)第241号

落札者等の公示

川崎市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則第11条の規定に基づき、次のとおり落札者等について公示します。

令和2年4月10日

川崎市長 福田 紀彦

1 調達の名称及び予定数量

- (1) 重金属安定剤 約227トン
- (2) 重曹(微粉重曹) 約520トン
- (3) アンモニア水 約600トン

2 契約に関する事務担当部局

財政局資産管理部契約課
川崎市川崎区宮本町1番地

3 落札者を決定した日

- (1) 重金属安定剤 令和2年3月19日
- (2) 重曹(微粉重曹) 令和2年3月9日
- (3) アンモニア水 令和2年3月9日

4 落札者の氏名及び住所

- (1) 重金属安定剤
大成クリーン 株式会社
代表取締役 加藤 直彦
川崎市川崎区中島一丁目7番1号
- (2) 重曹(微粉重曹)
アイ・ケミカル 株式会社
代表取締役 平野 清文
神奈川県高座郡寒川町大曲1丁目9番40号
- (3) アンモニア水
株式会社 ホンダ
代表取締役 本田 啓子
川崎市川崎区池田1-13-8

5 落札金額 (税抜き単価)

- (1) 重金属安定剤 金215,000円
- (2) 重曹(微粉重曹) 金69,000円
- (3) アンモニア水 金64,000円

6 契約の相手方を決定した手続

- (1) 重金属安定剤 一般競争入札
- (2) 重曹(微粉重曹) 一般競争入札
- (3) アンモニア水 一般競争入札

7 入札の公告を行った日

- (1) 重金属安定剤 令和2年1月10日
- (2) 重曹(微粉重曹) 令和2年1月27日
- (3) アンモニア水 令和2年1月27日

川崎市公告(調達)第242号

落札者等の公示

川崎市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則第11条の規定に基づき、次のとおり落札者等について公示します。

令和2年4月10日

川崎市長 福田紀彦

- 1 調達の名称及び予定数量
新型コロナウイルス対策用サージカルマスク
1,000,000枚
- 2 契約に関する事務担当部局
財政局資産管理部契約課
川崎市川崎区宮本町1番地
- 3 落札者を決定した日
令和2年3月30日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社 ジーエーティー
代表取締役 菊池 大輔
横浜市中区相生町三丁目63番地1
- 5 落札金額(税抜き単価)
金38,000,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札

川崎市公告(調達)第243号

入札公告

特定調達契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

令和2年4月10日

川崎市長 福田紀彦

- 1 一般競争入札に付する事項
 - (1) 件名 川崎市立坂戸小学校等39校教育用コンピュータ機器賃貸借契約
 - (2) 履行場所 川崎市立坂戸小学校等39校
 - (3) 履行期間 令和2年11月1日から令和7年10月31日
 - (4) 概要 仕様書によります。
- 2 一般競争入札参加資格に関する事項
この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。
 - (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
 - (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
 - (3) 平成31・32年度川崎市「製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿」の業種「リース」に登録されており、かつ、Aの等級に格付けされていること。
なお、平成31・32年度川崎市「製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿」に登録のない者(入札参

加業種に登録のない者を含む。)は財政局資産管理部契約課に所定の様式により、資格審査申請を令和2年4月17日(金)までに行ってください。

- (4) 本市又は他の官公庁において過去5年以内に類似の契約実績を有すること。
 - (5) この調達物品を契約締結後確かかつ速やかに納入することができること。
 - (6) この調達物品の納入後アフターサービスを本市の求めに応じて速やかに提供できること。
- 3 一般競争参加申込書の配布及び提出
一般競争入札に参加を希望する者は、次により競争参加の申込みをしなければなりません。
- (1) 一般競争入札参加申込書等配布及び提出場所
〒213-0001 川崎市高津区溝口6-9-3
川崎市総合教育センター 3階
情報・視聴覚センター
電話 044-844-3712
 - (2) 配布及び提出期間
令和2年4月10日(金)から令和2年4月24日(金)まで
午前8時30分~正午及び午後1時~5時
(土曜日、日曜日を除く)
 - (3) 提出方法
持参に限ります。申込書及び入札説明書は、インターネットからダウンロードすることができます(「入札情報かわさき」の「入札情報」の物品の欄の「入札公表」の中にあります。)。ダウンロードができない場合には、上記3(2)の期間に、3(1)の場所で配布します。なお、一般競争入札参加申込書に記載した実績を確認できる書類(契約書の写し等)を併せて持参してください。
(「入札情報かわさき」<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)
- 4 仕様・入札に関する問合せ先
- (1) 問合せ場所
上記3(1)と同じ。
 - (2) 問合せ期間
令和2年4月10日(金)から令和2年5月13日(水)午後5時まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く)
 - (3) 問合せ方法
入札説明書に添付の「質問書」の様式に必要な事項を記入し、指定するFAXまたは電子メールアドレスあて送付してください。なお、質問書を送付したときは、その旨担当まで御連絡ください。(土曜日、日曜日及び祝日を除く、午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時まで)
 - (4) 回答方法
質問があった場合の回答は、令和2年5月20日

(水)までに、参加全者あてに、FAXまたは電子メールアドレスにて送付します。

5 競争入札参加資格確認通知書の交付

競争入札参加申込書を提出した者には、平成31・32年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の委任先メールアドレスに令和2年5月1日(金)までに送付します。

なお、申請者がメールアドレスを登録されていない場合は、令和2年5月1日(金)の午前8時30分から午後5時(正午から午後1時までを除く)に、3(1)にて、書類を交付します。

6 カタログの提出について

導入予定機種等のカタログを令和2年5月22日(金)午後5時までに3(1)の場所に提出してください。なお、落札者については、落札決定後、契約書類として機器明細書の提出を求めます。

7 競争入札参加資格の喪失

競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

- (1) 開札前に上記2の各号のいずれかの資格条件を満たさなくなったとき。
- (2) 競争入札参加申込書及び提出書類について虚偽の記載をしたとき。

8 入札手続等

(1) 入札方法等

入札金額は、税抜きの総額で行います。月額賃貸借料(税抜きで1円未満の端数を切り捨てた額)を月数(60ヶ月)で乗じる方法で見積もりしてください。

なお、入札に際しては、川崎市競争入札参加者心得第3条第2項の規定に関わらず、契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を除いた金額を入札書に記載してください。

ア 入札書の提出日時

令和2年5月25日(月)午前10時30分

イ 入札書の提出場所

川崎市総合教育センター 3階 第5研修室
川崎市高津区溝口6-9-3

ウ 郵送による場合の入札書の受領期限

令和2年5月22日(金)

エ 郵送による場合の入札書の宛先

3(1)に同じ

- (2) 入札保証金 免除
- (3) 開札の日時 8(1)アに同じ
- (4) 開札の場所 8(1)イに同じ
- (5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した

予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

(7) 再入札の実施

落札者がいない場合は、直ちに再入札を実施します。再入札用の入札書も準備のうえ、参加してください。ただし、その入札が川崎市競争入札参加者心得第7条の規定により無効とされた者及び開札に立ち会わない者は除きます。

9 入札及び開札に立ち会うものに関する事項

代理人をもって入札及び開札に立ち会う場合は、入札前に委任状を提出しなければなりません。入札当日は、委任状及び代理人の印鑑を持参してください。また、代表者本人の場合は名刺を持参してください。なお、開札においては、競争参加資格確認通知書を持参してください。

10 契約手続等

次により、契約を締結します。

- (1) 契約保証金 契約金額の10%
ただし、川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は免除。
- (2) 前払金 否
- (3) 契約書作成の要否 要
- (4) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等は、上記3(1)の場所及び川崎市ホームページの「入札情報」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「契約関係規定」で閲覧することができます。

11 その他

- (1) この契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (2) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市入札参加者心得等の定めるところによります。
- (3) 当該契約は、翌年度以降における所要の予算金額について減額又は削除があった場合は、この契約を変更又は解除することができるものとします。
また、上記解除に伴い損失が生じた場合は、その損失の補償を川崎市に対して請求することができるものとし、補償額は協議して定めるものとします。
- (4) 支払については、毎月払いとします。

12 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be leased:

Lease computers installed in Elementary schools in Kawasaki city(39 elementary schools including Sakado elementary school)

(2) Time-limit for tender:

10:30 A.M 25 May 2020

(3) Time-limit for tender by mail:

22 May 2020

(4) Contact point for the notice

KAWASAKI CITY OFFICE

KAWASAKI CITY Comprehensive Education Center

6-9-3, Mizonokuchi, Takatsu-ku

Kawasaki, Kanagawa 213-0001, Japan

TEL:044-844-3712

川崎市公告(調達)第244号

入札公告

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和2年4月10日

川崎市長 福田紀彦

1 一般競争入札に付する事項

(1) 件名 川崎市立中学校プログラミング教育用
ロボット型教材賃貸借契約

(2) 履行場所 川崎市立中学校

(3) 履行期間 令和2年7月1日から令和7年6月30日

(4) 概要 仕様書によります。

2 一般競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

(1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。

(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(3) 平成31・32年度川崎市「製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿」の業種「リース」に登録されており、かつ、Aの等級に格付けされていること。

(4) 本市又は他の官公庁において過去5年以内に類似の契約実績を有すること。

(5) この調達物品を契約締結後確実に速やかに納入することができること。

(6) この調達物品の納入後アフターサービスを本市の求めに応じて速やかに提供できること。

3 一般競争参加申込書の配布及び提出

一般競争入札に参加を希望する者は、次により競争参加の申込みをしなければなりません。

(1) 一般競争入札参加申込書等配布及び提出場所

〒213-0001 川崎市高津区溝口6-9-3

川崎市総合教育センター 3階

情報・視聴覚センター

電話 044-844-3712

(2) 配布及び提出期間

令和2年4月10日(金)から令和2年4月17日(金)まで

午前8時30分～正午及び午後1時～5時(土曜日、日曜日及び祝日を除く)

(3) 提出方法

持参に限ります。申込書及び入札説明書は、インターネットからダウンロードすることができます(「入札情報かわさき」の「入札情報」の物品の欄の「入札公表」の中にあります。)。ダウンロードができない場合には、上記3(2)の期間に、3(1)の場所で配布します。なお、一般競争入札参加申込書に記載した実績を確認できる書類(契約書の写し等)を併せて持参してください。

(「入札情報かわさき」<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)

4 仕様・入札に関する問合せ先

(1) 問合せ場所

上記3(1)と同じ。

(2) 問合せ期間

令和2年4月10日(金)から令和2年4月24日(金)午後5時まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く)

(3) 問合せ方法

入札説明書に添付の「質問書」の様式に必要な事項を記入し、指定するFAXまたは電子メールアドレスあて送付してください。なお、質問書を送付したときは、その旨担当まで御連絡ください。(土曜日、日曜日及び祝日を除く、午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時まで)

(4) 回答方法

質問があった場合の回答は、令和2年4月30日(木)までに、参加全者あてに、FAXまたは電子メールアドレスにて送付します。

5 競争入札参加資格確認通知書の交付

競争入札参加申込書を提出した者には、平成31・32年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の委任先メールアドレスに令和2年4月22日(水)までに送付します。

なお、申請者がメールアドレスを登録されていない場合は、令和2年4月22日(水)の午前8時30分から午後5時(正午から午後1時までを除く)に、3(1)にて、書類を交付します。

6 カタログの提出について

導入予定機種等のカタログを令和2年5月12日(火)午後5時までに3(1)の場所に提出してください。なお、落札者については、落札決定後、契約書類

として機器明細書の提出を求めます。

7 競争入札参加資格の喪失

競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

- (1) 開札前に上記2の各号のいずれかの資格条件を満たさなくなったとき。
- (2) 競争入札参加申込書及び提出書類について虚偽の記載をしたとき。

8 入札手続等

(1) 入札方法等

入札金額は、税抜き総額で行います。月額賃貸借料（税抜きで1円未満の端数を切り捨てた額）を月数（60ヶ月）で乗じる方法で見積もりしてください。

なお、入札に際しては、川崎市競争入札参加者心得第3条第2項の規定に関わらず、契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を除いた金額を入札書に記載してください。

ア 入札書の提出日時

令和2年5月14日（木）午後2時30分

イ 入札書の提出場所

川崎市総合教育センター 3階 第5研修室
川崎市高津区溝口6-9-3

(2) 入札保証金 免除

(3) 開札の日時 8(1)アに同じ

(4) 開札の場所 8(1)イに同じ

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

(7) 再入札の実施

落札者がいない場合は、直ちに再入札を実施します。再入札用の入札書も準備のうえ、参加してください。ただし、その入札が川崎市競争入札参加者心得第7条の規定により無効とされた者及び開札に立ち会わない者は除きます。

9 入札及び開札に立ち会うものに関する事項

代理人をもって入札及び開札に立ち会う場合は、入札前に委任状を提出しなければなりません。入札当日は、委任状及び代理人の印鑑を持参してください。また、代表者本人の場合は名刺を持参してください。なお、開札においては、競争参加資格確認通知書を持参してください。

10 契約手続等

次により、契約を締結します。

- (1) 契約保証金 免除
- (2) 前払金 否
- (3) 契約書作成の要否 要
- (4) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等は、上記3(1)の場所及び川崎市ホームページの「入札情報」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「契約関係規定」で閲覧することができます。

11 その他

- (1) この契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (2) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市入札参加者心得等の定めるところによります。
- (3) 当該契約は、翌年度以降における所要の予算金額について減額又は削除があった場合は、この契約を変更又は解除することができるものとします。
また、上記解除に伴い損失が生じた場合は、その損失の補償を川崎市に対して請求することができるものとし、補償額は協議して定めるものとします。
- (4) 支払については、毎月払いとします。

川崎市公告（調達）第245号

入 札 公 告

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和2年4月10日

川崎市長 福田 紀彦

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 件 名 令和2年度（増加分及び雇用対策分）
川崎市立学校校務用コンピュータ機器
賃貸借契約
- (2) 履行場所 川崎市立川崎高等学校等5拠点
- (3) 履行期間 令和2年6月1日から令和7年5月31日
- (4) 概 要 仕様書によります。

2 一般競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 平成31・32年度川崎市「製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿」の業種「リース」に記載されていること。
- (4) 本市又は他の官公庁において過去5年以内に類似

の契約実績を有すること。

(5) この調達物品を契約締結後確実に速やかに納入することができること。

(6) この調達物品の納入後アフターサービスを本市の求めに応じて速やかに提供できること。

3 一般競争参加申込書の配布及び提出

一般競争入札に参加を希望する者は、次により競争参加の申込みをしなければなりません。

(1) 一般競争入札参加申込書等配布及び提出場所
〒213-0001 川崎市高津区溝口6-9-3
川崎市総合教育センター 3階
情報・視聴覚センター
電話 044-844-3712

(2) 配布及び提出期間

令和2年4月10日(金)から令和2年4月17日(金)まで

午前8時30分～正午及び午後1時～5時(土曜日、日曜日及び祝日を除く)

(3) 提出方法

持参に限ります。申込書及び入札説明書は、インターネットからダウンロードすることができます(「入札情報かわさき」の「入札情報」の物品の欄の「入札公表」の中にあります。)。ダウンロードができない場合には、上記3(2)の期間に、3(1)の場所で配布します。なお、一般競争入札参加申込書に記載した実績を確認できる書類(契約書の写し等)を併せて持参してください。

(「入札情報かわさき」<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)

4 仕様・入札に関する問合せ先

(1) 問合せ場所

上記3(1)と同じ。

(2) 問合せ期間

令和2年4月10日(金)から令和2年4月24日(金)午後5時まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く)

(3) 問合せ方法

入札説明書に添付の「質問書」の様式に必要事項を記入し、指定するFAXまたは電子メールアドレスあて送付してください。なお、質問書を送付したときは、その旨担当まで御連絡ください。(土曜日、日曜日及び祝日を除く、午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時まで)

(4) 回答方法

質問があった場合の回答は、令和2年4月30日(木)までに、参加全者あてに、FAXまたは電子メールアドレスにて送付します。

5 競争入札参加資格確認通知書の交付

競争入札参加申込書を提出した者には、平成31・32

年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の委任先メールアドレスに令和2年4月22日(水)までに送付します。

なお、申請者がメールアドレスを登録されていない場合は、令和2年4月22日(水)の午前8時30分から午後5時(正午から午後1時までを除く)に、3(1)にて、書類を交付します。

6 カタログの提出について

導入予定機種等のカタログを令和2年5月12日(火)午後5時までに3(1)の場所に提出してください。なお、落札者については、落札決定後、契約書類として機器明細書の提出を求めます。

7 競争入札参加資格の喪失

競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

(1) 開札前に上記2の各号のいずれかの資格条件を満たさなくなったとき。

(2) 競争入札参加申込書及び提出書類について虚偽の記載をしたとき。

8 入札手続等

(1) 入札方法等

入札金額は、税抜きで総額で行います。月額賃貸借料(税抜きで1円未満の端数を切り捨てた額)を月数(60ヶ月)で乗じる方法で見積もりしてください。

なお、入札に際しては、川崎市競争入札参加者心得第3条第2項の規定に関わらず、契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を除いた金額を入札書に記載してください。

ア 入札書の提出日時

令和2年5月14日(木)午後1時30分

イ 入札書の提出場所

川崎市総合教育センター 3階 第5研修室
川崎市高津区溝口6-9-3

(2) 入札保証金 免除

(3) 開札の日時 8(1)アと同じ

(4) 開札の場所 8(1)イと同じ

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

(7) 再入札の実施

落札者がいない場合は、直ちに再入札を実施しま

す。再入札用の入札書も準備のうえ、参加してください。ただし、その入札が川崎市競争入札参加者心得第7条の規定により無効とされた者及び開札に立ち会わない者は除きます。

9 入札及び開札に立ち会うものに関する事項

代理人をもって入札及び開札に立ち会う場合は、入札前に委任状を提出しなければなりません。入札当日は、委任状及び代理人の印鑑を持参してください。また、代表者本人の場合は名刺を持参してください。なお、開札においては、競争参加資格確認通知書を持参してください。

10 契約手続等

次により、契約を締結します。

- (1) 契約保証金 免除
- (2) 前払金 否
- (3) 契約書作成の要否 要
- (4) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等は、上記3(1)の場所及び川崎市ホームページの「入札情報」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「契約関係規定」で閲覧することができます。

11 その他

- (1) この契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (2) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市入札参加者心得等の定めるところによります。
- (3) 当該契約は、翌年度以降における所要の予算金額について減額又は削除があった場合は、この契約を変更又は解除することができるものとします。
また、上記解除に伴い損失が生じた場合は、その損失の補償を川崎市に対して請求することができるものとし、補償額は協議して定めるものとします。
- (4) 支払については、毎月払いとします。

川崎市公告（調達）第246号

入 札 公 告

特定調達契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

令和2年4月10日

川崎市長 福田 紀彦

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 件 名 令和2年度川崎市総合教育センターネットワーク機器賃貸借契約
- (2) 履行場所 川崎市総合教育センター
- (3) 履行期間 令和2年9月1日から令和7年8月31日
- (4) 概 要 仕様書によります。

2 一般競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 平成31・32年度川崎市「製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿」の業種「リース」に登録されており、かつ、Aの等級に格付けされていること。
なお、平成31・32年度川崎市「製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿」に登録のない者（入札参加業種に登録のない者を含む。）は財政局資産管理部契約課に所定の様式により、資格審査申請を令和2年4月17日（金）までに行ってください。
- (4) 本市又は他の官公庁において過去5年以内に類似の契約実績を有すること。
- (5) この調達物品を契約締結後確実かつ速やかに納入することができること。
- (6) この調達物品の納入後アフターサービスを本市の求めに応じて速やかに提供できること。

3 一般競争参加申込書の配布及び提出

一般競争入札に参加を希望する者は、次により競争参加の申込みをしなければなりません。

- (1) 一般競争入札参加申込書等配布及び提出場所
〒213-0001 川崎市高津区溝口6-9-3
川崎市総合教育センター 3階
情報・視聴覚センター
電話 044-844-3712
- (2) 配布及び提出期間
令和2年4月10日（金）から令和2年4月24日（金）まで
午前8時30分～正午及び午後1時～5時（土曜日、日曜日を除く）
- (3) 提出方法

持参に限ります。申込書及び入札説明書は、インターネットからダウンロードすることができます（「入札情報かわさき」の「入札情報」の物品の欄の「入札公表」の中にあります。）。ダウンロードができない場合には、上記3(2)の期間に、3(1)の場所で配布します。なお、一般競争入札参加申込書に記載した実績を確認できる書類（契約書の写し等）を併せて持参してください。

（「入札情報かわさき」<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>）

4 仕様・入札に関する問合せ先

- (1) 問合せ場所
上記3(1)と同じ。

(2) 問合せ期間

令和2年4月10日(金)から令和2年5月13日(水)午後5時まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く)

(3) 問合せ方法

入札説明書に添付の「質問書」の様式に必要事項を記入し、指定するFAXまたは電子メールアドレスあて送付してください。なお、質問書を送付したときは、その旨担当まで御連絡ください。(土曜日、日曜日及び祝日を除く、午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時まで)

(4) 回答方法

質問があった場合の回答は、令和2年5月20日(水)までに、参加全者あてに、FAXまたは電子メールアドレスにて送付します。

5 競争入札参加資格確認通知書の交付

競争入札参加申込書を提出した者には、平成31・32年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の委任先メールアドレスに令和2年5月1日(金)までに送付します。

なお、申請者がメールアドレスを登録されていない場合は、令和2年5月1日(金)の午前8時30分から午後5時(正午から午後1時までを除く)に、3(1)にて、書類を交付します。

6 カタログの提出について

導入予定機種等のカタログを令和2年5月22日(金)午後5時までに3(1)の場所に提出してください。なお、落札者については、落札決定後、契約書類として機器明細書の提出を求めます。

7 競争入札参加資格の喪失

競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

- (1) 開札前に上記2の各号のいずれかの資格条件を満たさなくなったとき。
- (2) 競争入札参加申込書及び提出書類について虚偽の記載をしたとき。

8 入札手続等

(1) 入札方法等

入札金額は、税抜きで総額で行います。月額賃貸借料(税抜きで1円未満の端数を切り捨てた額)を月数(60ヶ月)で乗じる方法で見積もりしてください。

なお、入札に際しては、川崎市競争入札参加者心得第3条第2項の規定に関わらず、契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を除いた金額を入札書に記載してください。

ア 入札書の提出日時

令和2年5月25日(月)午前9時30分

イ 入札書の提出場所

川崎市総合教育センター 3階 第5研修室
川崎市高津区溝口6-9-3

ウ 郵送による場合の入札書の受領期限

令和2年5月22日(金)

エ 郵送による場合の入札書の宛先

3(1)に同じ

(2) 入札保証金 免除

(3) 開札の日時 8(1)アに同じ

(4) 開札の場所 8(1)イに同じ

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

(7) 再入札の実施

落札者がいない場合は、直ちに再入札を実施します。再入札用の入札書も準備のうえ、参加してください。ただし、その入札が川崎市競争入札参加者心得第7条の規定により無効とされた者及び開札に立ち会わない者は除きます。

9 入札及び開札に立ち会うものに関する事項

代理人をもって入札及び開札に立ち会う場合は、入札前に委任状を提出しなければなりません。入札当日は、委任状及び代理人の印鑑を持参してください。また、代表者本人の場合は名刺を持参してください。なお、開札においては、競争参加資格確認通知書を持参してください。

10 契約手続等

次により、契約を締結します。

- (1) 契約保証金 契約金額の10%
ただし、川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は免除。

(2) 前払金 否

(3) 契約書作成の要否 要

(4) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等は、上記3(1)の場所及び川崎市ホームページの「入札情報」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「契約関係規定」で閲覧することができます。

11 その他

- (1) この契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

- (2) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市入札参加者心得等の定めるところによります。
- (3) 当該契約は、翌年度以降における所要の予算金額について減額又は削除があった場合は、この契約を変更又は解除することができるものとします。
- また、上記解除に伴い損失が生じた場合は、その損失の補償を川崎市に対して請求することができるものとし、補償額は協議して定めるものとします。
- (4) 支払については、毎月払いとします。

12 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be leased:
Lease servers reconstructed network for education in Kawasaki city (KAWASAKISI EDUCATIONAL INFORMATION System - NETwork)
- (2) Time-limit for tender:
9:30 A.M 25 May 2020
- (3) Time-limit for tender by mail:
22 May 2020
- (4) Contact point for the notice
KAWASAKI CITY OFFICE
KAWASAKI CITY Comprehensive Education Center
6-9-3, Mizonokuchi, Takatsu-ku
Kawasaki, Kanagawa 213-0001, Japan
TEL:044-844-3712

川崎市公告(調達)第247号

入 札 公 告

特定調達契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

令和2年4月10日

川崎市長 福田紀彦

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 件 名
番号連携サーバ機器更改に係る機器等の賃貸借及び保守に関する契約
- (2) 履行場所
本市の指定する場所
- (3) 履行期間
令和2年10月1日から令和7年9月30日まで
- (4) 調達物品の概要
詳細については、入札説明書によります。

2 一般競争入札参加資格者に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に該当しないこと。

- (2) 入札期日において、平成31・32年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿の業種「リース」に記載されており、かつ、B以上の等級に格付けされていること。

なお、有資格業者名簿に登録のない者(入札参加業種に登録のない者も含む。)は、財政局資産管理部契約課に所定の様式により、資格審査申請を令和2年4月17日(金)までに行ってください。

- (3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (4) この調達物品について、本市又は他官公庁において類似の契約実績があること。
- (5) この調達物品及び数量を契約締結後速やかかつ確実に納入することができること。
- (6) この調達物品の納入後、本市の求めに応じて、アフターサービスを速やかに提供できること。

3 一般競争入札参加資格確認申請書の配布、提出及び問い合わせ先

この入札に参加を希望する者は、次により一般競争入札参加資格確認申請書を提出しなければなりません。

- (1) 配布・提出場所及び問い合わせ先

〒210-8577 川崎市川崎区東田町5番地4

川崎市役所第3庁舎9階

総務企画局情報管理部システム管理課

担当 塙・飯村

電話：044-200-2077(直通)

F A X：044-200-3752

E-Mail：17syskan@city.kawasaki.jp

- (2) 配布・提出期間

令和2年4月10日(金)から令和2年4月17日(金)まで(土曜日、日曜日及び休日を除く、毎日午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時まで)

- (3) 提出物

ア 一般競争入札参加資格確認申請書

イ 類似契約実績の調達内容を確認できる契約書等の写し

ウ 本業務の実施体制

- (4) 一般競争入札参加資格確認申請書の提出方法
持参してください。

4 一般競争入札参加資格確認通知書の交付

一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者には、次により一般競争入札参加資格確認通知書を交付します。

- (1) 交付場所及び問い合わせ先

上記3(1)に同じ

- (2) 日時

令和2年4月24日(金) 午前8時30分から正午

まで及び午後1時から午後5時まで

(3) その他

一般競争入札参加資格があると認められた者には、入札説明書を無料交付します。

また、入札説明書は上記3(1)の場所において令和2年4月10日(金)から令和2年4月17日(金)まで縦覧に供します(土曜日、日曜日及び休日を除く、毎日午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時まで)。

5 一般競争入札参加者に求められる義務

この入札の参加者には、入札説明書を交付しますので、次の日時・場所のとおり御来庁ください。

(1) 交付場所及び問い合わせ先

上記3(1)に同じ

(2) 日時

上記4(2)に同じ

6 仕様に関する問い合わせ

(1) 問い合わせ先

上記3(1)に同じ

(2) 問い合わせ期間

令和2年4月24日(金)から令和2年5月1日(金)まで(土曜日、日曜日及び休日を除く、毎日午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時まで)

(3) 問い合わせ方法

入札説明書に添付の質問書にて、上記3(1)のFAX番号又はE-mailアドレス宛て送付してください。

なお、その際には、質問書を送付した旨を担当宛て御連絡ください。

(4) 回答方法

質問に対する回答は、令和2年5月12日(火)までに、FAX又は電子メールにより全社宛て送付します。

7 商品説明書(カタログ等)の提出

この入札の参加者は、納入する物品の商品説明書(カタログ等)を、令和2年5月18日(月)午後5時までに上記3(1)の場所に提出しなければなりません。

また、入札の参加者は、開札日の前日までの間において、本市から該当書類に関し説明を求められたときには、これに応じなければなりません。

8 一般競争入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失します。

(1) 開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。

(2) 一般競争入札参加資格確認申請書及び提出書類等について、虚偽の記載をしたとき。

9 入札の手續等

(1) 入札方法

本契約に要する経費の総額(税抜き)を入札金額として行います。契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を除いた金額を入札書に記載してください。なお、詳細は入札説明書によります。

(2) 入札・開札の日時及び場所

ア 日時

令和2年5月21日(木) 午後2時

イ 場所

川崎市役所第3庁舎9階開発室Ⅱ

(3) 郵送による場合の入札書の受領期限及び宛て先

ア 期限

令和2年5月20日(水) 必着

イ 宛先

上記3(1)に同じ

(4) 入札保証金

免除とします。

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び川崎市競争入札参加者心得第7条に該当する入札は無効とします。

10 契約の手續き等

(1) 契約保証金

ア 川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は免除します。

イ ア以外の場合は、契約金額の10パーセントを納入しなければなりません。

(2) 契約書作成の要否

契約書を作成することを必要とします。

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、上記3(1)の場所及び川崎市のホームページの「入札情報」(<http://keiyaku.city.kawasaki.jp/epc/index.htm>)の「契約関係規定」で閲覧することができます。

11 その他

(1) 公告に定めるもののほかは、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得の定めるところによります。

(2) 契約手續きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(3) 当該契約は、翌年度以降における所要の予算の当

該金額について減額又は削除があった場合は、この契約を変更又は解除することができるものとします。

また、上記解除に伴い損失が生じた場合は、その損失の補償を川崎市に対して請求することができるものとし、補償額は協議して定めるものとします。

(4) その他問い合わせ窓口は、上記3(1)に同じです。

12 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be leased:

The contract for the lease and maintenance of server and software and other necessary equipment for the integrated-based computer system

(2) Time-limit for tender:

2:00 P.M May 21, 2020

(3) Time-limit for tender by mail:

May 20, 2020

(4) Contact point for the notice:

KAWASAKI CITY OFFICE

System Management Section

Information Management Department

General Affairs and Planning Bureau
5-4, Higashida-cho, Kawasaki-ku,
Kawasaki, Kanagawa 210-8577, Japan
TEL:044-200-2074 FAX:044-200-3752
E-Mail:17syskan@city.kawasaki.jp

税 公 告

川崎市税公告第51号

次の市税に係る納税通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び川崎市市税条例（昭和25年川崎市条例第26号）第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和2年3月13日

川崎市長 福田 紀彦

年 度	税 目	期 別	この公告による 変更する納期限	件数・備考
平成31年度	市民税・県民税 (普通徴収)	2月随時分以降	令和2年3月31日 (2月随時分)	計37件
平成31年度 (平成30年度課税分)	市民税・県民税 (普通徴収)	2月随時分	令和2年3月31日 (2月随時分)	計2件

(別紙省略)

川崎市税公告第52号

川崎市市税条例（昭和25年川崎市条例第26号。以下「条例」という。）第10条の2第1項（災害等による期限の延長）の規定に基づき、地方税法（昭和25年法律第226号）第317条の2及び条例第29条に定める個人の市民税に係る申告に関する期限が令和2年3月16日に到来するものについては、その期限を同年4月16日まで延長します。

令和2年3月13日

川崎市長 福田 紀彦

川崎市税公告第53号

差押調書（謄本）を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び川崎市市税条例（昭和25年川崎市条例第26号）第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交

付します。

令和2年3月16日

川崎市長 福田 紀彦

(別紙省略)

川崎市税公告第54号

差押調書（謄本）を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び川崎市市税条例（昭和25年川崎市条例第26号）第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和2年3月17日

川崎市長 福田 紀彦

(別紙省略)

川崎市税公告第55号

配当計算書(謄本)を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び川崎市市税条例(昭和25年川崎市条例第26号)第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和2年3月17日

川崎市長 福田紀彦

(別紙省略)

川崎市税公告第56号

配当計算書(謄本)を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び川崎市市税条例(昭和25年川崎市条例第26号)第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和2年3月17日

川崎市長 福田紀彦

(別紙省略)

川崎市税公告第57号

差押調書(謄本)を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び川崎市市税条例(昭和25年川崎市条例第26号)第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和2年3月19日

川崎市長 福田紀彦

(別紙省略)

川崎市税公告第58号

差押調書(謄本)を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び川崎市市税条例(昭和25年川崎市条例第26号)第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和2年3月23日

川崎市長 福田紀彦

(別紙省略)

川崎市税公告第59号

差押調書(謄本)を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び川崎市市税条例(昭和25年川崎市条例第26号)第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和2年3月24日

川崎市長 福田紀彦

(別紙省略)

川崎市税公告第60号

差押解除通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び川崎市市税条例(昭和25年川崎市条例第26号)第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和2年3月24日

川崎市長 福田紀彦

(別紙省略)

川崎市税公告第61号

配当計算書(謄本)を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び川崎市市税条例(昭和25年川崎市条例第26号)第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和2年3月24日

川崎市長 福田紀彦

(別紙省略)

川崎市税公告第62号

差押調書(謄本)を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び川崎市市税条例(昭和25年川崎市条例第26号)第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和2年3月27日

川崎市長 福田紀彦

(別紙省略)

川崎市税公告第63号

配当計算書(謄本)を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び川崎市市税条例(昭和25年川崎市条例第26号)第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和2年3月27日

川崎市長 福田 紀彦

(別紙省略)

訓 令

川崎市訓令第2号

庁中一般
各 かい

川崎市事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和2年3月31日

川崎市長 福田 紀彦

川崎市事務決裁規程の一部を改正する訓令

川崎市事務決裁規程(昭和41年川崎市訓令第8号)の一部を次のように改正する。

別表2人事事項(1)の項中「採用」の次に「(非常勤職員及び臨時的任用職員の採用を除く。)」を加え、同表2人事事項(2)の項中「退職」の次に「(非常勤職員及び臨時的任用職員の退職を除く。)」を加え、同表2人事事項(17)の項中「非常勤嘱託員」を「非常勤職員」に改め、同表2人事事項(19)の項及び(20)の項を次のように改める。

(19) 臨時的任用の職に関すること。			○ (総務企画局長)		
(20) 臨時的任用職員の任免に関すること。			○ (総務企画局長)		

別表2人事事項(21)の項を削り、同表2人事事項中(22)を(21)とし、同表3財務事項(19)の項を削り、同表3財務事項中(20)を(19)とし、(21)から(71)までを1ずつ繰り上げる。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の川崎市事務決裁規程別表の規定にかかわらず、令和元年度以前の賃金の支出決定に関する事務決裁については、なお従前の例による。

川崎市訓令第3号

庁中一般
各 かい

川崎市会計管理者事務の専決等に関する規程及び川崎市事業所等事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和2年3月31日

川崎市長 福田 紀彦

川崎市会計管理者事務の専決等に関する規程及び川崎市事業所等事務決裁規程の一部を改正する訓令

(川崎市会計管理者事務の専決等に関する規程の一部改正)

第1条 川崎市会計管理者事務の専決等に関する規程(昭和47年川崎市訓令第6号)の一部を次のように改正する。

第3条第1号イ中「賃金」を削る。

(川崎市事業所等事務決裁規程の一部改正)

第2条 川崎市事業所等事務決裁規程(昭和41年川崎市訓令第9号)の一部を次のように改正する。

別表3財務事項(1)一般(13)の項を削り、同表3財務事項(1)一般中(14)を(13)とし、(15)から(43)までを1ずつ繰り上げ、同表3財務事項(2)看護短期大学(13)の項を削り、同表3財務事項(2)看護短期大学中(14)を(13)とし、(15)から(42)までを1ずつ繰り上げる。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第1条の規定による改正後の川崎市会計管理者事務の専決等に関する規程第3条の規定は、令和2年度の歳出予算の経費の支出命令の審査から適用し、令和元年度の歳出予算の経費の支出命令の審査については、なお従前の例による。

3 第2条の規定による改正後の川崎市事業所等事務決裁規程別表の規定にかかわらず、令和元年度以前の賃金の支出決定に関する事務決裁については、なお従前の例による。

川崎市訓令第4号

庁中一般
各 かい

川崎市職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和2年3月31日

川崎市長 福田 紀彦

川崎市職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令

川崎市職員の勤務時間等に関する規程（昭和35年川崎市訓令第4号）の一部を次のように改正する。

別表共通の部中

31時間 (所属長)	1 週4日勤務 業務の実情に応じて、所属長が定める。 2 週5日勤務 業務の実情に応じて、所属長が定める。	勤務時間の途中において1時間（3時間30分以下の勤務時間を割り振られた日を除く。）	1 週4日勤務 4週間を通じ12日 2 週5日勤務 4週間を通じ8日
---------------	--	---	---

を

15時間30分、23時間、24時間、28時間、28時間45分、29時間又は31時間のいずれかの勤務時間のうち当該短時間勤務の職に応じた勤務時間 (所属長)	1 週2日勤務 業務の実情に応じて、所属長が定める。 2 週4日勤務 業務の実情に応じて、所属長が定める。 3 週5日勤務 業務の実情に応じて、所属長が定める。	勤務時間の途中において1時間（4時間30分以下の勤務時間を割り振られた日を除く。）	1 週2日勤務 4週間を通じ20日 2 週4日勤務 4週間を通じ12日 3 週5日勤務 4週間を通じ8日
--	---	---	---

に改め、同表総務企画局の部に次のように加える。

危機管理室	危機管理室に勤務する短時間勤務職員	28時間30分 (室長)	交替勤務 (1) 8:30～19:00 (2) 8:30～翌日の8:45 (3) 16:45～翌日の8:45 (4) 18:45～翌日の8:45	交替勤務 (1) 勤務時間の途中において1時間 (2) 勤務時間の途中において5時間15分 (3) 勤務時間の途中において6時間30分 (4) 勤務時間の途中において4時間30分	4週間を通じ8日以上
-------	-------------------	-----------------	--	---	------------

別表環境局の部施設部の款を次のように改める。

施設部	処理センター (堤根処理センターを除く。)	処理センターに勤務する職員（所長、焼却灰を運搬する自動車及び動物の死体を運搬する自動車の運転業務に従事する職員、EMS・研修担当の職員並びに操作係に勤務する職員を除く。）	38時間45分 (所長)	8:30～17:15	12:00～13:00	日曜日及び4週間を通じ4日
		操作係に勤務する職員	38時間45分 (所長)	8:30～17:15	勤務時間の途中において1時間	4週間を通じ8日
堤根処理センター		堤根処理センターに勤務する職員（所長、焼却灰を運搬する自動車の運転業務に従事する職員、EMS・研修担当の職員及び操作係に勤務する職員を除く。）	38時間45分 (所長)	8:30～17:15	12:00～13:00	日曜日及び4週間を通じ4日
		操作係に勤務する職員	38時間45分 (所長)	1 日勤 8:30～17:15 2 交替勤務 (1) 8:30～17:15 (2) 16:15～翌日の9:15	1 日勤 12:00～13:00 2 交替勤務 (1) 11:45～12:45又は12:45～13:45 (2) 0:00～1:00及び5:00～5:30又は1:15～2:15及び5:30～6:00	20週間を通じ40日

別表こども未来局の部子育て推進部の款中「子育て推進部」を「保育事業部」に改める。

附 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

川崎市訓令第5号

庁 中 一 般
各 か い

川崎市職員出勤記録整理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和2年3月31日

川崎市長 福田 紀彦

川崎市職員出勤記録整理規程の一部を改正する訓令

川崎市職員出勤記録整理規程（昭和35年川崎市訓令第5号）の一部を次のように改正する。

第4条に次の1項を加える。

3 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）に係る出勤記録については、前2項の規定にかかわらず、前2項の規定に準じて表示するものとする。

第6条第2項に次のただし書を加える。

ただし、会計年度任用職員については、この限りでない。

第7条中「職員情報システムによる」を「川崎市職員勤務規程第11条第2項の規定による職員情報システムにおける」に改める。

別表こども未来局の項中「子育て推進部」を「保育事業部」に、

「			」
	保育・子育て総合支援センター	所長	
	児童相談所	所長	

を

「			」
	保育・子育て総合支援センター	所長	
	こども家庭センター	副所長	
	児童相談所（こども家庭センターを除く。）	所長	

に改める。

附 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

川崎市訓令第6号

庁 中 一 般
各 か い

川崎市職員勤務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和2年3月31日

川崎市長 福田 紀彦

川崎市職員勤務規程の一部を改正する訓令

川崎市職員勤務規程（昭和35年川崎市訓令第3号）の一部を次のように改正する。

第3条中「行なう」を「行う」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）については、任用に係る通知後に所属長又はその指名する職員の面で行うものとする。

第4条第1項中「職員」の次に「（会計年度任用職員を除く。）」を加える。

第5条第1項中「職員は」を「職員（会計年度任用職員及び臨時的任用職員を除く。）は」に改める。

第6条第1項中「職員は」を「職員（会計年度任用職員を除く。以下この条において同じ。）は」に改める。

第11条第2項に次のただし書を加える。

ただし、ICカードにより出退勤情報の登録を行うことが困難であると市長が特に認める職員については、この限りでない。

第12条第6項中「職員が」を「職員（会計年度任用職員を除く。）が」に改め、同条第7項中「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第8項とし、同条第6項の次に次の1項を加える。

7 会計年度任用職員が、年次休暇以外の休暇の承認を受けるには、休暇の種類及び事由に応じて、勤務しないことが相当であると認められる事実を休暇を申請する際に付記するとともに、次に掲げる場合には、医師の診断書その他勤務しない事由を十分明らかにする書面を提出しなければならない。

(1) 病気休暇又は特別休暇の承認を求める場合（川崎市職員の勤務時間、休暇等に関する規則第9条第5項第1号に規定する人事委員会が別に定める場合を除く。）

(2) 介護休暇又は介護時間の承認を求めるに当たって、任命権者がその事由を確認する必要があると認める場合

第18条中「代わる代休日」の次に「をいう。次項において同じ。」を加え、同条に次の2項を加える。

2 川崎市職員の管理職手当に関する規則第2条に規定する職員が正規の勤務時間以外に勤務した場合、又は

勤務時間条例第7条第1項に規定する休日に勤務した場合は、所要の手續をとり、上司に報告しなければならない。

3 会計年度任用職員については、第1項の規定にかかわらず、同項の規定に準じて、所要の手續をとり、所属長の命令を受けなければならない。

附 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

川崎市訓令第7号

庁 中 一 般
各 か い

川崎市職員の人事評価に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和2年3月31日

川崎市長 福田紀彦

川崎市職員の人事評価に関する規程の一部を改正する訓令

川崎市職員の人事評価に関する規程（平成18年川崎市訓令第9号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第3号を削る。

第14条を第15条とし、第13条の次に次の1条を加える。

（会計年度任用職員の人事評価）

第14条 地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員の人事評価の基準及び方法に関する事項
その他人事評価に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

川崎市訓令第8号

庁 中 一 般
各 か い

川崎市職員の条件付採用期間における勤務評定に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和2年3月31日

川崎市長 福田紀彦

川崎市職員の条件付採用期間における勤務評定に関する規程の一部を改正する訓令

川崎市職員の条件付採用期間における勤務評定に関する規程（平成18年川崎市訓令第10号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第22条第1項」を「第22条」に改め、「ある職員」の次に「並びに同法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員」を加える。

附 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

上 下 水 道 局 規 程

川崎市上下水道局規程第8号

川崎市水道条例施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和2年3月27日

川崎市上下水道事業管理者 金子 督

川崎市水道条例施行規程の一部を改正する規程

川崎市水道条例施行規程（平成22年川崎市水道局規程第1号）の一部を次のように改正する。

第40条第2項中「共同住宅等料金等算定適用（変更）申請書（兼廃止届）」を「共同住宅等料金等適用（変更）申請書（兼廃止届）」に改める。

第1号様式中

「

設計水圧

※受水槽式、3階直結式（専用住宅に限る）において、設計水圧0.15Mpa以内で設計した場合には記入しなくてもよいものとします。

Mpa

を

「

新設 改造 撤去

公道掘削 工事用

に、

第21号様式(裏)、第32号様式(1)(裏)及び第32号様式(2)(裏)中「年5%」を「民法第404条第1項で規定する法定利率」に改める。

附則

(施行期日)

- この規程は、令和2年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 改正後の川崎市水道条例施行規程の規定は、この規程の施行の日以後に利息が生じた場合におけるその遅延損害金に係る法定利率について適用し、同日前に利息が生じた場合におけるその遅延損害金に係る法定利率については、民法第404条の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- この規程による改正前の川崎市水道条例施行規程の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続き使用することができる。

川崎市上下水道局規程第9号

川崎市上下水道局財務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和2年3月31日

川崎市上下水道事業管理者 金子 督

川崎市上下水道局財務規程の一部を改正する規程

川崎市上下水道局財務規程(昭和39年川崎市水道局規程第8号)の一部を次のように改正する。

第52条第1項第1号ア中「、賃金」を削る。

第62条第25号を削る。

附則

(施行期日)

- この規程は、令和2年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 改正後の規程の規定は、令和2年度の事業年度から適用し、令和元年度の事業年度については、なお従前の例による。

川崎市上下水道局規程第10号

川崎市上下水道局賠償責任職員の指定等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和2年3月31日

川崎市上下水道事業管理者 金子 督

川崎市上下水道局賠償責任職員の指定等に関する規程の一部を改正する規程

川崎市上下水道局賠償責任職員の指定等に関する規程(昭和41年川崎市水道局規程第27号)の一部を次のように改正する。

第1条及び第2条中「第243条の2第1項」を「第243条の2の2第1項」に改める。

第2条中「第243条の2第1項後段」を「第243条の2の2第1項後段」に改める。

附則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

川崎市上下水道局規程第11号

川崎市上下水道局企業職員の初任給、昇格、昇給等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和2年3月31日

川崎市上下水道事業管理者 金子 督

川崎市上下水道局企業職員の初任給、昇格、昇給等に関する規程の一部を改正する規程

川崎市上下水道局企業職員の初任給、昇格、昇給等に関する規程(昭和47年川崎市水道局規程第18号)の一部を次のように改正する。

別表第3短大卒の項第1号(1)中「卒業」の次に「又は専門職大学の修業年限3年の前期課程の修了」を加え、同項第2号(1)中「卒業」の次に「又は専門職大学の修業年限2年の前期課程の修了」を加える。

別表第8を次のように改める。

別表第8(第13条関係)

昇給区分	A	B	C	D	E
昇給の号給数	6	5	4	2	0
	2	1	0	0	0

附則

(施行期日)

- この規程は、令和3年4月1日から施行する。ただし、別表第3の改正規定は令和2年4月1日から施行する。
(川崎市上下水道局企業職員の初任給、昇格、昇給等に関する規程の一部を改正する規程の一部改正)
- 川崎市上下水道局企業職員の初任給、昇格、昇給等に関する規程(平成20年川崎市水道局規程第14号)の一部を次のように改正する。
附則第4項中「と、「1」とあるのは、「1(局長が別に定める場合を除く。)」を削る。

川崎市上下水道局規程第12号

川崎市上下水道局事務分掌規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和2年3月31日

川崎市上下水道事業管理者 金子 督

川崎市上下水道局事務分掌規程の一部を改正する規程

川崎市上下水道局事務分掌規程(昭和56年川崎市水道局規程第9号)の一部を次のように改正する。

第1条の表中

生田浄水場	事務係 浄水係
-------	------------

を

生田浄水場	
-------	--

に改める。

第2条庶務課の事務分掌中第29号を削り、第30号を第29号とし、第31号を第30号とする。

第2条労務課の事務分掌中第10号を削り、第11号を第10号とし、第12号を第11号とする。

第2条経営企画課の事務分掌第13号中「非常勤嘱託員」を「非常勤職員」に改める。

第2条水道管路課の事務分掌中第5号を第7号とし、第4号の次に次の2号を加える。

(5) 土木工事の設計単価及び歩掛りの調査に関すること。

(6) 設計積算システムの運用管理に関すること。

第2条水道管路課設計第1系の事務分掌中第2号及び第3号を削り、第4号を第2号とする。

第2条施設整備課の事務分掌第5号中「修理」を削り、同条施設整備課の事務分掌中第10号を第11号とし、第9号を第10号とし、第8号を第9号とし、同条施設整備課の事務分掌第7号中「機械、電気及び」を削り、同号を第8号とし、第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 機械及び電気の工事に係る設計単価並びに歩掛りの調査に関すること。

第2条生田浄水場の事務分掌を次のように改める。

生田浄水場

(1) 場の取水、送水、配水等の水量の計画及び調整に関すること。

(2) 場の導水、浄水及び送水の運転管理に関すること。

(3) 場の施設及び設備の保守、点検及び維持管理に関すること。

(4) 軽易な修繕に関すること。

(5) 場の施設及び設備の修繕等に係る関係課所との連絡調整に関すること。

(6) 平間配水所の配水量の調整及び日報に関すること。

(7) 稲田取水所に関すること。

(8) 場内の技術的事項に関すること。

(9) 工事の施行手続及び清算に関すること。

(10) 委託に係る設計、監督、施行手続及び精算に関すること。

(11) 関係機関との連絡調整に関すること。

(12) 場の庶務に関すること。

第2条下水道管理課の事務分掌の前に次の1号を加える。

(1) 浸水被害への対応に係る調査及び調整に関すること。

第2条下水道計画課の事務分掌中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 雨水対策に係る計画及び調整に関すること。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

川崎市上下水道局規程第13号

川崎市上下水道局事務決裁規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和2年3月31日

川崎市上下水道事業管理者 金子 督

川崎市上下水道局事務決裁規程の一部を

改正する規程

川崎市上下水道局事務決裁規程（昭和62年川崎市水道局規程第15号）の一部を次のように改正する。

別表管理者決裁事項及び部課長専決事項1一般事項第8号中「不服申立て、」を削り、同表管理者決裁事項及び部課長専決事項1一般事項中第24号を第25号とし、第8号から第23号までを1号ずつ繰り下げ、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 審査請求に関すること。	特に重要なもの	重要なもの	軽易又は通例的なもの
-----------------	---------	-------	------------

別表管理者決裁事項及び部課長専決事項2人事・労務事項第1号中「採用」の次に「(非常勤職員及び臨時的任用職員の採用を除く。)」を加え、同表管理者決裁事項及び部課長専決事項2人事・労務事項第2号中「退職」の次に「(非常勤職員及び臨時的任用職員の退職を除く。)」を加え、同表管理者決裁事項及び部課長専決事項2人事・労務事項第19号中「非常勤嘱託員」を「非常勤職員」に改め、同表管理者決裁事項及び部課長専決事項2人事・労務事項第20号中「非常勤嘱託員」を「非常勤職員」に改め、同表管理者決裁事項及び部課長専決事項2人事・労務事項中第21号及び第22号を次のように改める。

(21) 臨時的任用の職に関すること。	○		
(22) 臨時的任用職員の任免に関すること。	○		

別表管理者決裁事項及び部課長専決事項3財務事項第19号を削り、同表管理者決裁事項及び部課長専決事項3財務事項中第20号を第19号とし、第21号から第54号までを1号ずつ繰り上げる。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

川崎市上下水道局規程第14号

川崎市上下水道局企業職員出勤記録整理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和2年3月31日

川崎市上下水道事業管理者 金子 督

川崎市上下水道局企業職員出勤記録整理規

程の一部を改正する規程

川崎市上下水道局企業職員出勤記録整理規程（昭和46年川崎市水道局規程第10号）の一部を次のように改正する。

第4条に次の1項を加える。

3 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）に係る出勤記録については、前2項の規定にかかわらず、前2項の規定に準じて表示するものとする。

第6条第2項に次のただし書を加える。

ただし、会計年度任用職員については、この限りでない。

第7条第1項中「職員情報システムによる」を「川崎市上下水道局企業職員勤務規程（平成10年川崎市水道局規程第15号）第10条第2項の規定による職員情報システムにおける」に改める。

第8条中「（平成10年川崎市水道局規程第15号）」を削る。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

川崎市上下水道局規程第15号

川崎市上下水道局企業職員の給料等の額及び支給方法等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和2年3月31日

川崎市上下水道事業管理者 金子 督

川崎市上下水道局企業職員の給料等の額及

び支給方法等に関する規程の一部を改正す

る規程

川崎市上下水道局企業職員の給料等の額及び支給方法等に関する規程（昭和32年川崎市水道部規程第5号）の一部を次のように改正する。

第3条第6項中「により職員」の次に「（次項に規定

する職員を除く。以下この項において同じ。）」を加え、「同項」を「前項」に改め、同条第7項中「に関する前項の規定の適用については、同項中「4号給」とあるのは、「2号給」を「の第5項の規定による昇給は、同項に規定する期間におけるその者の勤務成績が極めて良好である場合又は特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて初任給規程で定める基準に従い決定するもの」に改める。

別表第4中

「

場長（3種の場長を除く。）

を

「

場長（3種の場長を除く。）

経営企画課の組織・定数担当の担当課長

に改める。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。ただし、別表第4の改正規定は、令和2年4月1日から施行する。

川崎市上下水道局規程第16号

川崎市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和2年3月31日

川崎市上下水道事業管理者 金子 督

川崎市行政手続等における情報通信の技術

の利用に関する条例施行規程の一部を改正

する規程

川崎市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規程（平成18年水道局規程第38号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

川崎市情報通信技術を活用した行政の推進

に関する条例施行規程

第1条中「川崎市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例」を「川崎市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例」に、「第3条から第6条までの規定に基づき上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）に係る手続等を」を「に基づき、」に、「情報通信の技術を」を「情報通信技術を」に改め、同条に次の1項を加える。

2 上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）に係る手続等（条例第3条から第6条までの規定の適用

を受けるものを除く。)を、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行う場合については、他の条例等に特別の定めのある場合を除き、条例及びこの規程の規定の例による。

第3条中「情報通信の技術」を「情報通信技術」に改める。

第8条中「情報通信の技術」を「情報通信技術」に改め、同条を第15条とする。

第7条中「書面等の作成等に代えて当該書面等に係る」を削り、「の作成等を行うとき」を「により作成等を行う場合において」に、「当該書面等に記載すべき」を「当該作成等に係る」に改め、同条を第13条とし、同条の次に次の1条を加える。

(条例第7条の規則等で定める書面等及び措置)

第14条 条例第7条の規則等で定める書面等は、次の表の左欄に掲げるとおりとし、同条の規則等で定める措置は、同表の左欄に掲げる書面等ごとにそれぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

書面等	措 置
1 住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第12条第1項に規定する住民票の写し又は住民票記載事項証明書	次のいずれかに掲げる措置 (1) 電子情報処理組織を使用する方法により行う、個人番号カードに記録された電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号)第3条第1項に規定する署名用電子証明書及び当該署名用電子証明書により確認される同法第2条第1項に規定する電子署名が行われた情報の管理者への提供 (2) 電子情報処理組織を使用する方法その他の方法により行う、氏名、出生の年月日、男女の別及び住所の管理者への提供 (3) 個人番号カードの管理者への提示
2 区長が作成する印鑑に関する証明書	1の項右欄(1)に掲げる措置

第6条を第12条とする。

第5条第1項中「使用して」を「使用する方法により」に改め、同条を第9条とし、同条の次に次の2条を加える。

(処分通知等を受ける旨の表示の方式)

第10条 条例第4条第1項ただし書に規定する規則等で定める方式は、次の各号に掲げるいずれかの方式とする。

- (1) 第8条の電子情報処理組織を使用して行う識別番号及び暗証番号の入力
- (2) 電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を受けることを希望する旨の管理者が別に定めるところにより行う届出

(3) 前2号に掲げるもののほか、管理者が別に定める方式

(処分通知等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合)

第11条 条例第4条第5項に規定する規則等で定める場合は、次に掲げる場合とする。

(1) 処分通知等を受ける者について対面により本人確認をするべき事情があると管理者が認める場合

(2) 処分通知等に係る書面等のうちにその原本を交付する必要があるものがあると管理者が認める場合

第4条第1項中「使用して」を「使用する方法により」に、「同項に規定する申請等を行う者」を「前条の申請等をする者」に改め、同条第5項中「条例第3条第1項に規定する」を「前条の」に改め、同条を第5条とし、同条の次に次の3条を加える。

(情報通信技術による手数料の納付)

第6条 条例第3条第5項に規定する規則等で定めるものは、前条第1項の規定により行われた申請等により得られた納付情報により納付する方法とする。

(申請等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行わせることが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合)

第7条 条例第3条第6項に規定する規則等で定める場合は、次に掲げる場合とする。

(1) 申請等をする者について対面により本人確認をするべき事情があると管理者が認める場合

(2) 申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要があるものがあると管理者が認める場合

(処分通知等に係る電子情報処理組織)

第8条 条例第4条第1項に規定する規則等で定める電子情報処理組織は、管理者の使用に係る電子計算機と処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機であって管理者が別に定める技術的基準に適合するものとして電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。

第3条の次に次の1条を加える。

(申請等に係る電子情報処理組織)

第4条 条例第3条第1項に規定する規則等で定める電子情報処理組織は、管理者の使用に係る電子計算機と申請等をする者の使用に係る電子計算機であって管理者が別に定める技術的基準に適合するものとして電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

川崎市上下水道局規程第17号

川崎市上下水道局契約規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和2年3月31日

川崎市上下水道事業管理者 金子 督
川崎市上下水道局契約規程の一部を改正する規程

川崎市上下水道局契約規程(昭和41年水道局規程第28号)の一部を次のように改正する。

第30条第1項第6号を次のように改める。

(6) 契約不適合責任

第55条を次のように改める。

(契約不適合責任)

第55条 管理者は、第41条の規定により引渡しを受けた目的物(工事目的物に限る。以下この項において同じ。)が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの(以下この条において「契約不適合」という。)である場合においては、契約不適合を理由として、当該目的物の引渡しを受けた日から2年以内に、履行の追完の請求、代金の減額の請求、損害賠償の請求又は契約の解除(以下この条において「請求等」という。)をするものとする。ただし、植栽工事の枯れ補償については、1年以内とする。

2 前項の規定にかかわらず、管理者は、設備機器本体等の契約不適合については、引渡しの時、検査をして直ちにその履行の追完を請求するものとする。ただし、当該検査において一般的な注意の下で発見できなかった契約不適合については、引渡しを受けた日から1年が経過する日まで請求等を行うことができる。

3 前2項の規定は、契約不適合が契約者の故意又は重過失により生じたものであるときは適用しない。この場合において、管理者は、民法(明治29年法律第89号)の定めるところにより請求等をするものとする。

4 管理者は、特に必要があると認めるときは、第1項及び第2項の規定にかかわらず、契約不適合責任を定めることができる。

第7号様式第1条第5項中「請求」を「催告、請求」に改める。

第7号様式第4条第2項中「第4項」を「第5項」に改め、同条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 受注者が第1項第3号から第6号までのいずれかに掲げる保証を付す場合は、当該保証は、第55条第3項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。

第7号様式第5条第1項中「かし担保特約」を「引き渡した工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの(以下「契約不適合」という。)である場合において当該契約不適合を保証する特約」に改め、同条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 第1項の規定により受注者が付す保証は、第55条第3項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。

第7号様式第6条に次の2項を加える。

3 受注者が前払金(中間前払金(川崎市上下水道局公共工事の前払金に関する規程(昭和38年水道局規程第14号)の規定において準用する川崎市公共工事の前払金に関する規則(昭和38年川崎市規則第40号。以下「前払金に関する規則」という。))第2条第2項に規定する中間前払金をいう。以下同じ。)を含む。)の使用、内払等によってもなおこの契約の目的物に係る工事の施工に必要な資金が不足することを疎明したときは、発注者は、特段の理由がある場合を除き、受注者の請負代金債権の譲渡について、第1項ただし書の承諾をしなければならない。

4 受注者は、前項の規定により、第1項ただし書の承諾を得た場合は、請負代金債権の譲渡により得た資金をこの契約の目的物に係る工事の施工以外に使用してはならず、その用途を疎明する書類を発注者に提出しなければならない。

第7号様式第10条第5項中「請求」を「催告、請求」に改める。

第7号様式第16条第4項中「第2項の検査により発見することが困難であった隠れたかし」を「種類、品質又は数量に関しこの契約の内容に適合しないこと(第2項の検査により発見することが困難であったものに限る。))」に改める。

第7号様式第28条ただし書及び第29条第1項ただし書中「第52条第1項」を「第58条第1項」に改める。

第7号様式第30条第2項中「行い、前項」を「行い、同項」に、「第52条第1項」を「第58条第1項」に改める。

第7号様式第31条第1項中「、第19条、第20条、第21条」を「から第21条まで」に、「、第27条、第28条」を「から第28条まで」に改める。

第7号様式第35条第1項中「(川崎市上下水道局公共工事の前払金に関する規程(昭和38年水道局規程第14号)の規定において準用する川崎市公共工事の前払金に関する規則(昭和38年川崎市規則第40号。以下「前払金に関する規則」という。))第2条第2項に規定する中間前払金をいう。以下同じ。))」を削る。

第7号様式第41条第1項中「第32条」の次に「及び第33条の規定を準用する。この場合において、第32条第1項及び第6項を、「工事」と、」の次に「同条第2項及び第4項中「工事の」とあるのは「指定部分に係る工事の」と、同条第2項、第4項及び第5項中を、「工事目的物」と、」の次に「同項並びに第33条第1項及び第2項中」を加え、「読み替えて、これらの規定を準用する」を「読み替えるものとする」に改める。

第7号様式第44条及び第45条を次のように改める。

(契約不適合責任)

第44条 発注者は、第32条第4項(第41条において準用する場合を含む。)の規定により工事目的物の引渡しを受けた場合において、引き渡された工事目的物が契約不適合であるときは、受注者に対し、目的物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、発注者は履行の追完を請求することができない。

2 前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

3 第1項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

- (1) 履行の追完が不能であるとき。
- (2) 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (3) 工事目的物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(発注者の任意解除権)

第45条 発注者は、工事が完成するまでの間は、次条、第47条及び第49条第1項の規定によるほか、必要があるときは、契約を解除することができる。

2 発注者は、前項の規定により契約を解除した場合において、受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

第7号様式中第46条を削る。

第7号様式中第70条を第77条とする。

第7号様式第69条中「第63条」を「第70条」に改め、同条(注)中「第63条」を「第70条」に、「第60条」を「第67条」に改め、同条を第76条とする。

第7号様式中第68条を第75条とし、第63条から第67条までを7条ずつ繰り下げる。

第7号様式第62条第3項(注)中「第63条を第60条とし、第64条を第61条とし、第65条を第62条とし、第66条を第63条とし、第67条を第64条とし、第68条を第65条とし、第69条を第66条とし、第70条を第67条」を「第70条

を第67条とし、第71条を第68条とし、第72条を第69条とし、第73条を第70条とし、第74条を第71条とし、第75条を第72条とし、第76条を第73条とし、第77条を第74条」に改め、同条を第69条とする。

第7号様式中第61条を第68条とし、第60条を第67条とする。

第7号様式第59条中「昭和41年川崎市水道局規程第28号」を「昭和41年水道局規程第28号」に改め、同条を第66条とする。

第7号様式中第58条の2を第65条とする。

第7号様式第58条中「請求」を「催告、請求」に改め、同条を第64条とする。

第7号様式中第57条を第63条とし、第56条を第62条とする。

第7号様式第55条第1項中「第45条第1項」を「第55条第1項第1号」に、「第47条の2第1項(第48条第2項)」を「同条第2項第1号(第49条第2項)」に、「第51条第3項」を「第54条第3項」に、「第53条第1項及び第3項」を「第59条第1項及び第3項」に改め、同条を第61条とする。

第7号様式第54条第1項中「第45条第1項」を「第55条第1項第1号」に、「第47条の2第1項(第48条第2項)」を「同条第2項第1号(第49条第2項)」に、「第51条第3項」を「第54条第3項」に、「第51条第8項」を「第54条第8項」に改め、同条第2項中「第51条第4項」を「第54条第4項」に改め、同条を第60条とする。

第7号様式第53条第1項中「第48条第1項各号」を「第49条第1項各号」に改め、同条を第59条とする。

第7号様式中第52条を第58条とする。

第7号様式第51条第1項中「契約が」の次に「工事の完成前に」を加え、同条第3項中「第47条、第47条の2第2項又は第48条第1項」を「第46条、第47条、第49条第1項又は次条第3項」に、「第49条第1項又は前条第1項」を「第45条第1項、第51条又は第52条」に改め、同項(注)第1項中「第61条第1項」を「第68条第1項」に、「第62条第1項」を「第69条第1項」に改め、同項(注)第2項中「第47条、第47条の2第2項又は第48条第1項」を「又は次条第3項」に、「第47条、第47条の2第2項、第48条第1項又は第70条第1項」を「次条第3項又は第77条第1項」に改め、同項(注)第2項ただし書中「第47条、第47条の2第2項又は第48条第1項」を「又は次条第3項」に、「第47条、第47条の2第2項、第48条第1項又は第67条第1項」を「次条第3項又は第74条」に改め、同条第4項、第5項及び第6項中「契約が」の次に「工事の完成前に」を加え、同条第8項中「第47条、第47条の2第2項又は第48条第1項」を「第46条、第47条、第49条第1項又は次条第3項」に、「第49条第1項又は前条第1項」を「第45条第1項、第51条

又は第52条」に改め、同項(注)中「第47条、第47条の2第2項又は第48条第1項」を「又は次条第3項」に、「第47条、第47条の2第2項、第48条第1項又は第70条第1項」を「次条第3項又は第77条第1項」に改め、同項(注)ただし書中「第47条、第47条の2第2項又は第48条第1項」を「又は次条第3項」に、「第47条、第47条の2第2項、第48条第1項又は第67条第1項」を「次条第3項又は第74条」に改め、同項に次の1項を加える。

9 工事の完成後にこの契約が解除された場合は、解除に伴い生じる事項の処理については発注者及び受注者が民法の規定に従って協議して決める。

第7号様式中第51条を第54条とし、同条の次に次の3条を加える。

(発注者の損害賠償請求等)

第55条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。この場合において、受注者は、損害金を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) 工期内に工事を完成することができないとき。
- (2) この工事目的物に契約不適合があるとき。
- (3) 第46条又は第47条の規定により、工事目的物の完成後にこの契約が解除されたとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受注者は、請負金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) 第46条又は第47条の規定により工事目的物の完成前にこの契約が解除されたとき。

(注) 1 特定工事請負契約においては、「又は第47条」を「第47条又は第77条第1項」に改める。ただし、債務負担行為を設定しない特定工事請負契約においては、「又は第47条」を「第47条又は第74条」に改める。

2 低入札価格調査を行った契約においては、「10分の1」を「10分の3」に改める。

- (2) 工事目的物の完成前に、受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。

3 次に掲げる者が契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

- (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成16年法律第75号)の規定により選任された破産管財人
- (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合

において、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定により選任された管財人

- (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成11年法律第225号)に規定する再生債務者等

4 第1項各号又は第2項各号に定める場合(前項の規定により第2項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。)がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。

5 第1項第1号に該当する場合において、同項の損害金の額は、請負金額から出来形部分に相応する請負金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、契約締結の日における支払遅延防止法の遅延利息の率で計算した額とする。

6 第2項の場合(第47条第9号及び第11号並びに第49条第1項の規定によりこの契約が解除された場合を除く。)において、第4条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって第2項の違約金に充当することができる。

(受注者の損害賠償請求等)

第56条 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合は、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

- (1) 第51条又は第52条の規定によりこの契約が解除されたとき。
- (2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 第33条第2項(第41条において準用する場合を含む。)の規定による請負代金の支払が遅れた場合において、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、契約締結の日における支払遅延防止法の遅延利息の率で計算した額の遅延利息の支払を発注者に請求することができる。

(契約不適合責任期間等)

第57条 発注者は、引き渡された工事目的物に関し、第32条第4項又は第5項(第41条においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定による引渡し(以下この条において単に「引渡し」という。)を受けた日から2年以内でなければ、契約不適合を理由として、履行の追完の請求、代金の減額の請求、損害賠償の請求又は契約の解除(以下この条において「請求等」という。)をすることができない。ただし、植栽工事の

枯れ補償については、1年以内とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、設備機器本体等の契約不適合については、引渡しの時、発注者が検査して直ちにその履行の追完を請求しなければ、受注者は、その責任を負わない。ただし、当該検査において一般的な注意の下で発見できなかった契約不適合については、引渡しを受けた日から1年が経過する日まで請求等を行うことができる。
- 3 前2項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠その他の当該請求等の根拠を示して、受注者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。
- 4 発注者が第1項又は第2項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下この項及び第7項において「契約不適合責任期間」という。）内に契約不適合を知り、その旨を受注者に通知した場合において、発注者が通知した日から1年が経過する日までに、契約不適合責任期間を超えて前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間内に請求等をしたものとみなす。
- 5 発注者は、第1項又は第2項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うことができる。
- 6 前各項の規定は、契約不適合が受注者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する受注者の責任については、民法の定めるところによる。
- 7 民法第637条第1項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。
- 8 発注者は、工事目的物の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等を行うことはできない。ただし、受注者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。
- 9 この契約が、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第94条第1項に規定する住宅新築請負契約である場合には、工事目的物のうち住宅の品質確保の促進等に関する法律施行令（平成12年政令第64号）第5条に定める部分のかし（構造耐力又は雨水の浸入に影響のないものを除く。）について請求等を行うことのできる期間は、引渡しを受けた日から起算して10年とする。この場合において、前各項の規定は適用しない。
- 10 引き渡された工事目的物の契約不適合が支給材料の性質又は発注者若しくは監督員の指図により生じたものであるときは、発注者は、当該契約不適合を理由と

して、請求等を行うことができない。ただし、受注者が支給材料又は指図が不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

第7号様式第50条の見出し中「受注者の」の次に「催告によらない」を加え、同条第1項中「、契約」を「、直ちに契約」に改め、同項第3号を削り、同条第2項を削り、同条を第52条とし、同条の次に次の1条を加える。

（受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第53条 第51条又は前条各号に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前2条の規定による契約の解除を行うことができない。

第7号様式中第49条を削る。

第7号様式第48条第2項中「前条第1項及び第3項」を「第55条第2項及び第6項」に改め、同条を第49条とし、同条の次に次の2条を加える。

（公共工事履行保証証券による保証の請求）

第50条 第4条第1項又は第5条第1項の規定によりこの契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証が付された場合において、受注者が第46条各号又は第47条各号のいずれかに該当するときは、発注者は、当該公共工事履行保証証券の規定に基づき、保証人に対して、他の建設業者を選定し、工事を完成させるよう請求することができる。

2 受注者は、前項の規定により保証人が選定し発注者が適当と認めた建設業者（以下「代替履行業者」という。）から発注者に対して、この契約に基づく次の各号に定める受注者の権利及び義務を承継する旨の通知が行われた場合は、代替履行業者に対して当該権利及び義務を承継させる。

(1) 請負代金債権（前払金、内払金又は部分引渡しに係る請負代金として受注者に既に支払われたものを除く。）

(2) 工事完成債務

(3) 契約不適合を保証する債務（受注者が施工した出来形部分の契約不適合に係るものを除く。）

(4) 解除権

(5) その他この契約に係る一切の権利及び義務（第29条の規定により受注者が施工した工事に関して生じた第三者への損害賠償債務を除く。）

3 発注者は、前項の通知を代替履行業者から受けた場合は、第6条の規定にかかわらず、代替履行業者が同項各号に規定する受注者の権利及び義務を承継することを承諾する。

4 第1項の規定による発注者の請求があった場合において、当該公共工事履行保証証券の規定に基づき、保証人から保証金が支払われたときは、この契約に基づ

いて発注者に対して受注者が負担する損害賠償債務その他の費用の負担に係る債務（当該保証金の支払われた後に生じる違約金等を含む。）は、当該保証金の額を限度として消滅する。

（受注者の催告による解除権）

第51条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

第7号様式中第47条の2を削る。

第7号様式第47条の見出し中「発注者の」の次に「催告による」を加え、同条中「するときは、」を「するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの」に改め、同条各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

第7号様式第47条中第7号及び第8号を削り、第6号を第8号とし、第5号を第7号とし、第4号を次のように改め、同号を第6号とする。

(4) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

第7号様式第47条中第3号を第4号とし、同号の次に次の1号を加える。

(5) 正当な理由なく、第44条第1項の履行の追完がなされないとき。

第7号様式第47条第2号中「その責めに帰すべき事由により」及び「明らかに」を削り、同号を同条第3号とし、同条中第1号を第2号とし、同号の前に次の1号を加える。

(1) 第6条第4項に規定する書類を提出せず、又は虚偽の記載をしてこれを提出したとき。

第7号様式中第47条を第46条とし、同条の次に次の2条を加える。

（発注者の催告によらない解除権）

第47条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 第6条第1項の規定に違反して請負代金債権を譲渡したとき。

(2) 第6条第4項の規定に違反して請負代金債権の譲渡により得た資金を当該工事の施工以外に使用したとき。

(3) この契約の目的物を完成させることができないことが明らかであるとき。

(4) 引き渡された工事目的物に契約不適合がある場合

において、その不適合が工事目的物を除却した上で再び建設しなければ、契約の目的を達成することができないものであるとき。

(5) 受注者がこの契約の目的物の完成の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(6) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。

(7) 契約の目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。

(8) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

(9) 川崎市暴力団排除条例（平成24年川崎市条例第5号）第7条に規定する暴力団員等、暴力団経営支配法人等又は暴力団員等と密接な関係を有すると認められるものに請負代金債権を譲渡したとき。

(10) 第51条又は第52条の規定によらないで契約の解除を申し出たとき。

(11) 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のうちいずれかの者。以下この号において同じ。）が、次のいずれかに該当するとき。

ア 川崎市暴力団排除条例第7条に規定する暴力団員等、暴力団経営支配法人等又は暴力団員等と密接な関係を有すると認められるものであるとき。

イ 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第23条第1項又は第2項の規定に違反したとき。

ウ この契約に関して、受注者が、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結するに当たり、その相手方がア又はイのいずれかに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。

エ この契約に関して、受注者が、ア又はイのいずれかに該当する者を下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（ウに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

（発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第48条 第46条各号又は前条各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前2条の規定による契約の解除をすることがで

きない。

第8号様式第1条第5項中「請求」を「催告、請求」に改める。

第8号様式第4条第2項中「第4項」を「第5項」に改め、同条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 受注者が第1項第3号から第6号までのいずれかに掲げる保証を付す場合は、当該保証は、第29条第3項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。

第8号様式第5条第1項中「かし担保特約」を「引き渡した工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）である場合において当該契約不適合を保証する特約」に改め、同条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 第1項の規定により受注者が付す保証は、第29条第3項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。

第8号様式第8条第5項中「請求」を「催告、請求」に改める。

第8号様式第18条及び第19条を次のように改める。

（契約不適合責任）

第18条 発注者は、第15条第4項の規定により工事目的物の引渡しを受けた場合において、引き渡された工事目的物が契約不適合であるときは、受注者に対し、目的物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、発注者は履行の追完を請求することができない。

2 前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

3 第1項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

- (1) 履行の追完が不能であるとき。
- (2) 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (3) 工事目的物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規

定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

（発注者の任意解除権）

第19条 発注者は、工事が完成するまでの間は、次条、第21条及び第23条第1項の規定によるほか、必要があるときは、契約を解除することができる。

2 発注者は、前項の規定により契約を解除した場合において、受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

第8号様式中第39条を第48条とし、第32条から第38条までを9条ずつ繰り下げる。

第8号様式第31条中「昭和41年川崎市水道局規程第28号」を「昭和41年水道局規程第28号」に改め、同条を第40条とする。

第8号様式中第30条の2を第39条とする。

第8号様式第30条中「請求」を「催告、請求」に改め、同条を第38条とする。

第8号様式中第29条を第37条とし、第28条を第36条とする。

第8号様式第27条中「第20条の2第1項（第21条第2項）」を「第29条第1項第1号の規定による損害金、同条第2項第1号（第23条第2項）」に、「又は第25条第1項及び第3項」を「又は第32条第1項及び第3項」に改め、同条を第35条とする。

第8号様式第26条の2中「第20条の2第1項（第21条第2項）」を「第29条第1項第1号の規定による損害金、同条第2項第1号（第23条第2項）」に、「又は第25条第1項及び第3項」を「又は第32条第1項及び第3項」に、「政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項に規定する財務大臣が決定する」を「支払遅延防止法の遅延利息の」に改め、同条を第34条とする。

第8号様式中第26条を第33条とする。

第8号様式第25条第1項中「第21条第1項各号」を「第23条第1項各号」に、「請負額」を「請負金額」に改め、同条を第32条とする。

第8号様式第24条第1項中「契約が」の次に「工事の完成前に」を加え、同条の次に次の1項を加える。

3 工事の完成後にこの契約が解除された場合は、解除に伴い生じる事項の処理については発注者及び受注者が民法の規定に従って協議して決める。

第8号様式中第24条を第28条とし、同条の次に次の3条を加える。

（発注者の損害賠償請求等）

第29条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。この場合において、受注者は、損害金を発注者の指定する期間内に支払わなければならない

い。

- (1) 工期内に工事を完成することができないとき。
- (2) この工事目的物に契約不適合があるとき。
- (3) 第20条又は第21条の規定により、工事目的物の完成後にこの契約が解除されたとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受注者は、請負金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) 第20条又は第21条の規定により工事目的物の完成前にこの契約が解除されたとき。

(注) 特定工事請負契約においては、「又は第21条」を「、第21条又は第48条第1項」に改める。

- (2) 工事目的物の完成前に、受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。

3 次に掲げる者が契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

- (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
- (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
- (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）に規定する再生債務者等

4 第1項各号又は第2項各号に定める場合（前項の規定により第2項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。

5 第1項第1号に該当する場合において、同項の損害金の額は、請負金額から出来形部分に相応する請負金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、契約締結の日における支払遅延防止法の遅延利息の率で計算した額とする。

6 第2項の場合（第21条第8号及び第10号並びに第23条第1項の規定によりこの契約が解除された場合を除く。）において、第4条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって第2項の違約金に充当することができる。

(受注者の損害賠償請求等)

第30条 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当

する場合は、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

- (1) 第25条又は第26条の規定によりこの契約が解除されたとき。
- (2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 第16条第2項の規定による請負代金の支払が遅れた場合において、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、契約締結の日における支払遅延防止法の遅延利息の率で計算した額の遅延利息の支払を発注者に請求することができる。

(契約不適合責任期間等)

第31条 発注者は、引き渡された工事目的物に関し、第15条第4項又は第5項の規定による引渡し（以下この条において単に「引渡し」という。）を受けた日から2年以内でなければ、契約不適合を理由として、履行の追完の請求、代金の減額の請求、損害賠償の請求又は契約の解除（以下この条において「請求等」という。）をすることができない。

2 前項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠その他の当該請求等の根拠を示して、受注者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。

3 発注者が第1項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下この項及び第6項において「契約不適合責任期間」という。）内に契約不適合を知り、その旨を受注者に通知した場合において、発注者が通知した日から1年が経過する日までに、契約不適合責任期間を超えて前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間内に請求等をしたものとみなす。

4 発注者は、第1項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うことができる。

5 前各項の規定は、契約不適合が受注者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する受注者の責任については、民法の定めるところによる。

6 民法第637条第1項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。

7 発注者は、工事目的物の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等を行うことはできない。ただ

し、受注者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。

- 8 引き渡された工事目的物の契約不適合が発注者又は監督員の指図により生じたものであるときは、発注者は、当該契約不適合を理由として、請求等をすることができない。ただし、受注者が指図が不適当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

第8号様式中第22条及び第23条を削る。

第8号様式第21条第2項中「前条第1項及び第3項」を「第29条第2項及び第6項」に改め、同条を第23条とし、同条の次に次の4条を加える。

(公共工事履行保証証券による保証の請求)

第24条 第4条第1項又は第5条第1項の規定によりこの契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証が付された場合において、受注者が第20条各号又は第21条各号のいずれかに該当するときは、発注者は、当該公共工事履行保証証券の規定に基づき、保証人に対して、他の建設業者を選定し、工事を完成させるよう請求することができる。

- 2 受注者は、前項の規定により保証人が選定し発注者が適当と認めた建設業者（以下「代替履行業者」という。）から発注者に対して、この契約に基づく次の各号に定める受注者の権利及び義務を承継する旨の通知が行われた場合は、代替履行業者に対して当該権利及び義務を承継させる。

- (1) 請負代金債権（請負代金として受注者に既に支払われたものを除く。）
- (2) 工事完成債務
- (3) 契約不適合を保証する債務（受注者が施工した出来形部分の契約不適合に係るものを除く。）
- (4) 解除権
- (5) その他この契約に係る一切の権利及び義務（第14条の規定により受注者が施工した工事に関して生じた第三者への損害賠償債務を除く。）

- 3 発注者は、前項の通知を代替履行業者から受けた場合は、第6条の規定にかかわらず、代替履行業者が同項各号に規定する受注者の権利及び義務を承継することを承諾する。

- 4 第1項の規定による発注者の請求があった場合において、当該公共工事履行保証証券の規定に基づき、保証人から保証金が支払われたときは、この契約に基づいて発注者に対して受注者が負担する損害賠償債務その他の費用の負担に係る債務（当該保証金の支払われた後に生じる違約金等を含む。）は、当該保証金の額を限度として消滅する。

(受注者の催告による解除権)

第25条 受注者は、発注者がこの契約に違反したとき

は、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(受注者の催告によらない解除権)

第26条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに契約を解除することができる。

- (1) 第12条の規定により設計図書を変更したため契約単価が3分の2以上減少したとき。
- (2) 工事の施工の中止期間が工期の2分の1（工期の2分の1が6月を超えるときは、6月）を超えたとき。ただし、中止が工事の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の工事が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

(受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第27条 第25条又は前条各号に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

第8号様式中第20条の2を削る。

第8号様式第20条の見出し中「発注者の」の次に「催告による」を加え、同条中「するときは、」を「するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの」に改め、同条各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

第8号様式第20条第1号中「理由なく、」の次に「工事に着手すべき期日を過ぎてても」を加え、同条中第6号及び第7号を削り、第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号中「前2号」を「前各号」に、「契約に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められる」を「この契約に違反した」に改め、同号を第4号とし、同号の前に次の1号を加える。

- (3) 正当な理由なく、第18条第1項の履行の追完がなされないとき。

第8号様式第20条の次に次の2条を加える。

(発注者の催告によらない解除権)

第21条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 第6条第1項の規定に違反して請負代金債権を譲渡したとき。
- (2) この契約の目的物を完成させることができないことが明らかであるとき。

- (3) 引き渡された工事目的物に契約不適合がある場合

において、その不適合が工事目的物を除却した上で再び建設しなければ、契約の目的を達成することができないものであるとき。

- (4) 受注者がこの契約の目的物の完成の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (5) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (6) 契約の目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (7) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (8) 川崎市暴力団排除条例（平成24年川崎市条例第5号）第7条に規定する暴力団員等、暴力団経営支配法人等又は暴力団員等と密接な関係を有すると認められるものに請負代金債権を譲渡したとき。
- (9) 第25条又は第26条の規定によらないで契約の解除を申し出たとき。
- (10) 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のうちいずれかの者。以下この号において同じ。）が、次のいずれかに該当するとき。
 - ア 川崎市暴力団排除条例第7条に規定する暴力団員等、暴力団経営支配法人等又は暴力団員等と密接な関係を有すると認められるものであるとき。
 - イ 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第23条第1項又は第2項の規定に違反したとき。
 - ウ この契約に関して、受注者が、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結するに当たり、その相手方がア又はイのいずれかに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。
 - エ この契約に関して、受注者が、ア又はイのいずれかに該当する者を下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（ウに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

（発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第22条 第20条各号又は前条各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前2条の規定による契約の解除をすることがで

きない。

第9号様式中「かし担保」を「不適合責任」に、「検査期間」を「検査期限」に改める。

第14号様式中「かし担保期限」を「不適合責任期限」に改める。

第15号様式中第19条を第26条とする。

第15号様式第18条中「請求」を「催告、請求」に改め、同条を第25条とする。

第15号様式中第17条を第24条とし、第16条を第23条とする。

第15号様式中第15条を削る。

第15号様式第14条第1項中「第12条」を「第14条、第15条」に、「第12条の2第1項第2号」を「第17条第1項第2号」に改め、同条を第20条とし、同条の次に次の2条を加える。

（契約不適合責任）

第21条 発注者は、第4条の規定による目的物の引渡しの日から相当の期間内に目的物に種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）が認められたときは、受注者に対し、目的物の修補又は代替物の引き渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、発注者は履行の追完を請求することができない。

2 前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

3 第1項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

- (1) 履行の追完が不能であるとき。
- (2) 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (3) 目的物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

（契約不適合責任期間等）

第22条 発注者は、引き渡された目的物に関し、第4条の規定による引渡し（以下この条において単に「引渡し」という。）を受けた日から相当の期間内でなければ、契約不適合を理由として、履行の追完の請求、代

金の減額の請求、損害賠償の請求又は契約の解除（以下この条において「請求等」という。）をすることができない。

- 2 前項の請求等は、受注者に対し、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠その他の当該請求等の根拠を示して、受注者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。
- 3 発注者が第1項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下この項及び第6項において「契約不適合責任期間」という。）内に契約不適合を知り、その旨を受注者に通知した場合において、発注者が通知した日から1年が経過する日までに、契約不適合責任期間を超えて前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間内に請求等をしたものとみなす。
- 4 発注者は、第1項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うことができる。
- 5 前各項の規定は、契約不適合が受注者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する受注者の責任については、民法の定めるところによる。
- 6 民法第566条本文及び第637条第1項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。
- 7 発注者は、目的物の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等を行うことはできない。ただし、受注者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。
- 8 引き渡された目的物の契約不適合が発注者の責めに帰すべき事由により生じたものであるときは、発注者は当該契約不適合を理由として、請求等を行うことができない。ただし、受注者が発注者の責めに帰すべき事由を知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

第15号様式中第13条を第19条とする。

第15号様式第12条の3第1項中「第12条」を「第14条及び第15条」に改め、同条第2項中「ことにより」を「場合において、」に改め、同条を第18条とする。

第15号様式第12条の2第1項第1号中「前条及び第13条第6項」を「第14条、第15条及び第19条第6項」に改め、同条を第17条とする。

第15号様式中第12条を削る。

第15号様式第11条の見出しを「(受注者の催告によらない解除権)」に改め、同条中「契約の解除を請求」を「直ちに契約を解除」に改め、同条を第12条とし、同条

の次に次の4条を加える。

(受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第13条 前2条に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前2条の規定による契約の解除を行うことができない。

(発注者の催告による解除権)

第14条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 正当な理由なく、着手すべき期日を過ぎても目的物の履行に着手しないとき。
- (2) 履行期間内に完納しないとき又は履行期間経過後相当の期間内に目的物を完納する見込みがないと認められるとき。
- (3) 正当な理由なく、第21条第1項の履行の追完がなされないとき。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項第1号、第2号、第4号及び第5号の規定に該当したとき。
- (5) 破産手続開始の決定を受けたとき、又は所在不明となったとき。
- (6) その他契約に違反したとき。

(発注者の催告によらない解除権)

第15条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) この契約の全部の履行ができないことが明らかであるとき。
- (2) 受注者がこの契約の目的物の完成の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (3) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (4) 契約の目的物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (6) 第11条又は第12条の規定によらないで契約の解除を申し出たとき。

(7) 川崎市暴力団排除条例(平成24年川崎市条例第5号)第7条に規定する暴力団員等、暴力団経営支配法人等又は暴力団員等と密接な関係を有すると認められるものであるとき。

(8) 神奈川県暴力団排除条例(平成22年神奈川県条例第75号)第23条第1項又は第2項の規定に違反したとき。

(9) この契約に関して、受注者が、下請契約その他の契約を締結するに当たり、その相手方が前2号のいずれかに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。

(10) この契約に関して、受注者が、第7号又は第8号のいずれかに該当する者を下請契約その他の契約の相手方としていた場合(前号に該当する場合を除く。)に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

(発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第16条 第14条各号又は前条各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

第15号様式第10条の次に次の1条を加える。

(受注者の催告による解除権)

第11条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

第16号様式第11条の見出しを「(受注者の催告によらない解除権)」に改め、同条中「は、契約の解除を請求」を「、又は履行の中止日数が契約期間2分の1を超えたときは、直ちに契約を解除」に改め、同条を第11条の2とし、同条の前に次の1条を加える。

(受注者の催告による解除権)

第11条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

第16号様式第11条の2の次に次の1条を加える。

(受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第11条の3 前2条に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

第16号様式第12条の見出し中「発注者の」の次に「催告による」を加え、同条中「するときは、」を「するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの」に改め、同条各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

第16号様式第12条中第2号を削り、同条第1号中「契約期間内に契約を履行しないとき、又は履行の」を「履行期間内に完納しないとき又は履行期間経過後相当の期間内に目的物を完納する」に改め、同号を第2号とし、同号の前に次の1号を加える。

(1) 正当な理由なく、着手すべき期日を過ぎても目的物の履行に着手しないとき。

第16号様式第12条中第5号から第8号を削り、第9号を第5号とする。

第16号様式第12条の3第1項中「第12条」を「第12条及び第12条の2」に、同条第2項中「ことにより」を「場合において、」に改め、同条を第12条の5とする。

第16号様式第12条の2第1項第1号中「前条」を「第12条、第12条の2」に改め、同条を第12条の4とする。

第16号様式第12条の次に次の2条を加える。

(発注者の催告によらない解除権)

第12条の2 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) この契約の全部の履行ができないことが明らかであるとき。

(2) 受注者がこの契約の目的物の完成の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。

(4) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

(5) 受注者から第11条又は第11条の2の規定によらず、契約解除の申出があったとき。

(6) 川崎市暴力団排除条例(平成24年川崎市条例第5号)第7条に規定する暴力団員等、暴力団経営支配法人等又は暴力団員等と密接な関係を有すると認められるものであるとき。

(7) 神奈川県暴力団排除条例(平成22年神奈川県条例第75号)第23条第1項又は第2項の規定に違反したとき。

(8) この契約に関して、受注者が、下請契約その他の契約を締結するに当たり、その相手方が前2号のいずれかに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。

(9) この契約に関して、受注者が、第6号又は第7号のいずれかに該当する者を下請契約その他の契約の相手方としていた場合（前号に該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。
（発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第12条の3 第12条各号又は前条各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

第16号様式第14条中「第12条」を「第12条及び第12条の2」に、「第12条の2第1項第2号」を「第12条の4第1項第2号」に改める。

第16号様式第15条を次のように改める。

（契約不適合責任）

第15条 発注者は、第5条の規定による目的物の引渡しの日から相当の期間内に目的物に種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）が認められたときは、受注者に対し、目的物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、発注者は履行の追完を請求することができない。

2 前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

3 第1項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

- (1) 履行の追完が不能であるとき。
- (2) 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (3) 目的物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

第16号様式第18条中「請求」を「催告、請求」に改める。

第17号様式中「かし担保」を「不適合責任」に改める。

第18号様式第23条を次のように改める。

（契約不適合責任）

第23条 受注者は、業務が完成又は完了し検査に合格した後、業務内容に種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）があったときは、発注者の請求により、その契約不適合の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、発注者は履行の追完を請求することができない。

2 前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

3 第1項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

- (1) 履行の追完が不能であるとき。
- (2) 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (3) 成果物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

第18号様式第23条の次に次の1条を加える。

（契約不適合責任期間等）

第23条の2 発注者は、引き渡された成果物に関し、第17条第4項の規定による引渡し（以下この条において単に「引渡し」という。）を受けた日から相当の期間内であれば、契約不適合を理由として、履行の追完の請求、代金の減額の請求、損害賠償の請求又は契約の解除（以下この条において「請求等」という。）をすることができない。

2 前項の請求等は、受注者に対し、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠その他の当該請求等の根拠を示して、受注者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。

3 発注者が第1項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下この項及び第6項において「契約不適合責任期間」という。）内に契約不適合を知り、その旨を受注者に通知した場合において、発注者が通知した日から1年が経過する日までに、契約不適合責

任期間を超えて前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間内に請求等をしたものとみなす。

- 4 発注者は、第1項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うことができる。
- 5 前各項の規定は、契約不適合が受注者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する受注者の責任については、民法の定めるところによる。
- 6 民法第637条第1項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。
- 7 発注者は、成果物の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等を行うことはできない。ただし、受注者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。
- 8 引き渡された成果物の契約不適合が発注者の責めに帰すべき事由により生じたものであるときは、発注者は当該契約不適合を理由として、請求等を行うことができない。ただし、受注者が発注者の責めに帰すべき事由を知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

第18号様式第24条の見出し中「受注者の」の次に「催告によらない」を加え、同条中「ときは、」の次に「直ちに」を加え、同条第3号を削り、同条を第24条の2とし、同条の前に次の1条を加える。

(受注者の催告による解除権)

第24条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

第18号様式第24条の2の次に次の1条を加える。

(受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第24条の3 第24条又は前条に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

第18号様式第25条の3中「第25条」の次に「又は第25条の2」を加え、同条を第25条の5とする。

第18号様式第25条の2第1項第1号中「前条」を「第25条又は第25条の2」に改め、同条を第25条の4とする。

第18号様式第25条の見出し中「発注者の」の次に「催

告による」を加え、同条中「するときは、」を「するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの」に改め、同条各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

第18号様式第25条第1号中「受注者のその責めに帰すべき事由により、」及び「明らかに」を削り、同条第3号を次のように改める。

(3) 正当な理由がないにもかかわらず第23条第1項の履行の追完がなされないとき。

第18号様式第25条第5号中「破産手続開始」の次に「、再生手続開始又は更生手続開始の申立て等が」を加え、同条中第6号から第9号を削り、第10号を第6号とし、第11号を削り、同条の次に次の2条を加える。

(発注者の催告によらない解除権)

第25条の2 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 第3条第1項の規定に違反し、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させたとき。
- (2) この契約の業務を完成させることができないことが明らかであるとき。
- (3) 受注者がこの契約の業務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (4) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達成することができないとき。
- (5) 契約の成果物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (7) 川崎市暴力団排除条例(平成24年川崎市条例第5号)第7条に規定する暴力団員等、暴力団経営支配法人等又は暴力団員等と密接な関係を有すると認められるものに請負債権を譲渡したとき。
- (8) 第24条又は第24条の2の規定によらないで契約解除を申し出たとき。
- (9) 受注者が次のいずれかに該当するとき。

ア 川崎市暴力団排除条例第7条に規定する暴力団員等、暴力団経営支配法人等又は暴力団員等と密

接な関係を有すると認められるものであるとき。

イ 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第23条第1項又は第2項の規定に違反したとき。

ウ この契約に関して、受注者が、再委託契約その他の契約を締結するに当たり、その相手方がア又はイのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

エ この契約に関して、受注者が、ア又はイのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（ウに該当する場合を除く。）

に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

（発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第25条の3 第25条又は前条に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

第18号様式第26条第1項中「第24条」の次に「、第24条の2」を、「第25条」の次に「、第25条の2」を加え、「(第25条の2第1項第2号に該当した場合を含む。)」を削り、同項(注)中「第24条」の次に「、第24条の2」を、「第25条」の次に「、第25条の2」を加え、同条第2項中「第24条」の次に「、第24条の2」を、「第25条」の次に「、第25条の2」を加え、「(第25条の2第1項第2号に該当した場合を含む。)」を削り、同項(注)中「」の次に「」を「又は第25条の2」を「第25条、第25条の2」に、「を加える」を「に改める」に改め、同条第6項中「第25条の2第1項」を「第25条の4第1項」に改め、同条第7項中「又は前条」を「、第24条の2又は前条」に改める。

第18号様式第27条第1項各号列記以外の部分中「第24条」の次に「、第24条の2」を加え、「又は第25条の3」を「、第25条の2又は第25条の5」に改め、「(第25条の2第1項第2号に該当した場合を含む。)」を削り、同項(注)中「第25条又は第25条の3」を「、第24条の2、第25条、第25条の2又は第25条の5」に、「、第25条、第25条の3」を「第24条の2、第25条、第25条の2、第25条の5」に改め、同条第1号中「第25条」の次に「又は25条の2」を加え、「(第25条の2第1項第2号に該当した場合を含む。)」を削り、「又は第25条の3」を「、第24条の2又は第25条の5」に改め、同号(注)中「」の次に「」を「又は第25条の2」を「第25条、第25条の

2」に、「を加える」を「に改める」に改める。

第18号様式第30条中「請求」を「催告、請求」に改める。

第19号様式第20条を次のように改める。

（契約不適合責任）

第20条 受注者は、業務が完成又は完了し検査に合格した後、業務内容に種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）があったときは、発注者の請求により、その契約不適合の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、発注者は履行の追完を請求することができない。

2 前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

3 第1項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

(1) 履行の追完が不能であるとき。

(2) 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 成果物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

第19号様式第20条の次に次の1条を加える。

（契約不適合責任期間等）

第20条の2 発注者は、引き渡された成果物に関し、第16条第4項の規定による引渡し（以下この条において単に「引渡し」という。）を受けた日から相当の期間内でなければ、契約不適合を理由として、履行の追完の請求、代金の減額の請求、損害賠償の請求又は契約の解除（以下この条において「請求等」という。）をすることができない。

2 前項の請求等は、受注者に対し、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠その他の当該請求等の根拠を示して、受注者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。

3 発注者が第1項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下この項及び第6項において「契約不適合責任期間」という。）内に契約不適合を知り、その旨を受注者に通知した場合において、発注者が通

知した日から1年が経過する日までに、契約不適合責任期間を超えて前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間内に請求等をしたものとみなす。

4 発注者は、第1項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うことができる。

5 前各項の規定は、契約不適合が受注者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する受注者の責任については、民法の定めるところによる。

6 民法第637条第1項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。

7 発注者は、成果物の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等を行うことはできない。ただし、受注者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。

8 引き渡された成果物の契約不適合が発注者の責めに帰すべき事由により生じたものであるときは、発注者は当該契約不適合を理由として、請求等を行うことができない。ただし、受注者が発注者の責めに帰すべき事由を知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

第19号様式第21条の見出し中「受注者の」の次に「催告によらない」を加え、同条中「発注者が契約に違反し、その違反により業務を完了することが不可能となったときは、」を「次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに」に改め、同条に次の2号を加える。

(1) 第12条の規定により業務内容を変更したため契約金額が3分の2以上減少したとき。

(2) 第12条の規定により業務中止期間が契約期間の2分の1を超えたとき。

第19号様式中第21条を第21条の2とし、同条の前に次の1条を加える。

(受注者の催告による解除権)

第21条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

第19号様式第21条の2の次に次の1条を加える。

(受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第21条の3 第21条又は前条に定める場合が受注者の責

めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

第19号様式第22条の見出し中「発注者の」の次に「催告による」を加え、同条中「するときは、」を「するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの」に改め、同条各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

第19号様式第22条第1号中「受注者の責めに帰すべき事由により、」及び「明らかに」を削り、同条第3号を次のように改める。

(3) 正当な理由がないにもかかわらず第20条第1項の履行の追完がなされないとき。

第19号様式第22条第5号中「破産手続開始」の次に「、再生手続開始又は更生手続開始の申立て等が」を加え、同条中第6号から第9号を削り、同条中第10号を第6号とし、同条第11号を削る。

第19号様式第22条の3中「第22条」の次に「又は第22条の2」を加え、同条を第22条の5とする。

第19号様式第22条の2第1号中「前条」を「第22条又は第22条の2」に改め、同条を第22条の4とする。

第19号様式第22条の次に次の2条を加える。

(発注者の催告によらない解除権)

第22条の2 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 第3条第1項の規定に違反し、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させたとき。

(2) この契約の業務を完成させることができないことが明らかであるとき。

(3) 受注者がこの契約の業務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(4) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達成することができないとき。

(5) 契約の成果物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。

(6) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

(7) 川崎市暴力団排除条例（平成24年川崎市条例第5号）第7条に規定する暴力団員等、暴力団経営支配法人等又は暴力団員等と密接な関係を有すると認められるものに請負債権を譲渡したとき。

(8) 第21条又は第21条の2の規定によらないで契約解除を申し出たとき。

(9) 受注者が次のいずれかに該当するとき。

ア 川崎市暴力団排除条例第7条に規定する暴力団員等、暴力団経営支配法人等又は暴力団員等と密接な関係を有すると認められるものであるとき。

イ 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第23条第1項又は第2項の規定に違反したとき。

ウ この契約に関して、受注者が、再委託契約その他の契約を締結するに当たり、その相手方がア又はイのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

エ この契約に関して、受注者が、ア又はイのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（ウに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

（発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第22条の3 第22条又は前条に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

第19号様式第23条第1項中「第21条」の次に「、第21条の2」を、「第22条」の次に「、第22条の2」を加え、「（第22条の2第1項第2号に該当した場合を含む。）」を削り、同項（注）中「第21条」の次に「、第21条の2」を、「第22条」の次に「、第22条の2」を加え、同条第2項中「第21条」の次に「、第21条の2」を、「第22条」の次に「、第22条の2」を加え、「（第22条の2第1項第2号に該当した場合を含む。）」を削り、同項（注）中「第21条」の次に「、第21条の2」を、「第22条」の次に「、第22条の2」を加え、同条第5項中「第22条の規定」を「第22条又は第22条の2の規定」に改め、「（第22条の2第1項第2号に該当した場合を含む。）」を削り、同項（注）中「」の次に「」を「又は第22条の2」を「第22条、第22条の2」に、「を加える」を「に改める」に改め、同条第6項中「第22条の2第1項」を「第22条の4第1項」に改め、同条第7項中「第21条」の次に「、第21条の2」に改める。

第19号様式第24条中「第21条」の次に「、第21条の2」を、「第22条」の次に「、第22条の2」を加え、「第22条の3」を「第22条の5」に改め、「（第22条の2第1項第

2号に該当した場合を含む。）」を削り、同条（注）中「第21条」の次に「、第21条の2」を、「第22条」の次に「、第22条の2」を加え、「第22条の3」を「第22条の5」に改める。

第19号様式第27条中「請求」を「催告、請求」に改める。
第20号様式を次のように改める。